

朝市後の覚

池田孝善軒著

特259

584

3

38



始



第259
584



池田忠雄著

朝市後の覚



朝露の覺自序

人生朝露の如し。其の事に觸れ、物に應じ、千變萬化實に窮りなし。若し之が覺を記せざる時は忽ち忘れ易きを慮り、其の最も著しき事項を摘録し、以て聊か之を保存す。因て自から命けて朝露の覺と曰ふ。(其の典故は、漢書蘇武傳に、「人生如朝露何久自苦如此」に出づ)

池田 遼 養軒



可以保身可以

金生

辛酉秋 直興





新西漢真武

金如

白名孫吹何元

三

世風六

名心集

三壽世 古其多死生心

不迷

卷一



於一

木末

池田氏第九世孫宏恭敬齋供、上諫于

先後院殿之尊靈、虔而禱冥福、

屈指距今、六十有八年前、戊辰之歲、幕府還政、

此難、先考于時、年甫十八、氣銳且失措、能辨大義、不肯妄動、奉父母、挈弟妹、隱于武州成增村、棄劍執鋏、

一意體恭順之命、竭力稼穡、具嘗辛酸、勞乏達極、不撓不屈、徐視天下之形勢、豁然大悟、心誓以文事報效、

明、事遵養、克處艱、志愈固、竊待時、非丈夫知明、未如斯也、既聞德川氏管駿遠二國、即赴之、披瀝宿願、歸

參允可、召於新藩初學所、為其教授、未幾、出而于役、陪從宮崎水石先生、臨於奧羽、學漸進、識亦加、四方豪

遊之志旺也、將經蝦蟇之地、遠訪魯國、親探其國情、大有所為、忽遭廢藩置縣、促歸縣之命甚急、不果壯舉、空

還鄉關、先見之明、與志士之風采、報國之丹心、俱宜觀、其遺恨亦有餘察焉、爾來快、不樂、抑鬱勃之情、張村

塾於岳麓大宮、不屑朽腐僻境、負笈為客於東京、叩諸大家之門、有所獲、不幸事違志、遂落魄于江湖、窮到骨、

不敢求緣由、願以武練文、私淑于勝海舟、山岡鐵舟兩先生、訂交於志士之間、且受誨、夕論策、不苟改其樂、非

烈士循理、則奚能耐之耶、況於在家父母、既離世祿待其出仕、二弟二妹、尚幼而要鞠育乎、先考當年之心緒、誰

知得焉、汲、忙、于茲八年、為縣吏、始成家、纔得小康矣、

先考夙懷千里之志、豈甘小成、偷一日之安哉、憂國慨世、耿、不寐、猶在危、自稱疎狂、不羈不黨、執正而不動、

履義而不懼、克勵職事、又夙用意于國事、雖官卑祿小、自任為布衣之卿相、立議建言、從橫侃諤、不毫憚威權、

明治八年仕官以來、三十星霜、終始於牧民之職、以郡長畢、退官也、每蒙議院議員總選舉、兩政黨之幹部、迭推

而慈惠立候補、先考有深所感于時事、不肯應諾、不圖被選農會長、範示名譽職之實、頗盡瘁、任期滿、辭再選、

擔任靜岡縣立三保學院創始之業、是耳順之翌春也、潛心于感化教育、又十年、做於杏坪、善山之輩、大啓迪童蒙、

改過遷善者衆、過古稀而歸臥東京青山、將友山水、娛風月、忽召命到、掌理帝室博物館五十年沿革史編纂事業、

舉事功、喜字之歲、自適於湘南之茅庵、悠然樂有餘矣、

今按先考之公生涯、實垂六十年、蓋希有也、其年所既超常人之二世三世、其實歷豈易悉諸乎、加旃先考功績饒多、德譽最湛、書不盡言、言不盡意、憂述而不盡、憚過而累名、寧以不肯頌爲禮、雖然奈思慕之念遂不能默何、先考之言行、概言之、大則廣天下之公益、善導世道人心、資益君國之政務、小則管一地方、獎學興業、開化易俗、固鄉村安榮之基礎、致里邑之輯睦和平、濟地方自治之美、足跡印處、則治績徧、衆咸賴其慶、德風惠滋、自邇及遐、宰磐田郡前後二回、官歷過半、奉之于斯、以是其名聲、特藉甚於此地方、威望自令居民愛傾、其子孫迄今、仍不呼姓氏、崇稱郡長、嗚呼偉哉、當謂吏人之師表、又宜稱忠孝兩全之國士、景仰遺德者、豈啻止於親戚故舊之間乎、聞訃、操筆爲誄者接踵、事畏達天聽、特賜追贈之御沙汰、寔死而有餘榮、假令在世之日、空懷巨器、有憾軻不遇之歎、猶可謂遺芳於千載矣、尊靈又以可慨也。

翻而惟、先考者、武人而文人也、文人而武人也、其精神貫孔孟之教、其施爲藏尊德先生之訓、其節乃見矣、有自撰之謚號、云

先後院十一在一不居士、蓋在欲自爲范文正公、而踐尊德先生之行狀、先考終生、求諸己、不敢自欺、求諸人、非令聽則不已、以爲對揚聖勅所、畢生之願、業已在茲、平生一圖、庶幾識見高邁、言行忠信、不耻於爲先憂後樂之士、自傲而曰、人之一生、承諸于祖先、傳諸于子孫、一舉一動、不須苟忘報祖先之德、又常應念爲其子孫生命之源泉、乃愈益良知而作深戒矣、於是乎、八十有五年、遂不貽悔吝、容與分全天壽焉、非聖者、則不能做也、先考有閑、必對淨几、讀經書、誦古詩、以養真、故其根深、蒂亦固、善守名利之關而不誤、清癖遂爲性、眼中有天下國家之憂、無一身一家之樂、故處事、自信頗厚、持身謹嚴方正、寡慾恬淡、故自奉極菲薄、施人最厚渥、惟積德爲樂、即知其心自廣、體太胖、晚年爲五蘊之機能完、錢鏐凌壯者、莫曾廢朝禮朝拜之例、每朝必戴星而起、齋戒沐浴、親祀天神地祇、遙拜皇太神宮、勸請諸社之神靈、拍手再拜、謹奉感謝神明之加護、向東

拜伏宮城、奉讀明治大正及昭和之聖詔聖勅、且奉唱天皇皇后皇太后三陛下並皇太子殿下之萬歲、熱禱國運之長久者多時、是其日課也、歲有旱、則祈雨、有澇則禱晴、每有事變、必臨機凝願、待有其徵、至誠動人、非凡人之能追隨所也、

昭和甲戌之歲、聞奧羽冷害、憂傷不措、行事最勤、十一月、天俄寒、終發熱、雖自知不復起、不毫訴病苦、神色自若、病革、告母氏曰、予今逝、是天之命也、今臨永訣、賞爾孝貞、必勿泣、須含笑而送、顧安而曰、予既永在世、无遺憾、死後可託爾之事亦絕無、庶幾兄弟姊妹、益親睦、一家教養、其彌揚家名、訖而深謝親戚故舊之厚誼、與醫家之深切、又賴僕婢看護婦等之勞、辭色慰勸、使侍養者、恐懼不能知所措、奚知是最後之語也、遂入于幽明之境、夢幻之間、止視欲營日課行事之風而已矣、嗚呼悲哉、安與母氏眷族親侍、拜義烈超人、厲嚴存神之靈威、不覺感淚滂沱、含哭泣之哀、默禱則容範凜乎如在、嗚呼先考之尊靈、必凝而化魂魄、日、拍手再拜、永冥護皇基。熟按、先考憎惡、甚於豺狼、進善猶水到渠成、常擴充報德訓、開世救世、爲己任、率先躬行、莫不遵規律、勸之于人、諄、如視子、在江湖之遠、不謾盡忠報國安民之志、進則獻策于當路、不敢辭鼎鑊、退則留感懷於文書、必爲自箴、忙中之間、爲孜、養真之時、閑中之忙、入拳、報德之行、這般之消息、與吐哺握髮之間、思國憂世、難默止之記錄、俱一、可徵諸於存稿中、

先考遺著頗多、存稿充棟、最善傳其平生者、日誌也、每冊以鉛筆、細記其日之事、其間述懷亦詳密、壓縮之、遂整理者、爲朝露之覺、是亦既成卷、其數達八、別有日本國民體育論一篇、明治三十三年所著、大論優生相續、卓見今仍可聽、又有紀行類、題云北游帖奧羽游學記、巡和紀行奈良、吉野、笠置、京都巡遊記、洛中洛外之社寺、風光、天井寺、皆爲好箇之文獻、詩文之集帙亦不鮮、遵養軒詩集、同歌集、同文集是也、孰稿本而未施工、翻之、先考之素懷、鑿、乎有聲、其行狀昭、乎可見、觀察犀利而精緻、善言逸話、傳其面目而躍如、法言不欺、當知書者心畫也、退而熟考、宏蒙覆育之恩、深遠且宏大也、夙欲做先考之行狀、怕未得久矣、今遽遭喪、痛心失措、幸遺稿完

存、令彷彿容儀、恭拜讀之、恰似親聞道、以為追善之途、即惟一、只在於通讀全篇、深銘肝貼範、體得實訓而不肯背、乃中陰、深閉門、俛遺德、涕歎促筆、漸修此書、仍題朝露之覺、今肅而薦進諸于靈前矣、謹仰案檢、伏待簽錄、

竊惟。所採錄、不過貽範之一小部分、可乘而所逸漏、亦必不鮮、淺學不肖、校書猶虞有誤脫、不敢畏誅逐、竄畏失孝、愚宏之微衷無他、欲附諸于劄劄、為不朽不刊之書、願諸於先考血屬之間、令子孫為座右銘耳、一言一行必先問之、而後行之、事無大小、必錄之、而省之、兢兢不怠、則幾于紹述實訓乎、聊述所思、冀嘉納、

恭按、不肖宏雖不敏、既奉遺命、繼家督、弟妹亦皆成家而有年、互盡于國事、非無寸功、前途不可測、而憾不復能拜樂只之晉容也、太切矣、庶幾一族相依、共奉慈母、率兒孫、愈致誠悃、相誓而服膺貽範、欲期不毀損英名令譽、冀垂賜照鑑焉、今日恰丁

先後院殿五七日忌速夜、乃嚴修法要恭敬祭祀、思慕景仰、難已之至情、迫而不能覆藏、乃虔而拜跪于尊前、與親屬故舊、俱頌遺德、而禱冥福、尙來饗。

昭和十年乙亥歲一月二十九日

宏 謹白

朝露の覺 目次

自序……………扉裏

寫真 著者肖像(昭和八年撮影)……………

題字 直興 (直興とあるは大森鐘一即ち今の大本男爵の父にして宏の外舅に當る。著者の語に應じて書ける句なり。如何にも相應しければ此書の題字としたり。)

辭世 (遺命書中に在り。遺命書は昭和八年十二月訃(むし)ものなれば、此書は同年歲晚の筆なり。)

誄 長子宏……………目次前

一 我が家系と先考妣……………一丁

 — 祖先と池田氏の由來(一) — 池田第一世より第六世(一) — 第七世即著者の先考妣(一)

二 忠一年譜……………三丁

三 修養時代 (出生より歳二十四五まで。嘉永三年鎖國時代より幕府政權還上、皇政維新廢藩置縣を経て明治七年に至る。)

 — 昌平費素讀吟味(六) — 明治維新と歸農(六) — 徳川氏の轉封と歸參復籍(六) — 文事の修養と北國游歴(七)

 — 廢藩置縣と東京游學(七)

四 仕官の始と屬官時代 (廿五六より卅三四まで。明治八年即幕府廢後より、三新法施行、國會開設の詔勅、地方制度調査開始時代の明治十六年に至る。)

 — 學區取締(八) — 弟善作の早世(八) — 御巡幸に付 上表民情を圖書にして 乙夜の覽に供す(八) — 大迫縣令に時務十策を獻す(九) — 三新法の施行擔任(一〇) — 皇居御造營に關する 上書案(一〇) — 父七甫の病歿(一一) — 服喪中出仕上京の急命(一一) — 城東郡來福村の訴訟事件(一一) — 勝訴復命(一二) — 亡友高橋淑道

(一三)——歸縣と静岡縣廳明治十五年の大改革(一三)——土木課創設の建議(一三)——改革後の廳務に關する建議(一四)——先考の墓石成る(一五)——先考追悼の詩(一五)

五 地方牧民官時代

(冊四歳より五十三歳まで。明治十六年より立憲自治の時代と)
入り、日清戦後、臥薪嘗膽時代を経て明治三十五年に至る。

………一五丁

——佐野城東郡長に擢でらる(一五)——來福村と成行村の合體和衷を圖りて成る(一六)——掛川中學と東遠衛生會(一六)——城東郡池新田村と新野村との葛藤調停(一六)——豊田山名警田郡長に轉任(一七)——社山郡長と稱せらる(一七)——天龍川流域の爲めに圖かる(一七)——關口知事に封事五項を獻す(一八)——明治二十年郡内施行事項(一九)——見附高等小學校の新築成る(二〇)——請留山事件の調停(二〇)——慶喜公家達公舊臣を静岡に召さる(二〇)——明治二十一年郡内施行事項(二〇)——帝國憲法及地方制度に關する建白(二〇)——社山疏水工事中止(二八)——豊田郡廣瀬村三ツ家松の木島堤防の大破と其の善後策(二八)——明治二十二年郡内施行事項(二九)——寺谷用惡水路工事成る(二九)——第一次衆議院議員總選舉(二九)——作次郎屋敷(二九)——明治二十二年郡内施行事項(二九)——下野部共有秣山事件(三〇)——露國皇太子遭難(三〇)——農産物品評會と教育品展覽會(三〇)——寺谷用水紀功(三〇)——明治二十四年郡内施行事項(三〇)——指定郡に關する建議(三〇)——府縣會議員選舉會規則中改正の建議(三一)——所得税法改正建議(三一)——藝妓營業制限に關する建議(三三)——風水害と侍従の御巡視(三三)——生徒の獎勵(三四)——中遠農會の組織發會(三四)——振武會(三四)——明治二十五年郡内施行事項(三三)——地方行政整理に關する意見(三四)——郡長會に關する建議(三八)——土地區劃に關する建議(三九)——明治二十六年郡内施行事項(四〇)——新年會(四〇)——大婚二十五年祝典(四〇)——日本赤十字社員總會と社業に關する意見(四〇)——勸業會擴張に關する建議(四一)——日清戦役後援(四一)——亡友蜂屋定憲遺族扶助の件(四一)——賀茂那賀郡長に轉任を命ぜらる(四二)——警田郡官民送別の辭(四二)——明治二十八年郡内施行事項(四三)——松陰先生撰文

金子重輔碑成る(四四)——豆陽學校問題(四四)——日清役行賞賜の 御沙汰を拜辭せんとして得ず(四五)——叙勳の 御沙汰を拜す(四六)——宏東京留學箴(四六)——明治二十九年郡内施行事項(四六)——地方大政に關する意見書特に郡書記、師範教育、視學及産業經濟に關するもの(四七)——地方長官の進退等人事の時弊及中央地方の脈絡貫通、並實業及教育振興等に關する千家知事宛内翰(四九)——慶喜公の東京御轉住(五〇)——勝海舟翁に時事寄書(五〇)——明治三十年郡内施行事項(五一)——警田郡長再任の辭令に接す(五二)——兵制に關する建白(五二)——明治三十一年郡内施行事項(五二)——黨弊の侵潤の跡に徴し西郷内務大臣に獻言す(五三)——簡易農學校程度引上問題(五四)——鈴木七二郎の郡長榮選を喜ぶ(五四)——明治三十二年郡内施行事項(五四)——天龍川流域三十ヶ町村水利土功會の解散と其の決議に依る感謝(五五)——小野田知事に地方行政九要目獻言(五五)—— 皇太子殿下御慶事奉祝(五六)——於保村大原南田と中泉町二ノ宮に關する大池水利事件和解成る(五六)——明治三十三年郡内施行事項(五七)——日本國民體育論(五七)——報徳社の積弊を論ず(五八)——地方行政十三要目を志波知事に提出す(五八)——愛知、三重兩縣行政事務視察を命ぜらる(五九)——明治三十四年郡内施行事項(五九)——休職の恩命を拜し、官を辭す(五九)

六 清閒養正と報徳救世の願ひ

(五十三歳より選擧まで。明治三十五年より日露戦役後)
國一致、戦後經營時代を経て明治四十三年に至る。

………六〇丁

——清閒養正の勞頭衆議院總選舉に付候補者問題にて悩まさる(六〇)——遠江學生獎勵會に關する卑見(六〇)——岡田報徳社長來談(六一)——旌徳堂建設の議(六一)——御厨青年研究會員に示す(六二)——大に報徳結社及社旨の普及に勉め、報徳教義の研究に盡す(六三)——岡田社長に革新擴張の急を迫る(六三)——財政及行政整理に關する建白書を一木法制局長官を経て首相に呈す(六四)——警田郡裁縫教員同窓會に寄す(六六)——教科書事件善後に關し、文教刷新の議を久保田文相に獻す(六七)——耕地整理期成規約實施規程案(七〇)——報徳社刷新の議(七一)——

圖らず中遠農會長に當選す(七二)——農會施設事項と戦時後援(七二)——農會の活動を促す(七二)——福田銀行事件(七三)——時局に付き龜井知事に縣政刷新の議を獻じ、農會の活動を益さんとす(七三)——報徳社の現況を叙べて尊徳先生の遺教に及び、大に所感を披瀝す(七五)——金原疏水財團事務章程(七八)——田原村惡水問題(七八)——縣農會長に内狀を寄せて縣農會の改善を促す(七八)——農會員心得書案(七九)——東海煙草會社の紛議調停(八〇)——書を實業懇談會に寄す(八〇)——母まう子病みて歿す(八二)——先妣を祭るの文(八二)——見付煙草製造所(八四)——明治三十七年郡農會施行事項(八四)——静岡縣士族協議會(八四)——國庫債券募集に關する建議(八四)——講和に關する上表(八五)——同再上表(八六)——長女鍊子鈴木惣作と結婚す(八七)——縣農會事業上に關する意見書(耕地整理十年計畫、町村農會獎勵等)(八八)——日露戰役忠死者招魂祭祀に關する建白(八九)——日露講和善後に關する 上奏(九〇)——縣立農學校移轉の議を排す(九二)——宏に仕官心得を示す(九二)——明治三十八年郡農會施行事項(九二)——李家知事に進言(九三)——李家知事に行政監督、町村吏員獎勵等縣政刷新意見五項を獻す(九三)——文官行賞に關する持論を西園寺首相に上る(九五)——岡田報徳社長に反省を促す(九五)——外孫介爾を擧ぐ(九六)——祖先累代祭(九六)——郡制廢止問題並市町村制改正案に關し書を一木博士に寄す(九六)——中遠教育會に郡出身軍人の勤功事績調査と忠死者祭祀等の議を進む(九七)——縣立農學校移轉問題の紛糾を解決す(九七)——池田家憲を成文の典とす(九八)——報徳社の賞狀を卻く(九八)——宏に大森鍾一二女信子を娶る(九八)——地方官々制改正の議に付岡野法制局長官に四部制廢止の不可行を論ず(九九)——李家知事に内狀す(一〇〇)——宏神奈川縣事務官に轉任に付き施政上の要項を示す(一〇〇)——日露役殊勳者市川紀元二の銅像除幕(一〇一)——錫・克學生五耻箴(一〇一)——内閣更迭につき一木博士の奮起を望む(一〇一)——大に小松原新文相に期待す(一〇二)——縣杯武に二男三男の大學卒業を祝す(一〇二)——一木喜徳郎に報徳教の普及を勸む(一〇二)——郡農會長在職中

の慰勞を謝絶す(一〇三)——知事より島田町長たらむことを懇囑されたるも辭退し、友人を薦む(一〇三)——天龍村青年會に臨みて始の説を示す(一〇三)——祖先累代の墓所東京市區改正の結果染井に移轉に付改葬(一〇三)——磐田郡沿革(一〇三)——宏三重縣警察部長に轉任に付手翰を寄せて祝規す(一〇四)——初めて嫡孫善長を擧ぐ(一〇四)——宏編著自強錄(一〇五)

七 感化教育十年

(選曆の翌年より古稀に至る。明治末期より大正中期に至る。明)

——静岡縣立三保學院長に任ぜらる(一〇五)——毎日の行事と日々因める教訓(一〇五)——宏累進社會局長となるや、惜くも東京市助役として後藤男爵の東京市長を輔けざるを得ざる事となり官を辭す(一〇八)——説子以下内外孫を加へ錫・克の結婚、二女ふく子と榛村專一の結婚等慶事相踵ぐ(一〇八)——錫克に與へし仕官十箴(一〇八)

八 古稀有餘

一〇九丁

——三保學院を辭して感あり(一〇九)——青山歸臥、恩人親族朋友等の展墓(一〇九)——一生の御禮奉公帝室博物館五十年史編纂の業務(一〇九)——先づ編纂目的を定め、著々材料を涉獵し逐次摘録、編纂大意と編纂凡例を定む(一〇九)——金原明善翁の死を悼む(一一〇)——大正大震災災に非命の死を免かる(一一〇)——信子病歿(一一一)——西萩窪へ移住す(一一一)——宅調の認可(一一一)——宏京都に轉任(一一一)——宏但馬民子と結婚す(一一一)——京都移住(一一二)——末孫女中子を擧げたるの喜び(一一二)——横濱懷古(一一二)——大正天皇崩御 今上陛下登極(一一二)——茅ヶ崎に安住す(一一三)——帝室博物館沿革史編纂成績回顧(一一三)

九 有

終(米壽)指(の處)

一一四丁

——毎日朝拜及拜讀例の改正(一一四)——朝拜方改正(一一五)——五男充之(一一五)——涼池院五十年法要(一一五)——震災記念日に於ける述懐(一一六)——御即位の大禮奉祝(一一七)——松茂庵副築成る(一一七)——孔子祭(一一七)

— 宏勇退し光大天逝す(一一七) — 國勢調査(一一七) — 池蓮院様二十七回忌(一一八) — 一族の高齡祝(一一九)
 — 妹かな(一一九) — 弟和三郎遂に逝く(一一九) — 鈴木芳太郎翁逝去(一一九) — 朝禮式詞に滿洲事變全勝平定
 祈願を加ふ(一二九) — 綾部關翁永眠(一二〇) — 錫、國際冷凍協會總會へ派遣を命ぜらる(一二〇) — 但馬八木藏
 翁永眠(一二〇) — 錫・克分家各一家創立(一二〇) — 善長命名典故(一二二) — 茅ヶ崎開町二十五周年紀念(一二二)
 — 皇太子殿下御降誕(一二二)

朝露の覺の後に宏泣くく註す

朝露の覺の由來(一二二) — 敬親碑を撰びたる所以(一二三) — 不幸病に臥す(一二三) — 昭和九年十二月二十七日
 八十五歳を以て身罷る(一二三) — 自撰の謚號(一二三) — 辭世(一二三) — 來弔・葬儀(一二三) — 肥田春充の弔
 辭(一二三) — 本書の補遺とも見るべき長子善長の「御靈に捧ぐ」(一二三) — 敬親碑文(一二五) — 建議書(一二五)
 中の註(一二五)

遵養軒詩集抄

一、北遊途上(一二六) — 二、歸郷待時(一二六) — 三、仕官閑邪(一二七) — 四、帶命滯京(一二三〇) — 五、歸縣
 之後(一二三三) — 六、忙裡閒優(一二三三) — 七、罷官養眞(一二三九) — 八、三保即事(一二四六) — 九、歸臥于青山(一
 四九) — 一〇、入洛參拜(二五五) — 一一、松茂庵悠適(二五六)

遵養軒歌集抄

遵養軒文集抄

讀幽囚錄(一六四) — 如愚泉記(一六四) — 觀審花記(一六四) — 與蜂屋定憲書(一六四) — 縱觀亭記(一六五) — 繹
 堂說(一六五) — 始建園記(一六六) — 送淺野彰赴任于志太郡北部序(一六六) — 寄梅澤敏書(一六六) — 寄今井信
 郎書(一六七) — 絢齋遺稿序(一六七) — 與岡田良一郎書(一六七) — 共研學會記(一六八) — 潛心學會新築開校祝
 詞(一六八) — 沼津小學校新築開校祝詞(一六八) — 寄永峰彌吉書(一六九) — 宮崎先生墓表(一七〇) — 送永峰彌
 吉赴任于宮崎縣(一七〇) — 積慶堂記(一七〇) — 羽衣天女祠碑再建記(一七二) — 柏梁翁祠堂記(一七二) — 酒茶
 孰優辨(一七二) — 十一在不居士之謚號說(一七二)

追記 著者の友人より寄せられたる追悼詞藻

挿入寫眞及筆蹟

父追悼詩並明治十二年上京の際撮影の著者肖像 一二丁の後
 日本國民體育論序原文及同結論一節 五七丁の後
 故岡田良一郎先生書報德訓 六二丁の後
 朝露の覺中の一節 六三丁の前
 明治四十四年撮影著者肖像 一〇七丁の後
 和歌(自影に題して) 一〇八丁の前
 書齋に於ける著者肖像(昭和八年撮影) 一一一丁の後
 故岡田良平氏より著者に宛てられし書翰 一二二丁の前
 漢詩(恭祝池田社會局長官兼任于復興院理事) 一二六丁の前

(外題及扉の題號及著者名號共に朝露の覺に毎冊著者が型の如くに書出でたるを其儘寫眞とす。)

朝露の覺

一 我が家系と先考妣

溯れば池田家の先は人皇第八代孝元天皇五世武内宿禰より出づ。宿禰二十世の孫紀維實、美濃國池田庄に住む。因て池田氏と稱す。維實の五世奉貞嗣なし。六孫王源經基の六世、源仲政四男泰政を養て子とす。泰政の八世教依亦嗣なし。橘諸兄數世の後裔楠正行戦死後遺族の一子教正を養て子とす。然後累世連綿として絶へず。故に三姓あり。曰く紀、曰く源、曰く橘是なり。橘教正の三世正利源姓を慕ひ、本姓紀を改めて源とし、子孫永く源を以て姓とすといふ。

正利より第六世正依に至る。正依童名伊勢松と稱し、後作次郎と改む、膂力あり。柴田勝家、上杉景勝に歴仕し、屢々戦功あり、晩年遠州堀江に退隱す。又正依は源頼光五世の後胤源恒利より五世松平新太郎光政の甥にして曾て福島左衛門尉に仕へ、福島没落後浪人たりといふ。(宏註。父は明治二十三年九月遠江國敷知郡北

庄内村堀江に所謂作次郎屋敷を訪ね、如中に存する古墳に就て聊か其英魂を祭れり。其記「朝露の覺」二九丁裏に出づ。

正依の子、岡七郎右衛門俊正、母は上杉景勝の家臣、岡左内貞繼女にして、諸侯に歴仕し、最後に元和三年十二月松平丹波守康長に仕へ、知行二百石、承應元年七月二十一日濃州加納に歿す。享年

七十五。俊正岡氏と稱したるは母姓を冒したるなり。壯年歴仕の際、自から誓て曰く、食祿千石に至らざれば復た本氏池田を稱せずと。

俊正二子あり。長を七郎右衛門正俊とし、其子孫累代岡氏と稱す。舊松本藩松平丹波守の家臣たり。

(宏註。岡氏の本孫岡無理彌は池田第七世七甫即父の實父を舊江戸湯島中阪下手代町に訪はれたることあり。父は當時年八九歳にして岡無理彌の酒を蒙りて劍を舞ひたる光景を彷彿すと語られたることあり。父が其父即余の祖父を追慕するの詩中にも、此一節見ゆ(朝露の覺詩集参照)。維新後相互絶信したるを遺憾とし、父より一書安否を問ひしに、忽ち返書ありしこと亦親しく父より承はれり、是實に明治十三年六月の事なり。)

次を七兵衛正則とす。是即我が家の直系池田氏の先祖として祀る所なり。(宏註。第三世池田七右衛門正次郎を第一世とするも、其子岡七郎右衛門俊正、其孫岡正俊が松平丹波守家來とあれば、岡氏家傳に在る如く池田作次郎は岡家の直系先祖とし、其孫正俊の弟岡七兵衛正則獨立分家したるものと認むる方可然思考せらる。果して然らば正則は即第三世にして正矩は第五世と爲る以下之に準じて改世すべきこととなるも、第四世池田九右衛門正榮より當時其筋に差出せし由緒書中には岡七兵衛正則を第一筆頭とするが故に、之を以て我直系の先祖即第一世としたるものなり。後世子孫尙考査せんことを望むとは、父の家系譜中に自記する。)

第一世 七兵衛正則

慶長十六年生、寛永十二年舊幕府に仕へ御徒士たり、御徒士頭松平新平の組下に屬し、寛文八年同頭本多平右衛門組下に屬す。二十五歳より五十八歳まで勤仕。天和元年十月十五日病歿。享年七十一。勤仕中の事績としては徳川四代將軍家綱公日光御社參の御供仕りしのみ。諡は取岸院圓覺滿攝友扇居士。東京淺草北松山町専修院(芝天徳寺末)に葬る。(東京市區改正に付築井に改葬)妻、吉里次郎右衛門の女、正徳元年八月十七日病歿。享年八十二。諡清心院淨譽照月秋光大姉。

第二世 九右衛門直方

慶安三年生、正則の長子。寛文八年五月正則の後を承け御徒士たり。御徒士頭本多平右衛門組下に屬し、正徳二年本多久五郎組下に屬す。十九歳より六十三歳まで勤仕四十五年。天和三年御徒士頭岡野平左衛門組下の節、岡氏を池田氏と改稱し紋は左巴附の處之を丸に上羽蝶とす。享保十八年九月二十六日病歿。享年八十四。諡は西照院利譽専求土成居士。

先妻、淺野氏家臣齋藤與左衛門女。元祿元年四月十三日病歿。諡然譽了伯信女。
後妻、倉田喜右衛門女、寶曆七年九月二十七日病歿。享年八十四。諡永昌院妙幸大姉。

第三世 七右衛門正矩

元祿九年六月三日生、直方三男。正徳二年十二月二十七日直方の後を承け御徒士たり。御徒士頭本多久五郎組下に屬し、寛延二年四月十六日、同荒川助九郎組下に屬するまで(十七歳より五十四歳まで)勤仕三十八年。享保元年書役を勤め、同十一年十二月十六日小屋頭たり。同十五年二月二十七日より寛保元年五月十六日まで三回御寫物御用相勤め、御褒美として享保十六年十二月九日金五兩、寛保元年四月十五日金七兩を頂戴。享保十三年四月徳川八代將軍吉宗公日光御社參御供相勤め銀十枚頂戴。安永元年四月四日病歿、享年七十七。諡清岳院光譽崇和周山居士。
妻、西の九御徒士近藤金左衛門女、享保八年十一月二十四日年二十一にて嫁す。寛保三年閏四月九日病歿、享年四十一。諡清雲院明譽了岳惠光大姉。

第四世 彦次郎正榮 後九右衛門と改稱

享保九年十月七日生、正矩長子。元文五年六月二十八日御徒士として松平帶刀の組下に屬し、同浦上近江守組下の節即寶曆九年三月御作事方假役を命ぜられ、安永二年秋まで勤仕、三十四年。天明四年九月二十一日病歿。享年六十一。諡西岳院清譽淨運了知居士。

先妻、西九御徒士片山尾助右衛門女、延享四年十二月嫁。寶曆十二年七月十四日病歿。享年三十一。諡寶池院蓮室貞香妙薫大姉。
後妻、武藏國北豐島郡成増村農田中武兵衛女、享和元年正月十三日病歿。諡清池院淨運貞心妙光大姉。

第五世 甚 四 郎 後七郎右衛門祐方と改稱

正榮二男を擧げたるも、皆夭。安永元年十一月十一日郷士正木彌太夫の二男を、長女久に配して嗣子とす。是甚四郎なり。翌年御徒士として御徒士頭浦上近江守組下に屬す。文化元年十一月十六日病歿。諡廣宣院法譽教山演暢居士。
妻久は寶曆元年四月九日生、天保三年三月五日病歿。享年八十二。諡法宣院演實清蓮妙生大姉。

(宏註。祐方實父は安永五年五月十四日病歿、諡長豊院寶譽相岳居士。母は寛政七年九月十日病歿、諡西岸院万譽妙秋大姉。共に特に池田家墓地に合葬す。)

第六世 甚右衛門正勝

祐方二男、安永四年六月十八日生、享和四年二月八日御徒士たり、遠藤六郎右衛門組下に屬す。天保十二年四月まで勤仕、三十八年間。嘉永二年十二月十日病歿。享年七十五、諡澄心院淨譽善光清林居士。
妻とよ、小普請頭長坂九兵衛組下澁谷平次郎長女、安政二年十月二十一日病歿。享年七十有餘。諡清月院涼譽浩室祐貞大姉。
正勝子なし。因て實弟澁谷清太夫三男鐵三郎政重を養て子とす(天保八年)。鐵三郎同十年御徒士に採用されたるを以て一家を分立獨營することとなり、御徒士七番組雜賀惣太郎妹よしを娶りて妻とし、四女を擧ぐ。長女やそ與力鈴木半之助に嫁し、二女こう西村熊太郎に嫁し、中島文平の第六藏(後保光と改む)を養子とし、之に配するに三女ていを以てしたるが、幾何もなく病歿したるに依り、四女せいを以て之に配す。保光は六男四女を擧ぐ。長男は日升三(農學士)、次清(理學士)、次藏六(法學士)、次晋(工學士)皆立身する所あり。

政重は慶應元年徳川十四代將軍家茂公御進發の節御供を勤め、同三年十月十八日病歿。享年四十有餘、諡要願院高岳勇道居士。
正勝其養子政重の分家したるに依り更に昌臧を養子として本家を嗣がしむ。

第七世 金一郎昌臧 後七甫と改稱

文政五年九月五日生。御徒與頭渡邊才助三男(渡邊才助は、天保十四年二月十七日病歿、諡正受院惟譽到善居士。下谷坂本町金杉安樂寺に葬る。其父亦御徒與頭小川吉兵衛、母は元郷土原傳右衛門養女。)才助の妻即昌臧の母は日光御門主醫師柴田玄純女にして元永井日向守家臣市川忠右衛門養女、安政二年九月七日病歿。諡法善院進譽妙松大姉。墓所安樂寺。其母は元織田左近將監家臣高見澤字右衛門女。

昌臧は天保十一年九月二日御徒見習となり、御徒頭櫻井庄兵衛組下に屬す。同十二年養父正勝の後を承けて御徒たり。嘉永二年七月御徒頭千葉左衛門組下の節、水泳 上覽を勤め、時服を拜領す。慶應元年制度變更に依り銃隊となり同年徳川十四代將軍家茂公御進發に付御供を勤め、同三年六月二十三日銃隊御人減に付勤仕並小普請たり。同七月二十六日 皇政維新に付御暇を願ひ、九月十一日開届けられ、徳川舊臣の印鑑を藏き、曾祖母の舊縁に由り武藏國北豊島郡成増村名主田中兵藏方に退隠し其所有地畑千坪餘を購入(代金百二十五兩)、茅廬一棟を營み、歸農、農業の傍ら村夫子となりて村童を教育す。明治二年七月長男忠一の静岡藩に歸參復籍願の叶ふや、明治四年四月家を挈けて静岡に移住せり。(宏註。此間に父の最も忘れ難きこととして池田家系譜中此條項下に

特筆せる一章に「前述成増村へ歸農するに方り、昌臧が若江戸表下谷七軒町の家屋敷を松前氏に賣却し、湯島天神町下手代町に於て辛うじて土地を買収し、堅牢の住宅を新築したるに、未だ幾何ならずして空しく之を手離し、朝臣たりし人に占有せられし一事に迨では實に感慨已まざりしも、天道の感應は尤も觀面にして其家の占有者は悉く死絶え、且其家を繼ぎし者亦癸亥の大地震に罹り、全く灰燼の慘に遭へりといふ」とあり。

昌臧略して昌臣と號す。資性濃厚、書を善くし、歌を嗜む。歌は金子信教に學び頗る造詣する所あり。傍ら劍道を島田稻之助に學べり。明治十二年九月五日病歿。享年五十八。諡は涼池院歡譽淨喜居士と稱し、遺體は静岡市下魚町寶臺院に葬れり。(墓表中五十九とあるは誤寫)。(宏註。祖父の書及歌は、上述の瓦解に遭ひ境遇の激變ありたる等の爲め散逸せるもの多く、存するもの少かりしが、父は之を意を用ひて特に鄭重に表装し、以て遺影に代へたり。)

明治十三年八月墓表を建て、聊か追慕の微衷を表す。其篆額は山岡鐵舟(鐵太郎と稱し、當時子爵、宮内大輔)に、墓表は向山黃村(幕府に仕へ若年寄たり)に、其書は宮原木石(漢學大家)に依頼せり。其墓表左の如し。以て昌臧の一生を概見するに足る

池田君墓表

君諱昌臧七甫渡邊才助第三子也、養父甚右衛門無嗣、養君爲子、君孝順克家、一族爲陸、爲人溫柔端正、能辨大義、仕幕府爲徒士以善囚、賜時服、慶應中從駕赴京、留歲餘而還、未幾内府還政、西師入江戸城、内府命群臣憤勿抗西師、方是時乾綱解紐、人心鼎沸、君慨然以爲、戰則違命、不戰傷義、不若退而爲農也、乃挈家隱于武州成増村、既聞徳川氏移于駿、君亦移住焉、自此寓情於歌酒、花晨月夕輒詠自娛、明治十二年九月五日以病卒于家、享年五十九、臨卒辭色不亂從容如眠、配澁谷氏、生三男二女、長曰忠一承家、次曰善作天、次曰和三郎、長女嫁于鈴木、次女嫁于五十嵐某。

明治十三年歲在庚辰八月十六日

向山 榮 撰

(宏註。墓表末段父の弟妹に就ては、後に出づ。但し次女とあるは銚にして後に大友兵馬に嫁す實子弘其家を嗣ぎ同民也是一家を分立し季子靖は出で、藪田氏を嗣ぐ)。

妻、名は？。文政十二年正月十七日生。正勝の實弟澁谷清太夫の二女なり。善く養父母と夫に事へ、貞節清操實に五十年宛も一日の如く家政を掌理す。殊に昌臧御進發中は留守して能く子女を養育し、皇政維新最も多難の時代に遭遇し獨り一家をして流離せしめず、武州成増村に歸農し、以て 皇室及徳川家に對し兩つながら區道宜しきを得たるは昌臧の忠誠に出づるは勿論なるも、？の平素に勤儉内助の功亦居多なりき。又博愛心に富み、水難火災其他不幸の窮民を救恤するの出捐額歳々多きを加へ、夙に日本

赤十字社終身社員、日本海員救済会員たり。日清日露兩戰役には奮て軍資の財本たる公債に應募し又は學資を獻金する等篤志の行爲數ふるに勝へず。外には婦人の龜鑑となり、内には一家の柱石となり、實に池田家の大恩人なり。
明治三十七年十二月三日病歿、享年七十六。諡は池蓮院涼譽妙光大姉。

第八世 忠 一

疎狂堂選養軒東海逸民の號あり、又住所の移轉に因り加號あり、晩年無齡と號す。嘉永三年九月生昌威の長男なり。

二 忠 一 年 譜

嘉永三年九月三日 舊江戸下谷七軒町佐竹七ツ藏前屋敷に於て生る。
文久元年十月十六日 年甫十二、於昌平費素讀吟味。
慶應三年七月二十六日 年十八、皇政維新に付き御暇願出、九月十一日聽届られ、武州成増村に退隱歸農
明治二年七月 年二十徳川公駿遠七十萬石に封ぜらると聞き歸參復籍、依願差許さる。初學所世話心得を命ぜらる。
同 三 年 年廿一學問所五等教授に進む。
同 四 年 年廿二學家靜岡に移る。藩公より北國遊歴拜命。宮崎水石先生に隨ひて津輕に赴き宮崎先生の塾幹を囑託さる。
同 五 年 年廿三廢藩置縣につき、藩公より歸縣を命ぜらる。歸岡後碌々爲す所なく、帷を大宮(岳麓)に垂れ子女を教育し、家を弟善作に委ねて東京に遊學、大槻磐溪、重野安禪、川田斐江、蒲生重章等の門を叩く。

同 七 年 年廿五歸岡。
同 八年六月十日 十二等准席學區取締を命ぜらる。
同 年十月三十日 弟善作上州に於て病歿。
同 十年九月十九日 靜岡縣廳出仕十七等出仕に補せらる。第五課(學務)擔當。
同 十一年 妻はま子を娶る。(年廿九)
同 年十月 御巡幸事務取扱を命ぜらる。又調査課兼掌、三新法施行事務取扱を命ぜらる。
同 十二年三月十日 十六等出仕に補せらる。
同 十二年九月五日 父七甫病歿。
同 十二年九月廿五日 靜岡縣令大迫貞清代理として東京上等裁判所に繫屬せる縣下城東郡來福村訴訟事件の爲めに上京を命ぜらる。
同 十二年十二月廿四日 十五等出仕に補せらる。
同 十三年十二月二十四日 昨十二年以來在京職務に盡力候に付爲手當金五拾圓給與候事。
同 十四年七月二十六日 任靜岡縣七等屬。
同 十四年十二月二十八日 永々在京職務に盡力候に付爲手當金二十五圓給與候事。
同 十四年七月三十日 長子宏生。
同 十四年十二月 勝訴。
同 十五年一月 歸縣。
同年同月十三日 靜岡縣廳大改革。同日十二等出仕に拔擢さる。學務課兼調査課及臨時取調委員を命ぜらる。

同年十二月十九日 五等屬に進む。
 同十六年十月三十日 遠江國佐野城東郡長に任ぜらる。(年卅四)
 同十八年六月十六日 遠江國豊田山名磐田郡長に任ぜらる。
 同十九年八月 日 長女鍊生。
 同 年八月廿八日 任静岡縣豊田山名磐田郡長叙奏任官六等。
 同 年十一月廿七日 叙正八位。
 同二十一年十二月二十八日 地押調査事務勉勵に付爲其賞金四十圓下賜。
 同二十三年八月五日 陞叙奏任官五等。
 同 年同月十八日 二男錫生。
 同二十四年三月十二日 見附支金庫檢査囑託(大藏省)
 同 年八月二十六日 官制改正に付奏任官の等級を廢せらる。
 同 年十一月十四日 勅令第二百五十五號を以て高等官等級令を定めらる。
 同廿五年一月廿三日 内務省告示第六號を以て指定郡と定めらる。
 同 年三月十九日 叙從七位。
 同 年十一月十二日 勅令第九十六號高等官々等俸給令を定められ、其第二十二條第二項に依り前等級と對照する官等に叙せらる(七等)
 同 年六月六日 三男克生。
 同 年六月六日 任静岡縣賀茂郡賀郡長、叙高等官七等。
 同 年六月六日 陞叙高等官六等。

同 年九月二十日 叙正七位。
 同二十九年四月一日 任静岡縣賀茂郡長叙高等官六等。
 同 年三月五日 二女ふく生。
 同年同月三十一日 明治二十七八年事件の功に依り金百貳拾圓を賜ふ。
 同 年六月三十日 叙勳六等授瑞寶章。
 同三十年十二月三十日 任静岡縣磐田郡長叙高等官六等。
 同三十五年四月三十日 文官分限令第十一條第一項第四號に依り休職を命ず。
 同 年六月四日 依願免本官。(年五十三)
 同三十六年四月廿八日 中遠農會長當選。
 同三十七年七月九日 長女鍊鈴木芳太郎二男惣作と結婚。
 同三十七年十二月三日 母さう子病歿。
 同三十八年三月十日 磐田郡農會長當選。
 同三十九年七月十一日 外孫介爾生。
 同四十年五月二十二日 宏大森鍾一二女信子を娶る。
 同四十二年八月十九日 宏長男善長生。
 同 年九月九日 惣作二男宜民生。
 同四十四年三月二日 静岡縣三保學院長を命ぜらる。(年六十一)
 同四十四年七月六日 宏二男庸徳生。
 大正元年十月三十日 惣作三男徳就生。

同三年二月十一日 宏長女説子生。
 同五年九月廿一日 宏二女達子生。
 同五年十二月九日 錫大條頼義二女貞子と結婚。
 同七年九月二十三日 二女ふく子榛村長五郎嗣子専一と結婚。
 同八年五月卅一日 宏三男惟徳生。
 同年十一月七日 克末弘巖石三女須賀子と結婚。
 同年十二月十一日 錫二男允生。
 同九年四月四日 事務の都合に依り三保學院長を免ぜらる。(年七十一)
 同年六月十一日 東京帝室博物館圖書整理記録編纂及列品に關する事務を囑託せらる。
 同年十月二十三日 克長女邦子生。
 同十一年二月二十五日 錫三男道生。
 同十二年三月廿七日 宏四男光大生。
 同十三年二月七日 信子病歿。
 同十三年四月十九日 克二女弘子生。
 同十四年三月 宏但馬八木藏二女民子と結婚。
 同十五年七月九日 宏三女中子生。
 昭和二年四月十九日 錫女汎子生。
 昭和二年十二月廿日 博物館御用解囑。(年七十八)
 同三年八月九日 宏五男充之生。

同四年六月二日 克長男靖生。
 同年七月廿六日 光大病歿。
 同六年九月廿三日 専一女田鶴子生。
 同九年七月十二日 専一男純一生。
 同九年十二月二十七日 午後十時十分永眠。(享年八十五)
 同年同月同日 叙正六位(特旨を以て位一級追陞せらる)

三 修養時代

余姓は池田、名は忠一、字は正路、初め栗園と號し、後ち疎狂堂又は遵養軒と號す。嘉永三年九月三日武藏國元江戸下谷七軒町佐竹七ツ藏前に生まる。池田七甫初め金一と號すの長男なり。晩年一に東海逸民又は三保僊人、青山僊人と號せり(安註。西荻窪遷移以來無節と稱し、湘南の地に悠適して以來十一在不居士と稱し茅庵主人とも云ふ)母は澁谷清太夫の女、家世々幕府に仕へて徒士たり。長瀧庄次郎先生幕府小十人組頭を勤め子弟を教育するの道に長じ、學ぶ者大概榮進すといふに隨ひ四書五經小學の句讀を受け、歳十二にして素讀吟味を昌平幕府の時聖堂と稱す。今の高等師範學校なりに受け、甲科に及第、閣老松平因幡守の命令を以て監察神保伯耆守大井十太郎より左の書面を添へ白銀三枚褒美として下賜はる(幼名は忠太郎)。

素讀出精に付銀子被下猶出精可致候

銀三枚 池田忠太郎

尋で昌平費に通學し、芳野金陵、鹽谷宥陰、中村敬宇、望月毅軒等諸大家の講筵に陪し頗る學ぶ所あり、傍ら劍道を榊原健吉に學び、後ち桑名の入小権六郎に頼りて大野健次郎後ち誠と稱し梅華と號す、越後新發田の人太政官内閣書記官を経て長野縣令にて歿す惜哉の門に出入し文武の道を講ぜり。尙ほ進みて學問吟味經書歴史等の和解問答及詩文の大試験を受けんと欲せしも明治元年維新の騷擾に際し遂に果さず。時に年十八。此時に方り四海鼎沸人心恟々、徳川慶喜公の恭順の命に従はず往々脱走之が恢復を圖らんと欲するもの天下皆是なり。余亦銳氣勃々自から禁ずる能はず、將に之に與せんとす。父固く之を誡めて曰く「今西師東下す、戦へば則ち命に逆ひ戦はざれば則ち義を破る。退て農となるに若かず」と。乃ち父と與に家を挈げて武藏國北豊島郡成増村に移り、本村の庄屋田中兵藏我高祖父九右衛門の後妻を同家より娶るの因縁に頼り數十畝の耕地を購入し、纔に膝を容るゝに足るの小茅廬を營み、親ら耕耘の勞を執る。是れ母の勤儉家に餘財あるに之れ由る。父は頗る村夫子となり村童を訓へて倦まず母は弟善作と與に耕耘を助けたり。其の艱難の狀況は人をして慘然たらしむ(安註。此時父は二妹。二弟を擁したるなり)。

既にして徳川公駿遠七十萬石に封ぜらるると聞き、父と胥謀り、二年家を出て、晝夜兼行静岡に到り徳川慶喜公御附白井音次郎(父の舊知谷不水の知人なり)に倚りて藩政輔翼山岡鐵太郎先生に請ひ歸參復籍を出願す。

歸參奉願候書付

私實父金一郎儀去辰九月中御暇願候節父子同道武州成増村へ幽棲仕農業を營み家族一同艱苦を甘じ耕耘に身を委ね追々生活の見込相立農事に安堵可仕運に相成候に付不計も粒々辛苦の艱難を以て是迄幾世往時の御鴻恩を荷ひ

家族共に安逸に日を送り就中父子一同人ケ間敷世に立罷在候儀如何成仔細ぞと繰返へし、勤辨仕日月の消長と世務の情態とに據て其の本根を感發仕候處總て事の成否は天に歸し候儀當然の事に可有之候得共凡人事之得失貧富之二途は勤惰の二つに據り候事にて士の當路仕官も亦同日の論に可有之抑士に大小上下尊卑貧富の區別有とは申ながら其の道義勤惰の致す所にして詰り天命の定理分度の係る處人力の不能處に御座候得共我生青年の身を以て汲々として耕耘し區々として賦畝に潜匿仕候ては是迄蒙御鴻恩其の恩を報じ候期無之而已ならず天稟の良知は不知凡庸の下愚發達の道も不行眉肝心の時節無能無識の地位超越難仕儀と存付此度翻然憤發兼て御渡御座候御印證持參復籍之儀奉願候冀くは不肖を不論士林に列しさせられ候はゞ文事に委ね武を磨き廉耻を顧て茲に今日を相立奉仕仕度赤心に御座候間何卒出格の以御憐恕歸參復籍の御沙汰奉願候以上

巳七月

御用人組勤仕並元銃隊 金一郎 悴

池田 忠一郎

静岡藩知事徳川龜之助殿

參事御中

藩主徳川家達公當時龜之助殿と稱す之を許さる。(安註。復籍して五人扶持(一人扶持は支米一斗五升)を賜はりしのみ)自此専ら文學を修め、静岡に移住せし中村敬宇、望月毅軒、宮原木石、宮崎愚等の諸先生に就き學ぶ所あり、傍ら勝海舟、山岡鐵舟向山黄村等の俊豪を叩き數々其の教を受け、又人見寧、永峰彌吉、相原安次郎、梅澤敏等の志士と相交り頗る益する所あり是歳藩主初學所設立の舉あり、特に試験四書五經の講義温史の句讀八大家白文訓點附等を受けて合格し同年初學所世話心得を命ぜられ、同三年五等教授に進めらる。一日富嶽に登り壯觀を極む。於是乎四方豪遊の志愈々切なり(安註。世話心得月給三圓、五等教授といふも月給五圓なり、又忠一自撰。略傳には此時一帯大刀穿高展登富嶽極壯觀四方豪遊之志愈切とあり)。

同四年家を舉て静岡に移住す。是歳藩主より北國遊歴を命ぜらる。恰も宮崎愚先生水石と號し藤森弘庵の高足にして博學強記最も詩文に長ずの津輕侯の聘に應じ弘前に赴くに會す。先生二親を携へて行く。乃ち之に陪隨するを得たり遊歴送別の爲め詩文を寄する者頗る多し。就中向山黃村先生の詩は左の如し。其の他は之を北遊帳中に載す。歸國する時弘前人の送別詩も。(宏註。黃村初稿には「送池」亦同じ。(田生遊學於四方」とあり)

八月天清秋氣高 群山起伏似波濤 四方足跡男兒志
三尺腰間日本刀 胸裏雲夢吞八九 明須霜兔察毫毛
客囊定富新詩句 屢寄郵筒莫厭勞

弘前に着直に宮崎先生の塾に入り塾幹を囑託せられ、日夕講學不忘最も意を詩文に注げり。弘前の學士兼松三郎、手塚元瑞、今敬一等と相交り得る所少からず。

宮崎先生と胥謀り、北海道、樺太島を歴て露國を採檢せんと欲せしも、生憎廢藩置縣の事あり俄に歸縣の命に接して遂に果さず、遺憾窮りなし。

同五年歸縣、直に家を弟善作に委ね東京に遊ぶ。(善作は田澤昌永、中村惟昌等に就き深く數學を修め、小學の助教たり、二親に孝養太だ厚し)東遊中大槻磐溪、重野安釋、川田甕江、蒲生重章等諸大家の門を叩き、略ぼ其の緒論を窺ふを得たり。同七年志を得ずして空しく歸縣す。(文集申當時の作多し。後出)

四 仕官の始と屬官時代

明治八年 學區取締を命ぜられ、庵原、有渡、安倍、志太、益津五郡の學事を擔理し、頗る爲す所あり。僻隅の村落をして小學を新設せしめ、各校を董督して就學兒童を増加し、書籍器械其他儲設を爲さしめたるもの實に少からず。是れ仕官の嚆矢なり。是歳弟善作上毛前橋に於て遂に歿す。父看護の爲め赴毛、遂に其の効なきを痛む、享年二十有一、余の就職前は其の力を以て二親を養ふ。痛惜何ぞ堪へん。同地芳町隆興寺に葬る。其の墓は寺の西方に在り。墓の西面(表)池田善作之墓、北面静岡縣士族池田七甫二男、南面明治六年秋八月被縣命充洋算教員勉強弗怠孝親信友同八年冬十月三十日遂以病歿時年廿有一とあり。天若し善作に假すに春秋を以てせば其の造詣する所豈に量るべけんや、噫天なる哉命なる哉(宏註。父自撰略傳中に「弟善作爲群馬縣熊谷鶴岡學校教師矣割月俸以呈之父母其至孝使聞者感歎不措」とあり。乃ち父は屢々墓參して墓所の修補を怠らず厚く祀りて其の情を叙べたり。大正十一年十月二十九日母と共に墓參せられし節には、左の歌を手向けらる。淺間山煙に時に消ゆれども樹てしいさは長く光りて余も屢々展墓するを喜び給へり。)

同 十一年 天皇陛下東海道御巡幸の際、行在所宿衛を勤む。豫め畫工百木太撫静岡本町一丁目に住み當時静岡唯一の名に委囑し、駿の安倍、志太兩郡及遠の榛原郡北部人民生活産業に辛苦艱難の圖畫を製し、之に詳細の説明書を添へ大迫縣令を経て行在所に上りしに徳大寺宮内卿より御受理の命を傳へらる。其の上表及説明書左の如し。(宏註。父は此時静岡縣十七等出仕にして第五課即今の學務部學務課の勤務なり。母を娶れる亦此時なり)

上 表

伏シテ惟ミルニ本年九月

天皇陛下兩道ノ御巡幸ハ親シク稼穡ノ艱難ヲ察シ下民ノ疾苦ヲ問ハセ賜フノ 叡慮ニ就キ 御巡
 幸ノ所在苟モ虚飾ヲ須キズ平素ノ實況ヲ 叡覽ニ供ヘ以テ萬機御親裁ノ裨益萬分ノ一助ヲ期スル
 コソ人臣ノ最モ注意スベキコトナレ、聞ク議官秋月種樹 御巡幸ノ始ニ方リ清主所題ノ畊織圖廿
 三幅ヲ獻ゼリト、蓋シ 天皇陛下ノ乙夜 叡覽アリテ以テ其ノ艱難疾苦ノ有様ヲ鑒ミ賜ハンコト
 ヲ欲スルニ在リ、臣往年本縣學區取締奉務中學事勸誘ノ爲メ屢々駿ノ安倍、志太兩郡及遠ノ榛原
 郡ノ北部落合村落ヲ實踐シタル地形風土ノ状態ヨリ以テ土人ノ生活産業ニ至ルマデ其ノ艱難疾苦
 ノ實況ヲ包羅シ畫工百木太撫ヲシテ之ヲ模寫セシメ之レガ説明書ヲ麗記シ 御巡幸ノ終リニ臨ミ
 以テ諸レヲ 天皇陛下ニ獻ゼント欲ス、然リ而シテ秋月氏ノ獻ズル所ノモノハ定メテ製模精工眞
 ニ逼リ表裝亦觀美ヲ盡セリト雖モ臣ノ獻ゼント欲スル所ノモノハ製模粗拙ニシテ其ノ實況百分ノ
 一ダモ寫出スル能ハザルヲ憾ムノミ、然リト雖モ彼ハ他邦此ハ本邦彼ハ傳來此ハ實踐伏シテ望ム
 ラクハ夙夕倦々ノ微衷ヲ恕シ併セテ 叡覽ニ供ヘ賜ハ、臣望外ノ至ニ任ユルナシ。誠恐誠惶頓首
 々々。

明治十一年十一月

静岡縣士族 池田忠一 謹肅奉上

實況説明書

静岡縣管下駿ノ安倍、志太兩縣及遠ノ榛原郡ノ北部落ハ甲信ト犬牙相接リ山岳重疊平地ナク、村家其ノ間ニ甚置星
 散シ人煙稀疎、其ノ多キ百戸ニ上ラズ、其ノ少キ十戸ニ下レリ、村家ノ結構ハ大小ヲ問ハズ柱ハ圓木ヲ立テ四壁
 圍ムニ板ヲ以テス、而シテ其ノ板ハ鋸ニテ割リタルマ、用キ少シモ割ラズ、屋根ハ多ク「ツガ」ノ木皮ヲ以テ之

ヲ葺キ、其ノ上ニ圓木ヲ縱横ニ互シ「アケビ」ノ乾蔓等ヲ以テ之ヲ縛シ石ヲ置テ風雪ノ壓吹ヲ防グ、家庭ハ稻藁
 席ヲ上等トシ、大抵板敷ノ處多シ、夜ハ燈ヲ點ゼズ松肪ヲ以テ明ヲ取ル、土人ハ老幼男女トモ膚ニハ藤繩ヲ以テ
 織リタル襪履ノ衣ヲ著ケ、又窄袴ノ如キ股引ヲ穿チ、大抵藤繩ヲ以テ帶トシ、常ニ梳ヅラザルヲ以テ頭髮亂蓬ノ
 如ク、特ニ婦人ハ髮ヲ頭上ニ結ベリ、其貧苦勞瘁ノ有様ハ實ニ觀ルニ忍ビザルモノアリ、其ノ常ニ食トスル所ノ
 モノハ稗粟ヲ以テ上等トシ、青芋蜀黍之ニ亞ギ或ハ木實ヲ以テ食ニ資ルアリ、木實ハ秋冬實落ツルノ際老幼相携
 ヘ先ヲ争テ之ヲ拾ヒ歸リ、之ヲ曝ラスコト數日、然後之ヲ篩瀾ニ浸シ、其ノ惡味ヲ去リ礫ニテ之ヲ粉ニシ蒸シテ
 餅ニ搗キ、以テ食料トス、故ニ此邊ノ人民ハ紅顏喜ブベキノ容姿ナク、菜色憐ムベキノ状態ナリ、而シテ其稗粟
 及青芋蜀黍等ヲ穫ルノ辛勞モ亦平地ニ棲ム人民ガ米麥ヲ穫ルノ比ニ非ラズ、乃チ今實地目擊親視スル所ノ實況ヲ
 左ニ舉グ。

春三月ノ頃夫ハ老親ヲ扶ケ、婦ハ穉兒ヲ負ヒ、全戸遠ク山ニ移リ、遠キハ五六里ニ上リ、近キモ二三里ヲ下ラズ
 山腹或ハ山麓ヘ九尺許ノ小屋ヲ構ヘテ其ノ中チニ起臥、上古ノ野處穴居ニ均シク、纔ニ雨露ヲ防グノミ、共ニ星
 ヲ戴テ山林ニ入り、星ヲ戴テ小屋ニ歸ル、凡一兩月ノ間悉精竭力、雜艸ヲ誅シ、立木ヲ殺シ、然後一面ニ之ヲ燎
 ク、老大ノ立木ニ至リテハ之ヲ伐ルニ時間ヲ費ヤシ、假令ヒ時日ヲ費ヤシテ之ヲ伐ルモ、運路梗塞、薪ト爲シテ搬
 出スルノ利ニ縁ナキヲ以テ、只其枝葉ノミヲ斷チ、立木ノ儘之ヲ燎クアリ、而シテ其ノ山林タルヤ皆尋常ノ山林
 ニ非ラズ、率ネ峻峻巉巖ニシテ之ヲ燎ク一朝一夕ノ故ニ非ラズ、火ノ消ヘザルコト連日ニ互ルアリ、其ノ間人面
 黒色ニ變ジテ手足龜甲ノ如シ、山ヲ燎キ畢リ、然後石ヲ除キ、灰ヲ平カニシ、枯木ヲ横ヘテ以テ土護シ、然後稗
 粟青芋蜀黍等ヲ播殖ス、播殖ノ日ヨリ猪鹿猿狼ノ蹂躪掘發ヲ恐レ、乃チ小屋ヲ其ノ中央ニ移シテ以テ之ヲ衛ル、
 猶ホ其ノ意リアルヲ恐レ或ハ鳴子ヲ互シ、或ハ個人ヲ立テ、或ハ柵ヲ築キ、防禦ノ法至ラザルナシ、殊ニ秋冬秀實
 ノ際ハ猪鹿ノ貪暴甚シク、若シ一夜其ノ防禦ニ怠ルトキハ、滿山ノ秀實悉ク其ノ食トナリ、嘗ニ幾日ノ辛勞モ水

泡ニ屬スルノミナラズ、全戸餓死ノ患ヲ招クベシ、故ニ秋冬ノ際ハ老幼男女徹夜寢ネズ、交々板ヲ叩キ、鳴子ヲ鳴ラシ、聲ヲ勵マシテ猪鹿ヲ逐フノ響、山谷ニ應ジ、實ニ聞クニ忍ビザルモノアリ、獵銃ヲ備ヘテ一夜ニ兩三頭ヲ狙撃スルモ、秋冬ノ際ハ深山食ニ乏シキヲ以テ多ク來リテ獵ス能ハズ、月夜ノ時柵ヲ覆ヘシテ來ルハ逐ヒ易ク撃チ易ケレドモ、雨夜ノ時、動モスレバ輒チ蹂躪貪暴ノ禍ヲ蒙ルニ至ル、如此ノ幾辛苦ヲ積デ山ヲ開墾スルモ永久播殖スベキニ非ラズ、曠土ノ山ニテ二三年間瘠土ノ山ハ一年ニ止マリ、復タ新ニ開墾スルコト故ノ如クス、何者其ノ開墾シタル年ハ樹草ヲ燎キタル灰燼ガ肥トナリ善ク秀實スレドモ、元來灰ノ性質ハ永ク植物ヲ成長セシムルノ効ナシ、是ヲ以テ其ノ村ニ住ムコト周歲、僅ニ二三ヶ月間ニ止マリ、八九ヶ月間ハ山ヲ逐テ居ヲ轉ジ、役々年ヲ終ルノミ。(本年穫ル所ノ秀實ハ冬日居村ノ食料丈ケテ負テ歸リ餘ハ悉ク之ヲ其ノ小屋ニ納メ、堅ク猪鹿鼠猿等貪暴ノ用意ヲ爲シ、以テ來春復タ山ニ移リ、秀實ノ秋マデノ食料ニ資ルモノアリ)其ノ辛苦艱難ノ有様ハ實ニ寫シ盡スベキニ非ラズ、又書キ盡スベキニ非ザルナリ。

是歲 大迫縣令へ地方の時務に付き策を上れる目次左の如し。

- 一 管内巡視
- 二 遊技ノ濫ヲ制スルコト
- 三 懲役場ニ教誨場ヲ設クルコト
- 四 士官夕學院ヲ設クルコト
- 五 女學校ヲ建ツルコト
- 六 士族ニ恒産ヲ授クルコト
- 七 貧院ヲ置クコト
- 八 冗吏ヲ淘汰スルコト

九 區長戸長其人ヲ得シムルコト

一〇 官吏選舉法ヲ立ツルコト

同十二年

三新法 即區町村編制法、府縣會規則及地方稅規則

施行につき、學務の外縣會議按調査等の事を擔任す。頗る

論ずる所あり。(宏註。父が當時何を大に論じたるか、而して父の著眼は果して執れに在りて其の至誠の進る如何に厲しかりしをも其の言論太だ奇激に涉るの故を以て差停められ、遂に覺底に没したるものなれば、之を公にするは假令、既に數十年前の事なりとするも父の意に非らざるべきに拘はらず、茲に特に左に掲ぐるは父の血統を承くる者をして永く父の爲人を勉勵する所あらしめんと欲せばなり。事は同年 皇居御造營の事に關し、上「明治天皇ニ上ルノ第一書」といふ。第二、第三とありたるな)奏する所あらんとしたるものにして稿本は題して「明治天皇ニ上ルノ第一書」といふ。第二、第三とありたるな)

明治 天皇陛下ニ上ルノ書

伏シテ惟ミルニ、洵文洵武、睿智聰明ナル明治 天皇陛下遷都以往今ニ十有餘年、萬機ヲ親裁シ、宵衣旰食精ヲ勵シ、治ヲ圖リ、賢ニ任ジ、能ヲ擧ゲ、百廢悉ク興ル、凡ソ宮殿省衙ノ創築皆其宏麗ヲ窮メザルナク、道路橋梁ノ改造悉ク其廣潔ヲ極メザルナク、海軍ニ陸軍ニ、鐵道ニ電信ニ、其他凡ソ皇國ニ短ナルモノ總テ海外ノ長ヲ模倣シ、以テ其面目ヲ一變スルニ非ザルモノナシ。實ニ本邦開闢以來未曾有ノ一大變革ト謂ツベシ。隨テ其裕藏亦賫レズ歳々幾巨萬ヲ費スベシ。陛下其巨費ヲ吝マズシテ果斷銳意能ク之ヲ爲ス、陛下ノ力ヲ國事ニ殫クシ心ヲ公益ニ用フル夫レ如此至レリ。然而シテ 陛下躬親ヲ節儉ニシテ奢侈ヲ禁ジ、宮室ヲ卑フシ、内ハ則チ國庫節約ノ 勅アリ外ハ即チ貢租減殺ノ 詔アリ、普天率濱凡ソ血氣アル者誰レカ其至仁至德ヲ尊信仰慕セザランヤ、臣赤坂ノ假 皇居ヲ過グル毎ニ肅然トシテ之ヲ拜シ、未ダ嘗テ湛然涕ヲ流サズンバアラズ。嗟夫、何ゾ圖ラン、萬世一統ノ至貴至重ナル 天皇陛下ニシテ如此舊諸侯ノ廢邸ニ假居セラル、トハ臣恐懼措ク所ヲ知ラズ既ニシテ而シテ臣ノ竊ニ願フ 陛下ノ亦自ラ能ク之ニ居ルヲ厭ハズシテ新ニ 皇居經營ノ事ヲ謀ラレザルハ蓋シ方今國家多端ニ屬スルヲ以テ 陛下ノ率先躬親ヲ節儉奢侈ヲ禁ジ宮室ヲ卑クシ以テ力ヲ國事ニ殫クシ心ヲ公益ニ用フルノ

聖意ヲ天下ノ衆民ニ示スニ非ザレバ、即チ天下ノ衆民亦自ラ能ク感奮興起シテ報國ノ志立タザルガ故ヘナリ。此聖意猶且 皇澤ノ未ダ四方ニ洽ネカラザルモノアルヲ恐レ、往年 車駕遙ニ東山ヲ巡リ 輦絡遠ク北陸ニ幸シ親シク下民ノ疾苦ヲ問ヒ稼穡ノ艱難ヲ知り賜フ。天恩實ニ浩大、蕩々乎トシテ民能ク名クルナシ。近ク諸レヲ本朝ニ觀遠ク諸レヲ漢洋ニ徵スルニ蓋シ其ノ聰明多ク 陛下ノ右ニ出ヅルモノナカルベシ。然ルニ頃口竊ニ聞ク新タニ 皇居經營ノ事アリト、遠近争フテ之ヲ傳ヘ、其建築ノ壯麗ナルヲ豫想セザルモノナシ。而シテ左右ノ大臣卿輔黙々敢テ其非ヲ言ハズ、却テ之ヲ懲慝シ、四方ノ人民依々敢テ其不可ヲ論ゼズ、却テ獻金從役ヲ與願ス。豈浩歎ノ至ニ堪ユベケンヤ。臣愚、獨リ以爲ラク、不可ナリ、抑々大臣卿輔ノ黙々敢テ其非ヲ言ハズ、人民ノ依々敢テ其不可ヲ論ゼザルハ、蓋シ皆各自ラ爲メニスル所アリテ存スルナリ。然リ而シテ臣ノ獨リ以テ不可トスルハ何ゾヤ、曰ク、是 皇居ヲ經營スルノ不可ナルニ非ラズシテ乃チ當サニ經營スベカラザルノ時ナリ、何ヲ以テ當ニ經營スベカラザルノ時ト謂フ、曰ク野ニ窮民アリテ老ヲ養ヒ幼ヲ育スルヲ得ズ、是レ其一ナリ。曰ク三新法行ハレテヨリ以來地方ノ人民新稅ニ困シミ、費用區制ノ時ヨリ其多キヲ加フ、是レ其二ナリ。曰ク嚮キニ臺灣鹿兒島等ノ役アリ。其費ハ幾萬、加之國用費シキヲ告ゲ、國債多キヲ加フ、是レ其三ナリ。曰ク海陸軍ノ兵備未ダ整ハズ工業物産未ダ盛ナラズ、是其四ナリ。曰ク琉球ノ處分未ダ其緒ヲ結バズ、外國ノ交際未ダ其權ヲ全フセズ、是レ其五ナリ。方今國家小康四海虞ナキガ如シト雖モ、斯數者ノ内憂外患アルハ譬ヘバ猶ホ疾病ノ腹心ニ潜シテ外貌ニ顯ハレザルガ如ク然リ、是庸醫ノ容易ニ診察スル能ハズシテ大醫ノ一タビ臨ンデ大ニ驚ク所ナリ、陛下宜シク國會ヲ興シ民權ヲ張リ以テ各國對峙ノ策ヲ講ズルヲ以テ急務トスベシ。豈ニ安ゾ小康ニ宴安其宮室ヲ壯麗ニシ、以テ妄リニ民力ヲ疲耗スベキノ秋ナランヤ。抑々外國交際ノ權未ダ全カラザルトキハ則チ凡百ノ事毎ネニ彼ノ鼻息ヲ窺テ以テ之ニ處シ、我驥足ヲ伸バシテ以テ諸レヲ彼ノ上ニ加フル能ハズ、故ニ假令彼ニ十分ノ益アリ我ニ十分ノ損アルヲ知ルモ、亦勢ヒ之ニ屈服セザルヲ得ズ、是レ自然ノ理勢ニシテ亦已ムヲ得ザルノ事情ニ出ル

ト雖モ、堂々タル日本帝國ニシテ其處事毎ネニ彼ノ鼻息ヲ窺ヒ以テ其上ニ加フル能ハザルハ實ニ耻辱ノ至ニシテ苟モ皇國一男兒ノ心膽アルモノ、誰カ切齒扼腕シテ其屈辱ヲ慷慨憤セザランヤ、獨リ琉球ノ如キハ素ヨリ是彈丸黒子ノ一小島國ニシテ從來本邦屬地ノ舊慣アルニ因テ嚮ニ、陛下ノ英斷ヲ以テ之ヲ沖繩縣トシ固有ノ王族ヲ鞏下ニ移シ、更ニ縣令ヲシテ代之ヲ治メシメ、纔ニ我驥足ヲ伸バシ、以テ諸レヲ彼ノ上ニ加フルニ似タリト雖モ、其處分タルヤ、畢竟公平無私ノ闕典ナキヲ保シ難シトス、而ルヲ況ンヤ該島ノ如キハ、從來支那國トノ關係小ナラザルニ於テオヤ、陛下名臣ニ任ジ其間ヲ彌縫セシムルヲ以テ事靜謐ニ屬スベシト雖モ、其彌縫ノ如何ニ因リテハ遂ニ干戈ヲ動カスニ至ルモ亦未ダ測ルベカラザルノミ。夫レ外國交際ノ權未ダ全カラズ、琉球處分ノ緒未ダ結バザルハ亦其時勢ノ然ラシムル所ニシテ強争スベカラザルモノアリト雖モ、是レ皆畢竟本邦海陸軍ノ兵備未ダ整ハズシテ事平穩姑息ヲ好ムノ弊ニ歸セザルハナシ。或ル人謂ヘルアリ、曰ク百卷ノ萬國公法ハ數門ノ大炮ニ若カズ幾冊ノ和親條約ハ一筐ノ彈藥ニ若カズト、信ナル哉斯ノ言ヤ、大炮彈藥ハ固ヨリ凶器ナルガ故、有ル道理ヲ主張スルノ備ヘニ非ラズシテ、無キ道理ヲ造ルノ器械ナリ。是ヲ以テ公法條約上十分ノ勝アルモ大炮彈藥ノ爲ニ十分ノ敗ヲ取ラザルヲ得ズ、甚シ矣、國ノ強弱ハ兵力ノ如何ニアルヤ、今夫レ斯ニ百萬ノ兵力アルモ、工業物産未ダ盛ナラザルトキハ則チ國民亦貧弱ニシテ永ク 皇威ヲ海ノ内外ニ耀カシ、以テ公法條約ヲ實施セシムルニ足ラズ、曩年臺灣鹿兒島ノ役アリ、國用忽チ匱シキヲ告ゲ、新ニ國債ヲ募リテ以テ其不足ヲ補ヘリ。如此瑣々タル小事變ニシテ國用猶且忽チ匱シキヲ告グ、若シ一旦事アリ、海外各國ヲ舉ゲテ防戦スルニ方リテハ、將タ何ヲ以テ戰ハントスルヤ、必ズ其吞噬齒掠ヲ志ニセラル、コト火ヲ靚ルヨリモ明カナリ。臣一念此ニ至ル毎ニ輒チ慷慨涕自ラ下リ寢食ヲ忘ル。且夫レ前年三新法ノ變革アリテヨリ以來地方ノ人民頗ル新稅ニ苦シミ、費用多キヲ訴ヘ、怨聲四方ニ聞ユルモ亦兩ナガラ工業物産未ダ盛ナラズシテ國民亦貧弱ナルニ非ズシテ何ゾ。戊寅ノ歲 陛下北陸東海兩道ヲ巡幸セラル、ノ時ニ方リ、臣曾テ靜岡縣下遠ノ榛原郡及駿ノ安倍志太兩郡北部落ノ人民生活産

業ニ貧苦艱難ノ實況ヲ摸寫シテ以テ之ヲ靜岡ノ 行在所ニ獻ゼリ。其貧苦艱難ノ慘狀ハ都會ニ棲居スルモノ、嘗テ夢想ダモセザル所ナリ、本縣ノ一部分ダニ猶且ツ窮民アリテ老ヲ養ヒ幼ヲ育スルヲ得ザルヤ如此、況ンヤ皇國ノ廣キ人民ノ多キニ於テオヤ。陛下幸ニ其一班ニ就テ其全彪ヲ察シ賜ヘ。今夫レ宮殿省衙ノ創築ヤ、道路橋梁ノ改造ヤ、海軍ニ陸軍ニ、鐵道ニ電信ニ、其他百般ノ新事業ヲ興スヤ、其經費皆之ヲ國庫ニ仰ガザルヲ得ズ、國庫ハ皆之ヲ民ニ資ラザルヲ得ズ、即チ夫ノ窮民ノ如キニ至リテモ亦其ノ幾分ヲ國庫ニ納ムルモノナリ。今皇居ヲ經營スルモ亦之ヲ國庫ニ資ラザルヲ得ズ、即チ夫ノ窮民ノ如キモ亦其幾分ヲ國庫ニ出スモノナリ。陛下ノ至仁至德ヲ以テ窮民ノ膏血ニ資リテ以テ其宮室ニ充ツルニ忍ビンヤ。是昔在我 仁德天皇及漢文等ノ獨リ其宮室ヲ美ニスルニ忍ビズシテ茅茨翳ラズ、椽柱劉ラザルノ粗室ニ居テ民力ヲ愛養セラル、ノ深意ナルカ、當時四海雍々内外ノ憂患ナクシテ其宮室ヲ卑スルヤ如此、是ヲ以テ其德愈々尊嚴ニシテ四夷之ヲ畏レ、黎民之ニ懷ク由是觀之則チ 天子ノ尊嚴ナルハ宮室ノ壯麗ナルニ非ラズシテ全ク其德ノ盛ナルニ在リ。獨リ叙智聰明ナル 天皇陛下ニシテ固ヨリ之ヲ知ラザルニ非ラズ、今ノ時ハ乃チ當サニ皇居經營スベカラザルノ時ナルヲ知ル、陛下既ニ其不可ヲ知リテ之ガ經營ヲ果サント欲スルハ臣ノ誠ニ解得セザル所ニシテ是レ蓋シ左右大臣卿輔ノ慈惠ニ由ルカ將タ又人民ノ與願ニ出ヅルカ。臣願クバ 陛下若シ果シテ大臣卿輔ノ慈惠ニ由リ人民ノ與願ニ出テ曲ゲテ之ヲ經營セント欲セバ則チ之ヲ經營スルコト勿レ、夫レ四方人民心ノ之ヲ與願スルモノハ固ヨリ至正無我ノ赤心ヲ發シテ能ク之ヲ 陛下ニ獻呈スルニ非ラズ、大抵虛名ヲ射ルノ徒ガ其經營成ルノ日ニ方リ之ガ賞譽ヲ希望スルニ過ギザルノミ、左右大臣卿輔ノ之ヲ慈惠スルモノハ各々先キニ我第ヲ美ニシ我庭園ヲ潔クシ、日々宴樂ニ是レ耽ルヲ以テ義ニ於テ獨リ 陛下ヲシテ廢邸ニ假居セシムルニ忍ビザルガ故ナリ、臣故ニ曰ク、大臣卿輔ノ之ヲ慈惠シ人民ノ之ヲ與願スルハ皆各自ラ爲メニスル所アリテ然リ、故ヲ以テ固ヨリ其非ヲ知ラザルニ非ラズ而シテ敢テ其非ヲ言フニ忍ビズ、固ヨリ其不可ナルヲ知ラザルニ非ラズ、敢テ其不可ヲ論ズルニ違アラズ、遂ニ 陛下ヲシテ其盛

德ヲ缺カシムルニ至ラントス。此レ臣ノ獨リ默視スルニ忍ビズ、龍顏ヲ犯シテ敢テ上言スル所以ナリ。斧鑕ノ誅ハ固ヨリ甘ズル所ナリ、假令其宮室壯麗ナルモ若シ國勢振ハズ、民力瘦セタルトキハ 陛下自ラ以テ樂シトスルカ若カズ其宮室粗惡ナルモ國勢振ヒ武力肥ヘタルノ樂シキニ 陛下幸ニ臣ノ言ヲ容レ、斷然其慈惠ニ牽カレズ其與願ニ感ハズ以テ天下後世ヲシテ其盛德ヲ知ラシメヨ、臣賦性愚直素ヨリ其辭ニ媚ハズ言忌諱ニ觸レ、辭不遜ニ涉ルト雖モ、唯 陛下ニ報ユルノ赤心ハ常ニ多ク人ニ讓ラズ。臣願クバ 陛下其愚直ヲ憐ミテ之ヲ聽賜マハハ臣望外ノ至リニ勝ユルナシ。臣再拜稽首、昧死シテ以聞ス。

微臣 池田 忠一

是歲 地租改正に係る收穫米の儀に付ても剴切なる書を大迫縣令に提出せり。
是歲 父七甫病に寢ぬ。療養を盡せども遂に起たず九月五日を以て逝く。父病革三男和三郎教育の事を念ふ。余乃ち語て曰く父君安意せられよ、其の教育は請ふ其の責に任せんと。父之を聽き從容眠るが如く瞑せり。依て其の言を踐み、和三郎をして東京帝國醫科大學に入學せしめ、竟に卒業の榮を荷へり。
(宏註。父の弟和三郎は、元治元年七月、舊江戸湯島天神中坂下手代町御徒七番組大繩振替地宅にて出生。荒木學習昭和六年八月病歿。長女孝に川合信水弟春充を迎へて家を嗣がしむ。二女壽は寛斌治に、三女貞は男爵三好積介に嫁す。) 喪服中(九月二十五日)頓に除服出仕を命ぜられ、遠江國城東郡來福村人民より大迫縣令を對手とし東京上等裁判所へ出訴に付其の訴答部理人として上京を命ぜらる。(宏註。父の心)抑も本訴の起源は其の由來する所實に遠く來福村所訴の海岸所屬に就ては隣邑成行村に係ること數回にして其の極野蠻行爲に出で鬭爭絶ゆるときなし。是を以て其の紛争全縣に鳴り、當時出訴中第一の難訴を以て聞ゆ。故に其の裁判言渡に至る迄は頗る心神を惱ましたり。若し一朝敗訴となれば縣令の施治上に影響少からざるを憂慮し、時々其の經過を縣令に申報

したるも、縣令亦痛く之を憂へられ、親書を寄せられたり。十三年五月十七日の親書左の如し。

貴翰拜誦御壯剛御滯京奉賀候緒過般及御委任候件追々遷延實に御迷惑の義に掛と苦心罷在候處今般御書相達取手遅しと閉封致拜覽候處漸く此程太政官へ伺出相成候由然し伺の向に據れば都合宜敷趣の由未だ判決不相成内は如何の事に立至るかは難計候得共一先安心仕候最早格別延引の義は有之間敷候間乍御苦勞宜敷奉願候右御答迄仰々不備

五月十七日

貞清

忠一

殿

(安註。貞清とあるは當時の縣令後(の元老院議員子爵大迫貞清なり。)

幸にして勝を制し復命するの榮を荷へり。其の復命書左の如し。

本訴は始終其の歲月を費すこと實に二箇年二閱月なり。是れ畢竟本訴の事理實に容易ならざると審理調査の極めて精慎鄭重なるとに起因せざるはなし。蓋し事理實に容易ならざれば則ち其の之を審理調査するも亦極めて精慎鄭重にせざるを得ず。隨て其の歲月を要するも亦偶然に非ざるのみ其の間戰兢毎に聊んぜず。唯御委任の重きに負かさらんことを之れ圖り、顛ら之に努力せり。其梗概の如きは時々御申報を怠らざりしが、今日其の結果を獲るに漑み、乃ち重ねて其の詳細を通述せん。

抑々本訴は明治十二年十月十五日を以て始めて開庭、續て辯論往復其の年十二月十五日に至り審理完了幾何ならずして其の結果を獲んと思惟せしも其の後原告が再び追申書を裁判所に捧呈せるに因りて昨十三年二月五日を以て更に開庭辯論數回然後其の伺を太政官に經るに至りたるは蓋し同年五月の事なりき。其太政官に出づるに迨び

百方医薬層の泡煙儘世至是を命雖然須臾不向天
形如年... 加慶... 消沈... 仿海... 事... 何... 何... 何...
古初七追悼



詩は著者が父の喪に遭て追悼したるものにして寫眞は
五七日忌に除服出仕を命ぜられ、官命のまゝに中陰靈
前に追薦の事も叶はず上京、滯在三年に互れる間に撮
影したるものなり。

其の調査既に半歳を過ぎて尙ほ未だ決せず、於是乎被告も亦追申書を同所に捧呈せるに因りて其の年十一月十一
日を以て更に開庭亦辯論數回然後復た更に其の伺を傳ふるに至りたるは蓋し本年三月のことなりき、其の伺の旨
趣たるや當時略ぼ御申報に及びし如く全く被告答辯の意思と符合して相違はずと自から確信して疑を介まざる所
なり、然るに其の調査既に半歳に至りて尙ほ未だ決せざるが如きは蓋し太政官に於て其の伺書面に對し論議紛擾直
ちに被告に就き具さに其の事情及將來を推問せらるゝに至るを以て前後縷々、之を辯明して已ます遂に本年七月
内閣の決裁を経て其の指令を司法卿に下付せられたるならん、其の指令たるや蓋し本訴の大根源に於て其の割當
を失はずと雖も其の小枝派の修正に至つては竊に被告の所見と相齟齬するものあるを慮り遺憾切齒すれども内閣
の決裁復た動かすべからざるを奈何せん、然りと雖も正理の存する所は自ら掩ふべからざるものあり、乃ち司法
卿は其の修正を不是と認められたるならん、仍て更に其の意見を具し以て太政官に伺はれしは蓋し同年八月のこ
となりき、尋で太政官申創めて參事院を置かれ、多く其の吏員を改選せらる、其の間荏苒經過せりと雖も其の會
議に於て遂に司法卿の意見を可決し尙ほ内閣の決裁を経て竟に今日の結果を獲るに至りたるならん、半途新地券
を誤つて一時御下與等の事ありて原告が追訴を起すに至るも亦正理の存する所は固より之を泯滅すべからず、回
顧すれば其の出庭するもの前後二十一回に過ぎず、而して其の餘の歲月は率ね太政官等の調査に費やせしものゝ
如し。方今法度日進の際特に行政裁判の事たる地方の安危に關すること少からざるを以て其の殊に重大なるもの
は嚮きに太政官の組織を變革せられしより以來其の調査益々精慎鄭重を加へらるゝに至れりと聞く、然らざれば
豈に何に由りて如此歲月を要せんや、伏して台鑒を請ふ依て別紙裁許狀相副此段謹肅復命仕候也

明治十四年十二月二十八日

池田忠一印

大迫靜岡縣令殿

(宏註、裁許狀寫(明治十二年番外第二二號原告靜岡縣遠江國城東郡來福村小前總代田村平民水野作十外三名代人龜一) 山、被告靜岡縣令大迫貞清代理人同縣十五等出仕池田忠一海岸官有地處分不服の訴訟審理の結果は之を省略せり)

右訴訟の爲め滯京中亡友高橋淑道の逸事を蒲生重章曾て太政官編輯官に協議して近世偉人傳中に著さしむ。淑道は詮之助と稱す、慷慨悲憤の士、余と同窓たり。

同十五年一月 任を全うして歸縣す。是歲縣廳大變革あり。吏員をして悉く辭表を差出さしむ。頗る褒貶黜陟を行はる。時に租稅課副長の内命あれども固辭して受けず。更に舊官より二等を進められ學務及調査の事を擔理す。蓋し本縣に在ては異例なり。銳意管内學事の改良に著手し、當時の布令等は率ね余の起草する所に係る。就中學校等設置廢止規則、教育會規則、小學校等職員賞與例規學務委員職務章程其他郡長に對する學資蓄積方法試驗監臨手續、小學校教員授業生養成法等の訓示を起草したり。又廳内の組織上に關しては屢々建議する所あり、現に土木課の創設は僚官松田寅卯に謀りて建議したる結果なり。

土木課創設ニ關スル建議 (明治十四年四月大迫縣令宛)

凡ソ施政ノ要務ハ世ノ進度ニ隨テ善ク事務ヲ改良スルニ在リ、事務ヲ改良スルハ其分合宜ヲ得テ善ク之ヲ專任スルニ在リ、其分合宜ヲ得ザルトキハ則チ冗員アリテ振ハズ、善ク之ヲ專任セザルトキハ則チ多端ニシテ成績ナシ嚮ニ政府藩ヲ廢シ府縣ヲ置カルト雖モ、一時創始ノ際ト世ノ未ダ進マザルトヲ以テ各府縣大抵庶務、勸業、警察租稅、出納ノ五課ヲ置クニ過ギズ、而シテ學務ノ如キ、衛生ノ如キハ其分課中ニ隸屬セラレ、僅ニ其係員ヲ置クニ止マルモノ、如シ。聞ク本縣ノ如キモ、學務ハ之ヲ庶務課ニ隸屬シ、其後學務課ヲ分立スルニ及ブヤ、衛生、ハ亦之ヲ其中ニ隸屬シ、既ニシテ遂ニ衛生課ヲ分立スルニ至レリト、其隸屬セシ時ト分立セシ後トヲ回顧スレバ

學務、衛生事務ノ改良ヲ得ル、果シテ如何ゾヤ、夫レ學務ヲ庶務課ニ、衛生ヲ學務課ニ隸屬セシハ蓋シ其因由ナキニ非ラズト雖モ、土木ヲ庶務課ニ、地理ヲ租稅課ニ隸屬スルハ嘗ニ其分合宜キヲ得ザルノミナラズ、其性質畢竟相綱繆セズ、假令其性質相綱繆スルモ、土木・地理ノ事務タル、今決シテ之ヲ他ニ隸屬シテ措テ問ハザルノ秋ニ非ザルナリ、抑土木・地理ノ本務タル、直接ニ至大ノ關係ヲ有スルガ故ニ其措置權衡ノ當否ニ依テハ縣治ノ得失ヲトスルニ足レリ、其重要ナル敢テ學務、衛生其他ノ事務ニ讓ラザルコト知ルベキナリ、是ヲ以テ他府縣ニ於テハ既ニ土木・地理ノ兩課ヲ分立スルモノアリ、剩ヘ本縣ノ如キハ東海道五十里程、道路ノ長キ、四大川其他百有餘川、橋梁堤防ノ多キ歳々巨萬ノ金ヲ支出シテ以テ之ガ建築修繕ヲ計ルニ非ザレバ則チ忽チ運路梗塞、土田荒廢不測ノ慘狀ヲ露スニ至ルベシ、故ニ之ガ處務ニ從事スルモノ夙ニ之ガ建築修繕ノ良法ヲ講究シ務メテ規畫宜キヲ得テ浪費ナカラシムコトヲ期圖スルニ在リ、加之客歲十一月、第四十八號布告ヲ以テ從來下付セラレタル國庫金相廢セラレ悉皆之ヲ地方稅ニ資ルノ制ヲ定メラレタル上ハ猶更一層事務ノ繁多ナル益々其良法ヲ平時ニ講究シ規畫宜キヲ失ハザルコトヲ注意セザルベカラズ、土木ノ事豈ニ忽ニスベケンヤ、地理ノ事タル、之ヲ處スル亦寔ニ容易ナラズ、就中官民有ノ所有權ヲ定ムルヤ最モ深く其供證ト其實理トヲ鑒ミ、以テ之ニ處セザルベカラズ、若シ一旦其當ヲ失セバ行政裁判ヲ仰ガザルモノ蓋シ鮮シ、其裁判ヲ仰グニ方リ假令敗訟ニ歸セザルモ其民力ヲ疲シ官費ヲ靡シ德義上ニ於テ甚ダ累ナシトセズ、如此重要事務ヲ舉ゲ以テ他ニ隸屬シ、庶務・收稅煩雜ノ間ニ介在シ、而シテ規畫ニ通ゼズ、法律ニ明カナラザルモノヲシテ漫然之ヲ處理セシムルトキハ岌々乎トシテ其レ危イカナ、然レドモ地理ノ事務タル、太ダ繁多ナラザルガ爲メ今俄ニ一課ヲ分立スルコトヲ要セズ、稍々事務ノ擴張ヲ視テ之ヲ置クモ尙ホ未ダ晩カラザルナリ、依テ目今暫ク之ヲ土木ニ併セテ一課トシ、較々規畫ニ通ジ法律ニ明カナルモノヲ選デ之ヲ處セシムレバ他時昔日學務・衛生兩課ヲ分立セラレ其事務ノ今日改良ニ赴キシヨリ猶且ツ著シキモノアラント確信シテ疑ヲ容レザルナリ。何ゾ況ンヤ土木・地理ノ事タル、其性質相綱繆スルニ於テオヤ。

前陳ノ次第ナルニ因リ此際斷然土木地理ノ一課御創立アランコトヲ冀望ス。此段建議仕候也。

(安註、大變革後の職務に關する建議中朝露の覺中より抜くこと左の如し。十五年五月即改革直後に於て大迫縣令に宛てたるものなり。)

改革後ノ職務ニ關スル建議

謹テ惟ミルニ、本年一月廳中未曾有ノ一大變革アリ、尋テ各課職制並事務章程等ヲ頒示セラル、是夙ニ民心ノ日進ニ隨ヒ徒ニ舊套ヲ墨守スベカラザルノ勢ヲ看破セラル、ニ之レ由ルモノト奉恐察荷モ事ヲ閣下ニ受クルモノ臆勉職ヲ盡シ以テ其盛意ヲ贊襄シ縣治ノ改進ヲ圖ラザルヲ得ザルノ秋ニ遭遇候、此一大變革ハ閣下ノ英斷ニ出デ固ヨリ喙ヲ容ル、所ニ無之候ヘドモ、唯其盛意ヲ贊襄スルノ餘リ、未ダ其職ヲ盡サズシテ安ニ職外ノ事ヲ言ヒ、敢テ誅責ヲ憚ラザル所以ハ他ニ無之、抑々上各省ヨリ下府縣ニ至ルマデ權限ニ輕重、組織ニ大小コソアレ、其部内ノ政務ヲ總理スルニ至リテハ殆ンド異ナル所ナカルベク候、竊ニ聞ク内藏其他各省ノ組織ハ内局若ハ書記局ト稱シ、長次官ニ附屬シテ若干ノ書記官等アリテ先ツ各局ヨリ出ス所ノ事件ヲ査理スト、是ヲ以テ政務一途ニ出デ、尾大不掉ノ患ナカルベシ、今府縣廳ノ如キハ其權限組織コソ、各省ニ比スレバ較々輕小ナレドモ、其人民ニ直接ノ關係ヲ有スルヤ、其事務最モ之ヲ鄭重精慎ニセザルヲ得ザルモノアリ、然リ而シテ本廳中本局組織ノ如キハ唯長次官二人ニ止マレリ、然ラバ則チ本局ニ立チ閣下ヲ輔クルモノハ次官一人ニ在リ、如何ナル聰明俊傑ノ人ト雖モ毎日各課ヨリ決裁ニ供スル所ノ百般紛擾ノ事務ヲ措置スルニ方リ、或ハ鄭重精慎ヲ闕クヲ保スベカラザル儀ト奉存候、尤モ重大ノ事件ニ至リテハ臨時事務取調委員ノ意見ヲ御諮問可有之候ヘドモ、瑣細ニシテ却テ重大、思想ノ外ニ在ルモノアリ、加之各課事務ノ改進ヲ圖ルガ爲メ互ニ競争ノ志アリ、輒チ動モスレバ調正用紙ヲ附シテ決裁ヲ仰グモノ益々多キヲ加フベシト信ジ候、其決裁タル苟モ公平中正ニ非ザレバ瑣細ノ事猶且ツ本局ノ威望ヲ損スルコト少カラズ、矧ンヤ其重大ノ事件ニ於テオヤ、依テ自今本局詰ノ屬官二人ヲ特選セラレ、隨テ其取扱權限

ヲモ被定、常ニ本局ニ附屬シテ次官ヲ輔ケ諮問ヲ受ケ其事務ヲ辦理セシムルトキハ一層ノ鄭重精慎ヲ加ヘ、各課ノ信憑ヲ仰グベク、百事其宜キヲ得ルニ至ルベシ、然リ而シテ本局詰ノ屬官タル德望威權兩ナガラ備フルモノニ非ザレバ不可ナリ、即チ今日ノ正課長二人ヲ被置ハ蓋シ各課ノ事務ヲ總括シ以テ其權衡ヲ得セシムルノ御主趣ニ候ヘドモ若シ今ノ如ク其席ヲシテ各課ニ占メシムルトキハ更ニ其効ヲ見ルコト多カラザル儀ニ有之、何トナレバ曩日各課中ニ下款ヲ被定、之ヲ課長ノ權内ニ於テ便宜處分スルコトヲ許サル、ニ依リテ實際毎日其査閱スル所ノモノ率ネ其下款及照會往復等瑣々タル煩雜ノ事務ニシテ上款ニ係ル事務或ハ却テ識ラズ、精査ヲ闕クノ患ナキヲ保シ難シトス、依之下款以下ノ瑣事ハ一切之ヲ副課長ノ權内ニ屬セシメ、而シテ正課長ハ本局ニ附屬シテ各課ヨリ出ス所ノ事務ヲ精査シテ次官ニ呈シ、次官尙之ヲ査閱シテ閣下ノ決裁ニ供スアラバ翅ニ事務精確ノ便益ヲ得ルノミナラズ本局ノ威望ヲ増スコト不鮮少儀ト愚考仕候、右本局詰ノ屬官ヲ特選セラル、ニ於テハ必然各課職制ヲモ御改正ノ舉可有之、就テハ該職制中今日尙太政官公達府縣官職制ニ抵觸スルモノナキヲ保シ難ク候、何トナレバ府縣官職制ニ屬(自一等屬至十等屬)事ヲ府知事縣令ニ受ケテ庶務ヲ分掌スト有之ニ據リ、之ヲ觀レバ屬官ハ均シク是府知事縣令ノ指示ヲ受ケ庶務ヲ分擔スベキコソ當然ニ候、然ルニ本縣各課職制ニ課員ハ課長ノ指示ヲ受ケ課中ノ事務ヲ分擔スト有之、獨リ本縣ニ限り同屬官ニシテ縣令ノ指令ヲ受ケズ、課長ノ指示ヲ受クルハ實ニ事理不允當ナルノミナラズ課員ハ課長ニ對シ毫モ意見ヲ提出スルヲ得ベカラザルニ至リ候、且ツ同職制中ノ課員ハ屬以下ヲ以テ之ニ充ツト有之、然ルトキハ等外又ハ御用掛ヲ以テ之ニ充ツルガ如ク相見ヘ候ヘドモ其實純然タル判任出仕ヲ以テ之ニ充テラルレバ單ニ屬以下トモ難申候、右ハ本局ノ組織ニ付鄙見ヲ陳述ノ餘覺ヘズ課長ノ權限等ニ波及仕候次第、併セテ御參考有之度此段敢テ建言仕候也。

是歲丁巳 亡父の墓石を營み成る。其の費額約金五拾圓、墓は静岡下魚町寶臺院本堂の東方に在り。

其の篆を山岡鐵舟に其の墓表を向山黃村に、其の表文の書を宮原木石に依頼せり。(安註、本書に冠する「我が家系と先考」)

參照。尙父の追悼詩あり。左の如し)

百方醫藥屬泡煙、溘然逝世全是天、天命雖然不須哭、一心向天願加年、加年畢竟不可願、忽攢心頭幾愁悶、恍然追憶在世時、幼時恨多長後恨、回頭廿餘年星霜、慈育之恩深於洋、思之念之懷夢切、感淚不覺沾衣裳、憶會東京棲遲節、時々相伴賞風月、歲月消沈十餘年、現況髣髴猶可說、小棧邨邊探梅花、一瓢傾盡訪酒家、王子邨裏賞紅葉、醉步蹣跚日西斜、桑田碧海時物變、(戊辰役)、轉居成增爲農賤、杖頭猶堪沽酒釀、見他富貴何曾羨、移陵荏苒九葛衰、寓思和歌學風詠、建穗之花安川月、興來猶爲逍遙遊、一朝臥病遂不起、言委宛然存目耳、嗚呼悔矣復何歸、請看門前東流水、芙蓉秋瘦白露清、好收遺骸葬孤塋、爲思骨朽名存計、小碑一片記平生。

五 地方牧民官時代

同十六年三十日 南豆小學校巡視中電報に依り直に歸廳、永峯大書記官(安註、後に知事に進み、幕臣にも早世し)より佐野城東郡長の内命を傳へらる。名望ある岡田良一郎の後任を承はるは微力の及ぶ所に非らず、固辭したるも肯んぜず。直に拜命して發途赴任す。(安註、是人材郡長を以て豪族郡長に交代せしむるの始なり。送別の詩句多し。其の一二を左に録す。蜂屋氏は當時の學務課長にして置鹽氏は僚官なり。)

祝 池田君轉任

蜂屋 定憲

世間皆謂芙蓉險、畢竟此言尋常人、豫ト吾兄行且健、高騰雲際潤生民

奉送池田君赴任于佐野城東郡

置鹽 藤四郎

喜吾生大有爲時、記君賦之自致、又記會與某氏句、能堪巨耐是男兒、維時明治歲甲戌、吾爲小學兒童教、姉公一日客靜陵、有人慇懃投刺來、自云我是學區監督(池田某)欲與爾語即來茲、一見傾蓋如故舊、高樓酌酒互披懷、嘻是與君締交初、屈指春秋已九回、又憶明治十二歲、隨君之後登縣臺、導我循々教事務、深情不復別公私、我觀君平生之志、似以古狂者自期、又觀君平生之舉、夙夜勵精費三思、果然今日受重任、遠州千里掌上治、君初剛直今寬仁、豹變如此蓋幾希、誰知榮遷今日事、勳功強半在夫詩、今日留別何物是、詩句洋洋盈耳哉。

是歲同 積年の大葛藤なる縣下に鳴渡りし城東郡來福村と成行村との調停を圖り、竟に之を和解せしめたり。抑も此大葛藤は元祿文政年度に起り、其の極兩村民決闘をなし毎年死傷の絶ゆることなし、此に至りて紛争復々起り、出でて掛川法廷に訴ふ。是迄兩村の葛藤に關しては前郡長岡田良一郎は勿論前後諸名望家の調停幾回なるも、遂に相整はず、就中來福村の如きは三年間大迫前縣令を對手とし東京上等裁判所に出訴し閩村の困弊日に一日より甚しく、爲めに分散する者少からず、余獨り自ら以爲らく、之を調停し以て兩村の幸福を増進せしむるは今の時に在りと、但恐る來福村は往年余が敵手たり法廷に争ひたれば容易に余を信ぜざるを、偶々余の知己掛川治安裁判所判事補佐藤直信の主擔たるを聞き、相共に之が調停を圖らんことを協議せしに、同人は尋常人に非ざるを以て速に之を快諾し、豫め期日を定め、兩村戸長及總代人を余の寓居なる廣樂寺に召集し、佐藤直信と居中調停の勞を執り、兩村合併に關する條約を締結せしめ、尋で出願の手續を運ばしむ。於是乎其の紛争全く地を拂ふに至れり。時に前年來福村の代理人として東京上等裁判所に戦ひし龜一山も亦出席して盡力せり。尋で兩村大懇親會を某寺院に開き、永峰大書記官其の他關係諸氏を招待せり

會する數百人、賓主皆酔ひ、歡聲湧くが如し。前年は敵と爲り、今日は味方となる、眞に一奇遇を賞歎せざるものなし。既にして合併の許可を得、兩村彌々親睦眞に一家の如く吉凶相慶吊するに至れり。其の條約に據れば成行村の村名を存すること滿三年の期限あるにも拘らず、其の期限前成行村固有の人民中重立ちたるものより豫め發議し千濱村と改稱し、自治區構成に迫びても亦依然たり。

是歲^{十二}月 掛川中學校を建築し、以て中等教育の擴張を圖り、東遠衛生會を組織せしめ、以て醫事衛生の進歩を期す。

同十八年^五月

縣下有名の城東郡池新田村と新野村との間に起りし林場(字長谷、山西、篠ヶ谷、有ヶ谷、中西、坂田、木ヶ谷、宮田の關係町八反三畝八歩に亙る)大葛藤を調停して竟に之を和解せしむ。抑も此大葛藤は新野村に於て從來の證憑

を以て同村民有地に引戻願を爲せしが、隣村即池新田村の證明を得ざれば該官有林山を民有地に引戻の證議難相成旨なれば池新田村に於ても亦往古より該林山に入り薪刈柴草取りし證憑を提出して毫も動かさず、前郡長岡田良一郎は勿論其の他名望家の居中調停ありしも事遂に成らず。本縣令深く之を憂へ余が本郡長に轉任の際金原明善、本間賢三をして相共に之が調停方に盡力せしむ。金原明善は少しく忌避ありて會同せず、専ら本間賢三と胥謀り屢々出張して實地を點檢し數日間雙方へ懇諭し、時に徹夜せしこと數々ありき。百方調停の結果竟に左の條約(條約書は省く)を締結せしめ民有引戻願相叶管に其の葛藤の解けたるのみならず、從來早損に困める池新田は溜池を其の山麓に開掘することを得、寸地も開墾等を行ひ得ざる新野村は其の林山を開墾し且つ之に種藝することを得たり。兩村の幸福亦焉れより大なるはなし。

是歲^六月 關口知事余を其の自邸に招き令夫人をして酒を酌ましめて饗應太だ厚く、告ぐるに豊田山名磐田郡長に轉任の内命を以てす。余即ち固辭して曰く、前郡長西尾傳藏は閩郡の名望家之が後任たるは敢て當らず、加之該郡は目下社山疏水の難工事あり、殊に寺谷用水組合との紛議燃ゆるが如く復た拾收し難きの勢、能く堪ゆる所に非ざるべし。又佐野城東郡に赴任以來未だ二周年ならず前途尙ほ盡すべき事多し、今俄に去るに忍びず、請ふ他に適任者を選任せられんことをと。聽かず直に拜命赴任す。是月廿七日佐野城東郡中の有志者盛に送別會を掛川農學舎に開けり。掛川の人の高村鹿兒樓の詩あり、曰く。

感治恩兮治恩特、治恩特及民正息、寬乃是雨猛是風、濼蕩功兼滋潤德、三年治績布經綸、功與造化脉々新、一朝榮轉忽告別、更持竹符向鄉隣、祖帳唱出渭城柳、滿筵嘉黃皆好友、莫說區々別離哀、三握非是翻覆手、老夫難措傾慕情、爲君舉白祝前程、正知新疏社山水、永共芳名流盈、

豊田山名磐田郡に赴任するや、常務を事とせず、専ら社山疏水工の整理に汲々たり、人皆余が郡役所に出勤せず、直ちに社山疏水工事負擔區域灌漑反別踏査の爲各村に巡視せるを見て狂と爲し、社山郡長と呼ぶ。此時に方り縣令の指定せし社山疏水負擔區域を承諾せず、不服の爲め水利土功會議員を選舉せず、又疏水工事の爲め政府より特別拜借せる金員配當方に付寺谷用水組合と常に議相協はず、其勢宛も亂麻の如し。縣屬千頭正澄を指揮し該議員選舉說論と拜借金配當方に盡力すること凡そ半年間辛うじて之を果し、於是苦情一掃せり。該議員選舉不服說論中一村數十日を費やし、往々徹夜することありき、就中御厨地方尤も之が說論に苦めり、結局承諾を表せず千頭は縣令に對し其

責任を全うせずとて憂苦策の出づるを知らず、余於是不服村總代を縣廳に召喚し縣令の説諭を受くるの外なき旨を建議し、幸に其の容るゝ所となり、關係部落鎌田、神原、大立野、和仁、新出、東脇、新貝、總代數十名を縣廳に召集し、縣令及書記官等より懇々説諭を加ふれども承服すべくもあらず。余又別に一策即ち遠江國資産貸附所岡田良一をして不服村の負擔金を特に貸付せしむることを獻じて是亦容れられ、議員選舉を承諾するに至れり。依て其の年十一月社山疏水々利土功會を堀越の海藏寺に開き、以て疏水事業の經費を議定せしめ、漸く整理の域に赴けり。

是歲^八 地方官制の改正に依り豊田山名磐田郡長として奏任官に任ぜらる。

是歲^{十二} 天龍川全流域治水事務所移轉成る。此建物敷地に關しては金原明善と地元村との間に紛議あり加之流域一般と同人との間に不和の感想を蟬脱せざるを憂ひ、之を懲愆して寄附せしむることゝしたるに依り紛議一掃不和全く蟬脱して相互の幸福を増進せり。

同二十年^八 山名郡岩井村と木原、西島、王越、三ヶ村との間に起れる岩井原秣場(地巻面反別 四十六町歩)に係る葛藤を調停し和解せしむ。

是歲 又始めて天龍川全流域共有金三万四千七百七十五圓餘を同川甲乙丙丁四部へ分割の方法を設け水利土功會の決議を取り施行せり。先是本川流域は金原明善の治河協力社設置以來常に紛議絶へず隨て會議も亦論議百出底止する所を知らざりしが、赴任以來之を管理し平和を保つを得たり。共有金に關しては由來頗る物議を醸せしが、茲に到りて異議なく配當を了し爾來年々此方法に準據して毫も差支なきを得たり。而して西縁水防組合の如きは之を堤防の保護に利用して益々堅固にし東縁

水防組合の如きは其同體なる寺谷用水惡水組合の改良工事費に借用して其功を奏し、大に永遠の利澤を遺したり。

同二十年^{九月廿四日} 左の封事を關口知事に提出して嘉納せらる。

關口知事ニ對スル封事五項

謹ンデ白ス閣下臨縣以降于今三四年内ハ即チ宿弊悉ク除キ外ハ則チ曠夫跡ヲ絶チ、各其業ニ安ンズ、縣下三州閣下ノ威德ニ風靡セザルモノナシ、故ニ缺事アルモ人敢テ多ク言ハズ、是レ言フト雖モ固ヨリ之ヲ知ルニ託シテ自ラ道ル、カ、自古事ヲ言フモノ未ダ必ズシモ固ヨリ之ヲ知ルト知ラザルトヲ問ハズ、言フモノ豫メ固ヨリ之ヲ知ルコトヲ測リテ遂ニ言ハザルハ忠ニ非ザルナリ忠一敢テ言フ左右ニ呈シ以テ閣下ノ採擇ニ供ス。

一、地方長官ハ政務ノ大綱ヲ舉ゲ細務ノ苛察ニ失セザルコト 夫レ地方長官ハ一地方百般ノ政務ヲ總括セラル、モ一人善ク之ヲ處理シ得ザルガ故ニ下ニ部長等ヲ置カレ以テ局部ノ事ヲ分任セシメラル、ナリ。已ニ之ヲ分任セシメラル、カラニハ地方長官ハ政務全體ノ大綱ニ著眼シ細務ニ苛察セザルコトヲ要ス。一地方百般ノ政務ヲ舉ゲント欲スレバ乃チ如何ナル聰明練達ノ長官ト雖モ一局部ノ細務マデハ悉ク通曉セザルコトアルベシ。若シ通曉セザルトキハ爲メニ錯誤ナキヲ保セズ、自然其ノ威信ヲ薄ウスルニ至ル。局部ノ事務舉ラザルハ部長其ノ人ヲ得ザルナリ、地方長官ハ部長其ノ人ヲ選バル、ニ在リ。

二、各地勢ノ巡察ヲ施行セラル、コト 嚮ニ管内巡察條規ヲ定メ達セラレタルノミニシテ于今一回ノ巡察ヲ施行セラレザルハ抑モ何ゾヤ。司法ニ司法ノ巡察アリ警察ニ警察ノ巡察アリ、管内巡察ノ事タル、郡役所戸長役場等ノ治績及事務ノ舉否ヲ考へ各地民情利病ヲ視察スルノ要具ニシテ之ヲ忽ニスベカラズ。閣下ハ固ヨリ百般ノ政務ヲ統括セラル、ヲ以テ普ネテ之ガ巡察ヲ果スコトヲ得ザルモノアレバ輒チ適任ノ者ヲ特選セラレ以テ各地方ノ巡察

ヲ施行セラルベシ。然ルトキハ管ニ施政上ニ幾分ノ資益ヲ得ルノミナラズ人民モ亦閣下ノ治撫ニ汲々タルコトヲ
感喜スベシ。

三、縣廳ニ委任技師ヲ置キ以テ大ニ地方ノ土木事業ヲ振作スルコト 本縣ハ河川及道路港灣等ノ改良ヲ加フベキ
モノ少カラズ、土木事業ノ前途尙ホ遠シト謂フベシ。之ガ點檢及設計ヲ爲スニ方リ一タビ之ヲ誤ルトキハ管ニ經
費ヲ空耗セシムルノミナラズ忽チ民望ニ背クニ至ル。然ルニ判任技師ヲシテ専ラ之ガ重任ニ當ラシムルハ假令技
手其ノ人ヲ得ルト雖モ一ハ民望ニ關シ、一ハ次席以下ノ技手ヲ指揮監督セシムルニ便ナラズ、其他土木事業ニ關
シ各省局ノ技師ヘノ談判上之ガ權衡ヲ得ザルモノアルベシト推察セラル。是レ縣廳ノ體面上ニモ關係少カラズ、
閣下夙ニ縣下土木ノ事業ニ銳意方ニ之ガ改良ニ着手セラル、而シテ獨リ委任技師ヲ置カレ以テ他ノ技手ヲ指揮董
督セラレザルハ定メテ深慮ノ在ルアリト雖モ、必ズシモ高等ノ技師ヲ要セザルニ依リ之ヲ置キ以テ技師長トセラ
レ、一層土木事業ヲ振作セラル、コト最モ急要ナリトス。

四、巡查派出所ノ費用ヲ各地方ノ人民ニ寄付ヲ依頼シテ之ガ建設ヲ爲スノ方法ヲ廢止スルコト 地方警察ノ普及
ヲ要スルガ爲メ巡查派出所ヲ各地ニ建設セラレ以テ都鄙其ノ保護ヲ同一ニスルノ針路ヲ取ラル、ハ聖世ノ然ラシ
ムル所、人民ニ於テ洵ニ感激ノ外ナカルベシ。然ルニ本年度地方稅經濟ノ都合ニ依ルカ警察署長等ハ派出所建設費
及備付需用費等ノ寄付ヲ其ノ所屬人民ニ向テ依頼スルコト切ナルヲ以テ人民ハ一時之ヲ承諾シ漸ク建設ノ運ニ至
レリト雖モ、其ノ弊舉ゲテ言フベカラザルモノアリ。抑モ警察官ハ人民保護ニ懇切ナルコトヲ要スレドモ、其ノ
事情ニ牽カレズ清直ナルコトヲ貴ブ。然リ而シテ派出所ノ建設費ヲ人民ニ依頼スルニハ本分ノ志操ヲ枉ゲザルヲ
得ザルノ勢アリ、加之派出所ニ棲息スル巡查ノ如キハ備付品ヨリ以テ日々ノ需用品ニ至ルマデ一ニ人民ノ補助ニ
依頼スルモノアルガ爲メ其ノ内情果シテ如何ゾヤ一般人民ハ年々地方稅ヲ出シテ以テ警察費ニ充テリ、故ニ派出
所建設等ノ爲メ要スル費用ハ臨時縣會ヲ開キ以テ公然地方稅ヨリ之ヲ徵收スベシ。事此ニ出デズシテ殊ニ所屬人

民ニ依頼シテ寄付ヲ請フ、寄付者ハ取リモ直サズ二重ノ警察費ヲ負擔スルトイフモ決シテ誣言ニ非ザルベシ。假令
被治者ハ之ガ寄付ヲ甘諾スルモ治者ハ之ヲ満足スルコトヲ得ザルベシ。依テ是迄建設ニ係カル分ハ萬不得已ニ出
ヅルモ、今後尙之ガ増設ヲ要セズ斷然是迄ノ方法ヲ廢止シ、地方稅警察費ヨリ支出セラルベシ。若シ地方稅ノ増
額民力ニ堪ヘ難クンバ派出所ノ數ヲ減ズルモ亦不可ナカルベシ。且ツ備付及需用品ノ如キハ年々寄付ノ約定アル
モ明治二十一年度ヨリ斷然之ヲ地方稅ノ中ヨリ支出セラル、コソ當然ナリ。

五、縣廳等新築ノ議ヲ明治二十一年度通常縣會ニ附セラル、コト 靜岡縣廳新築論久シ矣。閣下臨縣ノ時新築論
アリシガ其不可ト民間不景氣ノ現狀トヲ看破セラレ一時之ヲ中止ス。其英斷聽ク者皆感ゼザルナシ。當時縣廳新築
論ノ一決セザリシハ蓋シ曠ハ固ヨリ之ヲ希望スレドモ遠豆ノ人心未ダ頓ニ之ニ傾向セザルモノアレバナリ、今閣
下ノ厚德ニ依リテ遠ニハ石代相場ノ本懐ヲ貫キ、天龍川河身改修工事ノ繼續事業アリ、豆ニハ目下縣道開鑿等ノ美
舉アリト聞ク剩ヘ比年豐穰穀腹ノ秋ニ際シ東海道鐵道布設ノ舉アルニ會ス、縣廳等新築ノ機已ニ熟セリ、此機失フ
ベカラズ、但地方制ノ改正ニ依リ自然其位置ニ影響アリト認メラル、トキハ此限ニ在ラズ、閣下皆固ヨリ之ヲ知
ル、已ニ之ヲ知ルコトヲ知リテ言フハ不敬ナリ、不敬ヲ顧ミズシテ言フヲ憚ラザルハ亦微衷ノミ伏シテ謹怒ヲ諛ツ
是歲 郡内に施行せし件目を概舉すれば左の如し。但是までは社山疏水寺谷用水等難事を整理する
に汲々、一般の改良に遑あらざりしが、漸く緒に就きしを以て本年より之が改良に著手せるなり。

一、戸長役場事務取扱改良方法

二、勸業諸會及物産品評會等開設方法

三、兵員待遇方法

四、里道改良修繕方法

五、小學校臨視規程

六、學費増殖方法

七、戸長役場ト學校トニ關スル公文式例

八、諸稅完納注意方法

九、陸軍召集條例細則準備方

其ノ他始業時間前ニ登校生徒ノ看護方外數件

同二十一年

十六日

見附高等小學校新築功成り盛に開校式を行ふ。關口知事親臨此校を評して縣下

第一とす。縣下小學校の新築率ね模範を此に資れり。余親ら記文を作り以て懸額とせり。本校堂記念の爲之を見附町に保存すといふ。抑も此校堂は一郡に一高等小學校を置くの制度に依り率先巨費を吝まらず之を新築せしものなり。然るに未だ幾何ならずして分立の制を施されしも、本校堂は見附町外附近の村を組合せ仍ほ高等小學校堂に使用したり。(尙二十九年簡易農學校創立の際には直に之に生徒を收容する年之を縣立に變更せられしも畢竟此校堂のあるあればなり果して然りとせば此校堂は高等小學校の爲め之を新築すといふと雖も遠く十年の昔に縣立農學校の種子を播きたるものとも謂ふを得べし。)

是歲七月

豐田郡根堅、於呂、尾野三ヶ村と中泉町青山徹(安註。内務技監。青山士の父君也)との間に葛藤を累ねし有名な請留山事件(反別三百五十町。二反一畝廿七歩)を調停して之を和解せしむ。

是歲十月十五日

靜岡西草深御住居に於て徳川慶喜公同家達公に拜謁、酒肴及御菓子を賜はる。且つ特に洋服地一具を賚ふ。右に先ち左の書翰を辱うし、中泉町よりは三橋盛宥總代として拜謁せり。

今般從三位様靜岡へ被遊御越候ニ付來ル二十日御出發翌二十一日靜岡御着來ル二十八日靜岡御出立御歸京可相成

旨被仰越候就而ハ來ル二十五日ニハ士族ノ向へ御逢可被遊御用意之趣ニ相伺候各地居住之士族ハ里程隔居態ニ靜岡へ罷出御機嫌伺候等自由相成兼候向モ候半ト被致愚考候依テ各地兩三名總代相立御機嫌相伺候ハ、可然歟但總代差出候共各自都合ヲ以別段罷出候共聊差支ハ無之儀ト存候此段宜敷御取計御座候様致度候不備

十月十九日

關口 隆吉

池田 忠一 殿

追テ士族之向ハ直ニ可及通知義ニハ候得共却テ行違等可有之ト存及御依頼候段可然御承相成度以上

御歸京後葵章を模出せし木杯壹個を贈與せられたるも三橋と協議し磐田郡地方士族共有として保存法を定め毎年一月二日同族年賀會の節之を以て冷酒を戴き舊恩を忘れざること期す。

是歲 郡内へ施行せし件目大要左の如し。

一、事務整理方法

二、諸帳簿類整理方法

三、縣社以下維持方法

四、小學校生徒獎勵方法

五、就學兒童督費方法

六、小學校授業料徵收規則細目規程

七、小學校生徒操行査定細目

八、服制規約

九、教授細目編製方法

一〇、教授細目章按
一一、小學校設備準則

同二十二年十一月

黒田内閣總理大臣へ關口知事に内議の上左の建白書を上つる

(明治二十一年十二月草

應を経て元老院に差出すべきか、事立法上の建言にして樞密に屬する際もあり樞密院へ建言すべき成規はなきも特に差出す都合に、縣成間敷哉を何出でたるに對し、關口知事より一月六日付にて「新年を祝す愈御清健奉賀候建白書御草稿御示拜見元老院へ御差出は如何と相考申候、總理大臣又は樞密院議長にて如何、然らば縣廳を經る」旨指示ありたるに依る。

帝國憲法及地方制度ニ關スル建白書

微 臣

謹ミテ白ス維新以降百度更改駁々乎トシテ開明ノ域ニ入り于茲二十有餘年、今將ニ中央集權ノ制ヲ變ジテ地方分權ノ主義ヲ取ラレ君主獨裁ノ法ヲ改メテ立憲代議ノ基礎ヲ定メラレントス。實ニ我國振古以來未曾有ノ一大變革ナリ。維新ノ變革ハ纔ニ士人以上ノ事ニ屬スト雖モ今日ノ變革ハ汎ク國民ニ及ボス、士人以上ハ少數ニシテ國民ハ多數ナリ、其ノ關係タル奚ンゾ翅ニ霄壤ノ差アルノミナラムヤ。故ニ苟モ立法、行法、大權ノ衝路ニ當ラル、者ハ須ラク活眼ヲ以テ輿論ニ先チ卓見ヲ以テ衆議ヲ排セラルベシ。若シ否ラザレバ或ハ英國ノ圓顛黨、佛國ノ共和黨ヲ現出シ、遂ニ萬世不易金甌無缺ノ政府ニ對シ如何ナル變動ヲ惹起スルニ至ルヤ測リ難キコトヲ恐ル。此時ニ方リ之ガ臣民タルモノ豈ニ坐視スベキノ秋ナラムヤ。臣乃チ聊カ數言ヲ獻ズ。幸ニシテ臺閣諸公參考ノ萬分一トナルアラバ臣洵ニ望外ノ至リニ堪ヘズ。

第一 帝國憲法ニ關スル件

我國ノ憲法ハ自然原則具ハルレドモ、成典憲法ニ非ラズ、不成典憲法即チ習慣法ナリ。古代ノ事

ハ逸トシテ未ダ詳ニセズ、而シテ昔八百萬ノ神達ガ豐葦原ニ集リテ政ヲ議サレタル由ヲ聞ケドモ果シテ議政ノコトナリシヤ否ヤハ確知ニ苦メリ。又曾テ聖德太子ガ憲法ヲ制定セラレタル由ヲ聞ケドモ該憲法中ニハ儀式又ハ行政ニ關スルコトアリ、其ノ性質ハ一私人ノ編纂セシモノニシテ之ヲ以テ國ノ公法ヲ定メタルモノトハ云ヒ難シ。其ノ後封建時代ニ至リテモ亦立法行政ニ大權ノ分別ハナカリシ、維新ニ迫ビ太政官中ニ左院右院及正院ヲ置カレ、正院ヲ以テ施政ノ機關トシ、左院ヲ以テ議政ノ機關トシ、右院ヲ以テ行政ノ機關トセラレ、其ノ後左院ヲ廢シ元老院ヲ置カレ、地方官ヲ集メ人民ニ代テ事ヲ議セシメラレタリ。臣伏シテ竊ニ其ノ起源ヲ惟ミルニ、我 叡聖文武ナル明治 天皇陛下、戊辰ノ歲三月十四日五ヶ條ノ 御誓文中「廣ク會議ヲ起シ萬機公論ニ決スヘシ」同月同日 御宸翰中「汝億兆能々 朕ガ志ヲ體認シ相率テ私見ヲ去リ公議ヲ採リ 朕ガ業ヲ助ケテ神州ヲ保全シ」其年八月七日ノ 御詔勅中「天下ノ事一人ノ私スル處ニ非ズ」ト、其ノ後明治十四年十月十二日ノ 御勅諭ヲ以テ來ル明治二十三年ヲ期シ議員ヲ召シ國會ヲ開クベキコトヲ仰セラレ、尋テ臺閣諸公ヲシテ憲法其ノ他ノ準備ニ著手セシメラル。其ノ憲法タル實ニ明治二十年九月二十八日內閣總理大臣閣下ヨリ地方長官へ詳細ノ訓示ニ依リテ 聖明ノ親ヲ 御裁酌ニ出ヅルコトヲ知ル。維新以降赫々 御詔勅ノ出ヅル毎ニ國體愈々明ラカニ、名分愈々正シク、主義一途ニ出デ、國民ヲシテ其ノ方向ヲ誤ラザラシメタリ。實ニ曠世ノ偉業ト感歎セザルヲ得ズ。抑モ憲法ハ其ノ定義ニ就キ頗ル學說アリト雖モ、之ヲ要スルニ憲法ハ主權ノ所在ヲ定メ以テ其ノ國體ヲ明ラカニシ及主權ヲ組織スル各部分ノ性質作用並其ノ相互ノ關係ヲ定メ、且ツ政府ト國民

トノ關係ヲ定ムル所ノモノニシテ、歐米各國皆其ノ宜シキヲ異ニス。隨テ其ノ組織權限等ノ如キモ亦同ジカラズ、載セテ典籍ニ在リ。復タ一々贅セズ。今我國體ニ資リテ以テ最モ適切ト認ムル所ノモノヲ左ニ摘要シ、而シテ其ノ權限ノ如キハ將來治亂ノ由テ生ズル所、最モ重大ノ關係アルヲ以テ之ヲ既往ニ照ラシ、之ヲ將來ニ鑑ミ、特ニ之ガ理由等ヲ縷述セザルヲ得ザルモノアリ、若シ夫レ議員ノ選舉・資格・人員・任期・會期・決算法其ノ他ノ細則等ニ至リテハ大抵各國皆自ラ定規アルヲ以テ之ヲ省ク。

- 一 成典憲法トセラレ、臣民ヲシテ其ノ守ル所ヲ知ラシメ、訓令等ヲ以テ追加變更等ノコトナキヲ要セラル、コト但シ憲法ハ特ニ 御名ヲ以テ 御布令アラセラル、コト
 - 二 憲法ハ若シ將來之ヲ追加改正セラル、等ノコトアルモ、勿論、欽定トセラル、コト
 - 三 天皇陛下ハ尊嚴ニシテ犯スベカラズ勿論無責任トセラル、コト
 - 四 内閣ハ勿論責任内閣トセラル、コト
 - 五 議院ハ二局トセラル、コト
 - 六 上院議員ハ貴族學者勳功アル者ヲ 勅選トセラレ、下院議員ハ單選舉トセラレ、其ノ議長ハ議員中ヨリ之ヲ公選セシメ、勅命ニ依リテ之ヲ認可否セラル、コト 但シ上院議員中學者及勳功アルモノハ下院議員ノ最上位ニ居ルベキモノヲ選
フ必要トス
 - 七 天皇陛下ハ上下兩院ノ權限ヲ左ノ如ク大別惠賜セラル、コト
- 上下兩院 天皇陛下ノ召集ニ依リ之ヲ開カレ其ノ議按ハ大要 天皇陛下大臣ニ命ジテ之ヲ發セラル

上下兩院ハ 天皇陛下ノ裁可ヲ得テ之ヲ布告セラレ若シ其ノ議決ヲ不當ト認メラル、トキハ 天皇陛下ハ更ニ之ヲ再議ニ付セシメラレ、又ハ之ヲ斷行セシメラル。議院ノ論說若シ憲法ニ觸レ若ハ國安ヲ害スト認メラル、トキハ 天皇陛下ハ何時タリトモ議會ヲ中止セラレ若ハ議院ヲ解散セシメラル。其ノ重キモノハ國法ヲ以テ處セラレ又ハ臨機必要ノ處分ヲ施サル。此場合ニ於テハ 天皇陛下ノ事急要ト認メラル、トキハ之ヲ斷行セシメラル。上院ハ重モニ法律規則條例ヲ議決シ及下院ノ議決ヲ覆議スル所トス。下院ハ主トシテ歳入出豫算及財政ニ關スル法律規則等ヲ議決シ並歳入出決算ヲ審査スル所トス。宣戰、講和、兵馬、外國條約等ノ大權ハ 天皇陛下ノ總攬ニ屬セラル、但シ 叙慮ニ依リ特ニ議院ニ下問セラル、コトアルベシ。

議院ハ内閣ノ所爲ニ對シ責問又ハ勸告ヲ爲スノ權ヲ與ヘラル、但シ責問ハ下院ノ告訴ニ依リ上院 御勅裁ヲ經テ之ヲ判決ス。其ノ他立法行法ニ大權ノ外節制權ヲ以テシ、天皇陛下ノ直轄特權ニ屬セラル、等政府ト議會トノ權限等ヲ確立スルコトヲ要ス。

八 右權限ハ實力ヲ以テ之ヲ維持セラレ容易ニ變易セラレザルコト

憲法中最モ重大ニシテ各國古今爭亂ノ絶ヘザルハ率ネ各國帝王ガ國民ニ與ヘラル、ノ權限ナリ。一タビ憲法ヲ以テ之ガ權限ヲ定メラル、ヤ、實力ヲ以テ之ヲ維持セラレ、容易ニ之ヲ變易セラレザルコトヲ要ス。

御勅裁ヲ以テ一旦憲法ヲ定メラレ而シテ若シ容易ニ之ヲ變易セラル、ガ如キコトアラバ、國民中或ハ 親ラ之ヲ破ラルト誤認スルモノアリ、國民ノ擧ゲテ之ヲ破ラザラシメント欲セラル、モ到底豫防シ能ハザルコトアルベシ英國博士利伯爾ガ所謂國家ノ根本法ヲ破ルカ、其ノ土地ノ大法規ヲ破ラントスルカ、之ヲ守護スルハ其ノ任ナルニ、之ヲ暗殺セントスルカ・トイヘル言論ハ豈ニ恐ルベキノ甚シキニ非ラズヤ。蓋シ歐洲ノ代議制度ハ實ニ日耳

曼人種即チチュートニツク人種ヲ以テ嚆矢トス。該人種ハ頗ル勇敢ノ氣象ニ富ミ歐洲ノ北部ニ割據シ遂ニ羅馬ヲ滅シ、其ノ酋長ノ如キモ公選ヲ以テ之ヲ擧ゲ漸次代議士ヲ設ケ政治ニ當ラシムルノ方法ヲ發明セリ。就中英國ニ移住セルアングロサクソン人ハ其ノ最モ鉅ミタルモノナリ。而シテ其ノ代議制度ノ初メテ中央政治ニ用キラレシハ一千二百年代ノ中頃即チブランチネット王統ノ一ナルジタン王一タビ民心ヲ失ヒタルヲ以テ大僧正ランフランク貴族ト相謀リ王ニ迫リテ憲章ヲ發セシメタリキ、貴族ハ同族中ヨリ二十五名ノ執行委員ヲ選舉シテ王及宰相ヲ制裁シタレドモ其ノ制裁ハ忽チ無効ニ歸シ王ハ屢ニ憲章ヲ破リテ憚ル所ナキニ至レリ、エドワード三世ノ時ニ方リ國會議力大ニ進暢セリ、蓋シ王ハ外征ニ從事シ國帑空竭屢ニ國會ニ向テ租稅ノ增額ヲ請求セザルヲ得ザリシカバ議員ノ之ニ應ズル爲メ其ノ報酬トシテ王權ノ幾分ヲ殺ギタリ、王統屢ニ交迭シ、スチユアルトノ一家英國ヲ支配スルニ及ビ、憲章ノ効稍ニ減衰シタルヲ以テ長久議院チャールズ一世の時ハ權利請願ナルモノヲ議定シテ上奏シ、裁可ヲ得テ英國人民ノ權利ヲ明ラカニセリ、其ノ他國會ニ於テ三年條例及諫議按ナルモノヲ議決セリ、チャールズ一世ハ憲法ヲ破リ國民ヲ蔑視セシヲ以テ民權黨ハ之ヲ憤リ屢ニ王ト戰ヒ、遂ニ王ヲ死刑ニ處シ于茲、クロムウエル共和政治ヲ設定スルコト十一年、チャールズ二世ハ其ノ治世ノ過半ハ憲法及法律ヲ破リシコト少ク其ノ處置父王ニ比スレバ較ニ薄弱ナレドモ王ガ即位ノ間モナク人民ノ嫌惡ヲ受ケチエームス二世ノ即位スルヤ、民心離反シ、王遂ニ佛ニ出奔ス、於是國會ハウキリアム及メリー二公ノ即位トヂエームスノ廢位トヲ天下ニ公告シ且ツ權利證明ナルモノヲ議定シテ之ヲ奏上シ、名ヅケテ權利法典トイヘリ、是レ率ネ該帝王ガ憲法ヲ維持スルノ實力ニ乏シク、知リツ、之ヲ破ルニ至リタルノ原因ト謂ハズシテ何ゾヤ。我國歷代 聖主賢相アリ、蓋シ國民トノ争如此モノナク國家ノ秩序整然トシテ于今二千五百有餘年、是レ我國體ノ世界ニ冠絶スル所以ナリ。然リ而シテ臣却テ竊ニ惟ミルニ、明治六年七月二十八日 上諭中ニ「租稅ハ國ノ大事、人民休戚ノ保ル所、之ヲ公平畫一ニ歸セシメ地租改正法ヲ頒布ス」ト其ノ地租改正法中第六章ニ「地租ハ即地價ノ百分一ニモ可相定ノ處先以地價百分ノ三ヲ

稅額ニ相定候得共追ミ發行相成候歲入相増其ノ收入ノ額二百萬圓以上ニ至リ候節ハ地租ハ終ニ百分一ニ相成候迄漸次減少可致事」トアリ、明治十年一月四日ノ 詔書ヲ以テ親ヲ稼穡ノ艱難ヲ察シ深ク休養ノ道ヲ念ジ、更ニ稅額ヲ減ジテ地價百分ノ二分五厘ト爲サレタリ。是レ明治六年七月地租改正法第六章ヲ實行セラレタルモノニシテ臣民タルモノ誰レカ其ノ至仁至德ヲ感戴欽慕セザルモノアラシヤ。然ルニ我ハ疑フ、明治十七年三月十五日地租條例ヲ以テ地租改正法ヲ全廢セラレ、僅ニ五厘ノ減租ヲ履行セラレタルマデニシテ其ノ收入相増スモ、今日迄其餘ニ及バレザリシ、加之明治十三年十一月五日第四十八號布告ヲ以テ地方稅支辨費目府縣廳舍建築修繕費、府縣監獄建築修繕費ヲ增加セラレ、府縣土木費中官費ノ下渡金明治十四年度ヨリ廢止セラレタリ。其翌年即チ明治十四年二月二十八日第十六號布告ヲ以テ府縣警察費ニ對シ國庫下渡金ノ割合、同年三月八日第十七號布告ヲ以テ囚徒費用ノ區分方ヲ定メラレ、同二十一年八月六日勅令第六十一號ヲ以テ府縣警察費ノ國庫下渡金割合方ヲ改正セラルト雖モ明治十三年度歲入明細表ニ據ルニ、官費下渡金ハ府縣土木費八十五萬三千五百圓、國營經費四十五萬圓、監獄費百二十二萬拾圓、此總額二百五十二萬三千五百十圓ト爲ル。此中神社營繕費七萬九千六百九十圓ト沖繩縣警察營繕費一萬六百三十四圓ヲ扣除セバ其ノ總額二百四十三萬三千八百八十六圓ト承ハル。然ルトキハ、明治十三年中第四十八號布告ノ爲メ全國地方稅ノ增加スルコト殆ンド二百四十三萬四千圓ナルベシ。是レ歲計ヲ節約シ紙幣銷却ノ元資ヲ増加シ併セテ地方ノ政務ヲ改正スルノ要用ナルコトヲ察セラル、ニ之レ出ヅルガ如シト雖モ、一方ニハ歲計年々増加ノ傾キアリ、一方ニハ新稅ヲ起サレ、其ノ額已ニ二百七十有餘萬圓ニ達シタルニモ拘ラズ、依然斯ク巨額ノ負擔ヲ地方稅ニ屬セシメラレタルヲ以テ假令明治十四年第十七號ノ布告及其ノ他ノ酌量アリト雖モ、明治六年減稅ノ 詔ハ殆ンド効ナキガ如シ。當時ノ社會ノ進度今日ノ如クナラザルヲ以テ別ニ物議ヲ醸サズト雖モ、忠愛ノ士ハ恐多クモ此一事ニ就テモ政府ノ威信ヲ薄フスルノ感アリキ。爾來社會ノ進度前日ノ如クナラズ、一旦憲法發令ノ上ハ乃チ新ニ代議ノ權ヲ臣民ニ惠賜セラル、ヲ以テ我臣民ハ至テ忠順著實ナルガ故ニ

敢テ外國ノ輕舉妄動ニ倣ハザルベシト雖モ、若シ將來變易ノ如何ニ由リテハ亦未ダ測ルベカラザルモノアルヲ以テ憲法ノ御裁酌ハ初メニ當リ最モ慎重ヲ加ヘシメラレザルベカラズ。

九 右權限ハ漸次之ヲ擴メラレ而シテ一旦之ヲ擴メラレタル上ハ容易ニ之ヲ縮ムベカラザルコト議院ニ惠賜セラル、ノ權限ハ其ノ熟練ニ依ツテ漸次之ヲ擴メラレ度若シ最初ニ充分ノ權限ヲ惠賜セラレ其ノ弊害アルコトヲ認メラレ頓ニ之ヲ縮メラレントスルハ亦已ニ晚シトス。是當ニ晚シトスルノミナラズ、臣民ヲシテ其ノ權利ヲ奪ハル、ノ感觸ヲ抱カシメ隨テ内閣トノ間始終圓滑ヲ保タザルノ一原因トナリテ亂階ヲ醸出センコトヲ恐ル。明治十一年七月二十二日第十七、十八、十九號ヲ以テ三新法ヲ布カレ、又同年同日太政官無號達第四項ヲ以テ地方ノ便宜ニ從ヒ區町村會議ヲ開カシメ、遂ニ明治十三年四月八日第十八號布告ヲ以テ府縣會規則ヲ改正セラレ、漸次地方分權ノ制ヲ施サル。然リ而シテ明治十五年十二月二十八日第六十八號布告及同十七年五月七日第十四號布告ヲ以テ府縣會及區町村會ノ會期等ヲ制限セラレ、復タ重大必要ノ事件ト雖モ其ノ會期內ニ勿卒議了セシムルノ遺恨アラシム。地方議會ノ如キ僅ニ之ガ權限ヲ縮メラル、ト雖モ猶且其ノ不便ヲ感ズルモノアリ、然ルヲ況ンヤ今日ノ勢ニ方リ赫ミタル大憲章トシテ一旦惠賜セラレタル權限ヲ縮メラル、ニ於テオヤ。

一〇 右ノ外議員服務規律ヲ 御勅定アラセラル、カ又ハ 天皇陛下ニ對シ忠勤ヲ盡スベキ誓書ヲ徵セラル、コト其ノ他 御繼承例、御娶婚例、御攝政例等必要ノ事項ヲモ明示セラル、コト

第二 政費ニ關スル件

明治十八年十二月二十三日内閣改制ノ 御詔勅中ニ「官守ヲ明カニシテ濫費ヲ除キ冗費ヲ節シ以テ急要ヲ舉ゲルトアリ其ノ年十二月二十六日內閣總理大臣閣下ハ各省事務整理ノ綱領ヲ舉ゲ以テ之ハ各省大臣ニ示サレ大ニ冗員ヲ淘汰セラレ、奏制任官中非職又ハ免職タルモノ其ノ數ヲ知ラズ、頗ル銳意 御詔勅ノ旨意ヲ實行セラル、ニ似

タリト雖モ尙ホ未ダ濫費ヲ除キ急要ヲ舉ゲラル、ニ迫アラズシテ稍ミ舊ニ復スルノ姿ヲ露ハセルモノ、如シ。抑モ政費ハ各國皆同カラズ、之ヲ要スルニ國ニ廣狹貧富ノ等差アルニ之レ由ルヲ以テ勢免レ難キモノト雖モ可或財源ヲ養ヒ以テ開國急要ノ費途ニ充テ各國ハ對峙ノ策ヲ講ゼザルベカラズ。乃チ各國比較表ヲ左ニ掲ゲ以テ閱覽ノ便ニ資カル。

國名	歲入分頭	租稅負擔	國名	歲入分頭	租稅負擔
日本	二・〇〇〇	一・九〇〇	合衆國	六・九〇〇	六・四〇〇
佛蘭西	一八・七〇〇	一四・四〇〇	英領印度	一・七〇〇	一・一〇〇
普魯西	五・五〇〇	三・九〇〇	伊太利	一・〇〇〇	七・五〇〇
獨逸	三・三〇〇	二・一〇〇	西班牙	九・四〇〇	九・〇〇〇
普魯西	一・〇〇〇	二・三〇〇	巴西	五・五〇〇	四・四〇〇
巴拿馬	一・四〇〇	四・六〇〇	土耳其	一・八〇〇	一・四〇〇
英吉利	一・二・三〇〇	一・〇・一〇〇	白耳其	一・〇・二〇〇	五・〇〇〇
埃地亞	一・〇・五〇〇	七・八〇〇	英領加那陀	一四・〇〇〇	六・七〇〇
何牙利	九・六〇〇	七・四〇〇	蘭印	二・七〇〇	一・二〇〇
和蘭	一・一・七〇〇	一・〇・〇〇〇	埃及	四・一〇〇	三・四〇〇
英領威爾斯	五・〇・〇〇〇	二・五・〇〇〇	葡牙	八・五〇〇	七・五〇〇
墨西哥	三・四〇〇	二・九〇〇	瑞典	五・一〇〇	三・六〇〇
亞爾然	一・〇・七〇〇	九・〇〇〇	英領維太利	三・〇・〇〇〇	一・六・〇〇〇
支那	〇・三〇〇	〇・一〇〇			

國別	人口	政費	國別	人口	政費
日本	三、五八、七六三	七、六〇六、〇五九	白耳義	五、五九、八四四	六、八七〇、五〇〇
英吉利	三、二六、七六三	四、六、九八四、〇六五	阿蘭陀	四、一四、〇七七	五、四、一六、五一五
佛蘭西	三、七、五七、〇四八	六、六三、〇七三、七八〇	葡牙	四、二〇、三二五	三、九、九五、九七五
奧地利	三、一、四四、二四四	二、四二、八六〇、四五五	西班牙	一、六、六五、八六〇	一、五、五七、八五〇
普魯士	二、七、二九、一一一	二、三、六四七、四七五	瑞士	二、八四、六、〇一一	九、七三、四、八〇〇
伊太利	二、六、四三、六六九	四、五、八八〇、七七〇	土耳其	四、二、三、四〇〇	八、一、五、六、〇三〇
露西亞	九、八、二七、四〇七	五、四、二、八八、九五五	北米聯邦	五〇、四二、〇六六	二、九、八、五〇、七九二

以上ノ表ハ最近年度ノ取調ニ非ザルヲ以テ多少ノ同ジカラザルアリト雖モ其ノ比較ニ於テ大差ナカルベシ。
 歐洲開明國中政簡易ニシテ政費極メテ少キハ瑞斯托ス、同國ハ共和政治ニシテ大統領ノ年俸僅ニ三千圓ニ過ギズ
 其ノ他ノ大小官吏ハ概ネ俸給ヲ受ケズ、但義務上名譽上ノ仕事トシテ公務ニ執掌スレドモ尙國民平均三圓以上ノ
 政費ヲ要ス、北米聯邦ノ如キハ地方自治ノ政盛ニ行ハレ中央政府ノ經費甚ダ少ナキ國ナレドモ尙國民一人政費五
 圓以上ヲ負擔ス英國ノ加キハ平均一人十二圓餘、佛國ノ如キハ殆ンド十八圓ノ政費ヲ負擔シ、露土兩國等ヲ除キ
 其他諸國ノ民ハ概ネ一人十圓内外ノ政費ヲ負擔スルモノ、如シ。一人十圓内外ノ政費ヲ負擔スルモノハ率ネ富強
 ノ國ニシテ之ヲ我國民ノ一人平均二圓ノ政費ヲ負擔スルニ比スレバ其ノ輕重果シテ如何ゾヤ。就中土ノ如キハ僅
 ニ二圓ニ足ラザル政費ヲ負擔スレドモ國民尙其ノ重キヲ訴ヘ、英佛ノ如キハ頗ル多額ノ政費ヲ負擔セシムルモ國
 民別ニ其ノ輕カラザルヲ訴ヘザルハ國ノ貧富等亦同ジカラザルアリト雖モ、一ハ國會ノ承認ヲ經テ開國急要ノ費
 途ニ充ツルコト多ケレバナリ。我國ノ如キ夫レ政費負擔ノ各國ニ比較シ甚ダ輕キニモ拘ラズ、政費節減ノ世論囂

々タルハ獨リ何ゾヤ眼ヲ轉ジテ仔細ニ我國慶應三年以來歲入出計算ヲ閱シ來レバ左表ノ如シ。

年 度	歲 入	歲 出
第一期 自慶應三年十二月至明治元年十二月	三三、〇八九、三一三、四八八	三〇、五〇五、〇八四、九六七
第二期 自同二年正月至同二年九月	三四、四三八、四〇四、五八〇	二〇、七八五、八三九、八九一
第三期 自同三年十月至同三年九月	二〇、九五九、四五九、一〇一	二〇、一〇七、六七二、六五九
第四期 自同四年十月至同四年九月	二二、一四四、五九七、八〇四	一九、二三五、一五八、〇一六
第五期 自同五年十月至同五年九月	五〇、四四五、一七二、九六九	五七、七三〇、〇二四、七〇四
第六期 自同六年十月至同六年九月	八五、五〇七、二四四、六二四	六二、六七八、六〇〇、八三三
第七期 自同七年十一月至同七年十月	七三、四四五、五四三、八九三	八二、二六九、五二八、三五三
第八期 自同八年十一月至同八年十月	八六、三二一、〇七七、〇五七	六六、一三四、七七二、一二一
明治 八年 八月	六九、四八二、六七六、五六〇	六九、二〇三、二四二、四〇三
同 九年 八月	五九、四八一、〇三六、一八四	五九、三〇八、九五六、四六八
同 一〇 年 度	五二、三三八、一三二、八六六	四八、四二八、三二四、三七二
同 一 一 年 度	六二、四四三、七四九、四〇二	六〇、九四一、三三五、七三九
同 一 二 年 度	六二、一五一、七五一、五二四	六〇、三一七、五七八、三八一
同 一 三 年 度	六三、三六七、二五四、四五三	六三、一四〇、八九六、六八一
同 一 四 年 度	七一、四五八、〇三九、六六四	七一、三五八、〇三九、二〇三
同 一 五 年 度	七三、五〇八、三〇〇、四八二	七三、四八一、九一七、九三〇
同 一 六 年 度	七五、六〇六、〇五九、〇〇〇	七五、六〇六、〇五九、〇〇〇
同 一 七 年 度	七五、九八二、九六九、〇〇〇	七五、九八二、五六二、〇〇〇

同	一八年度	五六、六二二、一七三、〇〇〇	五六、六二〇、二七五、〇〇〇
同	一九年度	七四、六九五、四一五、〇〇〇	七四、六八九、〇一四、〇〇〇
同	二〇年度	七九、九三六、八七〇、〇〇〇	七九、九三五、五五二、七五四
同	二一年度	八〇、七五五、九二三、〇〇〇	八〇、七四七、八五三、五六九

以上ノ表ニテハ其ノ明細ヲ知ルヲ得ズト雖モ國家歲計ノ大體ヲ見ルニ足ル。蓋シ我國ノ政費ハ之ヲ海外各國ニ比シ太輕少ヲ覺ユト雖モ官吏ノ多數ニシテ俸給等ノ爲メニ要スル費額ハ我國政費ニ對シ頗ル其ノ巨額ナルコトヲ知ル、即毎年度歲計明細表ノ細目ヲ閱スレバ俸給ノ一項ニ於テ各省等定額ノ多キヲ占メ、其ノ甚シキハ各省定額ノ半バヲ過グルモノアリ。是各省等事務増集シテ斯ク多數ノ人員ヲ要セザレバ處務舉ラザルカ、曰ク否、是十年及十八年ノ改革アル所以ナリ。内外政務ノ多端ナルヨリ歳出即政費年々増加ノ傾アルハ定ニ已ムヲ得ザルニ出ヅト雖モ大概開國急要ノ費途ニ増スニ非ラズシテ究竟節減淘汰ノ方法未ダ行ハレザルニ之レ由ルカ、乃明治六年ノ歲計表ヲ十七年度ノ歳出ト比較スレバ殆ンド四分一ヲ増加シ、又俸給ノ一項ニ據リテ之ヲ見ルニ、明治六年度ノ概數ニ據リ之ヲ十七年度ニ比較スルニ十分六、九年十年度ノ概數ニ據リ之ヲ十六七年度ニ比較スルニ三分一ヲ増加シ又十八年度ハ會計年度ノ改正ニ由リ歳入出ヲ減ジ、十九年度ハ十八年度改革ノ餘響ヲ受ケ、之ヲ十六七年度ニ比較シ歳出ヲ減ゼリト雖モ廿年度ハ之ヲ十六七年度ニ比較スレバ較ヤ増加シ、二十一年度ハ之ヲ二十年ニ比較シ又増加セリ、但十六年度ノ歳計決算ニ據レバ其ノ豫算ニ超過シ之ヲ二十年二十一年度ニ比較スルモ亦其ノ多額ナル豫算ノ確實ナラザルカ否ヲ詳知スルヲ得ズト雖モ、此例ヲ推セバ十七年度以後ノ決算モ亦如何ナル多額ノ超過ヲ要スルヤ未ダ測ルベカラズ、又此勢ヲ推セバ二十二年度等ノ豫算モ亦如何ナル豫知スルコトヲ得ズ、夫レ如斯年々政費ノ増加スルハ是處辨シ難キノ事務アルカ、曰ク否是レ急要ノ費途ノミニ充テラル、カ、曰ク否、維新ノ大變革ハ即所謂士人以上ノ事ニシテ汎ク國民ニ及サズ、凡二百萬人士族以上世祿ノ變ジテ暗ニ俸給ニ比セシ姿ヲ

露ハセシハ獨リ怪シムニ足ラザルモノニシテ萬不得已特別政策ニ出ヅルナランカ、之ヲ直言スレバ今日マデハ所謂士人以上ノ政治社會ト概言スルモ亦決シテ誣言ニ非ザルベシ。雖然前途國會召集ノ陰雨迫レリ、今ニ追テ、關戸ヲ綯繆セザレバ後チ臍ヲ噬ムモ亦何ゾ及バン。他日國會開ケ國民始メテ國政ニ參與スルノ時歲計豫算ニ啄ヲ容ル、ノ際若シ確實ノ歳計豫算ヲ立テズンバ輒チ國會ノ非難スル所ト爲リ國家爭亂ノ媒ト爲ル、豈ニ懼レテ而シテ慎マザルベケンヤ。然ラバ則チ之ヲ綯繆スルノ策如何、曰ク痛ク政費ノ不急濫冗ヲ節制セラレ以テ可成之ヲ開國急要ノ費途ニ充テラル、ナリ。其ノ目的大概左ノ如シ。

- 一 可成政務ヲ簡便ニシ權ヲ地方ニ分ツコト
 - 二 内外各官廳トモ吏員ヲ淘汰シ全ク實務ヲ舉グルニ止ムルコト
 - 三 各省中獨立ヲ要セザル省ヲ廢シ可成之ヲ他省ニ合併スルコト
 - 四 各省等獨立ヲ要セザル局ヲ廢シ可成之ヲ他ノ局ハ合併スルコト
 - 五 局長ヲ置ケバ次官ヲ置クヲ要セズ局長事故アレバ便宜他ノ局長又ハ課長ヲシテ之ヲ兼ネシムルコト
 - 六 大小林區署ヲ廢シ之ヲ地方廳ニ委ヌルコト 但シ經費ヲ省クノミナラズ山林ノ保護上實際行届クベキ見込
 - 七 非職條例ヲ改正シ全ク國家優恤ノ特典ニ備フルコト
 - 八 其ノ他公官廳ニ於テ必要ト認メラレザル費用ヲ節減スルコト
- 以上ノ目的ニ據リ痛ク政費ヲ節制セラレ毫モ弛メザレバ果シテ巨額ノ餘裕ヲ生ズルニ至ルベク、此餘裕ヲ以テ明治六年減租ノ 御詔勅實行ヲ希望スト雖モ、今尙開國急要ノ費途多端ナルヲ如何ンセン、依テ暫ラク之ヲ開國急要ノ費途ニ充テラレ、尙ホ餘裕アレバ勉メテ民力休養ノ點ニ著眼セラレ、且ツ稅目ノ増額スベキハ之ヲ増額セラレ、新稅ノ起スベキモノハ之ヲ起シ 御詔勅ノ實行ヲ果サレンコトヲ冀圖セラレザルベカラズ。臣ガ所謂開國急要ノ費途トハ何ゾヤ、曰ク防海・軍備・勸業・教育其他國家急要ノ費用ナリ。此急要ノ費用ノ爲メニハ民力ノ堪

ユル限りハ之ガ負擔ヲ重クセラル、モ敢テ異議ナカルベシト雖モ若シ依然之ヲ不急ノ費用ニ充テラル、ハ國家ノ經濟ニ非ザルナリ、嗚呼維新以降屢々、御詔勅アリト雖モ未ダ曾テ明治二十年三月十四日防海費補助、御詔勅ノ如キモノアラザルナリ。此、御詔勅ヲ讀ンデ感涙袖ヲ沾サマルモノハ忠臣ニ非ザルナリ、又防海費獻納ノ示諭ヲ聽テ慨歎セザルモノハ我民ニ非ラザルナリ。明治二十一年度歲計豫算ニ依レバ防海費ヲ獻納スルモノ僅ニ五十有餘萬圓ニ過ギズ、畢竟此等ノ費用ハ尙多額ヲ加フト雖モ政費ヲ節制セラレ又ハ所得稅率ヲ增加セラルレバ當ニ支出シ易キノミナラズ一般國民ノ義務宜ク然ルベシ。

第三 地方制度ニ關スルコト

明治二十一年四月十七日法律第一號ヲ以テ市制及町村制ヲ布カル、市制町村制ニ就キテハ多少ノ意見ナキニ非ザルモ已ニ御發令ノ後ナルヲ以テ格別參考ニ供スルノ必要ナシ。而シテ郡制及府縣制ハ今日尙御發令以前ニシテ目下御評議中ナリト聞ク、依テ聊カ意見ヲ上ルコト左ノ如シ。

郡制及府縣制ハ市町村制理由書中ニ據リテ略ボ其ノ端緒ヲ窺ヒ知ルコトヲ得、即チ府縣知事及郡長ノ組織選任ハ舊ノ如クニシテ改メズ、町村ヲ併セテ三級ノ自治體トスルニ在リ。現今ノ制ハ府縣ノ下ニ郡區町村アリ、區町村ハ區村會アリテ較ヤ自治ノ體ヲ有シ、而シテ府縣ハ素ヨリ行政ノ區畫タルモ府縣會アリ、幾分カ自治ノ制ヲ兼有スト雖モ、郡ニ至リテハ郡會ノ設ケナク、全ク行政ノ區畫タルニ過ギズ。現今ノ區町村ハ其ノ區域至テ狹小ニシテ其ノ數極メテ多キガ爲メニ郡ヲ置キ、以テ之ヲ管理セシムルノ必要アレドモ、法律第一號冀望スル所ノ新町村ヲ造成スルコトヲ得バ最早即チ自治體トシテ之ヲ置カル、コトヲ要セザルニ至ルヲ以テ自治體ハ市町村ト府縣トノ二級ニ止メ、一ハ以テ政費ヲ省キ、一ハ以テ政務ヲ敏クスルヲ適當トス、若シ依然之ヲ三級トセバ町

村ト政府トノ間ニ四階級アリテ經由下行分任等複雜ノ患ヲ免カレザルベシ、郡ノ自治體ヲ慶シテ直ニ府縣トスルトキハ現今府縣ノ區域ニテハ其ノ宜シキヲ得ザルモノアリ、元來府縣ノ區畫ハ率ネ舊藩ノ範圍ヲ酌ンデ以テ之ヲ編制セラレタルガ故ニ、區域頗ル廣濶ニ過ギ東西痛痒相關セズ、南北吳越ノ感アルヲ以テ稍々福井、富山、奈良、香川等分縣ノ制ヲ仰出サル。而シテ此他尙ホ分合ヲ要スルモノアルベシト推知ス依テ其ノ利害關係ヲ共ニスルモノハ小國ハ之ヲ大國ニ併セ、又ハ國ノ一部ヲ割テ之ヲ他ノ國ニ併ス等ノ制ヲ施サレ、府縣ハ可成一國一圓トシ、以テ益々團結共同ノ力ヲ擴張セシムル地方分權ノ旨意ニ適スベシ、果シテ然ルトキハ當分ノ間或ハ國政ノ舉ラザルノ患ナシトセザルモ、市亦同一ノコトニシテ府縣ノ區域ヲ前述ノ如ク之ヲ改正セラルレバ漸次ニ之ヲ挽回スルコトヲ得ベク、且ツ現今ノ制ニテ郡長ノ管理ニ屬スル土木教育等ノ如キ之ヲ町村組合ト爲シ差支ナキモノハ之ヲ町村ニ任ゼラレ、其ノ府縣ニ於テ之ヲ行ハザルヲ得ザルモノハ之ヲ府縣ヘ屬セシメラレ、又町村制ニ據リ郡長ノ職權ニ屬スルモノ亦之ヲ知事ニ任ゼシメラレバ固ヨリ何等妨ナカルベシ、恰モ市ノ府縣ニ於ケルガ如シ。右三級ノ自治體ハ之ヲ動カスコトヲ得ズトノ廟議御決定ノ上ハ府縣知事ノ組織選任ハ目下萬不得已ニ出ヅルモ郡長ニ至リテハ市制第五十條ニ準ゼラレンコトヲ望ム。(後出三七 丁參照)何トナレバ則チ郡長ハ町村ヘ直接ノ關係ヲ有スルガ故ニ若シ依然トシテ舊ノ如クスルトキハ例ヘバ東奥ノ人ガ突然九州ノ郡長トナリ四國ノ人ガ忽然中國ノ郡長トナリ、情義彼此隔離シテ共ニ其ノ不便ヲ感ジ、地方自治ノ精神ニ違フコト少カラザレバナリ。

明治十一年七月二十五日太政官第三十二號ヲ以テ府縣官職制ヲ定メラレ、尋テ多少ノ改正追加アレドモ大體變易セズ、而シテ明治十九年七月十二日勅令第五十四號ヲ以テ地方官々制ヲ布カル其ノ制タル書記官二名ヲ置キ以テ各一部ノ長トシ、警部長收稅長ハ亦其ノ一部長トシ、知事事故アルトキハ上席ノ書記官之ガ代理ノ責ヲ受クレドモ常ニ其任ナクシテ事務敏活ヲ缺クノ患アルノミナラズ、警察收稅上ノ事ニ至リテハ只代理ノ名義ノミニ止マルモノ、如ク察セラレ。依テ府縣制ヲ定メラル、上ハ地方官々制ハ自然消滅ニ屬スルモノトシ、各省ノ如ク長次官ノ制ニ改正セラレシコトヲ望ム。而シテ次官ハ總務部長トナリテ平素各部警察 收稅 共事務ニ參判セシメラル、トキハ知事事故アルモ始メテ之ガ代理ノ任ニ堪ユベキモノトス、府縣制中ニ參事會ヲ置カルレバ猶更今日ノ如キ機關ニテハ之ガ働ヲ敏活ニスルコトヲ得ザルベシ。

參事會ノ議長ハ勿論知事之ヲ務ムベシト雖モ府縣會ノ議長ハ現今ノ如ク議員中ヨリ公選ヲ以テ之ヲ定ムルノ穩當ナルニ若カザルナリ。
府縣會ニ與ヘラル、權限ハ事創始ニ屬スト雖モ略ホ常置委員會ノ比準ニ依リ一層之ヲ擴メラレンコトヲ希望ス。若シ一たび其ノ權限ヲ與ヘラル、ノ宜キヲ失スルトキハ地方議會ト雖モ亦忽ニシテ風波ヲ生ジ、官民軋轢ノ媒トナラン。是立法者ノ最モ留意ヲ要スル所以ナリ。
其ノ他歐洲各國ノ制ニ基キ萃ヲ拔キ長ヲ採リ以テ我國ニ適當ナル法律ヲ 御裁酌アルベキヲ以テ一之ヲ詳述セズ。

明治二十一年十二月

静岡縣遠江國豊田郡中泉村二十五番地士族

池田 忠一 印

内閣總理大臣 伯爵 黒田 清隆 殿

是歲八月 頓に上京を命ぜられ、社山寺谷兩組合拜借金八万五千圓下付の上申を爲し、時任知事の幹旋に依り政府特に之を允許せられたるを以て兩組合工事に係る負債金其の他の整理を圖れり。社山疏水工事は速に成功すべきの處社山隧道其の他要區の工事中起業當時水量個數に不足あることを發見し更に設計の不得已に因り工事を中止したり。誠に惜い哉。但し寺谷用水組合に於ては神田隧道に南水路新設の爲め却て幸を得たり。

是歲九月 暴風雨にて天龍川非常の洪水に際し豊田郡廣瀬村三ツ家松ノ木島堤防決潰人家流亡未曾有の慘狀に陥りたるを以て左の意見書を提出したる結果該隄防へ改修工事を施行せらるゝこととなりたるを以て其の潰地はすべて獻納を出願せしめ而して特に家屋移轉料等として金參萬圓を下附聞届けられ該部落は大抵、同村神増、一貫地邊へ移轉し始めて安堵の思を爲せり。右改修工事は廣瀬村全體の鴻益にして爲めに新開地を得ること凡そ五百町歩、他部落よりは三ツ家松ノ木に對して別に二千有餘圓を補給せしめ、以て相互永遠の利益を收むるに至れり。

廣瀬村三ツ家松ノ木島堤防大破ニ付處分方意見書

豊田郡廣瀬村地内三ツ家松ノ木島ハ天龍川ノ間ニ介在シ古來其水害ノ少ナカラザルコトハ今更多言ヲ須キズ殊ニ本年ノ如キハ降雨常ナク該隄防屢ニ潰決シ就中本月十一日ノ烈風雨ニ罹リ、特テ以テ之ガ生命財産ヲ保護シ來リ

タル八百有餘間ノ隄防一夜ニ率決潰シ其慘狀悲況ハ本月十七日閣下ノ親シク目撃セラル、通り、宅地ハ破潰流亡シ、耕地ハ殆ンド一毛ヲ存セザルニ至レリ。之ヲ保護センニハ舊式隄防ヲ建築セラル、モ亦巨額ノ費金ヲ要スルニ依リ此際一舉改修工事ヲ施行セラル、ノ得策ナルニ若カズ、一舉改修工事ヲ施行セラル、ニハ隄防大破ノ今日ニ方リテハ是迄ノ計劃ヲ擴張セラル、ノ議アリト聞ク、隨テ其土地人家等ニ關係ヲ及ボスコト少カラズト雖モ其人民積年之方水害ニ懲リテ偏ニ改修工事ノ保護ヲ念フノ切ナルニ依リ頃日出願ニ至ルベシト思惟スレドモ該移轉保護料ノ如何ニ因リテ採否アルベキ筋ニ付、其實費人民ノ意向ヲ酌ミ所屬村長ヲシテ取調ベシメタル處、別冊ノ通ニ有之(別冊略)、右ハ敢テ不當ノ取調ニ非ザルガ故ニ今回獻納地ニ係ル地價ノ總額ニ限り之ヲ除キ他ハ悉皆取調書ノ通移轉保護料トシテ特ニ御下付有之度、尙別冊ノ外ニ移轉ノ爲宅地購入費金二千二百有餘圓及各戶生活ニ供スル將來隄内地荒地起返ノ勞費トシテ金九千圓餘ノ要請アレドモ過分ノ費金ニ付キ之ヲ除カシメタリ、且改修工事ヲ施行セラレ工事竣功ノ上ハ新ニ開クベキ土地數百町歩ノ利益アレバ乃チ地方稅ノ經濟ハ金五千圓寄付セシムベクノ處内金二千五百圓ハ今回痛ク水害ヲ被リシ三ツ家松ノ木島等ノ負擔ナレドモ斯ル慘狀ニ沈淪シ目下衣食ニサヘ窮スルノ際到底能クシ難キ事由アリ、又之ヲ他ノ部落ニ増額センカ亦能クシ難キ事情アリ、何トナレバ則チ他部落即掛下平松神増上神増一貫地ノ負擔額ハ實ニ金二千五百圓ナレドモ三ツ家松ノ木島人民移轉ノ爲メニハ幾分ノ義舉アリ、將來新ニ其土地ヲ開クニハ移轉民ノ力能ク爲シ能ハザルモノアリ、到底他部落ノ資力ニ頼ムニ非ザレバ移轉ノ實効ヲ奏シ難キ場合アリテ其困難實ニ言フニ忍ビザルモノアルニ依リ地方稅經濟ヘ寄付ノ儀ハ金二千五百圓ニ減額相成度、前述ノ通幸ニ御採納アラバ是レ地方ノ長計ナリ。

謹デ敢テ鄙見ヲ呈ス

明治二十二年九月二十二日

静岡縣知事 時 任 爲 基 殿

豊田山名磐田郡長

池 田 忠 一

是歲 郡内に施行したる件目左の如し。

- 一 小學校生徒缺席遲參匡正法
- 二 小學校教授管理巡檢法
- 三 博物標本交換法
- 四 小學校ト生徒父兄トノ連絡法
- 五 書類器具保存法
- 六 町村制ニ關スル諸準備

同二十三年五月 多年の大問題たりし寺谷用惡水路改良工事を竣功せしむ。抑々本工事は其の由來する所尙し。其の着手は明治二十一年に在りて其の竣功遅緩なりしは組合各地率ね其の利害を異にせるに之れ職由し、始終論議紛然たるも毫も屈せず、専ら懇談熟議の方針を取り、終に之を遂ぐるを得たり。竣功に付左の一詩を賦して思を遣る。

三年事業跡如夢、夢覺始知吾計疎、用水功成人或毀、毀元甘受詎要譽。

此改良は獨り用水の灌漑をして公平ならしめたるのみならず、惡水を改良して之を乾田とし、兩毛作の利と米質の益とを得しめたるの外古來不都合の舊慣を破り又は葛藤を和解せしめし等の効實に少からず。今試に其の一二例を擧ぐれば即夫の坊僧川辨米地を補助して之を買上げしめ、多年の葛藤結んで解けざる二ノ宮大池流惡水路の切擴めを決行せしめ永く其の禍根を絶てり。就中大池流中下三大郷地内惡水路切擴に就ては文政天保年度以降年々葛藤絶ゆることなく、近くは濱松支廳の時

縣官藤尾伍鹿等説諭すれども服せず、小區長熊谷三郎馬、堀内五郎等大區長足立孫六等と盡力すれども遂に成らず、策の施すべきなかりしに、此に全く積年の葛藤解けたるなり。

是歳七月二日 第一期衆議院議員選舉會を行ひ無事完了せり。抑も此五區は縣下第一の競争にして候補者は何れも強敵として西尾傳藏、波多野承五郎、足立孫六、寺田彦太郎なりき。

是歳九月 池田作次郎屋敷の古跡を尋ぬ。抑も作次郎は祖先岡七兵衛の尊族にして家譜に遠江濱松在堀江の里に作次郎屋敷あり、今に至り存せりとあるに依り之を尋ぬ。敷知郡北庄内村堀江の舊代官手附安間左馬太郎に就き、其の由來を聞くを得たり。當時安間氏より古記に依り元の儘寫差上ぐとして申報し來れる書翰(十月二日付)左の如し。

吳松村之内水土觀音は田縁山量光院と申梵刹は堀江之城主中安兵部様享祿三庚寅年伽藍建立被致候處承應年中火の番のみ居候へども其後追々零落致火のばんも住兼候右寺は往昔元龜三壬申年十二月二十四日甲州武田信玄公堀江城に人數押寄此日波風あらく渡海も難成候に付甲州勢和地山へ軍引上跡より矢相放和地山迄追返し此時朝比奈市兵衛池田作次郎等戰死致候法名量光院殿淨山德翁居士

是歳 郡内に施行したる件は左の如し。

- 一 窮民救済方法其ノ他數件
- 二 生徒操行査定改正法
- 三 生徒ヲシテ實業ノ思想ヲ發揮セシムル方法
- 四 生徒獎勵方法改正
- 五 教授管理協議會方法

六 中遠農産物品評會規則

七 袋井横須賀間道路改良

是歳十月 豊田郡野部村と敷地光明寺兩村とに交渉する下野部共有秣山分割に付き葛藤を生じ村内亂れて麻の如きを慨し、双方に和裁を試み、控訴及勸解共願下を爲さしむ。

同二十四年五月十三日 露太子殿下我國巡遊中大津に於て不慮の遭難あり我 天皇陛下親問あらせられ朝野の士之を聞き愕然或は出津或は電報等を以て安否を伺へり。余も亦露太子殿下侍從長宛左の電報を呈出せしに殿下より御満足の旨仰渡さる。

謹ンテ殿下ノ御機嫌ヲ伺ヒ併セテ御全癒ノ速ナルコトヲ祈リ奉ル

是歳八月 本月一日より十日間中遠農産物品評會及教育品展覽會を創開し三郡内農業上及教育上の裨益實に僅少ならず、此品評會は郡内多數名望家の贊助を得て寄附金等多きを加へ、出品米、麥、茶、菜種、椎茸、橘、櫻草、其他農具發明方接等實に一千一百有餘點に上り縣下第一の高評を博せり。茶業家大久保忠利大久保春野の妹婿なりより左の國風を寄せらる。

さま／＼によりくる波をなみ／＼に治むるこゝろなみにあらめや

是歳十一月三日 寺谷用水紀功碑建碑式を豊田郡富岡村富岡尋常小學校内に行ふ。雨天なるも會する者數百人。抑も本碑は寺谷用水起業者平野三郎右衛門重定の功恩記念の爲めに建設せしものなるも、寺谷用水改良工事を記念するの意思を有せり。首唱者鈴木浦八、熊岡安平外四名にして組合内外の同志寄附を募集したれども容易に其の目的を果すを得ず。余太だ憂へ、時任知事に協議の上、夫の池

新田新野間に生ぜし秣場賣下代金百三十圓を該建碑費中へ寄附、漸く之が竣功を果し、殘金四十有餘圓は遺族に救恤するを得たり。(安註。時の知事の許可を経て購用したるものなり往復文書頗る多きも、特に之を省けり。)

是歲 郡内に施行したる件目左の如し。

- 一 小學校生徒獎勵法ニ依り賞狀ヲ授與シ大ニ生徒ノ勉強心ヲ喚起セシコト
- 二 小學校組合ヲ設ケ以テ教育上一切ノ事務ヲ協議セシメシコト
- 三 事務整理方法準則
- 四 兵事ニ關シ左ノ方法ヲ議定セシム
(一) 兵役ノ義務ヲ人民ニ了知セシムル方法
(二) 兵役ノ志願ヲ勸誘スルノ方法
(三) 軍人ニ對シ敬愛信實ヲ盡スベキ方法
(四) 徵兵ニ關スル諸般ノ取扱
(五) 徵發ニ關スル諸般ノ取扱

同二十五年一月 指定郡の件に付左の建議書を提出し頗る其の弊を諷規せしが、幾何ならずして指定郡制廢止さる。

指定郡廢止ニ關スル建議

謹ンデ按ズルニ 客歲政府銳意各官制ヲ改正セラレ從來官祿ノ因襲ヲ革メテ職給ノ制トシ専ラ職ノ繁閑ト務ノ勞逸トニ依リ各其ノ俸給ノ多寡ヲ定メラル、寔ニ稀有ノ美制ト稱スベシ。然レドモ其ノ勞逸繁閑ノ程度ヲ觀察シ以テ之ガ權衡ヲ保ツハ頗ル困難事ナリトス。

中央政府各省等ニ於テ局長以下俸給令ニ依リ各差等ヲ定メラレタルハ未ダ其ノ室ニ入ラザルヲ以テ深ク之ヲ窺フコトヲ得ズト雖モ、地方ノ事ハ多年其體ニ居リ略ボ之ヲ窺フコトヲ得タリ。

蓋シ三府五港及師團所在地府縣知事以下ノ俸給特ニ多キハ之ヲ他ノ各縣ニ比シ其ノ職ノ繁ト其ノ務ノ勞トニ之レ由ルト雖モ、三府ハ姑ク之ヲ舍キ、他ノ各縣中ニ就キ備サニ之ヲ觀察スレバ、職務ノ繁勞却テ或ハ五港若ハ師團所在地ニ讓ラザルモノアルベシト雖モ、外國人ノ交際トイヒ、軍隊ノ接遇トイヒ、其ノ他諸般ノ複雜アリテ自ラ特異ノ繁勞アルガ故ニ較ニ職給ノ實ニ適フト謂フモ、獨リ郡ノ御指定ニ至リテハ長多クモ職給ノ名アリテ殆ンド其ノ實ニ適ハザルモノト謂ハザルヲ得ザルニ歸セントスルコトヲ苦慮措クコト能ハズ、請フ近ク例證ヲ舉ゲテ其ノ大要ヲ開陳セン。

静岡縣ニ就キ從前御指定ニ係ルモノハ長上敷知濱名郡、有渡安伊郡、駿東郡及賀茂那賀郡ノ各郡トス。此各郡ノ御指定ハ駿東郡、長上・敷知・濱名郡ハ舊藩城下ニシテ裁判所アリ、監獄署アリ、有渡・安倍郡、賀茂・那賀郡ハ裁判所監獄署等アルノ外各名港アルヲ重モナル標準トセラル、如キノ感ナキニアラズト雖モ、退テ竊ニ之ヲ觀察セバ、賀茂・那賀郡、有渡・安倍郡ノ如キハ職務間逸ニ非ラズトスルモ其ノ繁勞却テ之ニ勝レル郡少シトセズ、就中有渡・安倍郡ハ静岡市分離ノ爲メ一層事務ノ繁多ヲ減ゼリ、但清水、下田ノ名港アルモ今後條約改正ノ結果ニ依リ内地雜居又ハ互市場トナルトキハ或ハ之ガ繁勞ヲ増スコトアルベシト雖モ今ハ織毫モ其ノ然ルコトヲ斷定シ難シトス、駿東郡モ亦其ノ町村數僅ニ廿四ヶ町村ニシテ隨テ其ノ繁勞却テ之ニ勝レル郡ナシトセズ。唯長上・敷知・濱名郡ハ縣下屈指ノ大郡ナルヲ以テ其繁勞固ヨリ多カルベシト雖モ一ハ濱松町ノ爲メ之ガ繁多ヲ招クコトナシトセズ、而シテ他ノ町村ニ迫ンデハ其ノ繁勞却テ之ニ勝レル郡アリ、若シ果シテ此權衡ヲシテ大過ナカラシムレバ率ネ深ク實務ノ繁閑勞逸ヲ觀察セシヨリ或ハ所謂舊藩城下又ハ裁判所、監獄署又ハ名港アルヲ重モナル標準トシテ御指定アリタルニハ非ザルカ、故ニ長多クモ郡ノ御指定ハ職給ノ名アリテ殆ンド其ノ實ニ適ハザルヲ得ザ

ルニ歸セシコトヲ苦慮措ク能ハザル所以ナリ。今之ヲシテ眞ノ職給制ニ改メンニハ重モニ舊藩城下又ハ裁判所、監獄署又ハ名港等ノ外形的ニ拘泥セズシテ其ノ實務ヲ考查シ彼此權衡ヲ保テ御指定アランコトヲ切望スト雖モ是亦頗ル困難事ニ屬スルヲ以テ寧ロ御指定ヲ廢セラル、方却テ一般權衡ヲ保ツニ庶幾カラシカ、何トナレバ御指定郡ニ非ザル郡ニシテ俸給寡キモ職務却テ繁勞ナルモノ御指定郡ニシテ俸給多キモ職務却テ閑逸ナルモノニ對シ太不權衡ノ恨ヲ絶ツニ至レバナリ、靜岡縣ノ一例證既已ニ如此他率ネ類推スベシ。

豊田・山名・磐田郡ノ如キハ舊城下ニモアラズ、裁判所、監獄署アルニアラズ、名港アルニアラズ、而シテ今回特ニ御指定アリタルハ偏ヘニ從前御指定ノ標準ニ當リ難キコトヲ顧慮緩ンゼズ、矧ンヤ從前御指定郡ノ標準ヨリ之ヲ推及セバ尙他ノ各郡中舊藩城下ニシテ裁判所、監獄署等ノ資格ヲ具備シ且ツ其ノ職務ノ繁勞モ亦隨テ從前御指定郡中ニ相頡頏スルモノアルオヤ。

曩キニ官制改正ノ時、御指定郡ニ就キ已ニ其ノ弊制タルコトヲ認知シタルモ、當時御指定郡ニ非ラザル地位ニ立チテ之ヲ言フコトヲ憚レリ、乃チ今回ノ御指定ニ當リ一片ノ微衷默止シ難ク敢テ尊嚴ヲ冒瀆ス。

閣下素ヨリ明察區々ノ迂言ヲ須キズト雖モ、苟モ知リテ言ハザルハ忠勤ノ途ニ負カンコトヲ、只御參考萬分一ノ裨補トナラバ洵ニ望外ノ至リニ堪ユルナシ、恐惶頓首謹ンデ以聞ス。

明治二十五年一月二十四日

池田 忠一 印

内務大臣 子爵 品川 彌二郎 殿

是歳三月 府縣會議員選舉會規則中改正の建議を提出す。此建議は再應に及びしも遂に行はれざりしが、後府縣制の施行に及びて其の旨趣始めて貫徹せり。

府縣會議員選舉規則中改正ヲ要スルノ建議

明治二十二年法律第六號府縣會議員選舉規則中改正ニ要スルノ條項アリト雖モ他ハ姑ク之ヲ舍クモノトシ、就中選舉施行上ニ著シク困難及不便等ヲ感ジタルハ實ニ規則第三十三條及第四十六條ナリトス。

抑モ投票函ハ閉鎖後十分時間ヲ經過スレバ乃チ選舉會長ハ投票函ヲ開キ投票點檢ヲ爲スベシト雖モ、規則第二十四條ニ依リ豫メ各選舉人ノ住所氏名ヲ選舉人名簿ニ對照シ一票毎ニ名簿ニ消印ヲ捺スルヲ以テ選舉人二千人以上ノ郡ニ在リテハ是迄ノ經驗上畢精之ニ從事スルモ全ク夜間ニ及バザレバ悉ク捺印投票セシムルコトヲ得ザルガ爲メ投票函ヲ閉鎖スルコトヲ得ズ、而シテ夜間閉鎖ノ後其ノ開函ハ之ヲ翌日ニ延バスコトヲ得ズシテ即チ閉鎖後僅ニ十分時間ヲ經過スレバ直ニ之ヲ開カザルコトヲ得ザル法律ナルヲ以テ選舉會長及書記立會人等ハ勢徹夜等ヲ爲スニ非ザレバ輒チ選舉一切ノ事務ヲ完了シ得ザルベシ、假令一旦開函上ハ之ヲ翌日ニ延バスコトヲ得ルトスルモ如何ンセン滿場多數選舉人ノ終日空シク會場ニ彷徨シ且ツ夜間之ヲ參觀スル等ノ不便ナル實ニ諸レヲ筆舌ニ演ベ難キモノアリ、加旃選舉人二千人以上ニ至ルトキハ其ノ紛雜言フベカラズ、地方ノ學校寺院等ヲ假用スルモ亦忽チ狹隘ヲ告ゲ會場ノ取縮洵ニ嚴密ナリ難キコトヲ憂フルヤ甚シ。

今此憂ヲ避ケント欲セバ多ク分會ヲ設クルノ一方アリト雖モ年々地方經濟節減ノ餘波延テ書記ノ俸給等ニ及ボシ數多ノ分會ヲ設ケント欲スルモ經濟ノ克ク許サマル所ニシテ適宜之ガ區域ヲ定メ之ヲ設ケザルヲ得ズ、果シテ然ラバ其ノ區域ノ大小廣狹等ニ關シ彼此便否アルコトヲ免レ難シトス、隨テ選舉ノ公平ヲ維持シ得ザルノ憾少カラズ、矧ンヤ分會ノ立會人ハ規則第四十五條ノ權利ナキオヤ、今却テ試ニ地方經濟ノ之ヲ許ス限リハ可成多ク分會ヲ設クルモノトスルモ本郡ノ如キニ至リテハ六七ヶ所ノ分會ヲ設クルニ非ザレバ較ミ其ノ公平ヲ維持シ得ザルモノアリ、然ルトキハ郡書記一同ヲ舉ゲテ之ニ從事セシムルモ勢能ハザルガ故ニ分會一ヶ所凡一日トシ、順次分會ヲ開カザルコトヲ得ザルニ至ルベクニ付往復途ヲ併セ一選舉ニシテ凡十日間ヲ費スベシ、其ノ間投票函ノ保護上萬一ノ事ナキヲ保シ難キハ勿論、他ノ郡務ニ影響少カラザルヲ以テ之ヲ行フコト頗ル容易ナラザルベシ。

之ヲ要スルニ本規則中前述ノ條項ノ如キハ畢竟當時政熱度低ク、多ク選舉權ヲ棄テ、願ミザルガ如キ選舉劇争ノ未ダ行ハレザルトキニ方リ之ヲ制定セラレタルモノナルガ故今日ニ追テハ事實行ヒ易カラザルヲ以テ已ニ之ガ改正ヲ切望スルヤ尙シ、然レドモ早晚府縣制ノ一般施行モ亦近カルベシト思惟セシガ今回ノ選舉ニ臨ミ著シク其ノ困難ト不便トヲ感ゼシニ依リ其ノ一般施行ノ期尙未ダ一定セザルベシト推量シ該改正ノ鄙見ヲ呈供ス。

府縣會議員選舉會ハ衆議院議員選舉法ノ例ニ準ジ、率ネ各町村ニ於テ投票ヲ行ハシメ更ニ期日ヲ定メテ選舉會ヲ開クコト、シ、以テ其ノ困難ヲ救ヒ一般選舉人ノ便益ヲ行ハシメ更ニ期日ヲ定メテ選舉會ヲ開クコト、シ、以テ其ノ困難ヲ救ヒ一般選舉人ノ便益ヲ享ケシムルニ在リ、但此要旨ニ基キ規則中ノ條項ヲ改正スベキコト勿論ナレドモ之ヲ當局者ニ期シ便宜省略セリ。

衆議院議員選舉人ハ之ヲ府縣會議員選舉人ニ比スレバ少數ナルニモ拘ラズ、猶且率ネ投票ヲ各町村ニ行ハシム、最多數ナル府縣會議員ノ選舉ニシテ現行法律ノ如ク困難且不便等アルハ法律上ノ一缺典ト謂ハザルヲ得ズ、殊ニ徵兵參事員選舉ノ如キハ郡ヲ聯ネテ之ヲ行フモノナル故其ノ不便等ハ一層ヲ累ヌルニ至ラン、是迄適宜分會ヲ設クルスラ最遠選舉人ハ往復十里ニ涉リタルモノアリ、偏ニ其ノ感情ヲ諒察アラセラレンコトヲ庶幾フノミ、永ク府縣制ノ施行ヲ俟ツニ違アラザルヤ夫レ如此、其ノ他府縣會規則等ニ就キ之カ改正ヲ要スルノ點アルベシト雖モ、今後府縣制施行ノ如何ニ依リ更ニ鄙見ヲ呈供スルコトアルベキヲ以テ茲ニ之ヲ贅セズ。

右謹デ建議ス。

明治二十五年三月十八日

池田忠一印

内務大臣 伯爵 副島種臣殿

是歲同月 所得税法改正に關する建議書を大藏大臣伯爵松方正義に提出せり。其の要項左の如し

一、所得稅ノ等級高キニ隨ヒ之ガ稅率ヲ増スコト

二、所得稅ヲ納ムベキ資格ハ一ヶ年所得金二百圓以上ト定ムルコト

三、所得金高屆式ヲ詳密ニシ曖昧ノ行爲ヲ防制スルコト

四、所得稅金ノ豫算高等届出ニ對シ知事郡長モ亦直接納稅者へ尋問スルヲ得ルノ便路ヲ開カル、コト

右は大抵採納、其の改正案帝國議會に提出さる。

是歲八月 藝妓營業制限に關する建議を知事に提出す。其の要旨は貸座敷と同じく之が營業地を指定し市街に雜居を禁じ、以て風俗壞亂を防制せんとするに在り。

是歲九月 郡下非常風水害あり、余が家亦破壞雨露を北隣の青島作次郎方に避く後之を購入して余の住居とす。風水

中郡衙に出勤専ら郡民の救護に盡力し夜以て日に續けり。同月二十九日 勅使北條侍從被害地巡視に付之を案内し且つ被害 上表を呈し當時の慘狀を 上陳する所あり。而して御案内記事を作り各町村に配布し以て 聖恩の優渥なるを知らしむ。

是歲同月廿七日より 郡下各小學校生徒中學力優等品行方正又は奇特の者を選抜し、生徒獎勵法の規定に照らし、親ら賞狀を授與し以て其の勉勵心を喚起せり。

是歲廿五日 中遠農會發會式を見附高等小學校内に舉行。是れ余が首唱にして各町村長及有志者の贊助を得て成立せり。蓋し本縣否府縣中の嚆矢なりといふ。當日小松原知事以下縣會議員町村長學校長其の他諸官衙員及農會員參列頗る盛會なりき。磐田郡下農業の發達他に冠絶したるは本會の率先與りて大に力あり。是時農會に於て決行せしめし件目左の如し。

- 一、中遠農會細則
 - 二、中遠農事統計
 - 三、中遠農商工產品評會
 - 四、勤勉貯蓄實行法試作田畑
 - 五、農事通信法
 - 六、精農特行者選拔法
 - 七、勸業沿革誌取調法
- 是歲十一月 中遠醫會に臨み醫會の弊習を指摘し之が改良を促し併せて傳染病の起因及豫防方法等に關し諮問を爲し頗る將來の改良方針を授けたり。
- 是歲十一月 遠江全國教員會を見附高等小學校内に開く。親ら臨で實業と普通教育とに關係する要點に付き滋賀縣商業學校生徒實地修業の景況を演べ小學教育上に及ぼせり。
- 是歲十一月 第二區振武會を二俣高等小學校内に開き兵事に關する談話を爲し二俣川積に於て運動會を催せり。本會は在郷兵をして一層軍隊の念を溫め忠愛の心を起し一般尙武の氣象を振はしむる目的にして豊田山名磐田三郡を三區に別ち開設方を勸誘せしに第三區郡山香佐久間浦川村は已に本年十月十七日を以て開設し、今又第二區郡二俣町外十一村の組織成りしものとす。
- 是歲 郡内に施行したる件目左の如し。本年小學校令實施に付主として之に關し町村長及小學校職員を召集し諮問したるなり。
- 一、小學校設備規則細則

- 二、同生徒獎勵法改正
 - 三、學齡兒童就學等ニ關スル規則ノ細則
 - 四、町村立小學校長教員給料等支給書式
 - 五、兒童教育事務委託ニ關スル報酬金額標準
 - 六、兒童出席差止等ニ關スル事項規則ノ細則
 - 七、小學校長教員職務及規則細則中主モナル規定
 - 八、町村立小學校揭示例
 - 九、小學校生徒試驗施行細則
 - 一〇、小學校臨視規程
 - 一一、小學校長教員待遇方法
 - 一二、小學校長訓導送迎法及送迎文
 - 一三、府縣稅徵收法施行細則中重モナル規定
 - 一四、農會設置法及規約
 - 一五、行軍演習等ニ關スル待遇法
 - 一六、町村財產臺帳及同明細表式
- 同二十六年十一月廿七日 兵事說示會明細書の各郡役所に於て之を編次して各町村役場に配付するの繁文にして不經濟なる由を知事に内陳せしに直に採用され之が標準を編制して各郡に頒たる。
- 是歲三 始めて磐田郡振武會を組織し、其の第一回を磐田原に施行し在郷兵士一同をして運動會を

催さしめ、豊橋より第十八聯隊長佐藤正氏等官民多數來集、參觀人堵の如し。頗る忠愛の志氣を發揮せり。振武會の名稱は國語中の既平而振之武より撰べり。本會既に成るを以て各町村毎に亦振武會の名稱を冠し、都て之を興さしむ明治二十七八年及同三十七八年の兩大戰役を始め大に兵事の發展をなせり。

是歳同 左の意見書を知事に提出したるに大に賛せらる。

地方行政ノ整理ニ關スル意見書

本年二月十日ノ 大詔一降政府議會ノ衝突忽チ解ケ政府ハ第五期議會マデニ行政各般ノ整理ヲ約シ以テ平穩ニ局ヲ結ベリ、實ニ國家ノ至幸ト謂フベシ。

爾來政府ハ定メテ遺算ナキコトヲ期シ其整理ヲ規畫シテ怠ルコトナカルベシ、今夫レ中央政府行政大局ノ整理ニ關シテモ亦多少ノ意見ヲ抱負スト雖モ事況ク大政ニ涉ルヲ以テ姑ク之ヲ舍キ、地方行政ノ整理ニ迫ンデハ直接水ク其職ニ從フヲ以テ之ガ意見ヲ開陳シ以テ當路者ノ參考ニ資スルハ目下ノ急務タルベキコトヲ信ズ。

伏シテ惟ルニ明治十八年十二月二十三日ノ 聖詔ニ曰ク「官守ヲ明カニシ以テ濫費ヲ除キ冗費ヲ節シ以テ急要ヲ舉ゲ」ト 聖旨ノ在ル所誰レカ感奮興起セザルモノアラシヤ、凡行政ノ要ハ勉メテ煩ヲ去リ簡ニ就キ處務ヲ敏活慎重ニシ官守ヲ明カニシ以テ濫費ヲ除キ冗費ヲ節シ以テ急要ヲ舉グルニ在リ然而シテ徒ニ濫費ヲ除キ冗費ヲ節スルヲ口實トシ以テ行政機關ノ敏活ヲ妨ゲ急要ヲ舉グルコト能ハザルニ至ルハ是最モ畏ルベキノ一大事ナルヲ以テ之ヲ其始メニ慎マザル可ラズ、乃チ現行ノ地方制度ヲ按ズルニ官守未ダ明ラカナラズシテ濫費全ク除カズ冗費未ダ節セズシテ、急要尙舉ラザルモノアリ依テ其大要等ヲ左ニ開陳ス、之ニ隨テ其制文ヲ更正セラルベキモノハ之ヲ更正セラル、コト固ヨリ言ヲ俟タザルナリ。

第一 現地方官々制中參事官ヲ廢シ課長ノ制ヲ定ムルコト

參事官ハ知事ノ諮詢ニ應ジ及審議立案ヲ掌ルノ本務ナレドモ至テ開職ナルガ故ニ各府縣ニ於テ之ニ課長ヲ兼掌セシメザル所ナキガ如シ、然リ而シテ其課長タル或ハ府縣屬ヨリ出ヅルモノモアリテ區々一ナラズ、隨テ其官守ニ軒輊スル所ナキコト能ハズ、蓋シ明治二十三年一月十一日勅令第二百二十五號地方官々制ノ改正ニ依リ書記官ニ冗員ヲ生ゼシヲ以テ一時ノ情弊ヲ以テ此冗官ヲ設ケラレタルガ、依テ寧ロ參事官ノ官制ヲ廢スルト同時ニ課長官制ヲ以テシ而シテ同課長ヲ高等官トシ、特別任用例ヲ設ケラレ、其年俸ヲ五百圓、六百圓、七百圓ノ三級ニ班チ一層其官守ヲ明ニシ、郡市長等ト往復ヲ爲サシムルノ外隨時知事ノ諮詢ニ應ジ及審議立案ヲ掌ラシムレバ事足リトス、現制中知事官房書記ニ於テ處理スル事務ハ重モニ官吏ノ進退身分其他機密ニ屬スル文書ナルガ故ニ此等ハ庶務課中特ニ其係ヲ設ケレバ是亦事足レリトス、依テ其名稱職掌及分掌ノ要領ヲ左ニ列叙ス。

庶務課長

勸業課長

財務課長

課長ハ知事ノ命ヲ承ケ部下ノ官吏ヲ統督シ課中ノ事務ヲ掌理ス

一、府縣ニ左ノ各課ヲ置ク其分掌左ノ如シ

庶務課

(一) 文書ノ受付及官邸府縣印ノ管守

(二) 官吏ノ進退處分ニ關スル事項

(三) 外國人ニ關スル事項

- (四) 衆議院議員選舉及府縣會郡市町村會區會其他公共組合等ノ會議ニ關スル事項
- (五) 府縣稅備荒儲蓄及郡市町村區ノ經濟ニ關スル事項
- (六) 兵事戶籍及社寺ニ關スル事項
- (七) 右ノ外他課ノ主管ニ屬セザル事項

勸業課

- (一) 農工商山林水產務ニ關スル事項
- (二) 土木及官有地並土地收用ニ關スル事項
- (三) 學務衛生ニ關スル事項

財務課

- (一) 府縣費ノ會計ニ關スル事項
- (二) 府縣稅及備荒儲蓄ノ收支出納ニ關スル事項
- (三) 直接及間接ノ賦課徵收其ノ他直稅徵稅費間稅犯則者處分等ニ關スル事項

右各課ヲ置クト同時ニ知事官房及第一課以下ノ各課ヲ廢スルコト

第二 同官制中收稅及直稅署間稅署ヲ廢シ之ヲ課長及課ノ職務ニ加ヘ而シテ直稅分署間稅分署ヲ廢シ之ヲ郡役所ニ合セ郡ノ分課ヲ改ムルコト、但シ市又ハ區ニ於テハ該府縣廳ノ直轄ニ屬セシメ、其ノ不便ナルモノハ課ノ出張所ヲ設ケシム。

收稅長ハ直稅署長及間稅署長トナリ所部ノ事務ヲ掌理スルノ本務ナレドモ所謂冗官ニシテ直間稅務ニ限リ恰モ第二ノ書記官アルガ如クニシテ官守太ダ明カナラズ、且ツ收稅長ハ直間稅分署長ヲ統督スルノ任アレドモ町村長ニ對シテハ直接ノ關係ヲ有セズ加施直稅分署長ノ如キモ亦町村長ヲ監督スルノ權ナシ、然ルニ直接ノ徵收等ハ法律

上一々町村長及收入役ノ手ヲ要スルニモ拘ラズ若シ町村長及收入役ニ於テ納稅上ニ關シ如何ナル不注意等アルモ之ガ戒飭等ヲ行ハント欲セバ勢第一次監督官廳タル郡長ノ手ヲ假ルニ非ザレバ則チ能ハズ、其迂遠亦甚シト謂フベシ、剩ヘ郡長ニ於テ徵收スル府縣稅中地租割ノ如キハ郡役所ニ土地臺帳ノ備ナキヲ以テ吏員ヲシテ直稅分署ニ就キ取調ベシメ、之ヲ賦課セザルコトヲ得ズ、其他雜種稅タル船車ノ如キ亦郡役所ニ於テハ間稅分署ヨリノ通知ニ依リ始メテ臺帳ヘ登記スル等彼此往復ノ煩ヲ招クコト少カラズ、畢竟現制ハ遠ク海外ノ例ヲ參酌セラレタルガ如シト雖モ我邦ノ如ク地租多キヲ占メ、殊ニ其ノ他ノ收入寡少ナルトキハ別ニ獨立ノ官署ヲ設クルノ必要ヲ見出サズ、又郡役所トイヒ、直稅分署トイヒ斯ク官署ヲ割據セシムルガ如キハ濫費ナルノミナラズ官署割據ハ人民等常ニ其不便ヲ感ゼザルナシ、而シテ收稅長ハ遠ク府縣廳ノ椅子ニ倚ルヲ以テ假令時々巡察ヲ行フモ充分ニ直間稅分署ヲ統督シ難カルベシ、依テ收稅長ノ制及直間稅署ヲ廢シ其職務ヲ財務課長及財務課ニ屬セシメ而シテ直間稅分署ヲ廢シ之ヲ郡役所ニ合セ收稅課ヲ設ケ郡長ノ下ニ隸屬セシムルトキハ稅務ノ整理ヲ告グルハ之ヲ從前ノ例ニ照ラシテ明カナリ、果シテ然ラバ此廢令等ノ爲此ノ如ク多數ノ吏員ヲ置クコトヲ要セズ、第一濫費ヲ除キ、第二人民等ノ便利ヲ得、第三町村長ノ監督立トコロニ辨シ急要亦舉ガル、此等ノ整理ヲ爲スハ急務中ノ最急務タルベシ、此改制ヲ實施スルト同時ニ現ニ國庫ニ收入シツ、アル船車稅、菓子稅、賣藥稅、牛馬賣買免許稅等彼此其經費ノ權衡ヲ保持スルコトヲ度トシ、府縣ノ經濟ニ加フベキモノハ加ヘラレ以テ地方經濟ノ財源ヲ富マシムルコトヲ要ス、然レドモ現時ノ狀勢此實施ヲ許サマルモノトセバ直間稅務ニ屬スル吏員ノ俸給旅費廳費、雜給其他ハ勿論國庫ヨリ之ヲ支辨セザルヲ得ザルヲ以テ內國稅徵收費郡交付金ヲ挿入スベキモノトス、然ルトキハ郡務ト稅務トニ就キ其經費ノ分界ヲ正クスルハ頗ル困難ナリトイフ者アルベシト雖モ、決シテ然ラズ、何トナレバ從前登記所又ハ直稅分署ヲ郡役所內ニ併置セラレタルコトヲリシモ毫モ其困難ナルコトヲ見出サズ、却テ各經費ヲ節減スルコトヲ喜ベリ、其慣例ニ依リ之ガ分界ヲ正シクセバ何ノ難キコトアラン、矧ンヤ之ガ分界ヲ

正シクスルモノモ亦僅ニ消耗品中薪炭油及給仕小使給ノ如キモノ重モナルオヤ。

第三 同官制中書記官ヲ次官制トシ部長制ヲ廢スルコト

明治十一年七月二十五日太政官達第三十二號府縣官職制ヲ以テ從來ノ參事官制ヲ書記官ニ改メラレ而シテ明治十九年七月十二日勅令第五十四號地方官制ヲ以テ書記官二人ヲ置クノ制ヲ定メラレタリシモ、現官制ニ於テハ之ヲ一人ニ改メラレタリト雖モ、部長ノ制ハ尙依然タリ、元來部長ノ制タル管ニ各課長ヲシテ其官守ナカラシムルノミナラズ政務ノ敏活ヲ缺クコト少カラズ、中央政府各省ニ於テモ一時次官ヲ以テ總務長官ニ充テラレシモ明治二十四年七月二十七日各省官制ノ改正ニ依リ其制ヲ廢シテ各局長ヲシテ一層其官守ヲ明カニセシメラル、是洵ニ以テ然リトス、抑モ府縣ノ書記官タルヤ知事事故アルトキハ其職務ヲ代理スベキモノナルガ故、該府縣全體ノ政務ニ通曉セルニ非ザレバ隔靴ノ憾ナキヲ得ザルベシ、剩ヘ現制ニ依レバ課長ノ上ニ又課長アルガ如ク宜シク細務ニ齟齬シテ急要舉ガラス之ヲ奈何ゾ從前ニ比シ政務ノ滯滞ナカラシムルコトヲ豈ニ安ンジ得ベケンヤ、依テ鄙見ノ如ク收稅長參事官ノ冗官ヲ廢シ更ニ課長ノ官制ヲ定メラル、ト同時ニ部長制及內務部ヲ廢セラレ而シテ書記官ヲ次官制トシ、知事ヲ佐ケ其事故アルトキ之ガ代理ヲ爲サシムルハ勿論專ラ該府縣全體ノ重要政務ニ關與セシメ、其政務ノ如キハ可成之ヲ課長ニ一任シ一層其官守ヲ明カナラシメ、以テ政務ノ敏活ヲ期セザルベカラズ、但警察ノ事ニ至リテモ亦多少ノ意見ナキニ非ラズト雖モ、姑ラク現制ニ據置クコト、スルモ、書記官ヲ次官制トスルトキハ勿論其下ニ屬スルモノトシ、又警察署內ニ便宜課ヲ設クルトキハ其課長ハ警部ヲ以テ之ニ充ツルモノトス。

第四 現令中指定郡ノ制ヲ廢スルコト (宏註、理由、前出ニ付キ省略)

第五 地方行政會議ノ制ヲ定メ以テ命令ノ遺錯ナキヲ期シ及行政ノ暢達ヲ圖ルコト

凡ソ各般行政ノ命令ハ直接下官公衙廳及人民ノ利害ニ關シ其利害ハ究竟府縣廳ノ信威ニ關ス、何トナレバ則チ命令之ガ宜シキヲ得レバ之ニ服シ、苟モ之ガ宜シキヲ得ザルトキハ之ニ服セズ、今ヤ立憲時代ニ方リ之ヲ其ノ發令

ノ始ニ慎シマズシテ發令後遺錯アリトテ忽チ之ヲ更正スルトキハ其信威ヲ薄ウスルニ至ルヤ必セリ、於是乎地方行政會議ヲ組織スルノ必要ヲ感ゼリ、而シテ行政會議組織ノ大要ハ各課長及部長ヨリ互選スルモノ三名ヲ以テ之ニ充テ事警察ニ關スルトキハ警部長、教育ニ關スルトキハ師範學校長中學校長、監獄ニ關スルトキハ典獄ヲ加ヘ、書記官ヲ議長トシ、知事ヨリ管内ニ發行スル命令其他府縣內必要ナル事業ノ興廢及地方官會議ノ問題ニ付スベキ重要ナル事項ニ就キ諮問答議スルコトヲ掌ラシメ其會則ハ知事之ヲ定メ內務大臣ニ報告スルコト、シ、畢竟各般ノ行政命令ヲシテ專ラ精査審覈以テ可成遺錯ナカラシムルノ外府縣事業ノ興廢ヲ鄭重ニシ府縣知事每年地方官會議ノ問題ヲ取調ベ以テ中央行政ト地方行政トノ間隙離ナク即チ暢達ヲ要スルニ由ル、但シ府縣制施行ノ場合ニ於ケルトキ府縣參事會ノ權域ト相觸レザルコトニ注意規定スルハ勿論ナリトス。

第六 中央政府ニ於テ處理スル政務ヲ可成府縣へ、府縣ニ於テ處理スル政務ヲ可成郡ニ分權セラレ以テ一層政務ノ敏捷ヲ圖ルコト

凡經由下行ハ畢竟政務ノ敏活ヲ缺キ爲メニ繁文ヲ招キ却テ冗費ヲ増スガ故現在又ハ將來トモ法律命令ニ依リ中央政府ノ處理ニ屬スル政務ハ其妨ナキ限リ之ヲ府縣ニ、府縣ノ處理ニ屬スル政務ハ可成之ヲ郡ニ分權セラレ以テ一層各官守ヲ明ラカニシ、自今法律命令ノ執行ニ方リテハ經伺請訓等ノ煩ヲ避ケ充分其責任ヲ負テ處斷セシメ、一ハ以テ政務ノ敏捷ヲ圖リ一ハ以テ其利便ヲ被ラシムルコトヲ要スルニ由ル。

第七 郡長ノ選任法ヲ釐革シ郡ノ分合ヲ確立スルコト

郡長ノ選任法ニ就テハ明治十一年七月二十五日太政官第三十二號公達中ニ郡長ハ其府縣本籍居住ノ人ヲ以テ之ヲ任ズトアリ。當時該府縣ニ現住スル人物ヲ登庸シ以テ郡務ヲ掌理セシメラレタリ。是ニ於テ郡治之ガ宜シキヲ得人民亦堵ニ安ンゼリ。然ルニ明治十九年七月十二日勅令第五十四號ヲ以テ地方官々制ヲ定メラレシ以來其選任法ニ一定ノ方針アルコトナク秦越懸隔ノ者ニ非ザレバ則チ非職又屬警部等ノ古手ヲ以テ之ニ任用セラル、爲メニ地

方ノ實務ニ通曉セズ、動モスレバ輒チ郡治上其宜シキヲ得ザルモノアリ、隨テ其更迭頻繁ニシテ人民適從スル所ヲ知ラズ誠ニ慨歎措クコト能ハズ、仰ギ希クハ明治二十三年五月十七日法律第三十六號郡制中其選任法略ボ市長ノ例ニ準ジ該府縣本籍居住者ノ中ニ就キ候補者三名ヲ選ビ 上奏裁可ヲ得ルノ道ヲ開カレンコトヲ、若シ目下ノ狀勢ニ於テ採納セラレ難キトキハ明治十一年太政官第三十二號公達ノ旨趣ニ則リ可成其府縣本籍居住ノ人物ヨリ之ヲ登庸セラレ以テ地方ノ民情ト相背馳セザルコトヲ要ス、果シテ然ルトキハ明治二十三年二月四日勅令第九號ニ郡長特別任用法ヲ改正セラレ、必ズシモ判任五級以上ニ就職セザル者ト雖モ其地方適任ノ人物アルトキハ其何人タルヲ問ハズ新ニ之ヲ拔擢セラレ、以テ一層人材登庸ノ道ヲ擴張セザルコトヲ得ズ、抑モ郡長ハ技師又ハ他ノ行政官等ト相異リ最モ實務ニ通曉シテ政略アルモノヲ要スルニモ拘ラズ、徒ニ規矩ヲ墨守シテ之ヲ顧ミザルトキハ則チ人傑下ニ屈シテ伸ビズ、隨テ官民ノ間隔絶甚シキヲ加ヘ卒ニ不測ノ患ヲ貽サンコトヲ恐ル。

現郡制ニ依レバ郡ノ分合ニ就キ著シキ改良ヲ要セザルガ如シト雖モ、他日郡制ニ改正ヲ加ヘラル、場合ナシトセズ、若シ今ニ於テ之ガ分合ヲ慎マザルトキハ臍ヲ噬ムモ亦何ゾ及バン、是ヲ以テ郡ノ分合ハ將來百年ノ長計ヲ慮リ強制ヲ行フコトヲ免レザレバ此際姑息ノ分合ヲ行ハズ、小郡ハ斷然之ヲ合スルノ方針ヲ執リ、只纒ニ郡ノ境域ヲ變更スルニ止メズ、他日郡ノ經濟及事業ノ發達等ニ副ハザルベカラズ。

第八 地方判任官見習特例ヲ設クルト同時ニ現條給令中改正ヲ施シ以テ地方當器ノ人物ヲ採用シ郡ノ障礙ヲ除クコト

明治二十年七月二十三日勅令第二十七號文官試補及見習規則ノ旨趣ニ依レバ郡書記モ亦均シク他ノ判任官ノ如ク其資格アル者ヲ除クノ外文官普通試驗ヲ經テ判任見習トナルニ非ザレバ則チ能ハザルガ故ニ地方ニ有爲ノ人物アルモ試驗ノ爲メニ束縛セラレ、空シク志ヲ抱テ遂ニ立身スルコトヲ得ズ、是故ニ望ヲ有セザル他ノ官吏ヲ以テ一時之ヲ補充シ而シテ其地方有爲ノ人物ヲ用フルコト能ハズ、常ニ以テ遺憾トス、依テ地方有爲ノ人物ハ別ニ試驗

ヲ須キズ、特ニ普通文官試驗委員ノ銓衡ヲ經テ直ニ郡書記ニ任用セラル、コト希望ス、然レドモ若シ目下ノ狀勢之ヲ許サズトセバ該規則第三十八條ノ制限ヲ緩メラレ郡務ニ從事スルコト滿二年以上ニシテ事務ニ熟達シ材幹アルモノハ文官普通試驗委員ノ銓衡ヲ經テ直ニ判任官見習ヲ命ゼラル、ノ特例ヲ設ケラレ、然後郡書記ニ任用スルコトヲ得シムルトキハ郡治上ノ利益蓋シ鮮少ナラザルベシ、今此特例ヲ設ケラル、モ又一方ニ明治二十四年七月二十四日勅令第八十三號判任官俸給令ノアルアリ、而カモ地方經濟ニ限リアリテ政費節減ノ際ニ方リ之ヲ利用シ難キ事實アルヲ以テ該俸級ハ明治二十四年七月二十七日勅令第六十號但書ノ例ニ準ジ、十級俸中特ニ八圓十圓ヲ給スルコトヲ得ルノ便宜ヲ與ヘラレンコトヲ希望ス、若シ夫レ否ラザレバ法律命令ノ結果ニ依リ年々郡書記ノ需用多キヲ加ヘ郡務上差支少カラズ例ヘバ衆議院議員選舉會書記、府縣會議員選舉本分會書記、參事員選舉本分會書記、所得稅調查委員會書記、徵兵檢查書記、町村出納檢査及事務巡視等ハ郡書記ニ非ザレバ之ニ當ルコトヲ得ザルノ類ニシテ、其他地方稅息納處分小學校監視等枚舉ニ遑アラズ、若シ此道ヲ開カザレバ當ニ郡務上障礙益々少カラザルノミナラズ亦官民隔絶ノ媒タランコトヲ恐ル。

右ハ 大詔ヲ遵奉シ地方行政ノ整理上ニ關シ就中目下最モ急要ト認ムベキ要點ヲ開陳ス。幸ニ千慮ノ一得トナルコトアラバ望外ノ至リニ堪ユルナシ。謹テ白ス。

明治二十六年二月

池田忠一印

靜岡縣知事 小松原英太郎殿

是歲六月 郡長會に關する建議を提出すること左の如し。

郡長會ニ關スル建議

謹テ按ズルニ地方官々制中ニ郡長ハ知事ノ指揮監督ヲ承ケ法律命令ヲ部内ニ執行シ又郡長ハ法律命令ニ依リ若ハ

知事ヨリ委任セラレタル事件ニ付郡令ヲ發スルコトヲ得トアリ、由是觀之其間一系統ニシテ最モ親密ノ關係ヲ有スルコト近ク、諸レヲ人身ニ譬フレバ郡長ハ猶ホ知事ノ手足ノ如シ、若シ手足ノ運用自由ナラザルトキハ法律命令ノ執行其他凡百行政機關ノ運轉ヲ敏活ナラシムルコト能ハズ、今其手足ヲシテ益々自由ナラシメント欲セバ平素ニ之ヲ養ハザルベカラズ、之ヲ養フ所以ノ途ハ常ニ其事ニ參與セシメ以テ其精神及旨趣ノ存スル所ヲ認知セシムルヨリ善キハナシ。

然ルニ從來郡長ノ知事ニ於ケル其間隔絶ノ憾ナキ能ハズ、何トナレバ偶々郡長ヲ招集シテ之ガ意見ヲ諮問セラレ、コトアルモ亦定期ナク、只率ネ毎年徵兵抽籤ノ序ヲ以テシ、而シテ機ニ書記官又ハ參事官等ヨリ事務打合同様ノ委ニシテ徧ク法律命令及必要若ハ重要ト認ムル事項ニ付テハ諮問セラレテ其言ヲ求ムルモノ蓋シ鮮シ、隨テ法律命令等ノ精神及其旨趣ノ存スル所ヲ認知スルニ苦ミ、動モスレバ輒チ經伺照會等ノ繁文ヲ招キ、加旃其事タル或ハ實際ニ行ハレ難キモノアリ、常ニ以テ遺憾トス。

閣下ノ赴任後其椅子ノ未ダ温マラザルニ早ク已ニ各郡ヲ巡視セラレ、以テ郡治ヲ監シ民情ヲ察セラレ、且ツ親シク繁文省略等ニ關スル意見ヲモ聞カル、實ニ空前ノ偉舉ト謂ツベシ、是レ知ル縣治ノ改良ヲ圖ルニ銳意ナルコトヲ。

仰ギ希クハ尙進デ別紙ニ準ジ徵兵抽籤ノ時期ニ幅狭スルノ例ヲ革メテ春秋二期トシ、而シテ較ヤ其紀律ヲ重ンジ言權ニ不公平ナキコトヲ要シ、徧ク其意見ヲ諮問セラレ以テ其精神及旨趣ノ存スル所以ヲ認知セシメ、益々其手足ノ運用ヲ自由ニシ、一層法律命令ノ執行其他凡百行政機關ノ運轉ヲ敏活ナラシメ、兼テ行政各般ノ協議ヲモ醫サシメラレンコトヲ。

明治二十六年六月一日

池田 忠 一

静岡縣知事 小松原英太郎殿

(別紙)

郡長會概則

第一條 凡法律命令ノ執行ヲ畫一ニシ其行政ノ暢達ヲ圖ルガ爲メ郡長會ヲ設ク

第二條 郡長會ヲ別チ諮問會、協議會ノ二種トス

第三條 諮問會ハ知事ヨリ法律命令ノ執行方法及縣ノ命令事業其他必要ナル事項ニ關シ諮問アルトキハ之ヲ審議ス

第四條 協議會ハ法律命令ノ執行其他郡長ノ職務及郡治上ニ關スル必要ナル事項及各部長ヨリ協議ニ係ル一切ノ事項ヲ協議スルモノトス

第五條 諮問會ノ會長ハ知事之ヲ務メ協議會ノ會長ハ郡長中年長者ヲ以テ之ニ充ツ但部長ノ協議ニ係ルトキハ部長ヲ推シテ會長ニ充ツルコトヲ得

第六條 諮問會ハ毎年二回知事ノ招集ニ依リ、協議會ハ諮問會ノ前後ニ連續シ縣廳内ニ於テ之ヲ開ク但臨時ニ開會スルコトアルベシ

第七條 諮問會ノ問題ハ知事ヨリ豫メ之ヲ郡長ニ下付シ、協議會ノ問題ハ發議者ヨリ豫メ之ヲ各郡長ニ送付ス

第八條 會議ハ發言ノ順序ヲ正フシ會長ハ發言ノ順序又ハ其必要ニ依リ之ヲ許スベシ

第九條 會議ハ決議ヲ要セズト雖モ會長ハ必要ニ依リ決議ヲ取ルコトアルベシ

第十條 郡長會ニ於テハ郡書記ヲシテ代理セシムルコトヲ得ズ

必要ニ依リ市長ヲ加フルコトヲ得

是歲同 土地區劃改良に關する建議を提出すること左の如し。但是歲七月中の郡長會に附せられ、多少修正の上發令の好運に向ひ、他日耕地整理法の根基を立つるに及べり。

土地區劃改良ニ關スル建議

土地區劃ノ改良ハ農事進歩上目下ノ最急務タルニ拘ラズ、之ニ隨伴セル道路用惡水路等ノ變更工事ノ土木施行順序ノ制裁ヲ受ケザルヲ得ザルガ爲メ、其改良ヲ熱望シツ、空シク逡巡躊躇セルモノ尠カラザルハ誠ニ遺憾ニ堪ヘザルヲ以テ、曩ニ中遠農會ノ意見ヲ聞キ鄙見ヲ具陳スル所アリシガ、今般該旨趣ニ則リ更ニ別紙土地區劃改良出願手續ヲ起草シ以テ臺覽ニ供ス、仰希クバ之ヲ採擇セラレ速ニ發令ニ至リ縣下一般之ガ幸福ニ浴セシメラレントヲ。

右謹デ更ニ建議候也

明治二十六年六月廿八日

池田 忠 一

静岡縣知事 小松原英太郎殿

(別紙)

土地區劃改良出願手續按

第一條 土地區劃ノ改良ヲ爲サントスル者ハ第一號書式(書式省以下同ジ)ニ準ジ所轄直稅分署ヲ經テ出願スベシ但改良期間數年ニ涉ルモノハ地價据置年期ヲ願書中ニ挿入シ別ニ當時現在ノ地目反別地價地租總計調書ヲ添付スベシ

第二條 土地區劃改良ノ爲メ新設ニ係ル道路用惡水路隄塘等潰地ノ免租ヲ請ハントスルトキハ前條ノ外第二號書式ニ準ジ免租地免除租調書ヲ添付スルコトヲ要ス

第三條 土地區劃改良ノ爲メ舊道路用惡水路隄塘等ニシテ廢跡不用ニ屬スル土地ノ直接公用廢止荒蕪地ヘ編入及無代下付ヲ請ハントスルトキハ第三號書式ニ準ジ第一條願書ト共ニ差出シ豫メ現時ノ檢分ヲ受ケ置キ追テ竣工ノ上第四號及第五號書式ニ準ジ賦租取調書並開墾届又ハ開墾歛下年期附與額ヲ差出スベシ

第四條 改良竣工ノ上ハ速ニ實地全體ヲ測量シ第六號書式ニ準ジ改正地引圖並野取圖ヲ添ヘ所轄直稅分署ヲ經テ地價ノ査定ヲ出願スベシ但第一條ニ據リ地價ノ据置ヲ出願セルモノハ其年期明ケニ至リ本文出願ヲ爲スモノトス

第五條 此ノ手續ニ據リ出願スル土地區劃改良ニ隨伴スル道路隄塘用惡水路等ノ變更及新設工事ハ別ニ明治二十年六月三十日縣令第五十六號土木施行順序ニ依ルコトヲ要セズ

是歲ハ 非常の大旱魃に罹り水論處々に蜂起、晝夜奔走盡力す。今之浦、原野谷川、太田川、寺谷用水、天龍川堰止等非常の水論ありしも専ら之を調停し別に争訟又は血雨に至らずして平穩に落着せしめたり。只小簀川水論のみは事後訟庭を煩はすに至りしも治安上障碍を認めず。爲めに安眠せざることに實に十數日に及べり。

是歲 郡内に施行せし件目率ね左の如し。

- 一、小學校生徒獎勵法ニ依リ褒賞授與式ヲ見付山名二俣ノ三高等小學校ニ行ヒテ其他強ヲ獎勵セシコト
- 二、第二回中遠農工產物品評會ヲ開キ以テ實業ノ改進ヲ促セシコト
- 三、前同時ニ實業公益ニ力勞少カラザル數十人ニ對シ金銀賞牌及褒狀ヲ授與シ以テ之ヲ獎勵セシコト
- 四、中遠農會ヲシテ米麥試作地ヲ設ケシメ其優良者ヲ選ビ褒狀ヲ與ヘ以テ之ガ改良ヲ促セシコト且勸業統計表ヲ調製セシメシコト

又種子交換會ヲ開カシメ以テ之カ品質ヲ進メシコト

五、町村長會ヲシテ協議施行セシメシ件目

- (一) 基本財産造成法追加
- (二) 町村衛生會規則設置

(三) 就學督費ニ關スル免除猶豫細則追加

(四) 町村有財産及營造物管方法取設

同二十七年一月一日 自から首唱して官民新年回禮の煩を避け懇親を温むるの主趣を以て一同見附總社境内に會合して新年を祝し 兩陛下及帝國の萬歳を賀し奉り併せて各自の健康を祈ることとし、以下毎年例とせり。

是歲三月 天皇陛下 大婚二十五年の祝典に付靜岡縣官と申合せ内務省と合同して醜金屏風一對を獻納す。見附所在の官民は其祝賀會を天神社内に施行し、且つ記念の爲め有志の懇囑に依り親ら撰書したる大懸額を矢奈比賣神社内に奉納す。

是歲四月 日本赤十字社靜岡委員部社員總會を大岩村臨濟寺に開かる。時に小松宮總裁及同妃兩殿下の光臨を辱うせり。會する者無慮幾千人、余社員總代として祝辭を演べたり、本委員部創立以來社員僅少なりしが、此時に至りて頓に増加し、本社の豫定人口四百人に付一社員の割合を超へ、就中我郡の如きは他郡市に率先して豫定數を超過し、他郡市の由て以て増加を爲したるに付き小松原靜岡縣委員總長より六月十一日付を以て左の感謝狀を寄せらる。

日本赤十字社本縣委員部總會以後豐田山名磐田三郡ニ於テ社員著シク増加シタルハ委員諸氏ノ勸誘與リテ力アリト雖モ必竟貴下該郡ニ在リテ銳意精勵社旨ノ演洽ヲ圖リ數々盡力ノ功甚多ト謂フベシ今ヤ他郡ニ先チ社員頓ニ豫期ノ數ヲ超過ス委員長ノ指導宜キヲ得テ速ニ此好結果ヲ奏スルニ至リタルハ深ク感嘉ニ不堪茲ニ尺素ヲ裁シテ謝意ヲ表ス

因記す。赤十字社事業に關しては、本社に對し其組織に大革命を加へ以て社業の益々隆昌を期すべ

き旨建議し、屢々其の實行を痛切に促して反省を求めたるも其建議の大精神たる從來の專制的中央集權の弊制を改革して地方分權的とし、東京府下在住の僅數なる社員のみより常議員を選出せしむることなく汎く各支部より便宜之を選出せしめ以て本社重要な事業に參畫せしむるの件に至りては本社としても其旨趣を賛成し乍ら相行はれざるを遺憾とす。

是歲十二月 勸業會擴張に關する左の意見書を小松原知事に提出したるに、速に嘉納され縣令を以て農會規則を發布せられたるに依り全縣下に普及したり。農會法令等之に胚胎す。

勸業會擴張ニ關スル意見書

邦家ノ富強ヲ圖ルハ實業ヲ勸ムルヨリ急ナルハナシ、實業ヲ勸ムルハ各其機關ニ頼リ以テ之ガ方針ヲ定メザルベカラズ、是即農會商工業會等勸業會設置ノ必要アル所以ニシテ市及各町村ニ勸業會(農會又ハ商工會以下同ジ)ヲ設ケ町村勸業會ヲ聯結シテ郡勸業會(一郡役所管轄以下同ジ)ヲ組織シ郡勸業會ヲ聯結シテ府縣勸業會ヲ組織シ於此各其機關俱ニ全ク實業政策ノ方針相立チ以テ縣下勸業ノ統一ヲ期スベシ、然ルニ本縣ニ於テハ明治十六年五月太政官第十三號ノ布達ニ準ジ同年十一月丙辰第四號ヲ以テ勸業會設置準則ヲ定メラレタレドモ實業進歩ノ今日ニ適用セズ、且其準則タルガ故ニ縣下各郡中未開設ノ向少カラズ、隨テ縣勸業會ヲ組織スルコトヲ得ズト聞ク、寔ニ盛世ノ逸事ト謂ツベシ、此勢ヲ推シテ將來ヲ慮ルトキハ各郡市町村ニ於テ悉ク勸業會ヲ開設スルニ至ルハ蓋シ殆ンド河清ヲ俟ツニ均シキ感アリ、仰ギ希クバ左ノ要領ニ準ジ速ニ之ガ規定ヲ設ケラレ、以テ實業ヲ勸ムルノ機關方針ヲ全ウセラレ、大ハ以テ邦家ニ裨補シ、小ハ以テ郡市町村ニ裨益セラレンコトヲ、若シ夫レ其規則方法等ハ別ニ抱持スル所アリ御下問ニ依リ奉答セント欲ス。

一、郡市町村勸業會未開設ノ向ハ速ニ之ヲ開設セシメ郡市勸業會ヲ聯結シテ縣勸業會ヲ組織スルコト

二、太政官第十三號布達アルガ爲メ前項強制命令ヲ行フコトヲ得ザルトキハ速ニ之ガ改正ヲ其筋ヘ建議スルコト
三、前項建議セラル、モ速ニ相運ビ難キトキハ萬不得已現行命令ニ依リ未開設ノ向ハ勉メテ之ヲ勸誘セラレ尙未
開設ノ向ニ限り便宜ノ方法ヲ以テ各會員ヲ選舉セシメ而シテ郡勸業會ヲ設置セシメ之ヲ聯結シテ縣勸業會ヲ組
織スルコト

是歳七月 寺谷用水改修隄防工事竣功。

是歳八月 清國に對し宣戰の 詔勅を煥發し給へり。兵員召集等に日夜奔走盡力、戰時計畫上些の
遺憾なからしむ。其他兵員發途の行を壯にし中泉驛通過の軍隊を犒ふ等身命を國家に獻じて奉公す
る所あり。又戰地出發後忠死者ある毎に親く其葬儀に蒞み、以て其忠魂を弔ひ、且其遺族を慰め、
又傷病者ある毎に慰問を怠らず。又我家計豊かならざりしも奮て陸海軍に獻金するの外軍事公債に
應ずること千四百五十圓、爲めに郡内喚起して前後二回を合せ應募者各郡に冠たり。其陸海軍に對
する獻金は其額實に廿六萬二千百有餘圓に上れり。

因記。後に明治二十七、八年役の功に依り金百二十圓を賜ふ。此賜金は人皆之を甘受したるも余獨り憤慨措かず
又武官濫賞の弊を警醒せんと欲し之を固辭したるも乍遺憾遂に採納せられざりき。(宏註。後出參照)

又在官前後公私團體公共事業學校其他濟貧恤窮等の爲め私資を擲ちたる事一々枚舉すべからず、其額蓋し二千
五百圓以上に達せり、是皆賢老母健在せられ常に家計を節約せられし厚恩と永く感激して且暮忘れ難き所なり

同二十八年一月 故蜂屋定憲遺族扶助料支給の件につき貴族院議員長松幹男篤榮曾て靜岡中學に
留學蜂屋の世話を受く等に意
見陳情の外憲屋の舊友に左の通書狀し畢精盡力したるも行はれず。

拜啓陳ば今回貴族院議員尾崎三良氏等より官吏恩給及遺族扶助法補則法律案貴族院へ提出相成目下特別委員の調

査中に候該法律案は勿論賛成する所に候へども其目的たる單に地方稅支辨の俸給を受くる郡區長のみ限り而し
て二十三年法律第九十一號施行以前均しく地方稅支辨の俸給を受けたる尋常師範學校長及中學校長に及ばざるは
頗る缺典たるを以て死亡現存共其恩遇を受けしむるの旨趣を以て各條項を修正通過方切望致候殊に故蜂屋定憲氏
の如きは御承知の通り多年縣下の教育事務に盡瘁し其勤勞不少も其勤續年限に於て夫の師範學校たるの故を以て
僅々の日子に不足あり爲めに其遺族扶助の恩典に浴することを得ずと聞く果して然らば實に氣の毒千萬に付今回
該法律案の提出は實に千歳の一遇にも有之萬一右缺典の儘通過相成候ては獨り同氏のみならず法律の平衡上如何
と存候間御同意に候はゞ一應知事へ御内申被下若し相當の手運相成候はゞ折返何分の御内意可被下候尤も他に
御良案も候はゞ是亦併せて御示被下度此段御相談旁得貴意候 草々不悉

廿八年一月九日

池田 忠一

相原安次郎、加藤秀壽、近藤弘、星野鐵太郎、置鹽藤四郎、福島忠一、鶴殿長道殿各通

追て故蜂屋定憲氏の遺族にして已に一時扶助料を受けし事實あるときは貴族院提出補則第二條第三條は自然修
正せざるを得ざる義と存候爲御參考申添候

是歳十一月 賀茂那賀郡に轉任の命を受け赴任す。小松原知事より特に内翰を寄せらる。

拜啓今回貴台賀茂那賀郡長に御轉任の處甚御迷惑とは存候得共同地方之事情勵精且敏腕之人を要するに因る義に
付何卒奮つて御赴任同地方のため御盡力相成度要するに同地方之面目を一新するは貴台之任に有之候間爲國家御
奮勵御盡力希望之至奉存候猶御赴任之頃迄には小生歸縣委曲拜眉之上可申候へども不取敢右申上度如此に御座候

二月三日

草々頓首

英太郎

先是戰時中青年の心膽を錬磨する爲め見附町有志擊劍場建設の舉あり、金圓を寄附して新に道場を築かじめ劍客近藤雄也をして教師たらしむ。大に青年の勇氣を鼓舞せり。(宏註。父赴任に先ち、郡内有志して河野繁太郎氏の演べられし惜別辭は、父在任中の事蹟を、總括し、又父の爲人をも窺はしむるに依り特に左に錄取す)

池田郡長惜別ノ辭

語ニ曰ク、至誠ハ息ムナシ、息マザレバ則チ久シ、久シケレバ則チ微アリト、信ナル哉言ヤ、余輩前郡長池田忠一君ニ於テ之ヲ視ル、往年君ノ來リテ本郡ニ長タルヤ、郡下ノ志士君ヲ迎フルニ野釀山肴一言以テ歡迎ノ微意ヲ表ス、君之ニ答テ曰ク、余ハ只誠ノ一字ヲ以テ之ニ報ヒント、余輩之ヲ肺腑ニ銘ジ欣荷止ムナシ、然レドモ當時ニ在リテハ以爲ラク、爲政ノ道常ニ此ノ如クナルベシト雖モ、誠者物ノ終始、誠ナラザレバ物ナシ、凡事物ノ終始アル只其レ至誠ニ之レ因ル、言フハ易ク行フハ難シ、人ノ至誠ヲ説ク、豈ニ特ニ君而已ナランヤ、果シテ能ク君ノ言ノ如クンバ、之ヲ行爲ニ徵セン而已、未ダ俄ニ其人ヲ信ズ可ラザルナリト、爾來之ヲ公私ノ言動ニ徵スルニ果シテ能ク然ルモノ、如シ、然レドモ未ダ悉ク之ヲ信ゼザルナリ、後數年社山、寺谷ノ二大工事ヲ處スルニ於テ果シテ君ノ一言郡民ヲ欺カザルヲ信ズ、君ヤ天資剛邁勤儉徳ヲ守リ博愛衆ヲ容レ信ヲ人ノ腹中ニ數ク、公私唯一、人其能ニ服ス、君ガ本郡ニ長タルヤ茲ニ十有一年、歲月此ノ如ク久シ、久シケレバ則チ微アリ、故ニ其功績ノ如キ儂指スルニ遑アラズト雖、今公務ニ就キ民衆ニ關スル重且大ナルモノ一二ヲ舉グレバ、土木ニ在リテハ社山疏水、寺谷用水ノ如キ風霜烈日夙夜勵精盤根ヲ柝リ、錯節ヲ斷チ民衆ヲシテ其所ヲ得セシメント欲スルノ至誠ニ至リテハ誰レカ之ヲ歎稱セザランヤ、只惜ムラクハ疏水事業ノ半途蹉跌ニ會シ、未ダ其成功ヲ告グルニ至ラザルコトヲ、其他勸業ニ在リテハ實業ノ不振ヲ憂ヒ、他郡ニ率先シ以テ農會ヲ創設スルガ如キ、衛生ニ在リテハ公衆衛生ノ未ダ貫徹セザルヲ慨キ以テ醫會ヲ設立セルガ如キ、能ク爲政ノ眞道ヲ慨味シ斯民ノ意思ヲ振作スルモノ

ト謂フベシ、特ニ教育ノ一事ニ至リテハ君ガ仕官ノ初メヨリ深熟慮セラル、事業ナリ、故ニ其一班ニ就キ之ヲ評セバ或ハ顯著ナル效果ナキモノ、如シト雖モ其全豹ヲ窺フニ至リテハ用意ノ周到細密ニシテ結果ノ切實精美ナル實ニ他ノ模範タルニ耻ヂザルモノアリ、本郡ノ教育ニ於テ特ニ縣下ニ令名アルハ良ニ所以アルナリ、又公餘ニ於ケル成績ニ就キ其一ニヲ舉レバ岩井原及請留山紛議ノ如キ本郡ニ在リテ古來尤モ有名ナル葛藤事件トス、其事ノ起ルヤ君ガ伎倆ト至誠トヲ以テ亂麻ヲ和解シ敵氣ヲ和霽ノ裡ニ收メ、遂ニ數村ノ民衆ヲシテ終世安堵セシムルニ至ル、要スルニ君ノ本職タル政化德澤ノ外ニ於テ恩波ニ浴スルモノ蓋シ幾何ナルヲ知ラズ、於是乎君ガ誠ヲ以テ之ニ報ズルノ一言恰モ金鐵ノ如シ、語ニ曰ク誠者自ら己レヲ成ス而已ニ非ラズ物ヲ成ス所以ナリト、實ニ古人ノ余輩ヲ欺カザルヲ信ズ、又君ノ學ニ素アルコトヲ歛ス、故ニ郡民ノ之ヲ敬スル嚴父ノ如ク、之ヲ慕フ慈母ノ如シ時ニ之ヲ措テ宜キヲ得ルモノニ非ズンバ焉ンゾ能ク此ノ如クナランヤ、詩ニ曰ク假樂ノ君子顯ミタル、令徳民ニ宜シト、信ナル哉此ノ言ヤ今ヤ此敬愛ナル池田君ハ此ヲ去リテ遠ク賀茂那賀郡ニ赴任セントス、恰モ父母ヲ失フガ如シ、本縣十萬ノ生靈將タ言ハシ、父分母分我ヲ畜フ終ヘズト、浩歎何ゾ止マン、然レドモ君ノ籍ヤ本郡ニ貫ス、公暇歸省セラル、ノ日時ニ偶々會見スルヲ得バ、假令直接ノ恩遇ヲ受クルナキモ聊カ哀情ヲ慰スルニ足ルモノアラン、今ヤ君ト朝夕親炙スルヲ得ズ國家ノ爲メ寒暑自重セヨ、時會ニ軍國多事ナルニ際シ且ツ君ガ切實ナル祖宴ノ辭謝ヲ領ス故ニ其禮容ヲ略シ只平生恩眷ヲ受クルノ厚キガ爲メ哀情忍ブベカラザルモノアリ、聊カ村酒野肴ヲ供ヘテ以テ祖道ノ微衷ヲ表シ、併セテ記念ノ爲精銅ノ花瓶一對ヲ呈シ、以テ情誼ノ益深厚ナランコトヲ祈ル茲ニ會員三百七十七名ニ代リ謹デ惜別ノ蕪辭ヲ呈ス

明治二十八年二月九日

池田忠一君送別會首唱者

(宏註。其後贈り來れる花瓶には銘並小引あり、岫雲太田有終氏の撰する處にして左の如し。

池田君之典吾豐田山名磐田三郡、質實惻惻、其設教條立約束、未嘗有詭激矯飾之跡、終始不渝十年一日、是以政通人安、及其遷任、郡下呈如有所失、有志相議謀所以報其德而不得、乃製精鋼花瓶一雙、奉之左右、以爲記念而徵銘於有終、有終亦贊同其舉、不敢辭、其詞曰、

鼓鑄者誰也、雖鑄亦雅馴、可容斗升水、可儲甘香春、青銅經百鍊、其質磨不磷、衷情君諒否、竊以喻其人、貧乃節飲水、一清公所守、貧乃宋理粵、和煦公之厚、請見劉會稽、爲擇一錢受、芳菲與德馨、以爲君子壽。

尙本件に對しては内務大臣に何濟の上、送り來れる人々に對しては父より其志竹梅の如く其の其情菊蘭の如しと感激の至情を寄せて永く珍藏し時々花を挿み常に郡民と相見ゆるが如き思ひを爲せり。

安又註。當時天龍川流域水利土功會、中遠農會、豐田郡廣瀬村水防組合、寺谷用水組合等より送り越したる記念品賞牌等皆前者と同一の扱を爲して受領したり。其他郡内各所より送別辭又は詩歌を寄せられしもの其の數を知らず、中には小學兒童よりの別辭頗る愛拘すべきものあり、孰れも一括して別に保存の上厚意を謝したり。

是歲 賀茂那賀郡に施行したる要目左の如し。

- 一、郡役所處務細則改正
- 二、中大見網代(二十五年來)濱崎村々稅其他金錢出納整理
- 三、白濱繩地間海岸字チヨツボ岩ノ久シキニ互ル境界爭論ノ和解
- 四、松崎伊東養蠶傳習所ノ開設
- 五、伊東輕節傳習所ノ開設
- 六、伊東宇佐美小室組合繭茶品評會稻取村田畑山林及農產品評會ノ開設
- 七、上河津農產物品評會ノ開設
- 八、山林組合米穀改良組合田圃害蟲豫防組合ノ開設
- 九、上大見村山葵防腐試驗場設置

一〇、天城山御料地内道路改良豫算超過ニ係ル田方君澤郡トノ負擔歩合和解

一一、下田街道上河津村地内第二區工費ノ完備

一二、海軍志願兵勸誘

一三、對島村仁科村製茶傳習所開設

一四、町村行政一般ノ整理ニ關スル訓諭

一五、下田町ヨリ稻生澤村通船營業人ニ係ル稻生澤川浚渫費償金ノ久シキニ互ル紛議ノ和解

一六、熱海下田松崎避病院建設

一七、豆陽學校學則改正ト職員ノ充備

一八、白濱區有金紛議和解整理

一九、學事諮問會ヲ開キ小學校生徒植樹法同獎勵法同家庭連絡法校規標準ヲ諮問シテ可決施行同教授管理設備上等ニ關シ訓諭

二〇、靜岡縣凱旋軍人歡迎會及忠死者招魂祭ヲ統一施行シ以テ大ニ軍人ヲ慰藉セシコト

二一、南豆東豆西豆小學校組合ヲ開設セシメ小學校一般ヲシテ均一ニ改善進歩セシメシコト

二二、竹麻稻取ヘ高等科併置

同二十九年一月

吉田松陰先生撰文金子重輔碑成り建碑式を舉ぐ。本碑は先生の遺言に基き品川子爵の發起に依り余率先捐資盡力確氷金吾亦盡力汎く郡内有志の賛成を求め之を確氷の寄附せし下田小學校の側に建設を了したり。之に關しては小松原知事より 二十八年十一月 廿一日付にて 左の親翰に接したり。

拜讀益御清穆奉賀候陳者松陰先生遺蹟建碑之義に付而は色々御配慮早速準備相整候由碑面彫刻の上は早速通知方

昨日品川子爵へ申通置申候或は貴臺へ直接あるべし又は小生へ通報あれば直様轉報可致候
是歳^二 縣下の中等教育に關し特に豆陽學校問題に付き縣會議員大野久次へ左の書翰を送り之が反
省を促せしが幾何ならずして豆陽學校を郡立中學とし縣費の補助を受く。

豆陽學校問題

拜啓殘寒尙凛冽ノ處益御安寧奉賀候、方今宇内ノ情勢ヲ察スルニ教育ノ擴張ヲ圖ルハ刻下ノ急務ニ屬スベク候故
二郡共有金中ヨリ年々少カラザル費用ヲ補助シ以テ豆陽學校ヲ資持シ生徒ヲ教養セシメラル、所以ト確信致候、
而シテ教育上ノ施設ハ時ニ遵ヒ進行セザルヲ得ズ就中高等普通教育即尋常中學校ハ四通八達ノ要路ニ膺リ晉ニ進
デ高等ノ教育ヲ修メ、退テ家庭ノ實業ニ就クニ利益アルノミナラズ一年志願兵ヲ始メトシテ士官候補生其他ニ出
身セントスルニハ尋常中學校ヲ卒業ユレバ學術ノ點ニ於テ間然スル所無之候然ルニ現時豆陽學校ノ學科課程タルヤ
中學程度ニ比準スト雖モ教師其他各般ノ設備ニ於テ未ダ缺事ナキコトヲ得ズ、好シ其缺事ナシトスルモ前述ノ志
願ヲ爲サント欲セバ何レモ試験ニ依ラザルヲ得ズ、隨テ志願ヲ曠シクスルコト多ク、將來ノ教育上酷ダ患フベキ
ノ一事ト存候、何トナレバ畢竟豆陽學校アルガ爲メ郡内ノ有力者子弟ハ率ネ之ニ登雪セザルハナク、進デ葦山ニ
留學スルモノ晨星モ翅ナラザルガ如シ、而シテ他ノ中學ト均シカラズ各種ノ志願ヲ曠シクスルニ至ルハ實ニ千載
ノ恨事ト可申候、依テ其公私タルニ拘ラズ、其組織ヲ改メテ尋常中學校ノ公認ヲ經テ子弟教育ノ針路ヲ完全ナラ
シムル様致度、就テハ中學ノ濫設ハ地方經濟ノ得策ニ非ザルガ故縣下ニ數多ノ中學ヲ設置スルハ竊ニ取ラザル所
ナリト雖モ時勢ノ上ニ於テ尙増設ノ議決セバ我郡ニ於テモ葦山ト同ジク一中學校又ハ其分校ヲ設ケザレバ之ガ權
衡ヲ得難シト思考致候、聞ク近日沼津掛川兩中學校ノ按臨時縣會ニ附セラル、ト、萬一可決スベキ時勢ナルコ
トヲ觀察セバ即豆陽學校ヲ改メテ一中學ヲ創設スルノ議ヲ提出セラレ地方稅ノ補助ヲ得テ相當ノ教育ヲ行フコト
ニ願ラ御盡力ヲ爲國家爲郡下切望仕候此時機ハ實ニ失フベカラザルコト、憂慮ノ餘リ御參考ノ萬分一迄ニ敢テ鄙

見ヲ呈シ候殊ニ二郡共有金ノ御管理者ニモ有之、加之縣下ノ財政ニ參與セラル、重任ヲ帶バル、ヲ以テ特ニ尊聽
ヲ冒瀆候次第、何卒篤ト御熟慮ノ上可然儀ニ候ハベ他ノ縣會議員及組合會議員諸君へ御計議被下候ハ、望外ノ幸
甚ニ堪ヘズ候 匂々不宣。

明治二十九年二月廿三日

池田 忠 一

大野 久 次 殿

是歳^四 大迫貞清子爵薨去に付吊辭を寄す。

是歳^六 三月 明治二十七八年戰役の功に依り賜金の御沙汰を拜す。

(安註。此御沙汰に對しては、父より御辭退
申上げしも御採納を得ざりしこと既出の如

し。然るに其往復書類の寫は、父の面目羅如
たるを覺ゆるに依り特に茲に錄取せんとす)

一 上 表

今回明治二十七八年事件ノ功ニ依リ賞賜ノ御沙汰書アリ忠一洵ニ惶懼措ク所ヲ知ラズ抑モ該事件ニ關シテハ上
聖意ヲ奉體シ下出征者ニ對シ聊カ職務ノ一分ヲ致シタルマデニシテ尙未ダ殊ラザル所アルヲ深ク憂慮スルノ際ニ
方リ斯ル賞賜ノ 御沙汰ヲ蒙ルニ忍ビズ乃チ謹ミテ上表以テ固ク之ヲ辭スルノ愚衷ヲ採納ノ御指揮ニ接センコ
トヲ懇願シ奉ル 忠一恐惶々々頓首々々敢テ以聞ス

明治廿九年五月廿五日

静岡縣賀茂郡長 池田 忠 一 印

賞勳局總裁 正三位勳一等 子爵 大給恒殿

二 右ニ關シ六月三日付静岡縣屬田中董丘ヨリ池田忠一宛依命指示

別紙上表進達之儀ニ付知事へ懇々御申出之趣モ有之候へ共右ハ各府縣一般ニ賜リタル恩典ニテ追テ町村長ニモ賞

品下賜可相成内議モ有之貴官特ニ御辭退相成候共決シテ馨敷儀ニモ無之千歳一遇之恩賜故謹ンデ御請相成度知事ノ命ニ依リ此段申進候也

三 池田忠一ヨリ小松原知事宛伺出(六月五日付)

謹肅内啓仕候明治二十七八年事件ノ功ニ依リ賞賜ノ 御沙汰書御辭退上表及進達候處懇々御示諭ノ趣モ有之速ニ御請可致ハ勿論ニ候ヘドモ單ニ表面ニテハ充分其赤心ヲ罄サズ候間左ニ其赤心ヲ吐露シ以テ別紙只管其筋へ御進達ヲ切ニ内願仕候抑モ該戰役ハ究竟畏クモ上 御威徳ト下忠勇トニ基スルモノニシテ之ガ武功ヲ賞揚セラルハ、ハ格別ナレドモ内地ニ在リテ聊其職務ノ一分ヲ致シタリトテ文官タルモノニ迄モ篤キ御賞賜アルハ誠ニ特別洪大ノ恩賜實ニ難有御旨趣ニハ候ヘドモ苟モ職ヲ文官ノ末班ニ奉ズルモノ特別ノ恩賜ナリトテ只御旨趣ニ甘へ恬然之ヲ御請ケ致スハ誠ニ中心ニ愧ヅル所アリ世間一般ノ方々ハ如何哉固ヨリ親ヒ知ルヲ得ザルモ忠一ノ如キ愚衷ニテハ何分良心ガ之ヲ許シ不申候殊ニ町村吏員ハ姑舎之好シ地方官ニ其ノ功アリト假言スルモ己ニ各知事公へハ夫々叙賜ノ御沙汰アリタル次第ナレバ毫モ遺典無之然ルニ又忠一マデヘモ重ネテ斯ク賞賜ノ 御沙汰ヲ蒙ルハ如何ニモ恐入りタル次第ニシテ苟モ良心アルモノハ實ニ難忍次第ニ有之右ノ通りニ付何卒御推諒ヲ垂レサセラルコトアラバ忠一望外ノ幸甚ニ奉存候御面倒ニ候ヘドモ今一應ノ御指揮相仰度候誠惶頓首

四 右ニ對スル田中屬ノ依命再示(六月十二日附)

明治二十七八年事件ノ御賞賜金御辭退之儀ニ付上表添内務大臣秘書官へ一應照會相成候處別書ノ通り申來リ候間右ニ御承知相成り度尙名聞上強テ差出度候候ハ、更ニ内務大臣ヲ經テ進達可相成候得共到底御採納不相成筋ニ候ハ、謹デ御受相成候方可然被存候命ニ依リ此段申進候也

五 右添屬六月十一日附小松原知事宛内務大臣秘書官内翰

拜啓陳者御縣賀茂郡長池田忠一廿七八年本件賞賜金辭退方願出之儀ニ付御問合之趣了承候右本人之衷情ハ尙尙ス

ベキ義ニ可有之候得共一旦御沙汰相成候上ハ到底御採納可相成筋ニ無之候ニ付尙篤ク本人ニ御示諭ノ上上表下戻サレ候様御取計相成可然御答迄此如申進候也

是歳六 勳六等に叙し瑞寶章を賜はる。忠一 寵榮を荷ひ益々微衷を效し貴重なる章飾に耻ぢざらんことを誓ふ旨以聞す。

是歳八 宏に東京留學箴を與ふ。左の如し。

- 一、學ヲ勉メ體ヲ養フコト
- 二、行ヲ勵ミ用ヲ節スルコト
- 三、親族ニ厚ク朋友ヲ擇ブコト

是歳十一月 縣會議員土屋瀧太郎に意見書を寄す。其の概目左の如し。

- 一、中學校濫設ヲ戒メ互陽學校ヲ中學トシ之ニ補助ヲ與フルコト
- 二、土木技手ヲ増用シ道路改良工事ヲ迅速ニスルコト
- 三、山林組合ニ對シ十町歩以上栽植者ニ苗木料ヲ補助スルコト
- 四、水産組合ニ補助シ以テ遠洋漁業ヲ獎勵スルコト
- 五、郡醫ヲ常置スルコト

是歳 郡内に施行せし件目率ね左の如し。

- 一、白濱尋常小學校地紛議ノ和解
- 二、郡役所財産臺帳ヲ調製シ器具物品ヘ符號ヲ貼用セシム
- 三、但木農商務技師ヲ聘シ山林業講話會ヲ行ヒ林業思想ヲ啓發ス

- 四、松崎岩科中川仁科四ヶ村組合製紙業傳習所ヲ開設ス
- 五、廳内緊要書類ニ赤字ヲ貼シ非常立退規定ヲ設ク
- 六、町村長會概則ヲ定メ故ナク缺席ノ弊風ヲ矯制ス
- 七、小學校設備規則ニ關スル訓令ヲ發シ以テ其設備ヲ改良ス
- 八、郡醫會ノ廢滅セシヲ再興ス
- 九、初島網代間ノ漁場争ヲ調停ス
- 一〇、種痘名簿整理ニ關スル訓令ヲ發ス
- 一一、伊東尋常高等小學校其作横川尋常小學校大合併、熱海高等小學校ヲ四年ニ改正シ伊豆山ヲ之ニ合併セシム
- 一二、城東小學校々合ヲ改良ス
- 一三、南上村市之瀬毛倉野分教室ヲ許可シ就學ヲ増加ス
- 一四、碓氷金五、鈴木富士太郎、澤田善助ヘ教育功績狀ヲ附與ス
- 一五、郡廢置ニ關スル歡迎會慰勞會費建碑費郡外歡迎費處分方整理
- 一六、町村農會ヲ完興セシメ郡農會ヲ創立ス
- 一七、稻取下河津朝日子浦等ノ水質試驗ヲ行ヒ衛生ニ注意ス
- 一八、中川稻梓稻生澤赤痢大流行ニ付豫防撲滅
- 一九、安良里白濱ヲ分村セシメ多年ノ紛根ヲ絶ツ
- 二〇、下田子浦森山竹麻三阪稻取下河津等高等小學校ノ設備ヲ完カラシム
- 二一、下田准教員講習所開設
- 二二、上河津地内第二區道路改良工事ヲ竣功セシム

二三、青山三治郎農學士ヲ豆陽學校及郡農會ニ招聘ス

二四、子浦伊濱間漁場争ヲ和解ス

二五、安良里小學校ヲ新築セシム

二六、中川松崎仁科岩科村ヘ報徳社ヲ創設ス

二七、同上關係當業者炭業組合ヲ企劃セシム

同三十年一月 賀茂郡は三面皆海にして水産業の改發を圖るは最急務なるを以て其方按を具へ郡下各漁業組合に諮問の上知事に内申す。知事亦之を嘉納し縣下各漁業組合に諮問せらる。本月十四日齋藤寛靜岡縣屬に任ぜらる。是南豆地方の人にして本縣に出仕の嚆矢なり。獨り其の榮たるのみならず抑亦本郡の面目なり。乃仕官の要を列叙して其採擇に資る。左の如し。

- 一、品行入ヲ感ゼシメ勉強業ニ超ユルコト
- 二、常ニ法律命令等ヲ審査シ意見ヲ確立シ苟モ動カザルコト
- 三、常ニ上官ノ指揮ニ從ヒ同僚ニ信義ヲ盡スコト但シ意見アルトキハ固ヨリ上官ニ陳述シ若シ採用セラレザルトキハ息ム
- 四、身體ヲ運動シテ強健ナラシメ區々タル傷痍疾病故障等ヲ以テ遲參早退又ハ缺勤ヲ戒ムルコト
- 五、専ラ主掌事務ヲ舉グルニ勉メ其村又ハ親屬ヨリ本縣廳ヘ如何ナル情願アリテ紹介ヲ請フモ峻拒シテ之ニ應ゼザルコト

是歳三月 地方大政に關する意見書を知事に提出す。

地方大政ニ關スル意見書

一、郡長ノ選任法ヲ釐革シ以テ地方政務ノ發達ヲ圖ルコト

郡長ハ上意下達下情上通ノ政務ヲ負ヒ其人ヲ得レバ其政舉リ其人ヲ得ザレバ其政舉ラズ、故ヲ以テ學力材幹アリ且品行端正ニシテ名望アリ、其地方ノ實況ニ通曉セルモノニ非ザレバ之ガ任務ヲ完クシ難シ、然ルニ現規ニ據ルトキハ判任官五級以上ノ現職ニ非ザレバ任用スルコトヲ得ザル極メテ狹範圍ナルガ故ニ或ハ老朽又ハ其任ニ堪ヘ難キ者ヲ以テ之ニ充ラル、ガ如キコトアルニ至リテハ到底地方政務ノ發達ヲ望ムベカラズシテ却テ之ヲ阻害センコトヲ恐ル、依テ方今人材登庸ノ大旨ニ則リ一層其門戸ヲ潤大ニシ狹隘ナル現規ヲ釐革シ苟モ適任ト認メラル、人物アルトキハ汎ク之ヲ民間ニ拔擢シ以テ其任務ヲ授ケラレ益々其政務ノ發達ヲ期セザルベカラズ、郡長ハ苟モ適任者ト認メラル、上ハ何レノ地方ヨリ選任セラル、モ問フニ足ラズト雖モ可成其郡内又ハ其縣内ニ於テ之ヲ登庸セラル、方名望アリ及地方ノ實況ニ通曉セルモノヲ得ラル、ヲ以テ其利益蓋シ少カラザルベシ、右ノ如クニ現規ヲ釐革セラル、ニ於テハ多年民間ニ蓄々タル公選論モ立ロニ跡ヲ屏ルニ至ルベシ。

二、判任官月俸十二圓以下ノ進級法ヲ釐革シ有爲ノ吏員ヲ獎勵スルコト

判任官月俸十二圓以下ノモノニシテ明治二十六年勅令第九十六號ニ依リ任用セラレタルモノニ該當スル者ハ滿五年以上勤績スルニ非ザレバ月俸十二圓以上ニ進級スルコトヲ得ザルハ實際其ノ宜キヲ得ズ、殊ニ如何ナル敏腕熟達ノ人ト雖モ滿限ニ至ラザレバ進級スルコトヲ得ズシテ空シク屈從セシムルハ其人ヲ憐レムト同時ニ事務整理上頗ル不經濟ノ感少カラズ依テ速ニ此規定ヲ釐革セラレ他ノ判任官ト均シク滿五年ヲ待タズシテ進級セシムルコトヲ得シメ大ニ有爲ノ吏員ヲ獎勵セラル、コトヲ要ス。

三、郡書記月俸十圓以上ノ増俸特例ヲ設ケ以テ獎勵ノ門戸ヲ啓クコト。

郡書記ノ月俸ハ一般ノ判任官ト均シク月俸金十二圓、十五圓、二十圓ト三圓又ハ五圓宛ノ階級ヲ設ケラレ、増俸スルノ現規ナルモ、地方經費ノ節約ナル常ニ餘地ヲ存セズ、多年勤績シテ職務勤精者ニ對シ増俸ノ典ヲ行フコト

ヲ得ザルヲ遺憾トス、就中十五圓以上ノ増俸ニ迫デハ容易ニ行ヒ難ク強テ之ヲ行ハントスレバ吏員ヲ減ゼザルコトヲ得ズ、隨テ事務ノ整理ニ影響スルコトアリ、故ニ其ノ階級ハ現規ノ如ク之ヲ存スルヲ妨ゲズト雖モ十二圓以上ノ増俸ハ現規ニ拘ラズ一圓以上ノ増俸ヲ行フコトヲ得ルノ特例ヲ設ケラレ、以テ獎勵ノ一助ヲランコト事務整理上刻下ノ緊要タリ。郡ニ於テハ殊ニ其必要ヲ感ズルコト已ニ尙シ、速ニ其門戸ヲ啓カレンコトヲ望ム。

四、尋常師範學校生徒費ヲ釐革シ其定員ヲ増加シ以テ國民教育ノ完備ヲ期スルコト。

尋常師範學校生徒費ノ現況タルヤ、縣稅ヲ以テ之ガ全部ヲ給與スルガ故ニ地方費經濟上其定員ヲ増加シ以テ目下各小學校教員ノ缺乏ナル國民教育上ノ大缺典ヲ補フコトヲ得ザルハ實ニ慨歎ノ至ニ堪ヘズ、抑モ縣稅ヲ以テ該生徒費全部ヲ都ベテ給與スルハ管ニ地方經濟上ノ宜シキヲ得ザルノミナラズ畢竟全部給與ノ弊タル少シク財產ヲ有スル子弟ハ之ニ入ルコトヲ愧ヂ、其極途ニ貧書生養育所的ニ陥キリテハ師範學校設定ノ本旨ニ戾ルト謂ハザルベカラズ、嗚呼師道ノ衰ヘタルヤ已ニ尙シ、之ヲ恢復セント欲セバ現行ノ小學教員待遇法ヲ改善スルニ在リト雖モ之ガ本源タル師範學校生徒ノ組織等ヲ改善スルモ亦其方法中ニ屬セリ、是小學教員ハ單ニ學術品行ニ止メズ名望ヲ維持シ得ベキ多少ノ財產ヲ有セル子弟ヲラザルベカラザレバナリ、全ク俸給ニ衣食スルノミニテハ決シテ師道ノ師道タル所以ヲ保シ得ザルベシ、退テ各小學校ノ現況ヲ顧ミレバ轉々寒心ニ堪ヘザルモノアリ、勅令ノ規定ニ依リ尋常小學校四年ハ所謂國民教育ニ屬スルモ學級相當ニ教員ヲ全備シ猶且未ダ臻ラザルコトヲ憂フルノ際ナルニ其全備シタル小學校ハ甚ダ少數ニシテ率ネ不完全ノ補助員ヲ以テ之ヲ彌縫スルニ過ギズ、隨テ其教育上ニ缺典アルコトハ勢免カレ難キ所ナリ、本縣ノ如キ該生徒定員百五十名トスルトキハ每歲ノ卒業者ハ僅ニ在來教員ノ缺位ヲ補フニ止マリ、之ガ全備ヲ期スルコト殆ンド爲シ難カルベシ、其憂タル焉レヨリ大ナルハナシ依テ速ニ之ヲ釐革シ定員ヲ増加シ以テ可成急ニ國民教育ノ完備ヲ期セザルベカラズ、其方案大要左ノ如シ。

(一) 生徒ノ資格ヲ定メ郡長ノ證明ニ依リ縣稅全部給與ト其半額給與トヲ區別シ現規ニ定メラル、都テノ縣稅

給與規定ヲ廢スルコト

(一) 右ノ外自費志願ノ途ヲ開キ郡費又ハ市町村費ヲ以テ補助又ハ貸與生ヲ出シ得ル規定ヲ設クルコト

(二) 自費志願其他補助貸與生ト雖モ相當服務年限ヲ定メラル、コト
夫レ斯ノ如ク規定セラル、トキハ多少名望財産ヲ有スル子弟入學ノ途相開ケ、而シテ郡市町村ノ團體ニ對シ一層ノ責務ヲシテ重カラシムルヲ以テ教育上ノ成績ヲ收ムルコト亦鮮小ニアラズシテ教員ノ缺乏ヲ補フニ於テ蓋シ較早カルベシ、國民教育完備ノ途今日之ヲ舍テ他アルヲ知ラズ。

五、郡視學ハ郡費ヲ以テ之ヲ支辨スルノ規定ヲ釐革シ之ヲ縣稅ノ負擔ニ屬セシムルコト

國民教育ヲ監督シテ之ガ美果ヲ收メントスルニハ郡視學ヲ設置スルヨリ急ナルハナシ、國民教育ハ之ヲ自治ニ任ズベカラズ、即チ國政事務ノ最大ナルモノタリ、他ノ郡書記ト亦奚ソ異ラン、他日若シ郡制改正ノ上ハ他ノ郡吏員モ亦郡ノ負擔ニ屬セシメラル、コトアラバ格別否ラザレバ他ノ郡吏ト同様縣稅ヲ以テ支辨セラル、コト當ニ事理ニ於テ適當ナルノミナラズ、小郡ニ於テ動モスレバ輒チ郡費負擔ニ苦シム場合アリ、夫ノ土木吏員ノ如キ全ク其郡ノ慶福ヲ増進スルニ關スル所謂任意の事業ト同一視スベカラザルモノナリ、加旆國庫ノ支辨ヲ以テ已ニ縣視學ヲ置カル、以上縣稅ノ支辨ヲ以テ郡視學ヲ置カル、ハ當然ナリ、依テ現行命令中右ニ適當セザル條項ヲ改正セラレ、可成公平均一ニ國政事務ノ最大ナル國民教育ノ改良發達ヲ圖カラレンコトヲ望ム。

六、小學校教則中ニ水産林業上ノ科目ヲ加ヘラレ、急速ニ適當ノ教科書ヲ編述セラレ以テ水産林業上ノ智識ヲ増進セシメラル、コト

現小學教則中ニ土地ノ情況ニ依リ農商工業科ヲ加フルヲ得ル旨ノ規定アルモ目下我邦ニ於テ最モ幼稚ニ屬スル水産業及最モ急要ナル林業科ヲ加ヘザレバ頗ル缺典タリ、故ニ速ニ之ヲ挿入スルト同時ニ文部省ニ於テ相當ノ教科書ヲ編述頒布セラレ以テ斯業ノ知識ヲ増進セシメラレンコトヲ望ム。

七、地方産林會規程ニ關スルコト

今回帝國議會ニ於テ決議セラレタル森林法案ハ不日 御裁可公布セラル、コト、認メラル該法案中ニ規定シタル地方森林會規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定メラル、ニ付其ノ組織等ハ定メテ廟算モアラセラル、ナルベシト雖モ本郡ノ現況ニ照ラシ左ノ通意見ノ大綱ヲ列叙ス。

(一) 地方森林會ヲ別チテ縣森林會郡森林會トシ森林ニ關スル一切ノ事項ヲ調査シ併セテ森林ノ改良發達ヲ圖ルコト

(二) 縣森林會ハ郡森林會ヲ監督スルコト

(三) 縣森林會及郡森林會ハ當該官廳ノ諮問ニ答ヘ又ハ森林ニ關スル意見ヲ當該官廳ニ建議スルヲ得ルコト

(四) 土地ノ情況ニ依リ森林會ノ事務ヲ縣農會又ハ郡農會ヲシテ併セ行ヒ得シムルコト

(五) 郡森林會ノ議決ニ依リ地方長官ノ認可ヲ經テ適宜區域ヲ分畫シ支部會ヲ設クルヲ得ルコト但支部會ハ總テ本會ノ監督ヲ承ケシムルコト

(六) 森林會ノ全部ニ關係セザルトキハ其ノ關係アル區域ヲ限リ郡森林會ヲ設クルコトヲ得シムルコト

(七) 現行ノ山林組合規則ハ森林會設置ト同時ニ之ヲ廢止スルコト

地方大政上ニ關シ之ガ整理ヲ要スベキ件、尙調査ヲ加フレバ少カラザルベシト雖モ右ノ通緊急ノ分限リ不願僭越此際内申候可然御採擇相成度候也

明治三十年三月二十八日

男爵 千家 知事 殿

是歲五 地方長官の進退、郡長の選任其他必要事項に付左の内翰を千家知事に提出し時弊を指摘す

忠 一

拜啓中央大政上ニ關シテモ日頃多少ノ鄙見ヲ抱負致居候ヘドモ姑舎之地方大政上ニ關シテハ直接ノ關係モ有之歟
 過難仕候儀ニ候間鄙見ヲ憚ラズ申上候段所謂愚者千慮一得アリト御思召萬一其筋へ御貫徹被下候ハ誠ニ望外ノ
 幸甚ニ不堪候、抑モ地方長官ノ御進退ハ是政府信威ノ繫ル所ニシテ殊ニ其人ヲ選バル、ト同時ニ濫リニ交迭等ヲ
 行ハセラレザルハ固ヨリ鄙見ヲ俟タズシテ明白ニ御座候故ニ從前ノ府縣官職制時代ニ於テハ特ニ任期例ナルモノ
 ヲ定メラレ十年一期トシ、期毎ニ俸ヲ増サレ以テ其勤功ヲ獎勵セラレタリ、是ヲ以テ其治績善ク舉リ、地方人民
 ノ慶福ヲ増進シ其安寧ヲ保持スルコトヲ得テ閭閻到處靜謐ニ有之候、近來如何ナル御廟議ナルヤヲ窺ヒ知ル能ハ
 ズト雖モ、乍恐其交迭動モスレバ輒チ頻繁ナルヤノ思有之、隨テ若シ府縣官民施政ノ方向ヲ失スルニ至ルガ如キ
 コトアラバ其治績ヲ見ルニ追無之、竊ニ邦家ノ爲メ慨歎ノ至リニ奉存候間假令從前ノ如ク公然任期例何等ヲ定メ
 ラレザルモ可成一定不動ノ内規ヲモ設ケラレ、將來地方長官ノ進退ヲシテ一層慎重ヲ加ヘシメラレ可及一定ノ施
 政方針ニ依リ地方ノ慶福ヲ増進シ其安寧ヲ保持シ以テ府縣官民ヲシテ安堵セシメラル、樣致度候
 (安註。郡長選任ノ項ハ前出ト同様ノ趣旨ニ付省ク、地方長官及郡長ノ俸給職給ノ制ニ關スル意見モ既掲ト同趣旨ニ付省ク)
 中央及地方ノ行政ハ可成脈絡相貫通シテ毫モ停滯無之樣致度、左モ無之候テハ彼此隔絶シテ到底其實効ヲ收メ難
 ク存候中央政府ヨリ發セラル、法令等或ハ地方ノ實況ト相扞格シテ行ハレザルモノアルニ至ルハ畢竟脈絡貫通セ
 ザルノ弊ニ陷キルベクト心痛仕候依テ地方官ノ交迭ハ率ネ書記官以上ニ止メラレズ、苟モ其人アリト認メラル、
 トキハ可成之ヲ拔擢セラレ、以テ中央政府ニ參與セシメラレ單ニ學者的ノ理想ニ馳セズ實際ニ適切ナルモノヲ選
 バル、コト方今政務ノ改善ニ關シ緊急ノ問題ト確信仕候
 蠶糸業及茶業ハ本邦最重要輸出品ニシテ其消長ハ直ニ國家ノ命脉ニ關シ候處現制タル單ニ之ヲ組合ノ規約ニ委ネ
 ラレ法律ヲ以テ之ガ粗製濫造等ヲ矯正セシメザルハ頗ル缺典ト奉存候方今各國ト競争場裡ニ立チ益ミ之ガ精良ヲ
 期スルノ秋ニ付キ速ニ法律ヲ以テ保護セラル、樣致度候

我邦環界皆海ニ付水産業ヲ保護シテ之ガ改良發達ヲ圖ルハ緊急ニ候處遠洋漁業獎勵法ノ如キ一般ニ行ハレ難キ法
 律ノミニシテ爲邦家尙太遺恨ニ付一般水産上ノ知識ヲ與ヘ本業ノ改良發達ヲ圖リ就中當業者ノ團結ヲ鞏固ニシ漁
 具漁船ノ改良ヲ始メトシ移殖ニ製造ニ其他共同救濟貯蓄等ノ實行ヲ期スル樣相當法律ヲ設ケラル、樣致度シ
 小學校ノ教育ハ市町村ノ負擔ニ屬セシメラル、ト雖モ國家政務ノ最大ナルモノニ付國費又ハ地方費中ヨリモ亦相
 當ノ補助ヲ與ヘラル、ヲ至當ト存候故ニ近來實業教育費及教員年功加俸等ヲ國庫金ヨリ補助ノ途被相立候ヘドモ
 尙未ダ充分トハ難申候、之ガ教育ヲ視察監督シテ善良ノ域ニ進マシムルハ地方視學及郡視學ノ職責ニ有之地方視
 學費ヲ已ニ國庫ノ支辨ニ屬セラル、上ハ郡視學費ハ之ヲ地方費即府縣稅ニ屬セシメラル、方適當ト奉存候此邊ノ
 規定亦相當改正セラル、樣致度且地方視學ノ待遇ハ可成奏任トセラレ以テ一層其責任ヲ重カラシメラレ而シテ小
 學教員ノ獨立ヲ保護スルガ爲メ地方視學職務規程中授業時間ヲ變更セシメ時間外ニ授業ヲ爲サシメ又ハ授業ヲ休
 止セシムルガ如キ未曾有ノ特權ヲ改正セラル、樣致度左モ無之候ハ、視學ト教員トノ間ニ絶ヘズ風波ヲ起シ教育
 ノ美果ヲ收メ難クト憂慮仕候

凡ソ地方ノ政務敏活ヲ缺キ往々滯滞ヲ免カレザルハ或ハ地方廳機關ノ複雜ナルニ職由致候義ト奉存候地方廳ノ現
 況ニ據レバ各課ニ課長アリ課長ノ下ニ隱然係長ノ如キモノアリ而シテ課長ノ上ニ又部長アリ其間往復ノ煩冗ヲ來
 シ時間ヲ空費スルノ虞ナキヲ保セザルヤノ恐有之依テ第一二部長ノ制ヲ改メ書記官ヲ次官トシ知事ニ隸屬セシメ
 而シテ各課長ヲ奏任トシ事ノ輕重ヲ斟酌シ輕易ノ事件ハ之ヲ課長ノ專決ニ任ゼシメ郡市長ト往復セシメ市郡長ニ
 ハ可成差支ナキ限リ政務ノ分任ヲ爲サシメラレ重要ノ事項ハ次官即チ書記官ヲ經テ知事ノ決裁ヲ經處分セラレ候
 ハ、諸事一層敏活ニ可相運ト奉存候且ツ參事官ヲ課長トスルノ制ハ獨リ他ノ課長ト之ガ權衡ヲ得ザルノミナラズ
 政務繁劇ニ方リ參事官ノ重職ヲ行フコトヲ得ザルニ付之ヲ改メラレ參事官ハ官制ニ所謂審議立案ヲ掌ルコト、シ
 尙參事官ニ附屬シタル屬官若干ヲ設ケラレ苟モ一府縣ノ命令ニ關スルモノ其他縣治上重要事件ノ審査ヲ爲サシメ

可成命令等ノ錯誤ナキコトヲ期スルコト立憲時代ニ於テ最モ必要ナリト奉存候然ルニ若シ畫一ニ之ヲ審査スルモ
ノ無之候時ハ各課ヨリノ立案等區々一ナラズ一地方廳ニシテ二様ノ命令等アルガ如キ感アルニ至ルコトアリテ憂
慮仕候

右ノ外申上度モ有之候得共差向前文之通申上候段事職責外ニ相涉候儀モ有之定メテ御謹怒ヲ蒙ルベキ義ト覺悟候
得共區々之微衷何分默過致兼候間不料尊嚴ヲ冒瀆候次第不惡御垂諒希上候 恐惶敬具

明治三十年五月廿八日

忠 一

男爵 千家 知事 殿

是歳十一月 德川慶喜公東京へ御轉住に付左の別辭を捧呈したるに從一位殿家扶より速時及御披露候
處満足に被思召旨の報あり。

伏シテ惟ミルニ德川從一位殿靜岡ニ御移住以來于今三十年ノ久シキ本縣下三州ニ散在スル舊臣等時ニ御健康ノ
容儀ヲ拜シ常ニ其壽ヲ祝シ奉リシモ今回頓ニ東都ニ御轉住アラセラル、ト聞キ洵ニ惜別ノ至情ニ堪ユルナシ而
シテ山海懸隔速ニ拜趨スルコトヲ得ズ仍テ恭ク賤書ヲ奉呈シ聊カ御別辭申上併セテ益御健康ヲ祈リ奉ル
是歳十二月 勝海舟翁に時事に關し左の内翰を寄せ以て参考に資る。

謹肅拜答嚴寒之節益御老壯に被爲涉奉伺奉至祝候小員事御蔭にて碌々半島に僻在候間乍餘事御放慮被成下度候却
說先生の君國に對して御勤績は實に譬物無之今尙不相渝御盡瘁被下候段難有奉存候就而乍唐突爰に御高慮奉煩度
候は他に無之即左に奉申上候

帝國議會創始以降于今七八年間政權爭奪に汲々外交未振内治未整此有様にては列國對峙の策無覺東と深憂罷在候
政黨組織の今日に相成候ては政權の爭奪は勢難免儀に候得共内閣の基礎確然不動其操縱得宜候得ば如斯之紛擾無
之次第に至り可申と奉存候今試に帝國議會創始以降の經過を取調候に内閣動搖無常閣臣交迭頻繁隨て内治外交不
遑振整は勿論に可有之候是迄大宰相に被任候方は三條公伊藤山縣兩侯黒田松方兩伯にて其中伊藤侯松方伯は再任
に有之但三條公は凡十七年の久しき其大任に被爲膺其他は大概長きも四五年短きは一二年大宰相の更迭毎に他の
閣臣に交迭有之候段常に御座候今回議會解散に付自然大宰相に交迭有之候時は伊藤山縣兩侯に候御順當に可相成
候得共兩侯之最前大宰相御辭退は頗る原因有之黒田伯も亦同様に奉伺上候間假令三度被任候共異常之大奮發に無
之候ては到底目的の通りには難行届と竊に杞憂仕候抑内閣の基礎は大宰相に有之他の閣臣とても同様に候へども
就中大宰相は不世出の豪傑に無之候ては難相果義に有之若し不世出の豪傑に無之候は、從前有事故一旦御辭退相
成候元老即勳功華族方へ被任候より寧ろ三條公之前例に準じ是迄關係無之公家華族又は大名華族中に就き其德望
有之候方へ被任候は、却て善く相治り可申と奉存候左も無之候ては大宰相は元老華族方の回り持と相成幾回交迭
候共同様に天下人心の向背如何可有之候哉と誠に憂慮不能措次第に御座候實は憲法御發布以前曾て故關口默齋
氏へ相談の上時の大宰相へ大政の三大綱を建白仕候事有之此建白は頗る浩瀚にて今日の時勢を洞觀し恰も如見有
様に候其後先生には依然至高顧問に御奉務被在候間内閣御組織に就ては定めて御密議も可有之候勿論此等の愚見
は疾に御賢察相成居候義とは奉拜察候へども他奉申上候處無之候間區々の微衷敢て冒瀆尊嚴候次第萬一御採擇被
下候は、難有仕合に御座候 恐惶敬白

明治三十年臘尾

忠 一 拜

勝海舟 先生 閣下

是歳 郡内に施行せし件目率ね左の如し。

一、道路改良郡費補助方法及施行細則ヲ定メ本郡交通ノ便益ヲ計劃ス

- 二、林遠里翁ヲ聘シ米作改良講話ヲ行フ
- 三、白濱小學校ヲ新築セシム
- 四、町村長會ニ附シ歡迎會慰勞會等ノ決算報告軍艦訪問例行軍演習待遇法海軍志願兵勸誘方法ヲ定メ尙武會規約其他陸軍召集條例細務ヲ規定ス
- 五、造林方法標準ヲ各山村組合ニ諮問シ知事ニ經伺施行
- 六、學事諮問會ヲ開キ小學校基本財産造成方法標準小學校清潔方法學級教授法講習會設置法等ヲ議定セシム
- 七、南上田子兩村へ各實業補習學校ヲ創設セシム
- 八、一種師範生獎勵法ヲ定ム
- 九、郡役所清潔方法ヲ定ム
- 一〇、郡町村兵事協議會細則改正
- 一一、郡役所財産臺帳整理
- 一二、郡醫會ヲ組織セシメ東賀南賀中賀西賀ノ各醫會ヲ共支會トス
- 一三、郡政表創製
- 一四、眞綿傳習所ヲ下田南上ニ開設ス
- 一五、學級教授講習會開設
- 一六、天城山隧道工費補助歩合ニ付田方郡ニ交渉シ特別下賜金ヲ御料局ニ請フ
- 一七、下田海產物株式會社ヲ組織ス
- 一八、岩科村重要物産品評會ヲ開設ス
- 一九、町村長會ニ附シ至急公文書取扱及文書整理保存規定其他學事兵事農商稅務上ノ改良ヲ促ス

二〇、學齡簿ノ整理

二一、船車其他營業稅臺帳改調

二二、親展公文書及至急公文書取扱例ノ設定

二三、文書整理保存規則改正

二四、明治十二年以來ノ書類整理

同三十一年一月一日

昨年末日磐田郡に再任の辭令を受けしも其意を得ざるを以て元旦にも拘はらず

出岡千家知事に面談賀茂郡に轉任日尙淺く著手中の事項不少、今暫らく留任せしめられ度、殊に磐田郡は再任に付不可、事情纏綿して治め易からず之が改善を要せば是非其餘人を以てせらるゝに若くはなし、若し兩つとも聽かれざれば萬不得已辭職の外なき決心を示したるに、知事大に困却の様にて他日孰れへか榮遷の心配を爲すべくに付今度は他に適任者なきを以て乍迷惑轉任の上盡力せられ度旨懇談さる。峻拒し難く一時赴任に決す。一月十二日下田を發し同十五日着任。磐田郡は曩に余の賀茂郡に轉任以來松田寅卯、桑山逐風其後を承るも何れも在職僅にして更迭し今回再任の不得止に及べり。

是歲八月八日

千家知事に内議の上兵制に關する建白書を陸軍大臣及海軍大臣に提出せり、其の要は方

今兵備擴張に付現役三年の制を短縮して二年とし、其兵數を増すと同時に滿期歸郷の上實業に従事せしめ國力を富ますに在り。

本年赴任の處不整理の事務實に不少依て奮勵施行せしもの率ね左の如し。

- 一、三十年來町村未巡視ニ付キ之ヲ果セシコト
- 二、未施行ノ縣稅脫稅檢査勵行
- 三、陸海軍召集派遣吏員使了豫定方法未規定ニ付之ヲ規定ス
- 四、沿革諸政表學事統計表調製
- 五、未記入縣稅財產臺帳記入
- 六、郡役所經費不足善後
- 七、衆議院議員投票所管理者指定未定其他失權者未屆整理
- 八、未閱ノ郡視學復命書檢閱
- 九、中絶ノ文書整理保存規則實行
- 一〇、寺谷用水組合ト西縁上島トノ水利上ノ大葛藤和解
- 一一、社山疏水々利土切會議半数改選整理
- 一二、福田銀行紛議和解
- 一三、宿直簿整理
- 一四、郡視學費ノ外土功鐵軌教育會補助郡醫設置費ヲ議決セシム
- 一五、郡費例月檢査創始
- 一六、召集事務監督視察規定設定
- 一七、陸海軍召集事務取扱順序出納官吏分任出納官吏同上改正
- 一八、町村長會及學事諮問會ヲ開キ町村行政教育上百般ノ改廢ヲ促ス
- 一九、佐久間村山林爭訟和解

- 二〇、町村ニ衛生講話會ヲ開キ公衆衛生思想ノ發達ヲ圖ル
 - 二一、町村農會長會ヲ起シ害蟲防除等ノ要件ヲ協議施行セシム
 - 二二、山内ニ單級教授講習會開設
 - 二三、浦川村道路南北線紛爭ノ和解
 - 二四、遠江煙草組合紛議和解
 - 二五、振武會規則及細則改定
 - 二六、井通池田兩村政ノ平和ヲ得シム
 - 二七、町村長ト醫會トノ平和ヲ爲サシム
 - 二八、漁業組合ノ整理
 - 二九、田原小學本校ト新池分校トヲ合併セシメ多年ノ紛議ヲ和解シテ新築セシム
 - 三〇、報徳未結社ノ町村ヲシテ結社セシム
 - 三一、富岡實業補習學校創設
 - 三二、東淺羽小學校新築紛議和解
 - 三三、郡役所處務細則改正
- 同三十二年** 勝安房翁大患に付見舞狀差出、廿一日薨去の報養子精氏より接受、隻手倒瀾を回し衰運を復し大勳偉績赫々天日の如きを憶ひて恭しく吊意を表し、分家池田保光二男清をして代拜せしむ。
- 是歲ニ 西郷内務大臣に上書すること左の如し。(安註。政黨中央地方の人事に進出、時弊漸く滋きを慨し之を甚しからざるに防制せんとしたるなり)
- 忠一謹ミテ書ヲ宏量寛懷ナル西郷内務大臣閣下ニ上ル。方今制度刷新紀綱漸ク振フト雖モ竊ニ憂苦自ラ禁ズルコ

ト能ハズ諸レヲ閣下ニ訴フルハ獨リ何ゾヤ、曰ク中央ト地方ト相隔絶シ其氣脈通暢セザルガ爲メ政務ノ發達ヲ妨グルコト、曰ク地方長官其人ヲ得ザルトキハ政府ノ威信ヲ墜シ地方ノ福利ヲ害スルコト、曰ク中央政府ノ地方行政ヲ監督スルコト尙嚴正周密ナラザルトキハ地方行政ノ統一ヲ缺キ地方官ノ能否勤惰ヲ甄別シ難キコト是ナリ。請フ其事由及愚見ヲ左ニ述ベシ。

伏シテ惟ルニ、中央ト地方トノ關係ハ近ク諸レヲ人身ニ譬フレバ宛モ頭首ノ手足ニ於ケルガ如シ、須ラク相親密シテ其氣脈毫モ阻隔ナカルベシ、若シ相隔絶シテ其氣脈通暢セザルトキハ百般ノ政務擧ラズ、隨テ法律命令ノ廢徒法ニ屬セントスルモノアリ、内治ノ憂焉レヨリ甚シキハナシ、夫レ中央ハ廣ク地方ハ多シト雖モ之ガ機關ノ運轉ヲ掌ルモノハ重モニ主腦ヲ握ル官吏ニ在リ、然リ而シテ從來官吏ノ叙任ヲ施行セラル、ニ中央ハ中央ニ、地方ハ地方ニ偏倚セラル、ヤノ感ナキヲ得ズ何トナレバ則中央地方彼此ノ交迭アルモ重ニ知事書記官等ニ止マリ、郡長以下ニ至リテハ殆ンド晨星モ翅ナラズ、知事ノ如キハ人材登庸トシテ銳意諸レヲ民間ヨリ拔擢セラレタル例少カラザルニモ拘ラズ、從來ノ官吏トシテハ書記官ノ外郡長等ニ至リテハ如何ナル人物アルモ其間ニ自ラ深溝ヲ穿チタルガ如ク未ダ曾テ拔擢セラレザルハ果シテ人材登庸ノ大旨ニ適スト認メラル、カ、畢竟中央政府ニ於テ直ニ地方ノ實務ニ通曉スルモノ少キトキハ假令學說理論極メテ高キガ如シト雖モ之ガ實行ノ點ニ至リ或ハ支梧アラシコトヲ恐ル、是ヲ以テ自今一層中央政府ノ官吏ハ可成之ヲ地方ニ出シテ其實務ニ膺ラシメ、而シテ地方官吏ハ可成之ヲ中央ニ進メテ大局ニ膺ラシメ、又速ニ其深溝ヲ除カレ拔擢ノ均衡ヲ保持セラル、コトヲ最大急務トス。果シテ然ラバ其氣脈頓ニ通暢シテ百般ノ政務立ロニ兩ツナガラ擧リ、而シテ眞ノ人材用キラレ大ニ行政ノ面目ヲ一新スベキハ言ヲ俟タズシテ明ラカナリ、且夫レ地方長官ハ中央政府威信ノ繫カル所、地方人民休戚ノ存スル所ナリ、其任最重ク其實最大ナリ、故ニ地方長官ヲ拔擢セラル、ニハ最慎重ヲ加ヘラレ、其交迭頻繁ナラザルコトヲ要ス、若シ其交迭頻繁ナルトキハ亦何ヲ以テ克ク政務ヲ整理シ福利ヲ増進スルコトヲ得シ、故ニ學識經驗兼備

ハリ品行最端正膽略材幹兩ナガラ全キモノニ非ザレバ則チ善ク其責任ヲ果シ難キヲ患フルヤ已ニ尙シ、然リ而シテ方今地方長官ノ拔擢タルヤ往々右ニ該當セザルモノアルガ動モスレバ輒チ地方治民ノ平穩ヲ失スルモノ少カラズト聞ク、隨テ中央政府ノ威信一モ揚ル所ナク、地方福利ノ増進ヲ害スルコト實ニ言フニ堪ヘザルモノアリ、殊ニ即今尙中央大政ト地方行政トノ畛域ヲ審ラカニスルコトヲ得ザル如キ政黨幼稚ノ際ニ方リテハ、尤モ政黨出身者ヲ避ケザルベカラズ、若シ已ムコトヲ得ズシテ之ヲ任用スルノ必要アルトキハ黨籍ヲ去ラシメザルベカラズ、何トナレバ則チ政黨尙ホ幼稚ノ今日ニ於テハ往々愛憎偏頗ノ弊ヲ生ジ易ク爲メニ彼此反目到底和衷協同ノ實ヲ擧グルコト能ハザレバナリ、近來府縣會中知事不信任ノ決議ヲ爲スハ蓋シ右等ノ原因多キニ居ルナルベシト信ズ、故ニ苟モ右ニ該當スルモノハ汎ク之ヲ拔擢セラレ以テ眞ニ人材登庸ノ實ニ適ハシコトヲ要ス。假令地方長官悉ク其人ヲ得ルモ各其主義アリ中央政府ノ監督若シ嚴正周密ナラザルトキハ法律命令ノ施行其他百般ノ事務區々ニ流レ易ク、隨テ種々ノ情弊ニ之レ牽聯シ、遂ニ全國ノ統一ヲ缺クコトヲ恐ル、此情弊ヲ打破シ各地方ノ政務ヲ齊舉シ兼テ地方官ノ能否勤惰ヲ甄別スルハ中央政府監督ノ大責務ヲ有セリ、先是會テ屢々大政上ニ關シ獻芹ノ誠ヲ表シ稍々採擇セラル、ニ至リタルハ邦家ノ爲洵ニ歡喜ニ堪ヘズ然而シテ其他ノ事項ニ關シ尙抱持スル所少カラズト雖モ姑ク之ヲ舍キ以上ノ三要點ハ須臾モ之ヲ默過シ難キモノアリ一片ノ微衷幸ニ採擇ヲ得バ誠ニ望外ノ至リニ堪ユルナシ敢テ尊嚴ヲ冒瀆シ言ヲ左右ニ獻ズ 恐懼敬白

明治三十二年二月

池田 忠 一

内務大臣 侯爵 西郷從道閣下

是歲三月 中遠簡易農學校を甲種程度に擴張し以て縣立の基礎を建てんと欲し、知事加藤平四郎に上申せしに時の參事官村上幹當と意見を異にする所あり、直に上京文部省に交渉の末遂に其目的を達

し、明年四月より縣立に變更の地歩を占めたり(此の旅費は無
論自辨なり) 抑も本校の濫觴は明治二十八年余が町
村長會に謀議せし所なるも、日清戰役の爲め暫らく之を中止し、戰役終はるや、廿九年四月開校す
ることとなり、一時後任郡長之を管理したるも、三十一年一月再任又之を管理し、爾來着々之に盡
力して此効果を收めたるなり。

是歳十 多年膝下に養成せし鈴木七二郎榛原郡長に榮遷。左の一書を贈る。

謹呈今回榛原郡長に御榮遷本郡よりの御出身に付實に御悦び申上候元來該郡は至而平穩無事に候處最近政波之關係不少爲めに不
穩之郡に相成候様被認候日頃の御技術相顯はれ候様希上候實は賀茂郡御在職中乍不及當時之知事へ助言の次第も有之本縣へ被轉
任候處果して豫期に違はず竟に今日の名譽を被荷候段猶更悦びに堪へず候該郡前代も有之改良事務不少候間何卒御奮勵被下度先
は右まで不及他事 草々不具
己亥十月十七日

す い き さ ま

い け ぶ

尙郡務御擔當に就ては該郡は目下法律的統制最必要に候へ共時に隨ひ多少之變通無之候ては民心を收むること不易と存候間御
參考までに申上候耳

是歳 郡内に施設せし重なる件目率ね左の如し。

- 一、大藤小學校地紛議ヲ和解シ完全ノ校舎ヲ新築セシム
- 二、駒場以東幸浦マデ海岸砂防組合ヲ創立セシム
- 三、町村長小學校長ヲ以テ組織シタル學事會創設
- 四、耕地整理工事ヲ郡内水田地方ニ普及セシム
- 五、郡役所事務會創設郡吏員ノ言路ヲ洞開シ事務施政ノ改善ヲ圖ル

六、町村長會學事會郡會組合會ヲ開キ町村行政及兵事教育實業土木衛生等各般ノ改良上進ヲ計劃施設ス

同三十三年一 磐田濱名郡内三十ヶ町村水利土功會解散に付其決議を以て管理中の勤勞に報ゆる所
あらんとして岫雲太田有終作「奉呈池田郡長序並小詩」二首を添へ書架一臺を送り來る。内務大臣に
伺濟の上厚意を受く。岫雲序並詩左の如し。

奉呈磐田郡長池田君二首並序

天龍川發源於諏訪湖、搖浴數十里、中貫磐田郡以入海、其漕載灌溉之利甚鉅、然而及秋潦一集、則渺茫不能辨、
牛馬宅廬之漂田疇之沒、人失其業者亦數矣、明治乙酉池田君、長于本郡、謂水事不可一日緩、拮据經畫、先是協
力社專力治水、乃承其後、創水利土功會、督率屬僚及郡民、完繕堰塘、修築橋梁、人得賴其利、而脫其害者、既
十年所、乙未君轉賀茂郡、衆惜而不能留也、既而復任本郡、會戊秋、大風雨、天龍橋壞矣、橋當東海孔道、往來
或藉舟楫、或試揭厲者、殆一年、而無所得修復之資、君憂之、斡旋甚勤、屢謀之縣廳、遂自遣內務省、固請焉、
仍收橋稅以再築之、因解水利土切會、託之其人使常修之、未壞而不復病涉、其處事循理制宜、無一人敢是非於其
後者、於是沿岸三十村謳歌其濟物之功、相與思所以酬德、諮之于十湖松島翁、々乃請有終以記其事、有終亦嘉獎
不敢辭不敏、賦二絕句頌之、翁又命製書架一箇并呈之左右、爲致野人獻芹微衷云、
一朝師伯挾虛骨、龍水橫流蹴大虛、若少十年宣障績、蒼生昏墊半其魚
人煙不隔水東西、士女駢羅踐彩霓、料理有方皆致力、何須助役解腰犀

明治庚子春分之日

岫雲太田有終再拜

弊

一、書架一箇

一、太田有終作奉呈池田郡長序并小詩二首

右以天龍川流域會結議代表沿岸三十村奉呈者也冀笑納幸甚

明治三十三年五月四日

松島十湖

池田忠一閣下

本川を管理し治水架橋の任務を擔任せしは前後十六年、就中明治三十一年の秋天龍川大洪水落橋は未曾有とて償却年期を延長し橋錢を増加せざれば再架橋を行ひ難きを以て縣廳を経て内務省に申立つるも採納せられざるに依り余は上京内務省に請願方知事加藤平四郎に求め、委員高須米三郎を伴ひ痛切陳情の上土木局長田邊輝實より加藤知事を上京せしむることとなり、遂に其目的を達し歸縣せり。此時も旅費は自辨。爲めに東海道の交通を杜絶せざるを得たり。

是歳三月 左の九要目に付小野田知事に内翰を呈し、頗る嘉納せらる。

- 一、地方官々制中可成複雑ノ機關ヲ除キ一層事務ノ敏活ヲ圖ルコト
- 二、同官制中審議立案ノ職責ヲシテ一層重カラシメ命令等ノ統一ヲ圖リ且可成之ガ錯誤ナキヲ期シ以テ下級官公署及縣民ノ信威ヲ厚クスルコト
- 三、郡長任用法ヲ釐革シ以テ眞人材登庸ノ門戸ヲ濶大ニスルコト
- 四、郡長指定郡制ヲ廢シ其年功ニ依リ俸額ヲ支給スルコト
- 五、中央ト地方トノ隔絶ヲ矯メ一層其氣脈ヲ通暢スルコト

- 六、各地方ノ行政務ニ關シ一層彼此氣脈通暢ノ途ヲ開クコト
 - 七、命令ヲ以テ各地方ニ系統的公立教育會ヲ開設スルコト
 - 八、一府縣聯合教育會ヲ再興シ以テ各地方教育ノ刷新ヲ圖ルコト
 - 九、巡查ノ職名ヲ警部補ト改メ以テ其職ヲ重クスルコト
- 是歳六月 余首唱して官民一同の賛同を得て 皇太子殿下御慶事奉祝會を開けり。其奉祝文及記念懸額左の如し。

奉祝文

明治三十三年五月十日微臣池田忠一奉祝會員五百有餘名ヲ代表シ
恭ク

皇太子殿下ノ御慶典ヲ祝シ奉ル。

伏シテ惟ルニ本年四月二十五日ヲ以テ 皇室婚嫁令ヲ定メラレ其ノ大義ヲシテ炳乎タル日星ノ如クナラシメ給ヒ之ニ依リテ今日 御婚儀ヲ行ハセラレ畏クモ群臣ヲ 宮廷ニ召サセ給ヒ其ノ大儀ニ陪スルノ榮ヲ賜フ誠ニ未曾有ノ盛事ト謂フベシ、各地其盛意ヲ奉體シ奉祝ノ誠意ヲ表スルガ爲メ或ハ公會堂ヲ築キ、或ハ美術館ヲ設ケ其ノ他ノ方法ヲ定メ記念トシテ永ク忘レザルコトヲ期ス、見附町有志亦胥ヒ謀リ曩キニ奉祝會ヲ組織シ今日奉祝式ヲ總社内ニ舉行シ謹ミテ祝意ヲ表シ奉ルノ外賀表ヲ奉呈シ且ツ永ク記念ノ爲メ 皇室及九條家ノ御紋章ナル菊花及藤花ヲ桐板ニ模寫シタル一大懸額ヲ總社ニ奉納セリ。嗚呼上ニ 聖君アリ下ニ忠良ノ臣民アリ大日本帝國ノ益ニ隆昌ニ赴クコトヲ見ル殊ニ 皇太子殿下ハ聰明英達ニ涉ラセラレ 皇太子妃殿下ハ夙ニ淑徳ノ聞ヘ高ク將來國父國母トシテ臣民ノ當ニ尊崇スベキ所ナリ仍テ 兩陛下ト 兩殿下トノ萬歳ヲ祝シ奉リ、併セテ帝國ノ益ニ隆昌ナランコトヲ祈ル

菊藤花懸額記

伏して聞く、今日の吉辰をトし給ひ、英明仁慈なる

皇太子殿下は名門淑徳なる九條節子姫君と恭く御婚儀を賢所大前に行はせ給ふと。是れ洵に無限の慶事無窮の微典なり、普率民人斯の微典に遭遇し、斯の慶事に際し、齊く萬歳を唱ふ。當地官民有志輩も亦夙に胥謀り、奉祝會を組織し、當日會員五百有餘人總社に參集し敬んで祝意を奉表し、且つ永く之を忘れざるが爲め東京美術家下村觀山をして菊花及藤花を桐板に模寫せしめ、懸額とし、以て之を同社に奉納せり。抑も菊花は皇室の御紋章にして藤花は九條家の紋章なり。此懸額は人皆仰ひて之を觀る其寓意實に縝密といふべし。夫の會員氏名の如きは之を其額の裏面に筆載せしめ且其顛末を略叙し後世をして其由る所を知らしむと云爾。

明治三十三年五月十日

微臣 忠一 謹撰

是歲六月 多年結んで解けず、大紛擾を醸せし於保村大原南田と中泉町二之宮とに關する大池水利事件争訟中の處仲裁之が宜きをを得て根本的眞の和解に至りたるの故を以て左の感謝狀に記念品硯匣一個を添へ贈り來る。翌七月廿九日盛に其の懇親會を池上の船中に張り歡聲湧くが如く、和氣池に滿つ小野田知事、天野警部長、橋爪、神原兩技師其他關係者悉く參列、無前の盛況なりき。

六月念八日、謹拜書郡長池田執事、自古循吏濟々接武、莫盛於漢世、然舉其治績則必稱龔黃、而僚吏令長服、次獄徵稅之務、任拮据執掌之勤者不與焉、故于公不過之陰德、魯恭以三異始著、亦自然之數也、我大原南田及二之宮、同資灌溉於大池、而各異其利害、互爭其得失、一值旱澇之災、苟有不便于己、則嘯聚撞牆不復知法網之可畏、數十年于茲矣、及輒近怨隙益深、數々争辯訟庭、忿閔閭巷、食戾昧心、宿憤刺骨、戶無貧富、傾其產、人無老少廢其業、禍害相仍未知其所底止焉執事在本郡前後十餘年、惻念不措、憂之如家事、誨之如兒孫、誠意溢於書面、諄復不已、進則稟議縣官、退則諮詢地方父老、不倦、不沮、終始一貫、調停莫不至矣、既而天誘其衷、人覺其非、皆將革面洗心以祇、順其厚意、會縣廳有下契約書者曉譬亦切、於是怨仇結不可解者、渙然雲散霧消、而老幼相扶疾病相恤不以負昭代之民者、雖龔黃在若不得于魯、其人安能驅鷹頭以致鸞鳳之化哉、然則執事十年賢勞之力誰不感佩之、乃聚首相議、謂宜樹一巨石於池畔、以頌其恩勸之德、或恐似明清人面諛背憎之陋習、而亦執事所不屑、但當銘之心肝以長貽口碑於子孫矣、是非吾儕一二人私意即閭鄉之志也、敬奉硯匣一個於左右、豈敬之報德聊以表鄙衷萬一、願留之、莫以爲南陽懸庭之魚、則幸甚恐惶再拜。

明治三十三年宿庚子年

- | | | | |
|-------------|--------|----|-----|
| 磐田郡於保村大原總代 | 土井幡三郎 | 新村 | 岩藏 |
| | 鈴木彦八 | 土井 | 八太郎 |
| | 池田貞次郎 | 藤田 | 熊吉 |
| | 鈴木佐次兵衛 | 磯部 | 幸吉 |
| 同郡同村南田總代 | 鈴木宗吉 | | |
| 同郡中泉町二ノ宮總代 | 神谷舜策 | 西田 | 初次郎 |
| | 山田茂平 | 神谷 | 八太郎 |
| 磐田郡於保村長 | 中村長吉 | | |
| 同郡中泉町梅原村組合長 | 青山源一 | | |

當時右感謝狀に添へて金圓を贈り來れるも、固辭して受けず。是を以て雙方總代毎年各兩三名宛年賀禮に來訪するを例とし會變せず。轉居以後亦必ず年賀狀を郵送するを例とす。是忘れざるが爲め

なり。余も亦其の都度年賀に陳ぶるに該兩區の益々親睦を祝するを例とす。(野田知事裏字は余の揮毫に係れ)

(宏註。兩區の益々親睦を厚うするが爲め毎十周年に兩區の記念祝賀會を開くこととなり、現に明治四十二年八月廿五日には十周年記念祝賀會を行ひ、大正八年八月廿五日には二十周年祝賀會を行ひしこと朝露の覺に見ゆ。而して二十周年祝賀會には乍遺憾之に臨むことを得ず、止むなく左の詩歌を名刺の裏に印刷して參會者全部に送りたるが、其の景況報告に接して歡喜に堪へず、乃ち總代新村岩藏及山田茂平の兩氏に對し、自今三十周年の來るを俟ち、在世なれば杖に扶けられ、地下なれば魂魂にても必ず席末を汚すべく見込何卒御一同へ御披露相成度旨答へたり。)

村人の心は池の底までも千歳かはらぬけふの祝ぞ

池亦應酬祝賀庭 歡聲如湧酒如泉 廿年不易當年誓 知是千秋世々傳

父の葬儀にも兩區の總代山田茂平鈴木武雄兩氏中泉町長、神谷八太郎氏と共に懇々上京して來弔參拜せられたり。

是歲 郡内に施行せし重なる要目率ね左の如し。

- 一、本郡組合立農學校ヲ縣立トシ之ガ引渡ヲ完了ス
 - 二、破壊復タ收拾スベカラザル天龍橋年期繼ノ方案ヲ定メ内務省へ陳情允可ヲ經テ私人ニ讓渡シ之ガ終リヲ全ウス
 - 三、磐田郡久努笠西山名田原各町村及周智郡久努西村ト磐田郡上羽西淺羽東淺羽各村トニ關スル原野谷川筋諸井用水堰臺ノ大事件ヲ調停シ之ガ平和ヲ保持セリ
 - 四、佐久間村久根銅山煙害紛議事件調停
 - 五、町村長學事會郡會ニ付シ町村行政及兵事教育實業土木衛生等ノ各般公益事項ヲ議決セシム
- 是歲十一月 富國強兵の實を擧ぐる爲日本國民體育論を著し、志波知事岡田報徳社長其の他の論評を請ふ。(宏註。父は壯丁徴兵検査成績及小學兒童體格調査に付き内外の比較を試み、我國民の體位蓋に歐米の下に在るを慨き、優生論的見地より特に其始を憤み、一家の相續は國家相續の大義を重んずべきを高調せるなり。)

(日本國民體育論序原文)

余かり申由正に於格ハ先弱ハ女子國力の衰ニ表に現し國力ヲ衰ニ表ハ
在り不國力ハ衰ニ表ニ現す國力ヲ強ク格強ク格ハ國力ヲ衰ニ表ニ表ニ表
れハ國力ヲ衰ニ表ニ表ニ表し國力ヲ強ク格強ク格ハ國力ヲ衰ニ表ニ表ニ表
出ち國力ヲ衰ニ表ニ表ニ表し國力ヲ強ク格強ク格ハ國力ヲ衰ニ表ニ表ニ表
を保護す。其大能を衰ニ表ニ表し國力ヲ強ク格強ク格ハ國力ヲ衰ニ表ニ表ニ表
を勉めずんハ衰ニ表ニ表ニ表し國力ヲ強ク格強ク格ハ國力ヲ衰ニ表ニ表ニ表

日本國民體育論結論ノ一部

今や全國各學校體操科ノ設アラザルハナク又運動競技ノ企アラザルハナシト雖モ是抑末ニシテ所謂形而下即後天的ノ體育法ナリ、如何ニ後天的ノ體育法ヲ勉ムルモ著シク我國民ノ體格ヲシテ強大ナラシムルコト能ハザルガ故ニ我國民タル者宜シク國家ノ公義心ニ訴ヘ區々タル情感ヲ去リ、實ニ一家ノ相續上ニ注意スルノミナラズ、大ニ國家相續ノ大義ヲ重シ、上下一致舉國團結所謂形而上即先天的ノ體育ヲ勉ムベキナリ。夫レ先天的ノ體育トハ近ク之ヲ各自結婚ノ始メニ慎シムヲ以テ最大急務トス。

其ノ方法大約左ノ如シ。各自深ク之ニ注意シ苟モ怠ルコト勿レバ今俄ニ之ガ改良ノ効ヲ奏セザルモ將來我國民ノ體格著シク強大ニ赴クコト疑フ容レザルベシ。

- 一、一夫一婦ノ制ヲ恪守スルコト (強姦、通姦ハ之ヲ容テ、以下同シ)
 - 二、早婚ヲ戒シムルコト
 - 三、晩婚ヲ戒シムルコト
 - 四、血族間ノ結婚ヲ戒シムルコト
 - 五、惡疾ノ血筋ナキモノヲ選ブコト
 - 六、病身ニ非ラザル者ヲ選ブコト
 - 七、身體ノ強大ナル血統ノ者ヲ選ブコト
- 右ノ通各自之ヲ實行スルノ外尙前述ノ通形而下即後天的ノ體育法トシテ體操運動等ヲ遂行シ就中農業者ハ租稅兵役衣食住ノ本源タル最大ノ實務ヲ有スルガ故ニ各自共同一致専心一意耕地ヲ整理シ牛馬耕ヲ實行シ而シテ其餘力ヲ肥料又ハ糞糞牧畜製茶養蠶等ニ用キ時ニ肉食ノ途ヲ開カバ則其體格ノ益々強大健全ニ赴クニ至リ國家ノ富強復今日ノ比ニ非ラズ、於是乎始メテ 聖旨ニ副ヒ眞ニ世界ノ強國タルヲ得ベシ。退テ熱心考フルニ我國民ノ體格ハ多數矮小薄弱ニシテ強大健全ナルモノハ實ニ少數ナリ、果シテ然ラバ少數ノ強大健全者多數ノ矮小薄弱者ヲ養育ストイフモ亦決シテ誣言ニ非ザルベシ。若シ此勢ヲ推シテ體育ノ改良ヲ勉メザレバ矮小薄弱者益々多キヲ占メ、遂ニ我ニ二千五百有餘年金甌無缺ノ一大帝國ノ衰弱ヲ招クコトアルベキヲ杞憂措ク能ハザルナリ。

同三十四年一月二十日

見附町報德館に於て左記趣旨の演説を試み、大に報德社の積弊を説破す。

一、報德社ノ必要

明治三十二年六月三十日列國對等條約實施上ニ關スル 大詔中ニ宣シ給ヘル善ク遠人ト交リ國民品位ヲ保ツニハ報德社ノ必要アル旨ヲ縷述ス。

二、報德社員ノ責任

報德社ノ必要ト同時ニ社員ノ行ヲ正クシ農商工業其他各職業ニ勉メ公益ヲ興シ勤儉ヲ行ヒ奢侈ヲ矯メ貯蓄ヲ爲シ金融ノ便ヲ謀リ天災不幸ノ窮民ヲ救助スルノ方法ヲ設ケ租稅就學徵兵ノ事ニ關シテハ常ニ率先者タリ又最も風俗ヲ改良シ從來ノ習慣タル裸體跣足頰冠尻捲鉢卷其他ノ醜體ヲ戒メ時間ヲ恪守シ以テ對等條約上外人ニ遜色ナキヲ勉ムベキコトヲ縷述ス

三、報德訓ノ利用

報德訓ハ二宮翁ノ創意ニ係ルト雖モ元來神儒佛ノ三教ヲ折衷シ之ヲ世人ニ利用セシムルノ大主眼ナリ、古今ノ常教中行ヒ易ク習ヒ易キモノニシテ一種ノ道德學ニ屬ス報德訓ハ僅ニ百八字ナレドモ其ノ中自ラ無限ノ意味ヲ含蓄セリ、然レドモ翁ノ當時封建鎖港時代ニ於テ此訓ヲ垂レタルガ故今日ヨリ之ヲ見レバ聊カ遺憾ノ點ナキヲ得ズ、此等ハ後學者ノ宜ク之ヲ利用變通スベキ所ナリ、何ヲ遺憾ノ點ト謂フ、曰ク衣食住三在田畠山林トアリテ我邦海國ノ最モ須要トスル海事ヲ明載セザル即是ナリ、等反覆丁寧ニ説示ス

然るに此論に對し岡田社長は、海にも亦田畠山林ありと牽強附會の説を主張したるに由り、之に對し報德訓に關する意見書を提出せしも遂に要領を得ず。是歳月 地方行政の整理に關する十三要目を志波知事に提出。其の要旨左の如し。大概是屢々建言

して未だ行はれざることなるも、孰れも差擱き難きことなり。

- 一、全國各稅務管理局ヲ廢シテ之ヲ府縣廳ニ合セ府縣廳ニ稅部ヲ設ケ稅官ヲ以テ部長トシ府縣知事ニ隸屬セシメ各稅務署ヲ廢シテ之ヲ郡區役所ニ合セ郡區役所ニ稅課ヲ置キ課長ヲ設ケ郡區長ニ隸屬セシメ以テ一層稅務ノ管理及處務ノ敏活周到ヲ圖リ傍ラ經費ノ節約ヲ期スルコト但シ市ニ屬スルモノハ司稅部ニ於テ直轄處理ス
- 二、大林區署小林署ヲ廢シテ之ヲ府縣廳及郡役所ニ合セ相當ノ課ニ於テ其事務ヲ取扱ハシメ以テ一層殖林事業ヲ發達セシメ傍ラ經費ノ節約ヲ期スルコト
- 三、中央政府ハ自今地方行政ノ監督ヲシテ一層嚴正ナラシメ時々地方ニ臨ミ弊竇ヲ探リ公益ヲ獎メ以テ地方行政ノ發達ヲ圖ルコト
- 四、地方官々制中可成複雜ノ機關ヲ除キ以テ一層地方行政事務ノ簡捷ヲ圖ルコト
- 五、同上中審議立案ノ職責ヲシテ一層重カラシメ命令等ノ統一ヲ圖リ之ガ錯誤ナキヲ期シ以テ下級官公署及一般府縣民ノ信威ヲ厚クスルコト
- 六、郡長任用法ヲ釐革シ以テ眞ニ人材登庸ノ門戸ヲ潤大ニシ一層地方行政ノ發達ヲ圖ルコト
- 七、郡組合法ヲ設定シ以テ郡ノ事業ヲ發達シ政費ヲ節減スルコト
- 八、根本的ニ行政上ノ繁文省略ノ實ヲ舉ゲ以テ政費ヲ節減スルコト
- 九、視學制度ヲ改良シ以テ一層教育ノ美果ヲ收ムルコト
- 一〇、尋常師範學校生徒經費ヲ釐革シ以テ一層其定員ヲ増加シ多少ノ財産名譽アル子弟ノ入學ヲ獎勵シ可成速ニ國民教育ノ完備ヲ期スルコト
- 一一、中央ト地方トノ隔絶ヲ矯正シ以テ一層其氣脈ヲ通暢シ政務ノ發達ヲ圖ルコト
- 一二、黨爭又ハ町村分合其他自己ノ意思貫徹手段トシテ町村又ハ其幾部ノ人民多數團結シテ町稅ヲ滯納シ町村役場

ニ反抗スルノ弊害ヲ矯制スルコト

一三、中央監督省ハ政黨ノ首領ヲ戒飾シテ地方政黨支部ニ令シ地方團體ノ爭奪及利益ノ壟斷ヲ矯制シ以テ地方ノ公益事業ヲシテ公平ニ健全ニ發達セシムルコト

是歲^{同日二} 中遠教育總會を見附町磐田座に開き高田早苗、江原素六等の教育大家を聘し教育講話會を催す。

是歲^三 愛知三重二縣へ行政事務視察を命ぜられ同月二十四日發郡同冊一日歸郡其の採長大要左の如し。

愛知縣ノ部

- 一、町村吏員獎勵ノ事
- 二、町村吏員給料報酬額標準ノ事
- 三、町村會計支拂命令ノ事
- 四、夜學會便宜規定ノ事
- 五、町村會閉會屆ノ事
- 六、國政事務經由方ノ事
- 七、郡役所處務規程ノ事
- 八、郡長會ノ件
- 九、町村基本財産増殖方法及財産明細表事務報告ノ

是歲 郡内に施行せし重なる件目率ね左の如し。

事

三重縣ノ部

- 一、諸統計表ヲ町村役場ヨリ徵收ノ事
- 二、町村長事故缺席ノ事
- 三、私立教育會ノ事
- 四、蠶糸業、茶業、山林業組合公共團體ヲ廢シ之ヲ農會ニ移スコト
- 五、渡船及資藥營業主管ノ事
- 六、工業發達ノ事

- 一、數年結ンデ解ケザリシ寺田彦太郎海岸開墾地ト福田區民トノ紛議ヲ和解セシメシコト
 - 二、多年故障アリシ中泉掛塚往還道路改良組合ヲ組織セシメシコト
 - 三、長期下士志願者ヲ勸誘シテ多數ヲ出サシメシコト
 - 四、町村長會ヲ開キ新小學校令施行ニ付學齡就學督促其他數件協定
 - 五、郡會ニ附シ物産陳列館補助教育及實業視察員養蠶殺蛹器最高等顯微鏡幻燈映畫教育會補助等ヲ議決セシム
 - 六、長溝ト袋井トノ關係隄防紛議和解
 - 七、井通村海老塚ト天龍村ニ關スル新惡水路紛議同上
 - 八、廣瀬尋常小學校々地紛議和解新築
 - 九、害蟲驅除豫防勵行
 - 一〇、學事會ヲ開キ子弟教授法夜學會獎勵法學校家庭連絡法等協定
 - 一一、二俣熊間改良道路ニ歩合調停隧道開通
 - 一二、二俣及掛塚町政軌轢ヲ平和セシム
 - 一三、京釜鐵道募債盡力
 - 一四、西部惡水組合ヲシテ上方能一言彌藤太島排水費一、〇〇〇圓ヲ議決セシメ組合ノ平和ヲ圖ル
- 同三十五年^二 郡會に付し小學校裁縫教員養成費堆積肥料小屋建築費製茶器械購入費養蠶殺蛹器
 械備付費重要物産試作場費其他中遠教育會及農會補助費増加等を議決施行。
 是歲^{五月} 休職の辭令に接するまで各般の紛議調停。(東淺羽村新堀耕地整理に關する同村梅山との紛議、富岡村
 三郎衛門等惡水問題、周智郡秋葉鐵道
 と久勢村山名町に關する惡水紛議等) 余の休職に付諸方よりの慰問織るが如し。同日 余の送別會を見付
 報徳館に開かる。固辭したるも肯んぜず、強制的に開かるゝことゝなりしなり。首唱者は堀内正園

徳村喜作、大富部喜兵衛、神谷惣吉、横井傳右衛門、天野永藏、御室坦三、鈴木重作、松山兼作、
 富田良兵衛、大橋頼模、加藤猪之吉、川添誠一、久野治太郎、佐藤善六、平野政五郎、鈴木信太郎
 鈴木治平の十八氏なり。當日の來會者は赤松男爵を始め官民有志三百有餘人。

余は休職に甘んぜず、進で辭表を提出し、六月四日依願免官。是れ宿痾増進に起因すと雖も、郡長
 に戀々たる嫌あるの外永く休職を受くるは他郡長の増俸路を塞ぐの虞ありしに由る。(安註。父は此
 頃より廢酒)
 余の休職は内閣の詮議に出づるを以て之を探知するを得ずと雖も蓋し本年一月早々本郡に起りたる
 大橋頼模外十三名^{内八名は町村吏員}の所謂中遠疑獄の爲めならんか。抑も此疑獄は畢竟本年八月十日衆議院議
 員總選舉に付政友會と憲政本黨との軌轢に係ると、大橋頼模と警部長有川貞壽との確執とに出でた
 るものにして余としては毫髮の關係を有せず、要之大橋と有川と警察費上衝突に際し、恰も中遠疑
 獄即避病院に對する縣稅分取主義に關し憲政本黨員^{熊岡安平等}の告發を利用して有川が大橋等に對する
 復讐より發したるなり。於是乎余は善後策として斯る事を疑獄とするは畢竟監督權の薄弱を表する
 ものに付尙進で審査を加へ、果して分取主義なること確實ならば監督權を以て之を調査し、其餘
 計に取込し費金あらば之を返納せしめ、相當の懲戒處分を行ふべきものにして裁判所に對しては之
 を不起訴とすべきものなるの議を志波知事に極言したれども遂に用ゐられず、結局夫々處刑の不得
 止に至りたるは返へすゝも惜しむべきことなり。果せる哉大橋は無罪放免、其他も町村長より出
 でたるものは短期にして出獄、未だ幾何ならずして大橋は代議士、平野政五郎は縣會議員、金澤太
 郎次は郡會議長、石野源五郎は郡會議員として夫々榮職に就きたり。

余在職年數實に殆んど三十年の久しき一日たりとも病氣缺勤せず、惜い哉空しく一地方に屈從せしと雖も尙勤績したるに依り位動俸祿亦進むに至れるもの、唯感激に堪へず。(宏註。父が三十年の久しきにの連懐にして「朝露の覺」に留めたるものは此二行に過ぎざるも、其思想識見脚相を凌げると、其氣宇の高潔なりしとは、子孫須らく遺稿の詩歌に依りて察すべし。)(互る官吏生活より退きたる時

六 清間養正と報徳救世の願ひ

是歳八月 閑地に就くや衆議院議員總選舉あり。余を候補者に推薦方政友會選舉委員總代久野治太郎氏より申込ありしも之を固辭して承諾せず。不承諾の表面は微力敢て當らず、殊に養正中に在りと雖も其の大原因は第一今日としては政黨に入るの時を得ざること、第二何れの政黨に入りて一方を敵として戦ふの必要を感じざること、第三運動費を多額に出さざるを得ざることなるも、之は深く藏めて發露せず。世間往々黃白の力等を頼み自から候補者と稱する者ある中に固く辭退したるものなれば、其の高蹈勇退に感じ入れる者も少からざりき。(宏註。父は此時自分が出でざりし爲め、)(兩黨より一人宛當選したるを喜べり。)
是歳九月 遠江學生獎勵會規則改正上につき赤松會頭に建議す

遠江學生獎勵會ニ關スル卑見書

獎勵會ノ學生獎勵上必要ナルコトハ今更喋ミテ俟タズシテ已ニ明ケシ、遠ノ先輩同志諸彦ノ唱導ニ倚リテ早ク已ニ本會ヲ創立セラレ于今十星霜ノ久キ幾多ノ學士ヲ獎勵セラレタルハ實ニ先鞭ヲ著ケラレタルノ美譽ニシテ之ガ盛意ヲ多トセザルヲ得ズ、然リ而シテ輒近各地方ノ現況ヲ見ルニ何レモ學生獎勵ノ途ヲ講ゼザルナク競争シテ學生ヲ獎勵スルノ氣運ニ際會セリ、夫ノ三河郷友會ノ如キハ近頃ノ計劃ニ屬スト雖モ其ノ規模ノ確實廣大ナルコト

誠ニ健美ニ堪ヘズ、若シ遠江ニシテ本會ヲシテ微々振ハザラシムルトキハ數年ヲ出デズ三河人士ノ遠江人士ヲ凌駕スルコト火ヲ觀ルヨリモ明ラカナリ、感憤何ゾ堪ヘン仍テ本會ヲ振張スルハ今日ノ急務タルハ勿論寧ロ時期ノ後レタルヲ憾ムノミ、夫レ本會ヲ振張セント欲セバ資金ヲ増加セザルベカラズ、資金ヲ増加セント欲セバ現行規則ノ如ク其範圍狭少ニシテ獎勵ノ方法等未ダ完全ナラザル所ノ要點ヲ改正セザルベカラズ、乃チ該改正ニ關スル要項ヲ左ニ列叙シ以テ御參考ニ資ル、幸ニ御採擇ヲ得バ則獨リ本會ノ隆昌ニ赴クノミナラズ遠江人士ノ前途ニ一大發展ヲ與フルコトノ寔ニ鮮小ニ非ザルコトヲ察シ、茲ニ卑見ヲ上ル若シ夫レ否ラズシテ現行規則ノマ、依然据置カル、トキハ本會ノ振張ハ望ムベクシテ行ハルベカラズ、請フ速ニ採擇ノ好機ニ接センコトヲ 敬具

- 一、本會ノ獎勵範圍ハ單ニ東京ニ限ラズ其他各地ノ當該學校マデニ及ボスコト
- 二、本會ノ獎勵資格ハ中學生ヲ削リ其ノ以上トスルコト
- 三、地方委員ハ必ズ之ヲ設ケラレ資金募集其他本會ノ事業及經濟上等ニ參與セシメラル、コト
- 四、獎學資金募集ノ目的ヲ立テ事業ノ計劃ヲ豫定スルコト
- 五、獎學資金ノ出金ハ固ヨリ隨意タルモ一口若干トシ一人ニテ數口ヲ受持ツモ妨ナキコト、シ出金シ易キ方法ヲ設クルコト
- 六、獎學資金幾口以上ヲ受持ツモノハ待遇方法ヲ定ムルコト
- 七、獎學資金ノ收支ハ常ニ之ヲ明瞭ニシ其決算ハ普ネク之ヲ會員ニ周知セシムルノ規定ヲ設クルコト
- 八、獎學資金ヲ貸付シタルモノニシテ事實不品行ノ爲成業ノ目的ナキモノハ貸付金ヲ辨償セシムルノ規定ヲ設クルコト
- 九、本會ニ協賛員及名譽協賛員ヲ置キ之ヲ相當ノ人ニ囑託スルコト
- 一〇、在京ノ委員ト地方委員ノ權域ヲ明ラカニスルコト

是歲十月 一木喜徳郎法制局長官に榮進に付左の祝辭を寄す。

拜啓漸く秋冷之候益御健寧奉賀候本日法制局長官に御榮進之趣傳承爲本縣否爲遠州誠に大悦名譽無限と奉存候方今各地方勢力競争の際に方り先輩士の榮達は眞に後輩者の幸福に可有之何卒本州後進生の爲め益々御誘掖希上候今回の御披擲は實に容易ならざる時運に際會せり目下夫の財政刷新と行政整理との大宿問題に關しては多少卑見を抱負致候へども奥田前長官の提案遂に畫餅に屬せしは内容の事實如何哉蓋し其結果たる承る處に依れば僅に三百萬圓の政費節減を得るのみと果して然らば乍遺憾之を以て財源を加ふると同時に海軍擴張其他國家最必要の事業を經營し以て兩ながら之が宜しきを制するは頗る難事と思惟す此の難關を切抜け以て國運の發達を圖らるゝは主として御經綸に存することなれば何卒爲邦家充分御盡瘁希上候先は不取敢御祝辭旁申上度迄書餘其内萬々親

壬寅九月廿六日

一木賢臺侍史

忠 一

同三十六年二月廿日 遠江國報徳社長岡田良一郎來宅、余に懇囑するに報徳學訓導たらむことを以てす。清閒報徳の爲め盡力を辭せずと雖も、爲めに職名を帶ぶることは固辭してやむ。

是歲同 左の建議書を提出す

旌徳堂建設ノ議

凡人ノ功德ヲ旌表シ以テ諸レヲ後昆ニ垂ル、ハ亦世教上必要事タリ、是則チ上爵位勳祭ノ榮典褒章アリ下祠像碑等ノ義舉アル所以ナリ、抑我報徳ノ教ハ世道人心ニ裨益スル所定ニ鮮小ナラザルコトハ今更喋ミヲ要セズシテ已

ニ明ケシ、第一ノ開祖ニ宮先師ノ功德ニ關シテハ畏モ嘗テ贈位ノ 御沙汰アリ、且ツ二宮神社建設ノ舉アリ、今ヤ報徳社員ノ數歳ミ多キヲ加ヘ教育ニ實業ニ公益ニ貢獻スルノ氣運ニ進ミタルハ畢竟先師ノ賜ニ之レ由ルト雖モ抑モ斯教ヲ受クルモノ有力ナル木鐸者アリテ永ク天下ニ唱導スルニ非ザレバ則亦何ヲ以テ此ニ至ルコトヲ得ンヤ現社長岡田君ノ如キハ夙ニ嚴父息軒翁ノ遺志ヲ繼ギ社員一般ノ推薦ニ依リ本社長タルコト茲ニ殆ンド三十年ノ久キ宛モ一日ノ如ク誠意熱心著書ニ講演ニ實踐ニ勉メテ先師ノ教ヲ擴充シ益々報徳ノ道ヲ闡明シ本縣下ハ勿論汎ク各地方ニ傳ハルニ至リ其功德實ニ枚舉スルニ遑アラズ、所謂本社有力ノ木鐸者トシテ第二ノ開祖ト稱スルモ亦決シテ溢美ニ非ザルベシ、是ヲ以テ畏クモ震ニ變動ノ 御沙汰アリタル所以ナリ、本社モ亦之ニ對シ豈ニ默過スベケンヤ、矧ンヤ齡既ニ耳順ヲ過ギ健康尙未ダ全カラザルヲオヤ、須ク今ニ追ンデ其功德ヲ旌表スベシ、之ヲ旌表センニ祠ヲ建テンカ、二宮神社ノ在スアリ、像ヲ建テンカ、經費多クシテ徒ニ浮擧、碑ヲ建テンカ目下ノ流行物ニシテ玉石混淆、恐レアリ、幸ニ掛川報徳館新築ノ舉アリ、該新築後速ニ其館内相當ノ場所ヲ相シ旌徳堂一字ヲ建立シ、其肖像及其功德傳記ヲ掲ゲ以テ諸レヲ後昆ニ垂ル、ヨリ善キハナシ、而シテ本堂ハ可成規模ノ完全ナルコトヲ要シ、先以テ同社長ヲ本座トシテ其肖像及功德傳記ヲ掲ゲ以テ諸レヲ永遠ニ傳ヘ尋デ本總會ノ詮考又ハ總會ノ委任ニ依リ詮考ノ上本社役員又ハ本社社員ニシテ前後生死ニ拘ラズ苟モ斯教上ニ關シ功德顯著ナルモノ、肖像及其功德傳記ヲ順次副掲シ一ヲ以テ各其功德ヲ記念シ一ハ以テ旌表ノ煩ヲ省カント欲スルニ在リ、但本堂建設ニ必要ノ經費ハ本社費中適當ノ費目ヨリ之ヲ支出スルノ目的ヲ定メ其設計及豫算等ヲ次ノ總會ニ提出セラレンコトヲ豫メ今回ノ總會ニ内詢アラントコトヲ建議ス

明治三十六年二月二十五日

池田 忠 一

遠江國報徳社役員御中

是歲三月廿二日 御厨村青年研究會に臨み、左記要領演述富強の原動力を與へたり。

- 一、青年の村に對し最も有力なること
- 二、富國強兵、富國弱兵、貧國弱兵の種別を論じ列強の二三と我國の富力を比較す
- 三、本縣の現況に入り耕地整理製茶共同販賣等を賞し、尙負債と貯蓄との多寡に及び貯蓄を増し負債を減じ竟に之をして無からしむること
- 四、前項を實行するには村是を定めざるべからず、村是としては報徳社をして全村に普及せしめ誠心分度勤勞推廣を勵行すること但し教なければ永續せず
- 五、前項の必要を列叙し就中分度勤勞の手段方法としては家産歲入出を定め、毎年度の分度遺法の如く十年を平均し貯蓄を四分一とし負債を償却し平素の雜費吉凶の費用を節約すること盆新年祭典紙鳶揚費其他飲酒男女唐物毛布類を制限すること
- 六、右の外時間を正しく勞力を増すこと
- 七、右は即村是にして之を實行せんには報徳の結社を急とす。
- 八、勤勉にも相當の遊散なかるべからず又褒賞なかるべからず。
- 九、知行合一を肝要とす云々

是歲四月五日 遠江國報徳社公會堂新築落成式兼二宮尊徳佐藤信淵二翁祭典舉行、同六日功勞及力農精

報徳訓

父母根元在天地今命
 子孫相續在夫婦丹精
 吾身富貴在父母積善
 身命長養在衣食住三
 田畠山林在人民勤耕
 某年衣食在令年艱難
 二宮先生撰文

身體根元在父母生育
 父母富貴在祖先勤功
 子孫富貴在自已勤勞
 衣食住三在田畠山林
 今年衣食在昨年產業
 年二歲二不可忘報徳

(故岡田良一郎先生書)

此年五月、岡田社へ左の二紙を寄せて其考に付たり
林が東より七りとの研究をいふて、彼が古事本に於ては、
また各々之を文を論議を見ても、あつたし、又、その
為あり、其のハ、親子ハ、子の有る、
ふまの、
道も、
而して、
さして、
さして、
此の、
わが、

農精氣善行者褒賞授與式施行に付社長の招待に依り、參列祝詞を寄す。

余明治十八年入社以來、報徳結社及社旨の普及を勉め、磐田郡の遠州各郡に比し社員多きを占むるは勿論、賀茂郡松崎中川仁科南上諸村に行はる、報徳社の如き在職中同二十九年中當時の前社長伊藤七郎平を招き創始したるものにして磐田郡に在るや、前後毎月二十日の見附第二館常會には大概出席して報徳の道義を講演し、時世に適切な要趣を敷衍し、一は以て社員を啓發し、一は以て本社
の改善を圖れり。而して固より一錢だも之が謝儀報酬を受けず、又一回の辨當をも受けず。尙ほ是
歳月 岡田社長へ左の二翰を寄せて參考に供へり

(一信) 拜啓來十七日の研究會は定めて夜話百五十五に移るべく同篇中に夫教は各々異り論語を見ても知らるべし君には君の教あり、民には民の教あり、親には親、子には子の教あり云々と相見候仰も論語は報徳てふ文字の母にも有之右出處は顔淵に齊の景公の對に包括するが如くなれども仍ほ仔細に取調ぶれば君の教とは例へば學而に道千乘之國敬事而信節用而愛人使民以時、爲政に爲政以德同道之以德齊之以禮同哀公季康子に對へば例へば禮讓。顔淵に子張季康子等に教へられし確言にして民の教とは例へば學而に孔子有子曾子の確言を始め八偈に定公に對へ曾子の忠恕顔淵に克己復禮衛靈公に子貢に教へられし恕同改過等、子の教とは學而に子復の言、同三年無改於父之道爲政に樊遲子游子復に教へられし孝道里仁に幾諫不遠遊喜懼子張に曾子の孟莊子等は就中其の主なるものなり、而して唯親の教に至りては其例不見當候間不思議に存候處夜話同篇下文に親は慈愛と被申候に付尙取調ぶるに爲政に父母唯其疾之憂とあり子路に父爲子隱とあり、是直接に親の教としては如何と存候得共所謂慈愛に適當候様相考へ其荷もせざるには誠に感入申候、且夜話は御話を筆記したるが故文字等に往々誤りあるは不得已次第に候得共意義に及んでは少しく之を補ひ置くの必要可有之、即同篇中に女大學は男子の讀むべきものにあらず

男子にして女大學を讀むこと勿れとある上は絶対に之を讀むことを禁ぜられたる様に見受られ候得共該大學は日本の國風とて少しく女を壓するの嫌ひなきにあらざれば其心して讀む事は或は男子として強ち無用にあらざるも一般の男子として萬一讀誤りては不都合に付之を戒められたることに補ひ置く方可然其他此類例にて活用候様研究致度云々。

(二信) 拜陳不相變斯教の爲め御盡瘁爲邦家奉大賀候斯教は實に廣汎無量而して其要は興國安民に在り、興國安民の術は我國固有の最も尊き神道に基き現時に在りては耶は姑舍之、傍ら儒佛の二道を折衷して之を取捨應用するを當然とす、維新以前に於ては夫の宗源神道又は垂加神道等の曲學行はれたるが故其當時或は之を折衷する必要ありしならん、先生及其高足の言に徴すれば聊か其疑なきに非らずと雖も是れ畢竟舊幕時代に方り之が陪臣として勢不得已に出でられしなるべし、然れども其眞意は蓋し神道を以て本とせられたるなり、即古道の御歌及神道は開闢の大道皇國本源の道なり、豊葦原を如此瑞穂國安國と治め給ひし大道なりとの確言を以て明らかに之を窺ふに足れり、國體は即神道の中に包含せらる、已に 天祖神號幅を正面に掲げられ國體を以て本と規定し乍ら神道を折衷すとは自家撞着に非ざるか、加旃儒佛二道中には頗る之を折衷すべきものありと雖も獨り神道に追んでは所謂皇國本源の大道にして今日に於て苟も之を折衷取捨すべからず、然るに之を儒佛二道と共に輕く之を一束に附し去り却て折衷して活用すといへる通則の規定は或は襲蹈の源あるが如く言はるれども右は舊幕時代の陳套に屬し今日に適すべからざるが如く認めらる、是れ決して瓊末枝葉論に非らずして究竟本源的斯教の奥義に至重の大關係を有せり、何となれば則ち單に神儒佛三道を折衷すといへば斯教が宛も外に立ちて神道をも儒佛二道と同一視するが如き疑を招き抑も報徳の本旨と相徑庭せり、且報徳社は退て之を一國に止めず尙進みて汎く之を宇内に擴充するの必要ある上は切に輿論に訴へ徧く之を全國に通じて毫も無所間然通則の規定を要すべく卑見を抱負すると同時に前述の奥義は大體に將來斯教擴充上に關係不少を以て乍失禮過日も掛川第三館研究會

見及見付第二館常會の時竊に略陳し置きたるも重ねて茲に尺素を裁し以て敢て坐右に呈す。云々
追て本月十三日は前信御參考迄に申上候書中君の教として學而中事君能致其身とあるは民の教として曾子の下に子夏を脱したる義と御承知可被下候

(宏註。右に關聯して「朝露の覺」には、父の寄入せし善種金に付其の寄入に依つて受けたる株券は、五分利、積みて金百圓に至るときは其半額を受くることを得、毎年受くる所の現量銀を見て爾後百圓に至る毎に亦同じ規定に付子孫たる者之を受取ること
を怠らず、又之を受取らば暫て之を浪費することなく可成之
に相當する善種金及土臺金を寄入するを望む旨の附記あり)

是歳七月 財政及行政整理に關する建白書を一木法制局長官を経て内閣總理大臣に提出す。其の案左の如し。

拜啓大暑の節益御勵精奉賀候別紙一篇の建白書は全く微衷の不得已に出候間何卒貫徹候様爲國家御盡力希上候今
回政府兩政の整理如何は實に死活問題に候處内閣の交迭は爲國家太不利益に付可成其運命の長きは朝野多數の所
希望と存候へども其整理の如何は天下の目に瞻る所實に大問題に付不願狂愚敢て建白候次第尙此外にも詳細卑見
も有之候得共取急別紙のみ差出候御差支無之候はゞ至速糊封の上御執奏被下度萬一御差支も候はゞ折返御返戻に
依り後此直に郵送可致候先は暑中御伺旁内密御相談申上度申候 草々敬具

三十六年七月盡日

忠 一

一木賢臺御侍史

財政行政整理ニ關スル建白書

草莽一芥ノ野民忠一謹ミテ建白ス、頃日聞ク、現内閣ハ大英斷ヲ以テ根本的財行兩政ノ整理ヲ行フガ爲メ其委員
ヲ僚屬ニ命ゼズシテ之ヲ各大臣中ニ囑託セラルト嗟夫是レ近來廟堂ノ一大快事其必ズヤ輿論ニ適フベキヲ信ズ

然レドモ古歌ニ「いかならむ行先見えぬくらゐ山の上るにつけて心下れる」トアリ、恐多クモ廟堂ノ高キニ居ラ
ル、トキハ高キニ過ギ却テ眼界ノ及バザル所アリ、折角ノ御經綸モ遂ニ畫餅ニ屬スルガ如キコトアラバ國家ノ前
途太ダ憂慮ニ堪ヘズ、草莽ノ卑ニ居ル愚者ノ千慮亦一得ナシトセズ、請フ之ヲ左ニ陳ベン。

伏シテ惟ルニ、方今我國内治未ダ能ク舉ラズ、外交未ダ全ク張ラズ、舉國一致方ニ臥薪嘗膽ノ秋ニシテ須臾モ宴安
ヲ容レズ、夫レ外交ヲ張ラント欲セバ財政ヲ鞏固ニセザルベカラズ、内治ヲ舉ゲント欲セバ行政ヲ質素ニセザル
ベカラズ、是則兩政整理ノ最急務タル所以ナリ。抑モ兩政ノ整理ハ相待チテ兩ナガラ離ルベカラズ、而シテ財政
ノ基礎未ダ薄弱ヲ免レズ、之ガ基礎ヲ確立スルノ財源無キニアラズト雖モ近年頓ニ膨脹シタル行政ヲ刷新シ專ラ
内子政務ニ支障ナキ限リハ之ヲ消極ニシ、外國力ノ能フ限リハ之ヲ積極ニシ以テ可成財政ノ餘裕ヲ存置シ、尙國
費ニ乏シキトキハ別ニ良財源ヲ發見シテ之ヲ補足スルノ外他途ナカルベシ、是ヲ以テ今茲ニ陳ゼント欲スル卑見
ハ兩政ノ整理ト題スト雖モ主トシテ最新刷新ヲ爲スベキ財政ニ伴フ行政ノ整理上ニ關スル事項ヲ概叙シ兼テ之ニ伴
ハザル事項ヲモ附述シ以テ萬分一ノ御參考ニ供スルニ過ギザルノミ、忠一性素ヨリ狂愚區々常ニ國ヲ憂ヘテ時ニ
寢食ヲ忘ル、先是屢々上書シテ痛切國務ヲ論ゼリ、就中明治二十一年十二月憲法政費地方制度ノ三大綱目ニツ
キ時ノ黒田内閣總理大臣ニ建白スル所アリ、若シ其ノ政費ニ關スル卑見ニシテ今日マデ持續善ク行ハルレバ復タ
奚ソ憂々ノ整理ヲ須キン嗚呼惜哉所謂行政整理トハ即チ政費節減ヲ意味シ贅澤ナル行政機關ヲ廢スベキハ勿論假
令贅澤ナラザルモ苟モ支障ナシト認ムベキモノハ之ヲ廢シ就中政費ノ膨大ナルハ事業費ノ外俸給額及歳費額等ノ
不生産費ニ在ルヲ以テ凡行政ニ妨ナキ限リハ痛ク之ヲ節減シ我邦現時ノ財政上非常ノ急ヲ救フニ非ザレバ獨立シ
テ國權ヲ持續スルニ最緊要ナル海軍ヲ擴張スルコトヲ得ザルニ因リ、瑣々タル事情ヲ顧ルコトナク斷々乎タル御
決心ヲ以テ勇往邁進眞ニ根本的整理ノ目的ヲ貫徹セラル、ニ非ザレバ則兩政ノ整理ハ遂ニ姑息ニ止マリ、内治何
レノ時ニカ能ク舉ルコトヲ得ン、外交何レノ時ニカ全ク張ルコトヲ得ン、眞ニ根本的行政整理ノ目的ヲ達セント

セバ中央ト地方トノ區分ヲ立テ先以テ左ノ方針ヲ決定スルヲ要ス。

第一 行政機關ヲ廢合シ冗官ヲ廢シ事務ヲ緊縮スルコト

行政機關ノ廢合例ヘバ各省中之ヲ廢スルモ政務ニ妨ナキ省ヲ廢シテ其政務ヲ最便宜ト認ムル省ニ合セ分屬セシメ
若シ、之ヲ廢シ獨立國ノ體面ヲ缺クノ恐アレバ大臣ヲシテ彼此兼攝セシメラレバ可ナリ、且各局課ノ廢合例ヘ
バ内務省中ノ衛生局ヲ警保局ニ、社寺局ヲ庶務局ニ、農商務省中商工局山林局ヲ農務局ニ、文部省中實業學務局
ヲ專門又ハ普通學務局ニ合スルノ類ニシテ其他ノ各省等モ亦之ニ準ジ局課學校其外各機關ノ廢合ヲ行フモ政務ヲ
舉ルコトヲ得ベシ、畢竟政務ノ舉否ハ人ニ在リテ機關ニ非ザルナリ、加施司法機關(控訴院裁判所)ノ廢合スベ
キモノ蓋シ亦多カルベシ、夫如此各省及局課學校並司法機關ノ廢合ヲ行フトキハ多少政務ノ縮少又ハ人民ノ不便
等ヲ免レザルモ財政ノ基礎ヲ確立スルノ必要アルヲ以テ之ヲ忍ブノ不得已ノミ、右ノ外冗官ヲ廢シテ職責ヲ重
ジ專ラ其事務ヲ緊縮スルコトヲ勉ムベシ事務ヲ緊縮セントスルニハ先ツ法令ノ改廢ヲモ之ヲ斷行シ勉メテ煩雜ヲ
避クルコトヲ要ス、但冗官中各國務大臣ノ監督諮問ニ屬スル都テノ會ヲモ包含ス、本按ノ如ク行政機關ノ廢合ヲ
斷行セラレ冗官ヲ廢シテ職責ヲ重シ事務ヲ縮少セラレバ則巨額ノ俸額ヲ節減スルコトヲ得ルヲ以テ多數ノ冗
員ヲ陶汰スルト同時ニ職務ノ勞逸繁閑ヲ考査シ之ニ適當スル俸給ヲ與ヘザルベカラズ、要之勞且繁ナルモノハ現
俸ニ止メ、逸且閑ナルモノハ現俸ヨリ之ヲ減ズルノ方針ヲ取リ此際一大改革ヲ行フトコトヲ要ス、但從軍中ノ武官
及在外ノ外交官ハ現俸ヨリ之ヲ増スヲ妨ゲズ。

第二 歳費ヲ節減シ休職退職給及兼務俸ヲ廢スルコト

帝國議會議員歳費ノ如キハ現制ノ多額ヲ要セズ、畢竟之ガ多額ニ過グルノ弊ヤ實ニ恐ルベキ現象ヲ呈セリ、夫ノ
神聖ナル選舉法ノ改正アルモ之ヲ從前ニ比シ却テ劇烈ナル競争ヲ惹起シ甚シキ醜態ヲ演ゼリ、僅ニ三ヶ月ノ會期
ニシテ歳費二千圓之ニ旅費日當ヲ累加セバ優ニ國務大臣年俸ノ上ニ在リ、議員ノ椅子ヲ希フニ非ラズシテ其歳費

ヲ望ム滔々皆是ナリ、之ヲ如何ンゾ幾様ノ手段ヲ盡シテ選舉場裡ニ劇争セザルヲ得ンヤ、剩へ衆議院議員ハ豫算ノ先議權ヲ有シ財政ニ參畫スルノ重任ヲ帶ブルトセバ財政ノ整理トシテ先ツ自ラ其歳費ヲ半減スルハ蓋シ全國選舉人ノ双手ヲ舉ゲテ相共ニ贊成スル所ナルベシ、故ニ議院自ラ提出スベキハ當然ナルモ言フベカラザル事情ニ制セラレテ之ヲ敢テセザルヲ以テ次ノ議會ニ向テ他ノ整理ト共ニ斷然之ヲ提出セラレ以テ政費ノ幾分ヲ節減シ併セテ其弊ヲ芟除シテ眞誠ナル愛國ノ士ヲ輩出スルヲ切望シテ已マズ、

休職給退職給及兼務俸ノ如キハ實ニ受クベカラザルノ恩典ニツキ財政ノ整理ニ伴ヒ之ヲ全廢スベキハ理ノ當然ナリ。

第三 事業費ヲ節減シ又ハ之ヲ繰延ブルコト

世運ノ進暢ニ隨ヒ電話鐵道等交通機關ハ勿論其他各般ノ公益事業ヲ擴張スベキハ固ヨリ望ム所ナリト雖モ財政ノ困難ニ遭遇シテハ勢ヒ之ヲ節減シ必要ト認ムルトキハ之ヲ他年ニ繰延ルノ不得已ニ出ヅルノ外ナシトス

第四 諸經費ヲ節減スルコト

諸經費トハ各官廳毎年度ノ通常經費ニシテ前各項ノ外ニ尙ホ節減シ得ベキ費途ハ勉メテ之ヲ節減シ以テ専ラ國費ノ充實ヲ圖ルニ在リ

第五 事實急要ヲ認メザル國庫補助政策ヲ停止スルコト

國庫補助政策ハ國庫充實ナルトキハ國家ノ公益事業ヲシテ發展セシムルノ手段トシテ必要ハ則チ必要トイフト雖モ財政困難ナルニ方リテハ從來補助シタル海員養成、水難救濟、運輸、航海、其他國家急要事業ニ對シテハ之ヲ繼續セザルコトヲ得ザルモ否ラザル事業ハ都テ自今之ヲ停止シテ補助セザルノ方針ヲ採ルノ外ナシ。

前各項ノ外兵役年限ヲ短縮シテ之ヲ擴張スルコト先進國タル獨ノ已ニ施行セシ所此邊充分ノ御講究ヲ要ス前二項中俸給及四項ハ獨リ中央政府ノミナラズ地方廳モ亦同ジ

如何ニ財行兩政ノ整理ヲ斷行セラル、ト雖モ之ヲ實行スル當局者其人ニ依リテ舉否ノ判然タルモノナレバ上中央政府ヲ始メ下地方廳ニ至ルマデ官吏ノ選叙黜陟ヲ公平ニセラレ毫モ偏頗ナク可成各地方ヨリ之ヲ選拔セラレ單ニ學理ノミニ馳セズ實務ニ通曉スル人材ヲモ登庸セラル、コソ最急務ナレ。

以下地方廳ニ就テ方針トスル所ヲ掲ゲン
一、府縣ヲ合併スルコト

方今鐵道四通八達交通漸ク便利ニ赴キ現制ノ如ク多數ノ府縣ヲ置クノ必要ヲ認メズ、須ラク區域ノ廣狹ト風土人情トヲ查察シ小縣ヲ他ノ府縣ニ併セ一層知事ノ責任ヲ重カラシムベシ、而シテ傍ラ政費ヲ節減スルハ行政ノ整理上亦急務タルベキヲ信ズ

二、稅務監督局ヲ始メ各地方ニ割據スル大林區署、土木監督署、煙草專賣支局等ヲ廢シ之ヲ府縣知事管理ノ下ニ屬セシムルコト。(宏註。以下理由省略)

三、郡組合法ヲ設定シ小郡ヲ大郡ニ組合セ其他適宜之ヲ組合セルコト

四、稅務署其他ノ官署出張所ヲ郡長管理ノ下ニ屬セシムルコト

五、地方官ノ選叙ヲ慎重ニシ及地方廳ノ機關ヲ改善スルコト

我國ノ歳入ハ之ヲ明治三十六年度ニ徵スルニ凡二億五千萬圓而シテ本年度限り地租増徴ヲ止ムトセバ翌年度歳入ニ於テ凡一千六百萬圓ノ缺陷ヲ生ズルモ幸ニ前陳ノ卑見ヲ採擇セラレ之ニ依準シテ財行兩政ノ整理斷行セラル、トキハ別ニ公債政略ヲ須キズシテ海軍擴張ハ勿論其他ノ政務ヲ施爲スルニ敢テ難カラザルベシ、忠一其局ニ當ラズシテ妄リニ言ヲ建ツ、固ヨリ其實實ニ暗キヲ以テ或ハ肯綮ニ中ラザルコトアルベシト雖モ知テ言ハザルハ忠ニ非ラズ、願クハ閣下宏量寬懷ヲ以テ幸ニ之ヲ咎ムル勿レ 忠一恐惶敬具

明治三十六年七月

内閣總理大臣 伯爵 桂 太郎 殿

是歳八月 磐田郡裁縫教員同窓會に付左の文を寄せて獎勵せり。然るに此同窓會に對しては、特に糸針の業の年頃の丹精を旨とあらまほしければ、よくおのが分を守りて只管によきすべもがなと思ひ運らし、ふさはしと思はむことはなべてそを同窓會に持出で、共にきほひ互に評しあひなば其驗いか計りぞ、古の聖の藍より出で、藍より青き譽を期すべきやう諭して、其生ひ立ちの健ならむことを念じたることなるも、熱心の足らざる爲一年にして中止するに至れり。是果して誰れの責ぞや。

裁縫は女子の天職なり

如何なる布帛も裁縫の力を假らざれば衣服とならず、衣服は人の寒暑を防ぎ、人の品位を保つ。抑も小學校に於て兒童に教育する學科は修身國語算術及體操なるも女子には特に課すに裁縫を以てす。是裁縫は女子の天職たるが故なり。天職とは即ち天より授けられたる職業なり、何故獨り女子にのみ此天職を授けられたるか。裁縫は神代の昔より之を女子の職業とせられたるに始まる、男子は外に出で、他の職業を營み女子を養ふが故に衣服までの世話は出來難し、女子は内に居て家政を掌る、而して裁縫は家政の一部なり。されば裁縫は女子の天職として最も心懸けざるべからず。矧んや裁縫教師としては猶更の事なるをや。されど小學校に於て教育する學科中裁縫より難きはなし。是教授時間の少きと兒童の裁縫思想に乏しきとに由る。是を以て教師は如何に勉むるも尋常小學科卒業までに普通の裁縫を爲し得るに至るはいふべくして行ふべからず。されば如何にして此天職を盡し、如何にして之を全うせしむべきや。愚按を左に申陳べむ。

一、各小學校内に裁縫專修科を置き普通時間外に尋常科卒業及高等科修業の者に對し之を補教すること

二、女子の裁縫思想を啓發するが爲め其天職たる所以の原理より推して女子の裁縫に對する責任及女子にして裁縫を知らざれば女子にして女子ならざる所以等を講話すること但し此講話は其校長をして行はしむれば更に可なり。

三、一通りの裁縫品を備へ置き時々父母後見等をして參觀せしめ、其巧拙を説明すること。

四、時々裁縫講話會を開き前記二其他必要の事項を指摘し其町村内の盛年女子をして聽聞せしむること。

五、裁縫は單に新規に限らず古著類の縫方繕方及洗張等に至るまで綿密に教授すること。

右の愚按にして普く善く行はれなば本郡に於て他郡に先ち裁縫教員講話會を開き多數の教師を出したるの効著しく裁縫の普及は勿論女子の就學獎勵上亦裨益するところ少からざるべし。

是歳九月 久保田文部大臣親任に付左の建白を爲せり(二十五)。(安註。當時教科書事件の疑獄、世間を騒がせたるの不詳事項類發したるが爲めなり)

文部大臣宛文教刷新ノ儀

夫レ教育ノ弛張ハ國家ノ隆替ニ關シ學政ノ良否ハ輒チ教育事業ヲシテ忽弛張セシム、是ヲ以テ之ガ樞機ヲ掌ルモノ近ク諸レヲ既往ニ鑑ミ遠ク諸レヲ將來ニ慮リ、局論ヲ排シ情弊ニ克チ確乎不拔ノ大方針ヲ定メテ之ニ基キ斷ミ乎トシテ之ヲ遂行セザルベカラズ、嗚呼教育ノ弛メル今日ヨリ甚シキハナシ、教育社會就中教育ノ官職ヲ奉ズルモノ奢靡ニ流レ貪汚ニ陥キリ、遂ニ前代未聞ノ醜獄ヲ頻起シ教育ノ神聖ヲ瀆シ君子國ノ美名ヲ辱ムルニ至リ、憂國慨世ノ士ヲシテ竊ニ行政ノ監督權全ク地ニ墜チ司法權ニ蹂躪セラル、コトヲ憤慨セザル能ハザラシム、行政監督權ノ振ハザルヤ忽チ官公立學校及私立學校ニ波及シ竟ニ德育ノ衰替ヲ醸シ、就中學校ノ濫設及其設備ノ不完全ナル凡百ノ子女ヲシテ將來ヲ誤ラシムルヲ憂フルヤ尙シ、抑モ從來ノ積弊ハ一朝ニ之ヲ洗除シ難シト雖モ時ニ追ンデ之ヲ洗除セザレバ將タ何レノ時ヲ待タン、唯今ノ時ヲ然リトス矧ンヤ多年教育ニ經歷アル文相ニ遇フオヤ、乃チ今其時ニ追ベルヲ好機トシ右ニ關スル外學政ノ刷新ヲ要スル事項ヲ左ニ列叙シ以テ敢テ御採擇ニ資ル、是一

己ノ私言ニ非ラズ殆ンド全國局外者ノ輿論タルベキヲ確信シテ毫モ疑ハザル所ナリ。

第一 收賄ノ疑獄ニ入りタルモノハ其罪ノ有無輕重ニ拘ラズ自今之ヲ教育ノ官職ニ採用スルコトヲ防止セラレ以テ教育社會ノ空氣ヲシテ單清純潔ナラシムルコト

國家教育ノ目的ハ德ヲ獎メ智ヲ増シ體ヲ練ルニ在リ、如何ニ體健ニ智優ルト雖モ德之ニ伴ハザレバ其害延テ國家ノ危殆ヲ招クニ至ル、夫レ德ヲ獎ムルノ道ハ種ミアルベシト雖モ尤モ社會ノ制裁ヲ重シ修靡ヲ戒メ貪汚ヲ禁ジ殊ニ清白ヲ貴ブノ美風ヲ啓發誘導スベキ重キ責務ヲ有スル教育ノ官職ニ居リ乍ラ修靡ノ爲、貪汚ノ爲自ラ甘ンジテ他ノ賄賂ヲ受ケ、徒ニ一身一家ノ口腹ヲ肥スニ至リタルノ舉措ハ實ニ驚入りタル始末ニシテ嘗ニ教育ノ神聖ヲ瀆スノミナラズ千載不易ナリシ我大日本帝國ナル君子國ノ名ヲ辱シム、加施教科書採用ニ關スル收賄ナレバ全國幾百萬兒童ノ頭上ニ繫レリ、假令書肆ノ誘惑ニ之レ由ルト雖モ己レガ精神廉潔ニシテ苟モ貪汚ノ意思微カリセバ之ヲ峻拒スベキハ當然ナリ、然ルニ事此ニ出デザル教育者ハ眞ノ教育者ニ非ザルヲ以テ好シ其學問技術ニ富メルモ其精神既ニ腐敗シタレバ將來之ヲ教育社會ニ齒セシムベカラズ所謂之ヲ豺虎又ハ有北ニ投卑センノ類ノミ、若シ或事情ニ制セラレ寬典ヲ以テ再ビ之ヲ教育ノ官職ニ採用セラル、ガ如キコトアラバ教育ハ彌ミ墮落シテ德育全ク地ニ墜チ國家ノ元氣斯ニ衰亡シ、復タ救藥スベカラザルニ至ランコトヲ恐ル、依テ全ク罪跡アルモノハ其輕重ヲ問ハズ再ビ之ヲ採用セラル、ガ如キコト萬々無カルベキヲ信ズト雖モ、其中或ハ時効ニ罹リ又證據不充分ニ依リ幸ニ罪ヲ免カレタルモノニ對シテモ亦前同様都ベテ之ヲ其官職ニ採用セラレザルコトヲ要ス、何トナレバ則チ均シク是教育ノ最モ嫌惡スベキ收賄ノ罪名下ニ於テ一旦監禁セラレタルモノナレバ時効又ハ證據湮滅等ノ爲メ幸ニ其罪ヲ免カル、ト雖モ尙之ヲ恕スベカラザルモノアリ、此等ノ如キモ亦將來之ヲ採用セラレズ以テ教育社會ノ空氣ヲシテ些ノ濁ヲ容レズ單清純潔ナラシメラル、コト該疑獄事件善後策ノ最急務ナリ。

第二 德育即一層精神教育ヲ盛ニスルノ方法ヲ企畫シ以テ社會ノ品位ヲ高ムルコト

前述ノ收賄疑獄事件ニ依リ以テ德育ノ頹敗ニ溯セルコトヲ證スルニ餘リアリ、其他一々之ヲ枚舉スルニ遑アラズト雖モ最近教育社會就中教育ノ官職ヲ奉ズルモノ修靡風ヲ成スヤ貪汚飽クコトナキコトヲ傳フ、何ゾヤ夫ノ官公立學校ノ職員ガ大抵自己ノ教務アルニ拘ラズ擅ニ私立學校教授ノ囑託ニ應ジテ多額ノ報酬ヲ受ケ地方講習會ノ招聘ニ應ジテ亦多額ノ謝儀ヲ受クルガ如キ而カモ堂ミタル大家トシテ亦恬然之ヲ受クルコトヲ愧ヂズ、道德ニ貴ブ所ノ清廉ハ地ヲ拂テ跡ヲ絶ツニ至レリ。

抑モ政府及地方廳ノ俸給ヲ受ケ其教務ヲ重ンズルトキハ容易ニ之ガ囑託又ハ招聘ニ應ズルコトヲ得ザル筈ナルニ自ラ喜ンデ之ヲ承諾スルハ私立學校又ハ講習會ノ爲メニハ都合ヲ得ベシト雖モ之ニ反シ其本務ニ影響アルモノアリ、故ニ事實其本務ニ妨アラザル限りハ可成之ガ囑託又ハ招聘ニ應ゼシムルハ教育ノ普及ノ爲寧ロ希望スル所ナルモ其報酬謝儀ノ如キハ國家ニ貢獻スル身ニシアレバ可成實費辨償ニ止メ、多額ノ報酬又ハ謝儀ヲ受クルガ多キヲ避ケシムルコト是則德育普及上ニ關スル唯一ノ先鞭トモ謂フベシ、上好ム者アレバ下焉レヨリ甚シキモノアリトノ金言ニ違ハズ教育ヲ授クルモノ、躬行實踐ハ眞ニ教育ヲ受クルモノニ及ボスコト恰モ鏡ノ影ヲ照ラスガ如シ然ルニ上大學ヨリ下小學ニ至ルマデ官公立ト私立ト問ハズ率ネ智育ニ傾キ德育ヲ勉メザルニハ非ザルベキモ較ミ進マズ却テ退歩ノ兆ヲ露ハセリト聞ク、如何ニ智育盛ナルモ德育衰フレバ精神アル人物ヲ養成スルコトヲ得ズ、抑モ教育ノ目的ハ人物ヲ養成シ以テ國運ノ隆昌ヲ圖ルニ外ナラズ、隨テ智育體育兩ナガラ益々之ガ獎勵ヲ怠ラザルベシト雖モ就中德育即チ精神教育ニ關シテハ一層之ヲ盛ニスルノ方法ヲ企畫セラレ官公立學校ヲシテ齊シク之ヲ遵行セシメラレ、以テ今一層將來社會ノ品位ヲ高メラレンコトヲ切望ス。獨リ教育官職者ノミナラズ一般官吏ノ收賄公吏ノ瀆職其他實業界ニ至ルマデ社會ノ廉恥殆ンド地ヲ拂フガ如キ感アラシムルハ畢竟德義ノ頹敗ニ歸著ストイフモ亦決シテ過言ニ非ザルベシ、今之ヲ挽回スルノ道ハ速ニ德育即精神教育ヲ盛ニスルノ方法ヲ企畫シ各學校ヲシテ之ニ基キ益々德育ヲシテ盛ナラシメ以テ第二ノ國民タル學生等ヲ涵養スルヲ最急務ト認ム

第三 教育ノ盛衰ハ行政監督ノ正否ニ關スルガ故ニ行政監督方法ノ改良ヲ講ズルコト

凡ソ全國ノ大中小其他各種學校ハ都ベテ文相ノ監督權ニ在ラザルハナク而シテ其監督ノ正否ハ眞ニ各學校ヲシテ盛衰セシム故ニ其監督ノ方法ハ最嚴正周密ナラザルコトヲ得ズ、是本省ニハ各局長視學官アリ、各學校ニハ校長アリ地方トシテハ長官及視學官其以下ニモ各責任者アル所以ナリ、斯ク機關ノ設アルニ拘ラズ教育ノ未ダ盛ナラザルハ蓋シ其機關ノ働未ダ全カラザルニ之レ職由セズンバアラズ、假令其機關備ハルモ若シ働カザルトキハ教育ノ促進得テ望ムベカラズ、夫レ各學校及各地方共ニ責任者アリト雖モ若シ之ニ任セテ監督ヲ等閑ニ附スルトキハ教育ノ進歩ヲ期スルコト得難シ、是ヲ以テ自今文相以下各局長視學官等監督條規ヲ定メラレ、毎年必各學校及各地方ヲ巡察シ、又ハ之ヲ巡察セシメラレ、專ラ實際的ニ著眼シテ形式的ニ流ル、コトナク教育各般ノ事務ニ就キ非違ヲ董督シ、將來ノ方針ヲ貫徹セバ則チ以テ教育ノ改良上進ヲ期スベシ、就中之方監督ヲ行フ巡察官ニ最適任者ヲ選バザルベカラズ、如何ニ文相聰明英達ナリト雖モ一人ニシテ萬事ニ萬能ナルコト能ハザレバナリ、所謂適任者トハ學識材幹兼備ナリ、尤モ實務ニ通曉シ且巡察官トシテ德望ヲ有スルモノタルベシ、若シ否ラザレバ監督ノ威信ナキコトヲ憾ム、又地方學事巡察官トシテハ最モ地方ノ實務ニ通曉スルモノヲ選バル、コト必要ナリ、夫ノ地方視學官ノ如キ或ハ以テ冗官ト爲シ之ヲ廢スベシトノ廟議アルヤニ聞クモ、是決シテ冗官ニ非ラズ、苟モ其人ヲ得テ而シテ本省ヨリ授ケラル、所ノ監督方法等之ガ宜キヲ得バ地方教育ノ促進ヲ爲スニ實ニ無カルベカラザル機關ナリ、然ルヲ況ンヤ地方教育事業ノ改良ヲ要スベキコト前途尙ホ遠遠ナルオヤ、畢竟冗官ノ譏起ルハ夫ノ收賄疑獄事件ニ之レ由ルガ如シト雖モ疑獄ノ如キハ即其人ノ自ラ作セル殃ナルヲ以テ別問題ニシテ之ヲ混視シテ眞ニ之ヲ冗官ト稱スルハ實ニ皮相ノ謬見ナリト謂ハザルベカラズ、依テ本省ニ於テ速ニ地方教育監督條規ヲ改善セラレ之ニ依リ嚴密ニ監督ヲ行ハシムルトキハ其効益多大ナルベシ、若シ皮相ノ謬見ヲ以テ口ヲ些少ノ政費ヲ省クニ藉リ、頓ニ之ヲ廢スルガ如キコトアラバ地方ノ教育ヲ促進スル機關ヲ絶ツニ至ランコトヲ恐ル、要之其人

又ハ其方法ノ善カラザルガ爲メ頓ニ此要官ヲ廢スルハ早計ノ甚シキモノニシテ所謂朝令暮改、將來教育ノ前途改良ヲ圖ルノ方針ヲ違ヘルモノナリ。

第四 國家教育機關ノ配置ハ國運ノ進暢ヲ圖ルヲ以テ其基礎トシ、而シテ初等國家教育機關ノ經費ハ國力ノ能フ限リ漸次國庫ノ支出ヲ増加セラレ併セテ其機關ノ内部ヲ改善セラル、ト同時ニ國民教育ノ根源タル小學教員ノ待遇方法ヲモ改善セラレ以テ專ラ國家教育ノ大革新ヲ圖ルコト

教育ノ要ハ專ラ國運ノ進暢ヲ圖リ以テ列國ト對峙シ國力ヲ競フニ在リ、故ニ國家教育ノ機關ヲ設備スルヤ善ク時世ヲ鑑ミ將來ヲ稽ヘ、之ガ配置ヲ宜クセザルベカラズ、我邦ノ文運ヲシテ旺盛ナラシムルノ必要ヲ認メラレ、系統的大中小學聯絡ノ機關ヲ配置セラレ、小學ヨリ中學ニ、中學ヨリ高等學校ヲ經テ大學ニ入ルノ門戸ヲ開通シテ之ヲ獎勵セラル、ノ結果各大學ヲ卒業シ、又ハ入學スルモノ歳々多キヲ加フ、此勢ヲ推シテ之ヲ觀レバ學士林ノ如ク殆ド使用ノ途ナキニ至ラン、依テ最早其入學ハ之ヲ自由ニ任セ小學ヨリ中學ニ入り、中學ヨリ各專門學校ニ入ルマデノ聯絡ヲ獎勵スルニ止メ、速ニ高等學校ナル聯絡機關ヲ廢止シテ其系統ヲ絶チ匿ニ之ヲ大學豫備門トシ漸ク大學ノ門戸ヲ縮小セシムルコトヲ要ス、且列國ト對峙シ國力ヲ競ハント欲セバ最大多數ノ國民ヲ教育スルニ在リ此重任ハ小學教員ニシテ小學教員ノ根本ハ各府縣尋常師範學校ニ在リ、尋常師範學校ノ根源ハ高等師範學校ニ在リ、此初等國家教育機關ハ國家ノ富強ヲ產出スル父母ナルヲ以テ國庫ノ能フ限リハ漸次之ガ經費ヲ増加セラレ以テ其設備ヲ全ウセザルベカラズ、殊ニ師範學校ニ於テハ前述ノ精神教育ヲ基礎トシ、學科ノ研究ノミニニ馳セズ始ヲ入學ニ慎ミ、終ヲ卒業ニ敬ミ、國家富強ノ父母タルニ堪ユルノ人物ヲ養成スルコトヲ勉メザルベカラズ高等師範學校ノ内部ニ於テハ此大旨ニ副フコトヲ勉メラル、コトヲ疑フニ非ラズト雖モ尋常師範學校ヨリ出ヅル者ヲ觀ルニ往々輕佻浮薄ノ風アリテ俸給ノ多寡ヲ以テ其進退ヲ輕忽ニシ、其職務學ヲザル者蓋少カラザルベシ、是ヲ以テ父兄ノ之ヲ見ルコト恰モ雇夫ノ如ク、教員亦自ラ以テ足レリトス、夫レ如此ナレバ將タ何ヲ以テ國民教

育ノ重任ヲ託スベケンヤ、國家ノ爲メ轉々慨歎ニ堪ヘズ、是畢竟尋常師範學校ノ養成未ダ至ラザルニ之レ職由ス
ト雖モ抑亦現行小學教員ノ待遇法之方宜キヲ得ザルモノ多キニ居ル、如何トナレバ則チ其俸給ハ曩キニ少クモ國
庫補助ノ規定ヲ設ケ較ミ之方待遇ヲ厚クセラル、モ夫ノ判任官ヲ以テ之ヲ待遇セラル、ノ一事ハ實ニ小學教員ヲ
シテ今日ニ下落セシメタルノ大原因ニシテ少ク志アル者ハ之ト齒スルヲ愧チ中學生ノ如キモ亦之ヲ冷看スルニ至
リ、之ニ入學スルモノハ率ネ徵兵忌避者ニ非ザレバ則チ貧民ナリトノ局外觀アラシム、發令ノ當時ニ方リ文部當局
ニ對シ痛論シタルモ行ハレザルヲ遺憾トスルヤ尙シ、要之小學教員ハ國民教育ノ重任ヲ負フヲ以テ多少ノ名望財
産アルモノニ非ザレバ單ニ學科ノミニ倚リテ父兄ヲ尊信セシムルコト能ハズ、隨テ兒童ヲモ感化スルコトヲ得難
シトス、依テ速ニ判任官ノ待遇法ヲ改メラレテ名譽職トシ俸給ヲ改メテ報酬トシ、國力ノ能フ限り之ヲ下賜セラ
レ人爵ノ輕キヲ去テ天爵ノ重キニ就キ可成厚ク之ヲ待遇セラル、ニ至ラバ教員自ラ其地位ノ重キニ鑑ミ、是迄ノ
如キ利祿心ニ傾カズ、之ガ養成ノ根本タル師範學校亦其目的ヲ以テ之ヲ涵養セバ父兄ノ之ヲ尊信スルハ勿論第二
ノ國民タル全國幾百萬兒童ノ感化上至大ノ効益ヲ見ルニ至リ、始メテ國民教育ノ重キヲ託スルコトヲ得ベク、而
シテ直接ニハ社會ノ儀表トナリ間接ニハ社會ノ道德ヲ進メ將來國家ノ富強ヲ產出スル父母タリ、以テ列國ト對峙
シテ國力ヲ競フコトヲ得ベシ、凡ソ教育ノ革新ヲ行フコト一ニシテ足ラズト雖モ前述ノ如キ大革新ヲ行ハル、ハ
最急務中ノ急務タリ。

第五 私立學校ノ濫設及其弊害ヲ矯制シ以テ一層完全ナル學校ニ入リタル學生ノ眞價ヲ保障スルコト

私立學校ノ濫設ハ文明ノ餘光教育ノ爲メニ賀スベキニ似タリト雖モ其濫設ハ之ヲ矯制セザルベカラズ、夫ノ何大
學トイヒ、何ニ中學トイヒ其他種々ノ名稱ノ下ニ學校ヲ濫設シ徒ニ生徒ヲ取ルニ汲ミ惟レ日モ足ラザルガ如シ、
以是名ハ大學ヲ卒業シ中學ヲ卒業スト稱スト雖モ其實ハ却テ然ラザルモノアルノミナラズ、其亂行モ亦甚シキモ
ノアリ、名ノ實ニ副ハザルハ即チ社會ノ風紀ヲ紊ルモノナリ、斯カル濫設ノ爲メ所謂玉石混淆其設備ノ完全大學

校ニ於テハ固ヨリ願ルニ足ラザルガ如シト雖モ苟モ其實ヲ有セザル虛名ノ私立學校ハ監督權ヲ以テ速ニ之ヲ矯制
セザルベカラズ、畢竟斯ル濫設ニ至リタルハ即其教師タル者率ネ官立學校ノ職員就中大學教授連ニ囑託シテ之ニ
多ク報酬ヲ與ヘ以テ之ヲ利用シ得ルニ在リ、爲ニ其甚シキハ其本務ヲ曠クシテ毎日數校ニ巡教スルモノサハアル
ニ至レリ、如何ハ黃白ハ人ノ欲スル所ナリトハイハ實ニ自ラ飽クコトヲ知ラザル教育者ナリト謂ハザルヲ得ズ、
故ニ行政ノ監督權ヲ以テ少ク該職員ノ囑託巡教ヲ監督シ之ヲ是正セラルレバ即私立學校ハ忽チ教師ニ差支ヲ生ズ
ベキヲ以テ大抵自然閉鎖セザルヲ得ザルニ至ルベシ、殊ニ私立學校中往々徵兵猶豫ノ特典ヲ濫用シ既ニ其事故已
ミタルモノニモ尙在學ノ證明ヲ與ヘテ猶豫セシムルモノスラアリ、果シテ然ラバ其弊害モ亦實ニ極點ニ達セリト
謂フベシ、是迄ノ文部省ガ私立學校ニ對スル監督權ハ比較的ニ行届カレタルハ夫ノ私立學校ノ方面ニ於テ動モス
レバ輒チ文部省ヲ稱シテ私立學校征伐ト惡評シタルヲ以テ證スベシ、畢竟私立學校ノ設備不完全ナル到底嚴正ノ
監督ニ堪ヘザルヲ以テ之ガ監督ヲ弛メント欲スルノ眞意ナルヤ、文部省ハ斯ル惡評ニ顧慮セラル、コトナク益ミ
之ガ監督權ヲ張ラレテ其内容ヲ指摘シ、苟モ不都合アリト認メラル、トキハ毫モ寬假セラル、コトナク其設備ヲ
完全ナラシメ、到底其見込ナキモノハ斷然タル處分ヲ施サル、ヲ要ス、右ハ無許可學校ハ勿論假令既許可ノ學校
ト雖モ苟モ其表裏相反シ其名實相違フモノ亦同様ノ手段ヲ施サレ、以テ其完全ト認ムル學校ハ正當ニ之ヲ保護セ
ラレ之ガ發展ヲ望ムモノ之ガ濫設ヲ防遏セラレ其設備ヲシテ完全ナラシムルト同時ニ前述及其他有ユル弊害ヲ芟除
スルニ勉メラレ以テ完全ナル學校ニ入リ完全ナル教育ヲ受ケタル善良有爲ナル學生ノ眞價ヲ保障セラレ以テ國家
教育ノ神聖ヲ維持スルノ必要ヲ認ム。

是歲十月 磐田郡農會役員ノ同意を得て靜岡縣農會常議員會に提出し同感を得たる耕地整理期成規
約實施規程案左の如し。(宏註。父は耕地整理に就ては非常に熱心にして父の力に依りて成
功したる事業頗る多し、靜岡縣に於ける新業實施の先驅を成せり)

耕地整理期成規約實施規程案

第一條 縣農會ハ郡町村農會ト戮力協心本縣下一般耕地整理ノ普及ヲ圖ルガ爲メ主導シテ各郡每町村若ハ數町村ヲ合セ耕地整理期成規約ノ締結ヲ促シ勉メテ之ガ實施ヲ獎ムルモノトス但本文耕地整理ヲ行フトキハ灌水排水工事ヲモ併セテ行フコトヲ期スベシ

第二條 縣農會ニハ前條ノ規約ノ締結ヲ容易ナラシムル爲メ左ノ事業ヲ行フ

一、耕地整理期成規約標準ノ制定頒布

二、耕地整理普及講話會ノ開催

三、技術員ヲ派遣シテ耕地整理工事ノ設計ヲ爲サシメ且毎年經濟ノ許ス限リ該設計費ヲ補助スルコト

四、耕地整理工費ノ負債ヲ必要ト認ムルトキハ官廳及銀行等ニ對シ可及斡旋スルコト

五、前各項ノ外耕地整理上ニ關シ可及都テノ便宜ヲ與フルコト

第三條 前條第三項ニ依リ技術員派遣ニ要スル旅費及設計費補助規程ハ常議員會ノ議決ヲ經テ別ニ之ヲ定ム

第四條 本縣下一般耕地整理ノ成功ハ明治三十七年ヨリ向フ十年以内ニ期スルモノトス

第五條 耕地整理期成規約ハ本年 月迄ニ之ヲ締約該委員等ヨリ郡町村農會ヲ經テ其寫ヲ添ヘ遲滞ナク縣農會ニ報告スルコトヲ要ス

該規程第二條中第三項の實行を計畫するが爲め、時の縣農會長西ヶ谷可吉、同顧問農學士高橋昌に獻策し本縣勸業資金を以て從事の縣營を變更し之を縣農會に委付することを縣當局及縣會に交渉の結果翌年度より其利子金二千有餘圓を縣農會に交付せられ縣農會は更に耕地整理獎勵規程を制定し之に對する技術家を採用し起業者の請に應じ無料設計を行ふこととし大に該工事の發展を畫策したり。

是歲十一月 報德社刷新の議を累ねて岡田社長に寄す。

報德社刷新ノ議

伏シテ溯リ之ヲ稽フルニ我太古ノ事ハ遼タリ、畏クモ

天照大神ニ追ビ親ク三種ノ神器ヲ 天孫ニ授ケ給ヒ、以テ國體ノ基礎ヲ確立シ給ヒシハ實ニ尊クモ嚴カナレ其後儒佛二教ノ入り來リテ兩ナガラ文化ヲ翼ケ風教ヲ補フト雖モ國體ハ巍然トシテ動カズ、却テ愈々國光ヲ増セリ、降テ近世ニ至リ基督教モ亦來リテ之ヲ信ズル者漸ク加リ、而シテ國體ハ依然金甌無缺、愈々國光ヲ放テ世界ニ昭ラカナリ、抑モ儒佛耶三教ノ開祖ハ實ニ世界空前ノ三大偉人ニシテ萬古ノ活眼ヲ以テ名教ヲ垂ル、モ其理義或ハ國體ト相容レザルモノナキコト能ハズ、唯國體ヲ本トシ他教ノ萃ヲ拔キテ之ヲ羽翼ト爲シタルハ即報德教ニシテ其開祖ハ實ニ我邦絶代ノ一大偉人ナリ、夫レ世ヲ救ヒ世ヲ開クノ道其麗少カラズト雖モ蓋我報德教ヨリ善キハナシ、然レドモ世ニ汚隆アリ、時ニ盛衰アリ、能ク時ト徑庭セズ能ク世ト推移シ之ガ利ヲ勸メ之ガ弊ヲ矯ムルノ方法ヲ講ズルニ非ザレバ則チ世ヲ救ヒ世ヲ開カント欲スル廣大無邊ノ報德教モ竟ニ一個ノ積金團體ノ陋習ニ陷キラシコトヲ恐ル、嗟夫我開祖ハ實ニ我邦絶大ノ一大偉人ト稱シ欽仰措カザルハ當時封鎖國時代ニ遭遇シナガラ其傳道遺訓等ノ諸レヲ今代開國ノ國是ニ應用シテ悖ラズ、其行爲亦善ク國是ニ副ヘリ、若シ夫レ其言行ハ則歴々各著書ニ徴スベキヲ以テ今復タ茲ニ贅セズ。

熟ラ願フニ修身齊家ヨリ以テ治國平天下ニ至ルマデ報德ヲ含テ他ニ良道アルナシ、之ヲ以テ貧ニ處スレバ以テ富ヲ致スベク、之ヲ以テ富ニ處スレバ以テ富ヲ保チ富ヲ致シテ世ヲ救ヒ世ヲ開カザレバ則チ未ダ報德ノ教ヲ全クシタルモノト謂フベカラズ、由是觀之則我報德社ハ獨リ狹域ナル遠州ノミナラズ汎ク諸レヲ全國否世界ニ施シ萬國民ヲシテ報德教ノ下ニ歸服セシムルノ覺悟ナカルベカラズ、是レ後學者中木鐸者ノ常ニ努ムベキノ責ナリ、隨テ本社各般ノ諸規定モ亦全國的タラザルヲ得ズ、世界的タラザルヲ得ズ、然ルニ豆眼ヲ以テ現行ノ諸規定等ヲ閱ス

ルニ尙依然遠州のタルコトヲ免レザルノ感ナキヲ得ズ、今ヤ人心益々危ク道心益々微ニ、尙且倫安舉世ヲ爲スノ時ニ方リ之ヲ提醒スルノ方法トシテ救世の開世的益々進ミテ報徳社ヲ擴張スルノ外ナシト確信ス、仍テ本社ノ刷新ニ關スル各般ノ事項ヲ左ニ列叙シ敢テ諸レヲ高覽ニ供ス、各社員中定メテ之ガ感ヲ同クスルノ人ニ乏シカラズト雖モ但社長即岡田翁ノ威嚴ヲ憚リテ直言セザルモノアラン、小員亦其威嚴ヲ憚ラザルニ非ラズ、爲メニ知リテ言ハザルハ實ニ本社ノ爲忠誠ヲ缺クノミナラズ第二ノ開祖タル岡田翁有終ノ美ヲ損ゼンコトヲ念ヒ萬默止シ難ク謹テ茲ニ建議ス、請フ空シク之ヲ篋底ニ葬ラル、コトナク本社隆興ノ爲メ相當措置アランコトヲ

明治三十六年十二月廿三日

社員 池田 忠一

遠江國報徳社長 岡田良一郎殿

- 第一 本社ニ代議機關即常議員ヲ創設シ總會ノ委任又ハ總會ヲ開クニ違アラザルトキノ代決其他必要事項ニ參與セシメ以テ本社ノ基礎ヲ鞏固ニシ從來社長專制ノ弊習ヲ矯正スルコト
- 第二 本社役員制ヲ革新シ名譽訓導又ハ顧問等優遇方法ヲ創置シ學識名望アルモノヲ網羅シ以テ本社道義ノ普及暢達ヲ圖ルコト
- 第三 本通則定款其他之ニ關係アル諸規定中ニ適當ノ改正ヲ加ヘ以テ本社ノ面目ヲ一新スルコト
- 第四 毎年一回又ハ臨時ニ各館所屬毎ニ町村社長會ヲ開キ以テ本社務ノ普及暢達及町村ノ社務整理擴張方法ヲ協議セシムルコト
- 第五 本社ハ他ノ報徳各社ト氣脈ヲ通暢シ相互利益ヲ増進スルガ爲毎年一回該社役員ト會同シテ智識實益ヲ交換スルコト

右相行はるれば輒ち本社の隆昌期して待つべきも之に對する岡田社長の返事(明治三十三年一月二十五日付)は左の如し。

報徳社刷新ノ義ニ付御建議ノ趣御熱心之段深ク感服致候文書ヲ以テ御答致候義頗ル意ヲ不盡候得共一ト通愚意之存スル所及御答候猶誤見之次第モ可有之ニ付無御遠慮御忠言可被成下候餘ハ拜顔可申述候也

第一 定款變更若ハ豫算議定ニ當テ必要ナル場合ニ於テハ委員ヲ選舉シテ調査セシムルモ不都合無シ報徳社ノ事業トシテ代議機關ヲ設クルノ必要無シト認ム

第二 何レモ皆經費ヲ要スベキ義ニシテ今日ノ經濟許サマル所ナリ且ツ報徳ノ道ニ深カラザルモノヲ推シテ名譽訓導ト爲ス能ハズ

第三 本社ノ通則ハ社長積年ノ經驗ト道義ノ由來スル所ニ依テ之ヲ定ム之ガ改正ヲ要スル時ハ報徳傳道ノ諦ヲ得タルモノニ就テ意見ヲ聞キ之ヲ修正スルコトアルベシ

第四 社長會ヲ開クノ件ハ幹事ニ評議ノ上實行スベシ

第五 學友會ヲ以テ相親ノ機關トセントス然レドモ速ニ入會ヲ申込ミタルハ駿河東報徳ノミ其餘ハ入會申込無シ機未ダ熟セザルナルベシ

是歲三月 中遠農會長に當選 (是より先き即是歲四月總會に於て余を選舉せしとて理事名倉太郎馬、同青山善一及總代磯部彌作來宅、告げて曰く、本會は種々なる事情に制せられ、會長辭任、未だ其人を得ず是非共本會長に就任を請ふ、左すれば町村皆異議なく、滯納金も亦立ろに整理すべし、若し就任を承諾せざるときは本會は廢滅に歸するやも亦知るべからずと。余乃之に答へて曰く、余の不肯にして承諾せば各町村異議なきは勿論不納金も亦整理すべしとのことなれば、本會を發起せしは余に付不思議の縁なるを以て滯納金は舊役員に於て之を整理し然後引繼を受くべきことを條件として承諾すべしと) 以來各般の施設事項率ね左の如し。

- 一、本會事務處理例規制定
- 二、中遠物産陳列館看守心得制定
- 三、本會役員出務定日ノ豫定
- 四、西部町村苗代田蠶蛆防除及不足田幹旋

五、臨時經濟調査主査及委員ヲ定メ調査方針ヲ決定ス

六、町村農會長概則部長會概則町村農會部設置施行規定巡回講話及普通講習會規定制定並農事通信法改正

七、稻競進會及堆肥其他重要農作物模範作品評會開設

八、七月一日以來未曾有ノ水害ニ付東部町村稻作腐苗不少依テ各地ヨリ殘苗ヲ取寄セ供給シテ辛ウジテ約三百餘町歩ノ再植ヲ了ス

九、害蟲豫防驅除勸行

一〇、葉煙草耕作改良ノ爲各地ニ講話會ヲ開キ反別ノ擴張ヲ爲ス

一一、普通講習會ヲ各地ニ開設ス

一二、巡回講話會ヲ各町村ニ開設

一三、功勞功績褒賞準規制定

一四、稻選拔競進會審査會ヲ開キ三川村熊谷喜一郎、笠西村木野龍藏、上淺羽村井浪宇之藏、長野村佐藤茂平ヲ選拔ス

一五、葉煙草耕作標準制定

一六、葉煙草耕作改良巡回講話會開會

一七、名倉太郎馬彰功方縣農會ニ具申藍綬褒章下賜方知事ニ申告

同三十七年一月 縣農會總會に於て仁田大八郎、鈴木浦八の賛成を得て害蟲驅除豫防規則實施規定準則改正按を提出したり。

是歲三月十七日 町村農會長會を開き、戰時に盡すが爲め、部設置施行規定要目細則標準を決議せしめて

實行せしめ以て町村農事改發の根基を定め町村内大地主にして名望高き者を顧問に囑託し、其他郡農會費收入分賦納付方法、選種規定準則報効作業規約準則、害蟲驅除豫防規則實施規定準則、臨時經濟調査整理期限、中遠物産陳列館出品蒐集期限勞働時間增加申合規約、輸入品防止申合規約等を議決せしむ。

是歲同月 見付町繁昌策として葉煙草耕作力計劃書を町民に示し奮勵する所あらしむ。

是歲同月廿一日 福田の巨豪寺田忠三郎對福田銀行頭取鈴木仁一郎債務事件結んで解けざるの處双方の懇囑に絆され之を仲裁す。

是歲二月九日 日露開戰の詔を拜讀して感奮措かず郡農會長職務として之に盡せし事績少からず。

是歲五月九日 祝捷詞を起草して神谷中泉町梅原村組合長をして東郷司令長官及黒木第一軍司令官に發送せしむ。

是歲七月 龜井知事に左記縣政刷新上の内翰を呈す。

謹ミテ元史ヲ按ズルニ、今ヲ距ルコト實ニ六百三十有餘年前、時ノ賢相耶律晋卿云ヘルアリ、曰ク興一利不若一害ト斯言當時政治家ノ秘訣トシテ頗ル人口ニ膾炙スル所ナリト雖モ是昔時元ガ我馬倥偬ノ秋專制時代ノ金言ニシテ方今我邦ノ立憲ノ時世ニハ適セザルベシ、何トナレバ則チ 聖天子上ニ在リ、賢相之ヲ輔ケ、今ヤ建國以降未曾有ノ大難ニ遭遇スト雖モ幸ニ 陛下ノ御稜威ト陸海軍ノ忠烈トニ依リ我國威中外ニ宣揚シツ、アリ、自今益々之ヲ宣揚シテ永ク金匱無缺ノ帝國タラント欲セバ高論ノ如ク地方有力者モ共同一致顯ラ國力ノ培養ヲ助メザルベカラズ、要之寰宇列國トノ競争ハ獨リ武力ノミニ止マラズシテ、實力ニ在レバナリ、是ヲ以テ國民一般増稅ノ負

擔ハ勿論國庫債券ノ應募ニ恤兵部ノ獻金品ニ出征軍人家遺族ノ救護ニ其他稿軍吊慰等日夜波々唯其及バザルヲ恐ル、是ノ千歳一遇ノ盛時ニ方リ宰相タルモノハ勿論苟モ良二千石ノ重任ヲ帶バル、モノハ慎重ニ豫メ其衝ニ膺リテ利害ノ伏スル所ヲ探究セラレ、百害ヲ除クト同時ニ千利ヲ興サマルベカラズ、奚ンゾ矧ンヤ一利オヤ、奚ンゾ矧ンヤ一害オヤ、夫レ與利除害ノ方法ハ蓋シ一ニシテ足ラズト雖モ要之法令ノ改廢ヲ斷行シ以テ時勢ニ適ヒ民情ニ副フコト亦其方法ノ一タルヲ信ズ、夫ノ耕地整理法害蟲驅除豫防法其他ノ法律中改正ヲ行ハザレバ實際ニ不便ナルモノ少カラズト雖モ是帝國議會ノ協賛ヲ經ルニ非ザレバ容易ナラザルヲ以テ姑ク之ヲ舍キ行政廳限リ斷行シ得ベキ命令即勅令以下縣令ニ至ルマデ之ガ不備缺典ヲ調査シ來ラバ實ニ枚擧ニ違アラズト雖モ先ヅ試ニ其重モナルモノヲ指摘セバ即農會令ニシテ本會ハ畢竟農會保護ノ必要ニ出ゾルモ其條項中ニ不備缺典アル爲メ農會ノ活動ヲ得難ク、隨テ之ガ利益ヲ増進スルコト能ハズ、却テ之ガ阻害ヲ醸成スルモノアリ、今其最甚シキ點ヲ舉グレバ本令第一條ニ農會ハ市町村農會郡農會北海道農會及府縣農會トスト規定シナガラ之ガ秩序權限即チ上級農會ハ下級農會ヲ統率スベキ明文ナキガ故各農會ハ何レモ同等權限ヲ有シ、上級農會ガ下級農會ヲシテ行政廳ノ命令及本會ノ規定等ヲ遵行セシムルノ權能ヲ有セザルヲ以テ會務自ラ稽緩ニ流レ易ク殆ンド之ガ整理ニ苦メリ、其第六條但書ニ地方長官ハ第四條ノ要件ヲ闕キタルトキハ脫會者又ハ未加入者ヲシテ加入セシムルコトヲ得ザルガ故町村農會自ラ其事業ヲ行ハズシテ之ヲ扶養視シ第四條ノ要件ヲ闕クテ企テ自然解散ヲ爲スノ結果ヲ來サントスルノ虞アリ、若シ諸レヲ等閑ニ附シ去ラバ恐ラクハ其勢他ノ町村農會ニ波及シ復タ收拾スベカラザルニ至ランコトヲ、延テ郡農會ニモ影響シ由ミ數大事ニ陷キランコトヲ憂フルヤ尙シ、方今ノ時勢トシテ尙ホ之ヲ強制スルガ爲メ地方長官ニ該要件ノ如何ニ拘ラズ之ヲ加入セシムルノ權能ヲ附スルトキハ之ヲ利用スルニ及バズシテ其弊害ハ立ロニ息ムニ至ルベキヲ以テ寧ロ但書ノ削除ヲ望ム、其第十二條ニ正副會長ノ選舉法ヲ規定シアルモ或町村ニ於テハ行政軋轢等ノ爲メ町村農會（總會ヲイフ）成立セズ、又ハ町村農會ニ於テ正副會長ヲ選舉セザルトキハ郡農會會長

ニ於テ其成立又ハ選舉ニ至ルマデノ間其會員中ヨリ假會員（假總會員ヲイフ）ヲ選舉シ又假會長ヲ選舉シ會務ヲ處辨セシムルコトヲ得ベキ制裁（正當ノ事由アルニ非ザレバ此選舉ヲ辭スルコトヲ得ザルノ明文ヲ要ス）ヲ加ヘザルヲ以テ町村農會ノ中廢ニ屬シ町村農事ノ發達ヲ阻害スルモノ現ニ見ル所、其缺典モ亦實ニ其極點ニ達セリト謂ツベシ、其第十三條ニ農會費經費ノ負擔方法ヲ規定セラル、モ徵收方法ヲ規定セザルガ故之ヲ滯納スルトキハ勢諸レヲ裁判所ニ訴求セザルヲ得ザルノ不便實ニ少カラズ依テ農會法中又ハ單行法律ヲ以テ速ニ之ガ徵收法ハ市町村稅ノ例ニ準ズベキコトヲ規定セラレ以テ該會費財源ノ最確實ナルコトヲ要ス、其第十五條ノ町村農會經費及分賦收入方法ニ係ル行政廳認可期限ノ實際ニ適セザルモノヲ改正シ第十六條ノ毎年度ノ決算及會務狀況報告ハ郡府縣制中會計ノ例ニ準ジ其翌年度通常總會ニ公示スルコトニ改正シ、現規ノ毎年六月中之ヲ報告公示スルノ不必要及不經濟ヲ革新セザルベカラズ、但本令ノ前陳ニ關スル要點ハ本縣農會ヲ經テ諸レヲ全國農事會ニ提出シ以テ主務大臣ニ建議スベキ見込ナルモ明府ニ於テモ亦右ノ事實ヲ調査セラレ、農會ノ活動ヲ得ル様國家ノ爲時局ノ爲何卒速ニ之ヲ運バレ、且其他或ハ時局ヲ誤解シテ會費ヲ劇殺シ其甚シキハ休會スル等幾多ノ弊害ヲ芟除スル爲メ第十九條ニ依リ可及農會ノ監督上必要ナル命令若ハ處分ノ途ヲ開カル、コトヲ切望シテ已マザルナリ、若シ此等ノ改正ヲ行フニ吝ナルアラバ農會ノ活動得テ望ムベクモアラズ、果シテ然ラバ寧ロ之ヲ行政官公署ニ屬セシメラル、ニ若カザルナリ、噫縣令ニ就テハ小松原良二千石時代ニ於テ銳意之ガ改廢制定ヲ斷行セラレ大ニ縣政ヲ一新セラレタルモ之ヲ承ケシ以降ノ各良二千石ハ何レモ其在任年限短キヲ以テ殆ンド依然タルモノ、如シ、然レドモ今ニ迨ビ仔細ニ之ヲ調査シ來ラバ之ガ改廢制定ヲ行ハザルベカラザルモノ蓋シ少カラザルベシ、乃試ニ其例ヲ舉レバ夫ノ米穀改良組合規則ノ如キ均シク是縣令ニシテ縣下全體ニ行ハレズ纔ニ小部分即本郡及小笠郡ニ止マルモノ、如シ是縣令ノ威信ヲ失墜スルノ甚シキモノト謂ハザルベカラズ、到底全縣ニ行ハレザルコトヲ知ラルレバ速ニ之ヲ廢セラレ其事業ヲ農會ニ移付セラル、ヲ當然トス、夫ノ山林組合規則ノ如キモ亦縣令タルニ拘ラズ組合ハ

率有レドモ無キガ如ク殆ンド中廢ニ屬セリ、山林業ノ改良發達ヲ圖ルハ本規則ノ最必要タルニ斯ク廢止同様ノ委ヲ露ハセルハ抑モ本規則ノ不完全即系統的ニ之ガ組織ヲ規定セザルノ外縣下ニ之ヲ統括スベキ公共山林業團體ヲ缺クニ之レ職由スルモノ、如シ、於是乎夫ノ山林協會ノ如キ基礎至テ薄弱(金原明善翁一人持ノ如シ)ナル一箇ノ私立團體ヲ產出シタル所以ニシテ縣下多數ノ山林業ヲ獎勵シ以テ之ガ利益ニ増進スルノ方法ニ非ラズ、依テ該規則ニ一大改正ヲ加ヘラル、ト同時ニ山林協會ナルモノヲ合セラル、ニ若カザルナリ、夫ノ苗代田ニ關スル縣令ノ如キ其制裁實地ニ適合セズ違反者ヲシテ特ニ多出セシムルガ如キ明文ニ拘束スルコトヲ改正スルノ必要ヲ成ズ、夫ノ建札ヲ建テザルノミヲモ縣令違反トシテ罰スルハ管ニ酷ニ失スルノミナラズ傍ラ農家ノ繁文ヲ促スハ警官ノ煩ニ堪ヘザル所ナリ、加施害蟲防除上最獎勵ヲ加フベキ共同苗代田ニ關スル記載例ヲ缺ク等學理ニ考ヘ實際ニ照ラシ其不備ノ點ヲ改正セザルベカラズ、仍ホ進ミテハ該制裁ハ町村農會ヲシテ之ヲ規約セシメ、夫ノ害蟲驅除豫防實施規定ト併行セシメ本縣令ヲ廢止セラル、亦可ナルベシ、夫ノ山林火災取締規則及之ニ附帶スル訓令ノ如キ亦殆ド中廢シテ行ハレザルモノアリ、縣令ノ外夫ノ國民教育ノ原素タル小學教員ノ養成ハ國庫及府縣費ノ責任タルニ拘ラズ徒ニ口ヲ教育費ノ多端ニ藉リ從前縣費ヲ以テ支辨セラレタル准教員養成費ヲ郡費ニ移サレタルハ管ニ其經濟ノ畛域ヲ紊スノミナラズ茲ニ不可言不衡平ヲ生ゼリ、何トナレバ則假令之ヲ郡費ニ移サル、モ之ヲ養成スルト否トハ固ヨリ適宜ニ付之ヲ養成セザルノ郡アレバナリ、抑モ准教員ハ畢竟正教員タルノ一階梯ニシテ即尋常師範學校ニ入ルノ門タリ、而シテ師範學校卒業ノ上ハ縣廳ノ都合ニ依リ必要ヲ慮リ諸レヲ各郡ニ配當スベキモノナレバ折角郡費ヲ以テ之ヲ養成スルノ郡アルモ忽チ他郡ノ利益タルノ奇觀ヲ呈スルニ至レルニモ拘ラス、于今郡費ヲ以テ之ヲ養成シツ、アル郡アリ、試ニ思ハザルノ甚シキモノト謂ハザルベカラズ、依テ該養成費ノ如キ勿論巨額ニモ非ザレバ尙其必要アリト認メラル、トセバ斷然之ヲ從前ノ例ニ回復セラレ縣費ヲ以テ養成セラル、コソ教員養成ノ目的ニ副フモノト思惟ス

右縣下三州中教育衛生土木勸業等ニ就キ之ヲ調査シ來ラバ時勢ヲ考ヘ經濟ヲ量リ其利ノ當ニ興スベキモノト其實ノ當ニ除クベキモノトヲ合セ少カラザルベシ、且農商工業者多數ハ尙未ダ幼稚ヲ免レズ、之ヲ進ムルノ餘地頗ル多シ、就中山林業及水産業ノ如キ或部分ヲ除クノ外一般ニ未ダ進歩セズ、殊ニ工業ハ猶更幼稚ニ屬シ其進歩最遲々タリ、是迄縣下ノ財產家ニ於テ設立シタル貸金會社銀行ハ既ニ百八十有餘ニ達シ、其資本金額實ニ三千三百萬圓以上ノ多キニ及ビ、之ニ預金及積立金ヲ加フレバ其額實ニ莫大ナリ、斯ル資金ヲ固定シテ徒ニ金利ヲ貪リ空シク民膏ヲ吸ヒ以テ我口腹ヲ養ヒ又ハ子孫ノ計ヲ爲スニ止マルモノ、如シ、若シ之ヲ確實ナル工業等ニ轉用セバ其利益亦少カラザルベシ、

明府ハ曩ニ赴任以來東西ニ巡視セラレ親シク實地ニ就キ右等利害ノ材料等ヲ索メラル、ニ急ナルノ銳意ニ對シテハ苟モ媚ヲ獻ジ諛ヲ呈セズ本縣下利害ノ伏スル所ヲ直言シ以テ御參考ニ資ルヲ可トス、明府如何ニ學識經驗兩ナガラ相備ハレリト稱スト雖モ恐クハ御一身能ク縣下ノ利害ヲ講究シ悉サル、コト難カラン、故ニ縣經濟ノ重要機關タル縣會ハ勿論縣下多數有力者ガ能ク其意思ヲ體シ齊シク之ヲ遵行スルニ非ザレバ則亦何ヲ以テ其目的ヲ達スルコトヲ得ム、回顧スレバ置縣以來本縣良二千石ヲ換ユルコト實ニ十一人、或ハ藩閥ヨリ出デ、或ハ政黨ヨリ出デ、而シテ其在任中年月ノ最長キハ故大迫氏ノ十三年ニシテ之ニ亞グハ故關口氏及小松原氏ノ五六年ナリ、其他ハ率ネ二三年、甚シキハ一年ニ滿タザルモノアリ、凡ソ良二千石ノ治績ハ何レモ在任年數ノ長短ニ關スルコト多キガ故其交迭ノ頻繁ニ過グルハ政府ノ御都合又ハ本人ノ榮轉ニ出ヅルトハイヘ地方ノ福利ヲ増進スル上ニ於テハ太ダ遺憾ナキ能ハズ、諺ニ云フ人心ノ同ジカラザル宛モ面ノ如シト、心既ニ同ジカラザル上ハ其施政モ亦隨テ相異ルコト已ムヲ得ザルモノアリ、夫レ地方ノ政治ハ少クモ在任五六年ノ星霜ヲ累ヌルニ非ザレバ其利害ヲ探究シテ其利ヲ興シ其害ヲ除クモ未ダ其成功ヲ見ルニ至ラザルベシ、然レドモ其在任長キニ過グルトキハ施政或ハ陳套ニ流レ易ク之ガ改善ヲ行フコト却テ難キモノアラン、今夫レ時勢ノ進運ニ伴ヒ平意虚心ニ之ヲ觀察シ來ラバ縣下

三州中尙其利ノ當ニ興スベキモノ尙其害ノ當ニ除クベキモノ蓋枚擧スベカラザルベシ、仰ギ希クハ自今明府ノ學識經驗ニ頼リ其利害兩ナガラ之ガ宜キヲ制シ以テ國家ノ富源ヲ涵養セラレントヲ、隨テ從來跛行的又ハ廢物的其他事實ニ適セス事繁文ニ渉ル等ノ命令ハ一大改廢ヲ斷行セラレ又ハ必要ニ依リ之ヲ創定セラレ以テ縣政ノ面目ヲ刷新セラル、コト期シテ待ツベキノミ、終リニ臨ミ重ネテ一言ス、今改廢創定ニ關シ事苟モ農政其他實業上ニ係ルモノト雖モ從來ノ慣例トシテハ單ニ之ヲ郡市長會ニ諮問セラレ、コトアルモ郡市長トシテハ大抵日夜雜務ニ纏礙シテ實業上ニ付之ヲ講究スルノ餘力ヲ存セザル恕セザルヲ得ザルガ故ニ此等ハ可成之ヲ實業團體ニ御下問アランコトヲ。云々

是歲同月 見付報德館に於て報德社の現況と題し所信を披瀝す其の要旨左の如し。

報德社の現況

只今我邦は不幸にも露國と交戦中なり、舉國一致竟に全捷の局を收め、以て義戰の目的を達し、我國光を益々宇内に宣揚せざるべからず。畏くも今年二月十日宣戰の 大詔中末語に

朕ハ汝有衆ノ忠實勇武ナルニ倚頼シ速ニ平和ヲ永遠ニ克復シ以テ帝國ノ光榮ヲ保全セムコトヲ期ス

と宣はせ給へり、拜讀する者誰れか感激恐懼せざらむや。陛下が斯く吾々五千萬衆に御倚頼遊ばされたるは實に恐入りたることにして 聖慮に副ひ奉らんには上下一致各其事を勉め其業を勵み以て軍費を供給して之を持続するを第一とす。之を持続するには國力の根源を養はざるべからず。之が方法手段として勤儉の聲四方に喧しく官民擧げて勤儉に汲々惟れ日も足らざるが如く、其弊や延て甚しき不景氣の歎聲を聞くに至れり。狼狽も亦甚しといはざるを得ず。曾て余の希望せる通り報德社にして既に全國に普及し居らば戰爭ありとて何ぞ頓に一時姑息的の勤儉組合を設くるに忙しきに及ばんや。哀哉未だ全國に普及せざる爲め基礎至て薄弱なる勤儉組合を設くるに忙しからざるを得ざるなり。戰爭始まりたるが故に此組合を設くるものとせば戰爭終れば之を止むるの意なる

が如くにも思はれざるにあらざるも、果して然らば誠に淺ましき次第なり。目的通り全捷の局を收め得るに違ひなしとするも、未來永劫國力の根源は之を養はざるべからず。されば假令手後れなりとするも此千載一遇の秋に方り須らく之が普及方法を講すべく、今は其之を講するの最も好機會とす。報德社は即無限の教に基き勤儉推讓の活動を爲し、諸れを永遠に持續し以て國家を富強にするの唯一良法なり。夫の勤儉組合たる教なければ永續覺束なし。今試に縣下報德社の現況を見るに本社と稱すべきもの遠江國報德社を合せて十五社中社員積金最多を占め基礎最確實なるは蓋し遠江國報德社を第一とすべし是岡田社長の熱心にて多年貢獻するあり、小野江副社長の老練にして倦まざると訓導幹事等の盡力ありたる賜なり。之に亞ぐは遠讓社、駿河東報德社、同西報德社にして共救社、積善社、農家共同救護社等は孰れも社員及積金寡少にして微々たるものなり。輒近他府縣にも報德結社あるも尙微々たり。

然るに其の第一と稱する我報德社に就て見るに、人は本社の現況を評して盛なりといふも、余の豆眼を以てすれば未だ盛なりといひ得ざるを悲しむ。明治三十五年の現量鏡に依れば州立社員五百十二人、町村社員九千五百二十九人とあり、同三十六年の現量鏡に依れば州立社員前年に比し僅に二百七十三人、町村社員千五十二人を増すのみ、されば本縣下の各社は勿論他府縣の分を合するも、之を日本全國の總人口に比すれば實に極少數なり。本社員總數を本社の本源たる遠州の總人口に比するも亦甚しく少數なり、本社其他各社の本縣下現在社員總數凡一萬七千三百餘人に對し、三十五年現量鏡に掲ぐる社員増加割合に依りて推せば向後幾十年を経るに非らざれば本縣下の總戸數に對し多きを占むることゝはならぬ勘定なれば國家の爲に一日も之を放任すべきに非らず。況んや現社員一萬七千餘人中眞に克く報德の道義を講究して實行之に伴ふの人幾人ありとするか。夫の農商工業の未だ全く振はざる、町村に紛争の絶へざると、租税其他公課を怠るものあるが如きとは實に不都合の極にして社員の儀表とも可相成本社役員にして萬一にも苟も其道義に背くが如き行爲ありとせば口に幾嘉言を説くも他を教化

すること得て望むべからざるべし。由是觀之報徳社の現況たる其根本の道義を講究し、或は之を敢行するに及ばずして唯金を積むのみを以て報徳の能事と誤解するものなきを保せずとせば誠に慨はしき至りならずや、平時猶且報徳結社の必要あり、目下の時局に在りては尙更らなれば日々益々本社員の増加を圖ると同時に眞に其道義を講究し之を敢行する方法を計畫せざるべからず。

然るに本社をして長足の進歩を爲さしめむには唯本社の方針如何に在りとすべし。眼を轉じて英獨を見るに、英の本土は我國より人口少きも、有名なる親誼組合あり其組合員頗る多く積金は三億八十一萬圓の多きに上り、獨の信用組合亦地方農民の積立金穀已に一億六千法に達せりといふ。實に盛なりといふべし。乍併是とて勿論最初より然りしに非ず、寡より衆に及ぼし、小より大を爲すに至れるものにして皆當該組合當事者の率先盡力に依り國民の多数が一致團結して組合員と爲り多年之に貢献したるの結果とす。誠に能く勉めたりといふべきも其間の困難亦察するに餘りありと知らざるべからず。孔子の儒教に於ける釋尊の佛教に於ける、耶蘇の基督教に於ける其布教に勉めて幾多の辛酸を嘗め盡されしことは實に言語の善く説き悉くす所にあらず。例へば孔子は匡人に拘禁され桓魋に殺されんとし、陳蔡の大夫は楚に之を畏れて野に圍まれ糧を絶ち從者病みて起つ能はず、其貌蒙々として喪家の狗の如し。釋迦は王位を棄て、社會民衆の救済に盡瘁し時に乞食の鉢を手にし跣足苦行或は斷食し或は山中に起臥し曰く妻子を捨て、衆生を得たり王位を捨て、天下を得たり、現世を捨て、永世を得たりと、耶蘇は惡魔に試みられ四十日四十夜食はざることありき、何れも其苦難實に思遺らる。今夫れ我報徳の開祖二宮先生が野州櫻町陳屋の領分御仕法として下館細川相馬各藩の御仕法を行はるゝ等御一生の苦難は載せて報徳記に在り。世界の三大偉人にも劣らぬ苦難を極められたり、されば其遺教今に追びて泯滅せず、千古其芳名を欽仰措く能はざらしむる所以なり。先生の苦行を極めたるは幕府の當時にして上下奢侈自ら風を成し剩へ各藩の政衰へ汚吏横行賦歛常なく藩民飢に泣きしの時なりしが故に報徳の教を施さるゝの困難筆舌の悉す所にあらざりしなら

む。今や幸にして開明の 聖時に遭遇し儒佛耶の徒も斯教を非難せず政府は先生の行狀を教科書中唯一の修身科に資り、社會一般の人心に歡迎せらるゝの好運に遭遇せるに依り殊更に苦行を爲さざるも斯教を普及し得べし。而して本社之を勉むるに方りては出づるに辨當あり、往々に旅費あり、坐して手當を受け、只半日の道義を講ずるまでなりとせば其難易同日の論にあらず、而かも本社の遅々として尙進まざるは果して何に因て然るか。見よ日本赤十字社を。明治十年博愛社の當時は社員區に三十八人なりしが、同二十年、日本赤十字社と改稱の時も社員區に二千九百九十三人に過ぎざりしも、今日は殆んど百萬に垂んとするに至れり。是全く該社の熱誠之が普及を圖れるの結果なり。赤十字社も報徳社も共に社團なり。されば本社の熱誠御盡力次第にて必ず赤十字社に劣らぬ進歩を爲し得べし。依て本社が首導して本縣下の各社を統一し社員は少くも本縣下總戸口の半數以上を占め、延て之を他府縣下に及ぼし尙進みては清韓其他列國にも推及ぼすこそ願はしけれ。斯くするには本社規等の應に改善すべきは之を改善するに吝ならざるべし。社員限りの常會に甘んぜず社員にも公開演説等を行ふ等可成有効の手段方法を取りて一層進歩を期せざるべからず。余は一社員なるも、夙に世を救ひ世を開くの道は報徳教を捨て他に良法なきを確信し、乍不及農談會其他多衆集會のあらゆる機會に汎く斯道の必要を説話し勉めて社旨の浹洽を圖り以て社員の増加に勉めつゝあるも、一人己の力にては十分なり難きが故に本社役員諸君は素より社員諸君亦獨其身を善くするのみならず天下をも善くするの公德心に訴へ十二分の盡力あらんことを切望に堪へざるなり。報徳結社は獨り其の身を善くし子孫の計を爲すを以て能事とし積金に汲々唯其の額の多きに誇り、現量鏡の立派なるに傲ることありては報徳の本旨を誤るものにして徳を以て徳に報ゆる所以にあらず。積金を爲す亦其一方法たるに相違なしと雖も毎日又は毎月の積金は素より些少の額にして己れ一代には世を救ひ世を開くの資たるに足らざれば、世を救ひ世を開くが爲め必要あらば是までの積金を散じ盡して尙足らざれば自己の力及ぶ限り財本又は身心を盡して國家の爲公益に貢献せざるべからず。所謂富者の萬燈貧者の

一燈にて富者が巨萬の大金を散して國家の公益に盡すも、貧者が勞力より得たる少金にて之に盡すも同じことなり、將相の貴きに居ては君國をして安寧ならしめ、牧民の官に在りては其民をして其所を得其産を興さしめ、國民となりては各其職業をして遺算なからしむるの方法を講じて毫も遺憾なきを期するは即報徳の教なり。

要するに報徳の教は世を救ひ世を開くが大眼目にして所謂百行の長萬善の先なり。斯る尊き教なるが故に之を社會に推及ぼさざるは元來本社の原則に非らざるに依り進みて之が普及に勉めざるべからず。然るに或はいふものあるべし、先生は來るを待ちて教へたりと。是其一を知りて其二を知らざるなり。蓋し先生の時代は封建割據時代にして自から君臣の畛域あり彼此阻隔甲藩は喙を容るゝ能はざればなり。故に先生は容易に他藩の請に應ぜられず、一々我君侯に紹介せられしは當時の秩序當然の處置なれ方今は世界一家四海兄弟の開明時代なり。されば嘗に彼此阻隔の患なきのみならず、報徳教を合て他に世を救ひ世を開くの良法なければ、若し先生をして今日に在らしめば必ずや其來るを待たざるべし。先生畢性覺悟の道歌に

かりの身を元のあるじに貸渡し民安かれと願ふ此身ぞ

と。以て其覺悟を推知するに餘りあり。加藤先生曾て申さるゝには人は、云ふ我道積財を勤むと、積財を勤むるに非らず、世を救ひ世を開かんが爲めなりと、是こそ先生の先生たる尊き所以なり。嗚呼先生の教たる單に積金主義に非らずして其専ら世を救ひ世を開くに在ること獨り諸れを歌言に著はすのみならず先生は躬ら此歌言を實行せられたるなり。夫の相州柏山村の舊田宅を賣却せられ妻子を携へ野州櫻町に至り其所領の難村を恢復せられし偉功を始めとし其他各藩負債の御仕法恢復一々其功を奏せられしは今更改めていふまでもなく、就中細川侯が幕府より大番頭に御用召の際御仕法最中には登坂を躊躇せられ之を先生に諮られしに先生は至當の道と論ぜられたるに依り御仕法を止めて物入り多きをも意とせず幕府に應ぜられたるが其論の中に領邑を興復するのみが仕法に非らず、其時に應じて當然の道を行ふこと即是仕法の本體なりと教へられたるは實に千古の卓見といふべし。

由是觀之先生の教たる積財は主に非らずして従たり。積財は自家及子孫の計を爲すために非ずして世を救ひ世を開くに在るを忘るべからざるなり。大詔に宣はせ給へる速に平和を永遠に克復して帝國の光榮を保全せむことを期するには今後戦局の如何に依りては積金は勿論身代を賭けて戦ふの大覺悟なかるべからず。而して是れを報徳社員の大々の推讓すべきの秋なるを決心するが軍國に對し最急要とすることなり。

以上の説は固より珍らしからぬ種子なるも、満場の諸君は田畑として之を上手に聴き取りて此種子を十分に培養し丹精を盡され以て本社のため否國家の爲め可成善き花を開き善き實を結ぶことに畢精の御盡力を希ふ次第なり終りに道歌一を呈す。

我教進みて開け世の爲めに來るを待つのにあらねば

是歲同日 金原明善の囑に依り其疏水財團事務章程を起草交付す。此財團は同人が磐田郡龍山村瀨尻植林の計劃を以て天龍川を疏水し三方原を水田に開發するの大目的に出づ。

是歲廿七日 磐田郡田原村地内惡水排除問題に付自治機關將に破壊せんとするを慨き懇囑拒絶し難きを以て數回行厨を携へ該村に赴き仲裁を遂ぐ。

是歲八月 静岡縣農會長西ヶ谷可吉に内狀を寄せて其改善を促す其要項左の通り。

- 一、處務細則ヲ制定シ一層處務ノ秩序ヲ保持シ且之ヲ敏捷活ヲ圖ルコト、其細則ニ規定スベキ要領ハ(一)正副會長幹事書記其他出務ニ關スル件(二)顧問技師等同上(三)常議員ノ出務ニ關スル件(四)出勤缺勤遲參早退出張復命等ニ關スル件(五)總會又ハ常議員會決議施行及記録ニ關スル件(六)會長名又ハ會名ヲ以テスル外部書面ニ關スル件(七)稟議決裁檢閲報告等職責ニ關スル件(八)文書取扱例(文書保存廢棄規定ヲ含ム)(九)會計出納檢査等ニ關スル件(帳簿式及報酬手當給料旅費支給規定ヲ含ム)(一〇)物品諸器械器具圖書其他ノ新購入

保管廢棄ニ關スル件(一一) 臺帳統計會報沿革誌日誌等ニ關スル件(一二) 非常心得

二、本年ハ最麥作ヲ獎勵シ可成其產額ヲ増シ其品質ヲ進メ一ハ以テ外國米ノ輸入ヲ防止シ一ハ以テ軍需ニ應ズベキ覺悟ヲ有セシムルコト最急務ナルコト、其獎勵スベキ要項トシテハ(一) 郡農會又ハ町村農會ヲシテ巡回講話他ノ對時局策ヲ兼行ハシメ農家ヲ喚起スルコト(二) 金肥ヲ用キズ勉メテ速ニ完全ナル堆肥ヲ製造シ置キ可成之ヲ根肥トシ春彼岸後ニ水肥ヲ撒布セザルコト(三) 大根菜畑ハ播種生育不良ナレバ他ニ早ク苗床ヲ仕立テ速ニ大根又ハ菜跡ニ移植スルコト(四) 播種期節ニ後レズ選種耕耘ヲ丁寧ニスルコト(麥奴豫防ヲモ含ム)(五) 桑茶楮果樹庭園原野山丘其他苟モ明地アラバ寸地ヲ餘サズ悉ク播種スルコト(六) 右ノ外必要ト認ムル事項但軍需ニ適スル品種ヲ示スコト

三、本年即今收穫シツ、アル大豆ハ之ヲ濫用セズ翌年度ノ綠肥用ノ種子ニ保儲セシメ以テ輸入大豆ヲ防止スルノ一助タラシムルコト

假令平時ニ於テモ亦可及堆肥及綠肥ヲ獎勵シテ大豆粕等ノ金肥ヲ用キザラシムルハ農家ノ經濟上最急務ニ屬ス、剩ヘ未曾有ノ國難ニ方リ大豆粕等アルニモセヨ時價昂騰シテ得失相償ハザルモノアリ、是亦警告ノ必要ヲ感ズル所以ナリ、總ジテ多數農家ハ炯眼ヲ有スルモノ甚ダ稀ナリ。

四、常議員會招集狀ニハ其要件ヲ記載シ豫メ取調ノ餘地ヲ存スルコト

五、農會員心得書ヲ縣農會ノ典著トシテ作り汎ク農會員ニ頒布シ以テ之ニ遵由シ多數農家ヲシテ獨立自治ノ精神ヲ發揮セシメ其當サニ爲スベキ要務ヲ知得セシメ其面目ヲ一新スルコト

從來學士及老農等講習ニ講話ニ農事上必要ノ科目ヲ教示セラル、モ具體的ニ農會員トシテ當ニ爲スベキ完全ナル素養ヲ垂ル、コトナキヲ太ダ遺憾トス、隨テ其草按ノ如キモ亦一時的ニ止マリ殆ンド新聞雜誌ニ彷彿タルヤノ感ナシトセズ、依テ貴會ノ典著トシテ此際具體的農會員心得書ヲ頒布シ以テ農會員ノ當然爲スベキ憲範ヲ示サレタ

シ、其典著ハ最モ慎重ニ慎重ヲ加ヘラレ、刻下多數農會員ノ最缺乏セル獨立自治ノ精神素養ヲ始メトシ傍ラ高橋顧問ガ會テ高等講習會及過般對時局講話會講演ノ要旨等ヲ參酌シ可成萃ヲ拔キ且農場肥屋肥料耕地灌溉排水牛馬農作物植樹園藝副業其他農業上ニ關スル農會員ノ當ニ爲スベキ一切ノ要務ヲ網羅シ其面目ヲ一新スルノ必要ヲ痛感ス、頃者或府縣ニテ戰時ニ對スル農會員心得様ノモノヲ頒布シタル由ナルモ余ノ切望スル所ハ當ニ戰時ニ限ラズ平時ニモ準用スベキ様最完全ナル恒久ノ典著タルヲ要ス、抑モ縣農會ガ從來施行シ來レル競進會品評會ハ農政ノ末ニシテ昨年來整理中ニ係ル臨時經濟調査ノ如キハ實ニ其本タリ、而シテ又此典著ハ又其本タリ。臨時經濟調査ノ遲々トシテ進マザルハ其精神ノ缺乏ニ之レ由ルモノト斷言スルヲ憚ラザル所以ナリ、矧ンヤ高橋顧問ノ如キ精神家ニ加フルニ其敏腕ヲ以テシ此典著ヲ企ツルノ幸機ニ遭遇スルオヤ。此典著ハ可成簡明ニシテ多數農會員ニ解得シ易キヲ要ス。而シテ脱稿ノ上ハ相當機關ニ諮詢シテ後頒布相成度。諸ヲ農會員ニ頒布スルト同時ニ各農會ガ講話等ノ一經典トシテ農會員ヲシテ其本分ヲ知悉セシムルコトヲ要スレバナリ。余ガ理想トシテ希望スル農會員心得書ハ大約左ノ如シ。

農會員心得書

熟ら惟ふに農業が他の職業にくらべて其進歩の遅きは種々の原因あるべしと雖も、主として多數農會員の精神未だ到らざるに在りと謂ふの外なし。依て其精神をして到らしむるの一番肝要なることを考へ、今回農會員心得書を定めて之を公示したり。農事講話等の時には必ず諄々之を誨告し、且つ各會員も亦常に之を用意し、學務の餘暇又は朝夕之を忘るゝことなく、自然に之を腦裡に銘じ、以て各々其精神を養ひ、以て農業の根柢に進歩せむことを期するのみ。尤も其地方に依り其情況に應じ各々の覺悟は數多あるべきも茲には其大體の一端を書き綴りたるに過ぎざるが故に、善く讀む者此旨趣の在る所を推し擴め善く之を實地に行はゞ誠に國家の幸なり。

第一 農會員は農業が他の職業にくらべ其責任重く其務大なることを覺悟すべきこと

凡そ人民職業中農業より尊きはなし。殊に我邦は古より農業國なれば多く徴兵にゆきて國家を護り多く租税を出し又は其原料を給して國家の經濟を助け、其他人民一般衣食住の原料を作り、國家の命脈を繋ぐも亦農業の力に頼らざるはなし。されば古き文にも農は天下の大本と書き傳へられ、其責なかく重く其務なかく大なり。故に農會員たるものは深く此に鑑みて平時戦時に拘らず、他の職業にまさる勉強心を奮起し、以て斯業の改良發達を圖り、國家の富を増すの覺悟あるは當さに務むべきの本分なり。

第二 農會員は一定の教に従ひ多衆團結して業務の根本を修養すべきこと

教は道徳を奨め業務を勵ますの根本にして、教なき道徳は遂に衰へ易く、教なき業務は永く榮え難し。教に由りて道徳を進むべく、教を受けて業務を開發すべし。教たるや何れに由るも各々の自由なるも、最卑近にして日常行ひ易きは二宮翁が開かれたる報徳教より善きはなし、而して輒近報徳教も各社に分派し其方法等多少相同じからざれども其歸する所は即ち國體を本とし他教を羽翼とし、一の誠を以て勤儉讓の三者を遂行するに在り。勤以て業を進め儉以て其費を省き相待て富を致し、讓以て、貯を爲し徳を施すことを得べし。讓なき勤儉は社會の用を爲さず。勤なき儉は吝に陥り、儉なき勤は貧を免かれず。故に此三者は宛も鼎の足の如く、一を缺きては不可なり。一家皆能く之を遂行し、一町一村皆能く之を遂行し、一郡一國皆能く之を遂行し、然る後眞に國家の富強得らるべし。是則多衆團結の必要ある所にして結社の普及を切望する所以なれども、儉の度が勤に過ぎ又は讓の一部たる積金主義に傾くが如きは本會の取らざる所なり。剩へ勤儉讓の三者は業務の活動にして善く之を遂行することを專一とす。而して善く之を遂行せんと欲するも教の修養力に頼らざれば永續し難し。永續せざれば則其効を大にすること能はざるべし。故に吳く教の肝要なるを忘るべからず。

第三 農會員は獨立自治精神を發揮し他の干渉を受くるを以て無上の耻辱とし且他の獎勵を待たずして自ら興り義を見て之を爲し善を聞きて之を行ふの勇氣なかるべからざること。

獨立自治とは即獨り立ちて自ら治め他の干渉を受けざることにて農會員として最此精神なくては叶ふまじ。現に農家に利益あり當に務むべき選種麥奴豫防といひ、害蟲驅除豫防といひ、綠肥栽培及土肥堆肥製造といひ他の干渉を受け始めて之を行ふが如き例少しとせず。近くは夫の苗代田に關する縣令の發布以て之を證するに餘りあり又葉煙草耕作上に關しては其筋の指定事項を守らず、當該官等の注意を受くるの類の如し。其他の法令又は各農會が規定に基き之が督勵等を受くるは是則獨立自治の精神に乏しきが故にして斯くて自から農會員と稱すべきか豈に愧づべきの至りにあらずや。近頃博覽會共進會品評會試驗場模範作競進會等農業獎勵の機關漸く備はらざるなきに至りたるは實に現代の賜にして其開設あるに方つては丹精に丹精を加へ、他に一步を譲らざるの大々的競争心を起し、誠意國産を盛にすることを第一とし、夫の褒賞又は補助手當等の奴隸たることなかるべし。加之該獎勵機關の有無に拘らず、自ら奮ひ興つて斯業の開發を圖り、目下の急要たる耕地整理灌溉排水溝肥屋肥溜等の改良牛馬耕兩毛作養蠶製茶植林水産業及必要農産物各種の改發其他牧畜紡績等の餘業計畫電改良地植樹風車建設等有らゆる遺利を收むるに至るまで他の獎勵を受くるもなほ未だ之を行はざる者もありと雖も、素より此等の中には情況に由り或は悉く行はれざるものあるべしとするも、其行はるべきものにして猶ほ之を行はざるものは返へすも口惜しきことなり。是則義を見て之を爲さず善を聞て之を行ふの勇氣なきものにして農會員の責務を怠りたるの譬を免かれざるべし。論語爲政篇に子曰見義不爲無勇也と。スマイルス自助論第一編の四に邦國の盛昌は人民各自勉強の力と正直の行との總合せるものなり、邦國の衰退は人民各自懶惰にして自ら私し及穢惡の行の集合せるものなりと。又二宮翁夜話百三十九篇に我が道は至誠と實行とのみとあり。最も玩味すべし。

第四 農會員は益々農業上の知識を増し實驗を積まざるべからざること

農業を開發するは學理と實驗とに基かさるべからず、學理に通ぜざれば實驗の効を探り得難し。故に農會員は其經驗の許す限り自己の外其子弟をして農會其他農業に關係ある學校等に入學せしむべきは申すまでもなし。若し

相叶はずとも各種の農事講習會に入會せしめ、益々其知識を増し技能を授け以て農事の改良上進を圖り以て國家の富源を進むること急務中の急務なり。且獨り自己又は其子弟のみに限らず老幼婦女に至るまで、たとひ一日限りの農談會又は農事講話會たりとも各自奮て多數出席して之を聴問し、勉めて之を實行すべし。剩さへ郡農會には農事監督又は囑託講師の時々巡回講話もあれば勉めて之に出席聴問し着々之を實行して斯業の開發を圖るべし抑も該學校講習會農談會講話會等の費用は農會員の負擔も多ければ自己又は其子弟をして入學若は入會せしめず又其他の者をして宜しく聴問せしめざるときは即己が出したる財を棄つると同じ事にて實に思はざるの甚しきものといはざるべからず。加之方今各地に農學校其他蠶糸山林水産各種共試験場又は講習所等の設あり各學校にも亦大抵其試験場又は練習場あり、たとひ之に入學することを得難きも可成之を併せ參觀して善く之を利用し以て斯業改發の參考に資るを急務とすべし。

第五 農會員は最規律を重んじ勇武を尙び公益を擴め遠く眼光を世界に放たざるべからざること

農會員は國家に對し最重大の責務を荷へるが故に常に他の儀表たることを心掛け、就中法令を守り農會其他各公團體の規定は勿論尤も部設置施行規定各要目の施行を忽にすることなく、苟も其決議に基く農會費其他の義務を怠らず、而して常に歳計を整理し、勉めて農場を整頓し兼て農産物の統計を正確にし、以て専ら施政上の便益を助くべし。統計若し正確ならざれば將た何を以て國を富ますの策を講ずることを得むや。農場若し整頓せざれば將た何を以て農事を進むるを得む。歳計若し整理せざれば將た何を以て我家を富ますことを得むや。且夫れ我邦は古來武を以て國を建て兵農一致の舊慣あれば常に尙武の心を養ふの方法を講ずべきは今更申すまでもなし。又平時戦時を論ぜず都べての公益上に率先して之を擴ぐることを勉め以て國家に貢獻せざるべからず。たとひ少數の農會員が農事を改發するも多數の農會員が依然舊習に安んずるときは其國益を爲すこと少きが故勉めて善く之を指導し齊しく之が改發を行ふべし、殊に地主は小作人を獎勵して之に知識及實益を傳へ、而して小作人は地

主に對し誠實勤勉ならざるべからず。剩へ我邦の農業界は古來因襲の久しき率ね舊習を墨守して改發の程度今尙低く耕地の農民に對し比較的狭小を免れず、海外列國の農業と並馳し難きことを憂ふ。是を以て農會員は苟も斯業改發の餘地ある限りは之を勉むると同時に資本を會し確實の方法を定め本邦又は他邦に適地を選び相團結して移植民の大計を立つること眼光を世界に放つて端緒なれ。

是歲十月十四日 地方有力家の疑獄大問題とも成るべき東海煙草株式會社の紛議を仲裁し事平穩に落着しることを得しめたり。若し余が雙方の懇囑に依り之が仲裁を爲すこと微かりせば該會社の損失より重役と株主との間に大波瀾を起し、重役入監の奇禍に罹るものあるは勿論、各重役間の損失分擔額に關しても議協はず不測の紛議を續出するは火を觀るよりも明らかかなり。落着に付雙方より厚き禮金を持參したるも、峻拒したり。(安註。是歲十月警田郡農會長報酬及旅費も悉皆辭退し。潔癖廉癖と人は評したるも、是父の性格なり。)

是歲十一月 戸田恒太郎、依田佐二平、尾崎伊兵衛、西ヶ谷可吉、高林維兵衛、石井研二等發企、目下の時局に處し又戦後の必要に應ずる爲百般經濟上の措置行動宜しきに適せしむるの策を縣下各方面有力者の間に講じ度との事にて實業懇話會を組織開會に付き案内されたるも、折あしく支障あり、乍残念出席致兼ねるに付き左様申遣はす。

地方經濟の發達を圖るの方法

學識經驗に乏しき者が名譽光榮ある本縣中最有力者を以て組織せらるゝ實業懇話會に加はるさへ恐縮なるに之に對し卑見を述ぶるは孔子に儒學、釋迦に說法なるも、儒に趙氏朱氏其他百家の説あり、佛に十三宗三十三派あり、耶蘇に新舊あると同じく地方經濟の發展を圖るの方法としても各自銘々の抱負あるべく、聊か卑見あれば御參考に供し度し。

抑も地方經濟の發展を圖らむとせば先以て地方の實業を改良發達せしめざる可らず、是平時に於て綽々然として最講究すべき問題なるも、戰時なりとて徒らに狼狽すべきに非らず。されば曾て余は日清戰役後日本國民體育論を著し識者の批評を乞ひしことあるが、其上篇中に夫れ戰敗れて辛苦艱難即臥薪嘗膽を爲すは當然といはむよりは寧ろ手後れと謂はざるべからず。余は戰勝ちてこそ一層辛苦艱難即臥薪嘗膽せざるべからずと絶叫せしことあり。而して今實業懇話會の如きは則ち縣下の最有力者相會し實業上の知識を交換し及之が指導方針を講究し傍ら實業各團體の氣脈を通暢し以て頗ら地方經濟の發展を圖る好機關たるが故に其の今日に産れたるは寧ろ晚きを憾むも、今日仍之を企てられしを歎ぶと同時に乍失禮一時流行の飲食會に奔らず、誠意之を繼續して益々之を持久するの策あらむことを切望す。夫れ本問題たる地方經濟の發展を圖るの方法を大別すれば三とす。第一種は法律の外行政廳に於て發する命令及其經費を支出又は交付し可及衡平に實業を保護獎勵するに在り、第二種は農會其他公共團體に於て發する規約規程及經費を以て各實業を獎勵鼓舞するに在り、第三種は私人が一個にて又は團結して適當の實業を起し又は之を盛にし以て生産を増進するに在り。此三種は宛も鼎足の如くなるを要す。

第一種なる法令は各實業を保護獎勵するに足るべく、事實に適切にして併かもよく時世の進運に先つあるを要す、而して從來不適切又は跛行的又は廢物的の感ある實業上の法令の依然たるは如何、例へば夫の耕地整理法中二重に認可の手續を煩はし農工銀行法中水産業に對しては之が貸付を許さず、農會法中に會費の徵收方法を確定せず、害蟲驅除豫防法中に農會の仕事に制裁せず此等は皆不適切なりといふべし。又米穀改良組合規則、山林組合規則、漁業組合規則等縣下一般に行はれざるは跛行的なりとせず、山林火災取締規則附帶訓令等の如きは廢物的なりといふべし。此等の改廢を爲すと共に將來實業の保護獎勵上新に發令を要するもの少からざるべし。加藤政府又は行政廳に於て其職權を以て徵收する經費に依り實業の保護獎勵を行ふの必要あり。就中縣下の最大多數を占むる農事の根本的改良を要すべき灌漑排水に關する河川の改良は時機を慮り經濟を考へ最必要と認む。

第二種に就ても普通農事蠶糸茶紙山林水産業其他商工業の益、改良發達を圖り以て勉めて地方の利益を増進する所なかるべからず。然るに農會員の素養未だ成らず耕地整理の基礎未だ立たず蠶糸茶業山林水産業及商工業の如きも一齊に未だ本縣としては進歩せず、尙改良發達を要すべきもの多し。

第三種にしても見るべきものは比較的寡し。就中茲に最も留意して心を戒むべきは即工場の寡少にして銀行等金融機關の多大なることなり。近頃歐米に在りては各地銀行の合併論漸く行はるゝに至れりと聞くも、是先鞭を着けたる美譽にして今本縣下の財産家に於て設立したる貸金銀行會社は既に百八十餘、資本金三千三百萬圓以上の上れるに、工場としては凡て僅に百六十、中輸出重要品たる製糸工場の如き僅に八十八ヶ所に過ぎず（三百十三萬七千五百八十八圓）其他各種の工場産出價格十萬圓以上の分を合して僅に七百九十二萬五千八百六十七圓にして直接經濟の利源たる有益の立場の勃興太だ稀なるは本縣下財産家が財政の都合工場の利益なきとに由るとは申し乍ら、一は其金力を金融機關に吸收され只利是圖るが爲めなりと斷言するを憚らず。金融機關の主腦を掌るものは率ね其地方有数の財産家が資本を固定し之に依り借金を爲すもの、多數は中以下に非らざれば倒産家なりとせば是金融とは申し乍ら財産家の囊中を肥すのみにして金融機關の便ある爲め細民又は倒産家をして却て苦境に沈淪せしむるの媒たるなきを保せざるなり。而して工場の如きも其方法宜しきを得れば比較的其利益は薄くとも之より生ずる工産物を輸出して國力を富まし、傍ら地方中以下細民を救済することを得べきが故に一舉兩得の美事なりといふべし。故に此千歳一遇の好機を逸せず、本縣下も亦夙に歐米の美譽に倣ひ率先して各地便宜の方法を執り銀行會社等を合併し必要の地には支店を置き資本預金を轉用して可成其地方最適當有益なる工場を勃興し以て其金力を活用するの方途を盡すべきなり。

然るに本會も亦余が豫測の通り此一會にて消滅し復た開けず、全く戰爭熱に浮びたる一時的の會合とは有力者の爲めに轉た憤慨に堪へざるなり。

是歲三月^三母^二子病みて遂に歿す。享年七十有九。母は幕末の家臣なる元末姫君様御附澁谷清太夫の女にして戸籍面に由り之を觀れば文政十年正月生なるも、生前親しく談る所に據れば文政十二年正月なるが如し。果して然らば享年七十有六なり。澁谷氏より嫁して父七甫の妻たるより六十年養父母に仕へて孝、夫に事へて貞、善く家を理む。實に我家中興の柱石たり。病歿の原因は慢性氣管支加答兒及胃患なりしも、俗に所謂老衰病とて、藥養兩ながら之を盡して毫も遺憾なかりき。殊に三男和三郎其側に侍し湯藥親しく嘗め厚く看護し、醫師としては鈴木幸太郎、縣藤一郎之に參與し長女鈴木かな、二女大友けい其他余及余が妻孥等亦専ら看護を助めり。五日葬儀を中泉町善導寺に行へり。亡母の遺志を繼ぎ極めて質素にし、加藤軍國多事の秋に付其訃音は親族及亡母生前知人の外之に報せざるに拘らず之を傳聞し、遠近知名の士期せずして多く葬儀に列す。當地稀有の盛葬なりしといふ。

祭文

明治三十七年十二月五日長子忠一闔族を代表し泣天叫地度みて

賢母の靈を祭る。語に曰く歳寒然後知松柏之後凋也と信なる哉、斯言也。夫れ松柏は四時常に鬱々他の草木に冠たるは歳寒の嚴冬に方り獨り凋まざるに在り。人も亦然り。困難の世に處して貞操清節能く家道を齊へ家名を揚ぐるは尋常婦人の爲す能はざる所なり。矧んや世の大困難に處するをや。回顧すれば我祖先以來凡そ二百二十有餘年、物換り星移り幾多の變遷を來せしと雖も未だ嘗て戊辰前後の如き大困難あることを聞かざるなり。此時に方り舊君の還政轉封に伴ひ其大困難の状態は當時忠一幼年にして之を詳悉することを得ざるものありといふと雖

も今尙ほ言笑の間に彷彿たることを覺ゆ。亡父の徳川舊將軍に従ひて西征するや、賢母は留守して儉素以て家計を整理し、子女覆育の大任を擔ひ、尋で戊辰の瓦解となるや、亡父を輔けて歸農の計を運らし、以て臣子の本分を全うせり。爾來親く耒耜を執りて未だ嘗て倦まず農耕に従事すること實に數年、其後駿河に移住するや亦専ら家政を料理し、父歿後忠一が官務に盡瘁することを得たるも亦賢母の力に頼らざるはなし。忠一曩に退官以來于今坐食し報酬旅費を受けずして聊か公職に盡すことを得而して子女の教育を全うすることを得る等皆賢母の功に非ざるはなし。由是觀之則ち松柏の歳寒に遭ふて凋まざると同じく、尋常婦人の爲し難きを爲し、辛苦經營以て我家道を齊へり。然而して本年夏以來健康ならず醫藥亦盡さざるなきも天之に齡を加へず、本月三日午後第一時を以て溘焉遂に不歸の客となれり。歿するに莅み辭色亂れず、從容自若、偶ま醫師の來診に逢ふや、頭を搖がし感勲是までの禮を語り終つて絶命せり。其常人に異ること率ね此類なり。嗚呼悲ひ哉。雖然齡己に古稀を過ぐることに實に九年、婦人として生前の行爲は諸れを後世に傳ふべきもの少からず。而して其爲す所儉素を旨とし、殊に公益の事業に貢獻することを辭せず。現に日本赤十字社終身社員及日本海員救済會員たり。其他各種の寄附金及救恤金を爲し、官廳の賞與を受けしこと枚擧すべからず、其詳細は別に之を保存せり。且つ常に國家を憂へ、子女の贈りたる金銭は毫も之を空費せず、率ね之を蓄積して親族故舊を助け、而して明治二十七八年日清戰役の際には自ら率先して軍事公債の募集に應じ、尋で京釜鐵道の株式を受け、本年日露開戦に方り亦自ら奮て國庫債券の募集に應じ、病褥に在りながら且暮陸海軍の戦況を聞くを以て樂みとし、絶命に至るまで之が全捷を祈りたり。故に身はよし地下に入るも魂は天地の間に磅礴して 皇軍の全捷を冥護せらるべし。方今軍國多事なるを以て賢母平生の素志を察し骨肉の外訃音を傳へず、且會葬を辭退したるにも拘らず、本日葬儀に莅み、斯く多數人士の御會葬を辱うせしは誠に我家の名譽なり、特に之を感謝すると同時に亦以て瞑ぜらるべし。唯憾む忠一の不肖碌々小官に止まり大に驥足を伸すことを得ざりしを。本日葬儀を行ふに敢て時流に倣はず追て相當の禮を爲すこ

と、し極めて質素を旨とす。是れ賢母の精神に基けり。然るを況んや軍國多事の秋をや。在天の靈來格尙享

甲辰の歳師走三日母君の身まかり給へるを悲みて

家の爲柱となりし母上ははかなく折れて逝くぞ悲しき

誰人も世を逝くものと知りながら分るゝ身こそいと悲しき

悼 母 逝

事夫貞節事親孝 開得吾家一世基 告地訴天呼不返 出林禽語亦如悲

宏の悼む言葉

人毎にみ年に足らぬ事なしといふ慰めも涙なりけり

來む春も共に雑煮を祝はんと契りし言を誰があだと知る

久方の月の桂を戴きて笑て語る夢はさめしか

誰が爲めに許ころをこめていそしまむ家をも名をも惜しむものは

かくとだに知らばみ側に侍りしを學に耽りし罪ぞ苦しき

うから皆み前に集賑はしく望みし年の行衛恨みる

いとせめて來む年までと祈りしに祈を空の風ぞうたてき

子等孫等みなつき／＼に榮行けば安く逝きませ願みなくに

身を盡し心を碎き幾年をあだと送りし母のなげきは

迎も早叶はぬことゝ知りつゝも尙繰り返へず獨り繰言

星殖ちて鴉一聲霜白し

綾部關の池田北堂君のみまかり給ひしを

うからやから八千とせませといのりしをなど百とせはこえずなりけむ

同春江の池田母君のみまかり玉ひしをかなしみて

つくしつるみどりも今はかひあらで君がなげきぞおもひやらるゝ

母の遺骸は中泉町共同火葬場に於て火葬し、同月八日之を先考の塋域に埋納す。其の墓表中に載する所左の如し。

右妻通稱柳森谷清太夫女也爲婦孝順克家而以高齡遂歿焉乃葬于此若夫事績則別存于記錄矣

男 忠 一 謹 識

右妻諡號池蓮院涼譽妙光大姉

明治卅七年十二月三日死

是歲十二月 本年勅令第二百二十七號を以て煙草製造所を見付町に創置せられたるにつき見付町會の

決議を以て感謝狀を受く。

是歲 磐田郡農會に於て盡せし事業率ね左の如し。

一、總會を開き明治三十七年度豫算及會是其他會則細則を改正し、重要農作物選拔競進會規定中遠物產品評會規則改正郡町村農會協議會規定町村農事監督規定日露交戦に關する報効規程細則縣農會褒賞規程功勞功績廣告審査準規等を定む。

二、日露交戦に關する報効の一端として戦病死傷者吊慰例を定め必ず之を吊慰し敵愾心を奮起せしむ。

三、同上として陸海軍の捷報ある毎に必ず慰問狀又は感謝狀を發送し以て三軍の志氣を鼓舞す

四、町村農會長同農事監督協議會を開き部設置施行規定要目細則標準を議決し之が施行に便益を與ふ

五、同上協議會を開き實地驅除豫防規則實施規定準則改正、勞働時間延長申合規約、輸入品防止申合規約各標準

を議決す

六、長野井通中泉御厨田原山名西淺羽福島見付各町村農作物選拔競進會褒賞授與式に臨み講話を行ひ農事を改發せしむ

七、前町村の外競進會を開き該農作物(堆肥共)の改發を促し巡回講話會を開き部設置施行規定要目の實行を促し多數農家の實益を増し其知識を進む

八、縣農會の委託に依り葉煙草耕作火力乾燥薑耕作試驗黃蓮試作經木眞田傳習所開始

九、國庫債券募集援助

右の外縣農會に貢獻し(常議員として)就中農會法令の改正を首導し耕地整理獎勵の手段を運らしたり。

同三十八年二月

靜岡縣士族協議會及舊靜岡藩士族年賀會を中泉町善導寺に開き、明治二十一年

中徳川舊藩主より拜領せし子女學資金所有權の確得及其處分規定等を決定す。

是歲同 國庫債券募集法に關し、靜岡縣知事に左の通り建議し、納れらる。

日露交戦終局ノ目的ヲ達スルト否トハ實ニ軍費ノ供給如何ニ存スルヲ以テ苟モ國家經濟ノ局ニ膺リ又ハ其樞機ニ參スルモノハ率先政費ノ節減ヲ圖リ戰時稅ノ均衡ヲ保チ財源ヲシテ空シク凋渴セシメザルハ固ヨリ言フ要セズ、而シテ其補足ハ國債ヲ募集スルニ在リ、故ニ國債ノ募集モ可成之ガ均衡ヲ保タザルベカラズ、然ルニ第一回ノ募集方法タルヤ中等以下ノ小資産家ヲ酷募シ大資産家ハ大概募入外トナリタルノ不均衡ヲ招キタルヲ以テ痛ク將來ヲ慨キ第二回募集ニ先チ會テ卑見ヲ上リシコトアリシガ幸ニモ第一回ノ募集方法ニハ二百圓以下ノ優先權ヲ廢セラレタルニ依リ稍之ガ均衡ヲ保ツニ至リシモ尙未ダ充分ナラザルノ遺憾アリ、第三回ニ迫ビ之ガ全キヲ得ベシト豫期シタルニ第三回ノ募集方法ヲ見テ一驚ヲ喫シタリ、何トナレバ該債券募集取扱銀行會社ガ多額ノ手数料ヲ食

リタルコト即是ナリ、抑モ今回ノ戰役ハ實ニ空前ノ大事舉國一致奉公ノ誠ヲ致スベキノ秋ニ方リ各銀行會社ハ須ク無手数料ヲ以テ特ニ之ヲ取扱フベキニ拘ラズ竊ニ聞ク夫ノ申込證據金ニ對シテハ百分三其他ノ拂込金額ニ對シテハ千分十二相當スル手数料ヲ徵セリト、果シテ然ラバ第三回八千萬圓ノ募集額ニ對シ實ニ八十萬圓以上ノ手数料ヲ收メラレ實際政府ニ收入スル所ノ金額ヲ減損スルコト甚シキヲ加ヘリ、大資産家ハ姑ク之ヲ合キ小資産家ニ至リテハ粒々辛苦ノ金ヲ以テ之ニ應ジタルモノナレバ空シク銀行會社ノ腹肥トナリシコトヲ記憶シテ豈ニ撫然タルコトナキヲ得ンヤ、加施該手数料多キガ爲メ各銀行會社ハ種々陋劣ノ手段ヲ逞クシテ劇争シ應募者ヲシテ殆ンド取捨ニ苦マシメタリ、隨テ職務上當然勸ムベキ官吏ノ力ヲ用フルノ薄キニ至リテハ其弊害モ亦鮮小ナラザルコトヲ杞憂ス、今ヤ旅順開城ノ好機ニ乘ジ第四回國庫債券應募ノ舉アリトセバ第三回ノ如キ銀行會社ノ手数料ヲ全廢シ無手数料ヲ以テ取扱ハシメ陋態ヲ再ビセシメザル様大藏大臣ニ至急内申相成度云々

是歲同月 遠江國報德社總會に於て社業擴張及社長岡田良一郎彰功式、二宮翁五十年祭舉行の件建議可決さる。

是歲六月 日露講和條約上に付政府をして龍頭蛇尾の折衝に出でず、我國權を失墜せざらしめんが爲め一木法制局長官を経て左の上表書を提出すると同時に縣下の有力家に檄して之に盡すの方針を知らしむ。

講和ニ關スル上表

維時明治三十八年六月十有三日東海逸民池田忠一恭シク桂首相閣下ニ上表ス。伏シテ惟ルニ日露戰役ハ實ニ曠古ノ大戎事ニシテ我邦興亡ノ繫ル所ナリ、幸ニ上 陛下及歴代 神靈ノ威烈ト下陸海軍ノ忠勇ニ頼リ以テ今日ノ捷果ヲ收メタリト雖モ此戰局ノ尙悠久ナルコトヲ豫想シテ舉國一致咸ナ能ク堅忍ノ覺悟ヲ極メリ、而シテ頃口聞ク